

令和4年度
老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

令和4年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

中山間地域等における移動支援を中心とした

生活支援に関する調査研究

報 告 書

令和5年(2023年)3月

NTT DATA

株式会社 NTTデータ 経営研究所

目次

第1章 調査研究の概要.....	4
1. 本事業の背景・目的.....	4
2. 調査内容.....	5
3. 実施体制.....	5
4. 検討委員会の設置・開催.....	6
第2章 アンケート調査研究の概要.....	8
1. 調査概要.....	8
(1) 調査の目的・方法・実施時期.....	8
(2) 調査項目.....	9
(3) 回答結果.....	11
2. 調査の結果.....	12
(1) 調査結果概要.....	12
(2) 市町村アンケート調査結果（福祉部門、交通関連部局）.....	15
(3) 県アンケート調査結果（福祉部門、交通関連部局）.....	26
第3章 インタビュー調査.....	34
1. 調査概要.....	34
(1) 調査の目的・方法・実施時期.....	34
(2) 調査項目.....	35
2. 調査の結果の概要.....	36
(1) インタビューを実施した6自治体の取組一覧.....	36
(2) スクールバス一般混乗（飯塚市（福岡県））.....	41
(3) 予約乗合タクシー運行事業（飯塚市（福岡県））.....	46
(4) ほんわカー（武雄市（佐賀県））.....	49
(5) 高齢者移動支援（「かんころ号」「しののめ号」）（武雄市（佐賀県））.....	53
(6) チョイソコうんぜん（雲仙市（長崎県））.....	55
(7) SmartGOTO（新上五島町（長崎県））.....	63
(8) 青瀬あいのり交通（薩摩川内市（鹿児島県））.....	70
(9) 南種子町コミュニティバス（南種子町（鹿児島県））.....	76
第4章 成果報告会.....	80
1. 実施の背景・目的.....	80
2. 開催概要.....	80
3. 開催結果.....	83
(1) 開催結果概要.....	83
(2) 開催の様子.....	84

第5章 調査事業の成果と考察	85
1. 本研究事業の成果	85
(1) アンケート調査から得られた成果	85
(2) インタビュー調査結果	88
2. 調査結果に基づく考察	89
第6章 参考資料	91
県アンケート調査票（福祉部門）	92
県アンケート調査票（交通関連部局）	95
市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局共通）	98
県アンケート調査結果（福祉部門/交通関連部局）	145
市町村アンケート調査結果（福祉部門/交通関連部局）	151
市町村アンケート調査結果別冊	162

第1章 調査研究の概要

1. 本事業の背景・目的

九州・沖縄において中山間地域¹に指定されている市町村は 180、人口は約 602 万人、高齢化率は、約 36.5%となっている。

中山間地域等では、産業の低迷や担い手不足が深刻化し、地域によっては集落機能の維持や買い物等に支障を来すなど大変厳しい状況となっている。

九州・沖縄の中山間地域は人口減少に加え高齢化が進んだ深刻な状況にあり、国の推計によると、2045 年には高齢化率 50%以上の農業集落が九州全体の約 62%を占めるという調査結果も示されている。

中山間地域の特徴は、家々が広範囲かつ点在しており、それが険しい傾斜地であったりするため、そこに暮らす高齢者の移動や日常生活をどのように支援していくかという大きな課題に直面している。

このような中山間地域における地域包括ケアシステムの構築は、都市部のように各種地域資源が充実している地域とは異なる対応が必要である。

地域公共交通網が整理・縮小されたり、未整備であったりするため、移動手段を自ら確保できない高齢者に対する移動支援や生活支援も含めた対応が必要となるが、行政だけで対応することは困難なため、事業者や住民と協働し、限られた地域資源を把握・組み合わせて対応する体制の構築が喫緊の課題の一つである。

高齢者の移動手段の確保にあたっては、日頃の移動実態やニーズを踏まえた上で、まずは自治体の交通政策として公共交通で担うことを模索し、高齢者の利便性と公共交通の持続性の向上に取り組むことが必要であり、これまでも各自治体において各種施策が検討・実施されてきている。

しかしながら、中山間地域等を多数抱える九州・沖縄の市町村においては、これまでの行政単独の施策だけでは、高齢者の移動支援を中心とした生活支援の見通しが立たず地域包括ケアシステムの構築阻害の要因となっている。これまでの移動手段確保策に加え、福祉政策との融合や民間の生活支援サービス（移動販売等）の活用、情報通信技術等を活用した次世代移動サービス MaaS（マース=モビリティ・アズ・ア・サービス）等も視野に検討・実

¹ 中山間地域は、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 32 条の適用される要件に該当する過疎地域」、「離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域」、「半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域」、「山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村のいずれかに該当する地域」と定義

施することが必要である。

本事業では、九州・沖縄の市町村に対して、地域包括ケアシステムの構築に資する中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援事例や構築方法を普及させることを目的とし、以下の３点を実施した。

- ・ 中山間地域等における高齢者の移動支援を中心とした生活支援に関する施策の実施状況の収集・整理
- ・ 移動支援に関する先行事例の収集
- ・ 市町村への成果報告（フィードバック）

2. 調査内容

（１）アンケート調査

九州・沖縄県内の市町村（274 市町村）および九州・沖縄の 8 県を対象にアンケート調査を実施した。中山間地域等における高齢者の移動支援を中心とした生活支援に関する施策の実施状況、そこに至るまでの経緯や取組内容、財源、移動支援の利用状況や課題と要因について把握・整理を行った。

（２）インタビュー調査

アンケート調査（Web 調査）や、九州・沖縄からの推薦等により、先行事例と想定される市町村の取組について 6 自治体にヒアリングを行った。取組の経緯（ニーズ把握を含む）、事業内容、財源、連携団体、今後の予定等、構築に至るまでのプロセス等について、ヒアリングし整理を行った。

（３）成果報告会の開催

アンケート調査の実施結果を報告するとともに、地域特性に応じた取組や持続可能性の高い取組を実施している自治体の事例発表を行った。

さらに、九州厚生局、九州運輸局の取組紹介（行政説明）を行い、自治体の事業担当者の更なる移動支援の取組検討の参考になるよう成果報告会を開催した。

3. 実施体制

本事業の実施体制を以下に示す。（図表 1-1）

図表 1-1 事業実施体制

氏 名	所属・役職
朝長 大	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット アソシエイトパートナー
埴 由布子	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット マネージャー

大岡 裕子	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット シニアインフォメーションリサーチャー
山下 優花	株式会社 NTT データ経営研究所 ライフ・バリュー・クリエイションユニット コンサルタント

4. 検討委員会の設置・開催

本事業は検討委員会を設置し、調査を行った。

多様な知見・経験を活かして、実務的で活発な議論が可能となるよう、学識経験者や関係団体など各カテゴリの有識者に、本事業の検討委員会の委員に就任いただいた。(図表 1-2)

図表 1-2 検討委員会の委員一覧 (50 音順)

カテゴリ	氏 名	所属・役職
委 員	今村 直輝	社会福祉法人まりあ 総務課 事務長
	大井 尚司	大分大学 経済学部門教授
	大園 佳子	鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課 地域包括ケア対策監
	河崎 民子	NPO 法人全国移動サービスネットワーク 副理事長
	慶田 佳春	一般社団法人沖縄県バス協会 専務理事
	清水 直樹	社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長
	中川原 達也	九州バス協会 専務理事
	永田 康浩	長崎大学医学部 地域包括ケア教育センター長
	西野 厚史	社会福祉法人済昭園（さいしょうえん）居宅相談部 部長 （嬉野市塩田地区地域包括支援センター）
	溝部 一晴	大分県国東市高齢者支援課高齢者支援係 主幹兼係長
	宮田 太一郎	社会医療法人関愛会 法人本部 地域福祉推進室長 （元 国東市 第1層生活支援コーディネーター）
	渡邊 憲一	九州乗用自動車協会 専務理事

※所属・役職は2023年3月時点

検討委員会は全3回開催し、主にアンケート調査、インタビュー調査の内容、結果の取りまとめの方向性について意見交換を行った。開催概要は下記に示す。(図表 1-3)

図表 1-3 検討委員会実施概要一覧

第1回検討委員会	
開催日時	2022年 9月 26日(月) 15時30分～17時30分
開催場所	Web開催
主な議題	・ 本事業の概要説明 ・ アンケート調査意見交換（調査対象・実施方法、アンケート項目） ・ インタビュー調査意見交換（インタビュー観点・項目、インタビュー候補）
第2回検討委員会	
開催日時	2022年 12月 1日(木) 13時00分～15時00分
開催場所	Web開催
主な議題	・ アンケート調査状況報告（アンケート結果暫定版の報告、取りまとめの方向性検討） ・ インタビュー調査意見交換（インタビュー先の選定方法の検討） ・ 成果報告会について（開催内容の検討）
第3回検討委員会	
開催日時	2023年 2月 21日(火) 15時00分～17時00分
開催場所	Web開催
主な議題	・ アンケート調査結果・取りまとめ報告（アンケート結果の報告、取りまとめ内容の検討） ・ インタビュー調査結果報告（インタビュー調査の結果報告） ・ アンケート・インタビュー調査結果まとめ ・ 成果報告会について（開催概要の報告）

第2章 アンケート調査研究の概要

1. 調査概要

(1) 調査の目的・方法・実施時期

九州・沖縄の市町村（274 市町村）の福祉部門と交通関連部局、および県（8 県）の福祉部門と交通関連部局を対象に WEB アンケート調査を実施した。市町村については中山間地域等における「高齢者の移動支援に関するニーズの把握状況」「高齢者の移動支援の取組の実施状況」「高齢者の移動支援の取組の評価」「広域連携」「高齢者の移動支援の課題」について、県については「市町村による移動支援の取組の把握状況」、市町村に対する「支援の内容」「支援の課題」を把握・整理した上で、福祉部門と交通関連部局の連携の可能性や県による支援の在り方を提言することを目的とした。

アンケート調査の実施概要を以下に示す。（図表 2-1）

図表 2-1 アンケート調査実施概要

項目	県		市町村	
アンケート対象	8		274	
実施方法	アンケート依頼状・調査要綱・質問票を、厚生局から各県の福祉部門へメール送信	アンケート依頼状・調査要綱・質問票を、運輸局から各県の交通関連部局へメール送信	厚生局から各県の福祉部門経由で市町村の地域包括ケア担当者にメール転送	運輸局から各県の交通関連部局経由で市町村の交通関連部局担当者にメール転送
回答方法	1. URL からアンケートサイトにアクセスして回答 2. （サイトにアクセスできない場合）質問票（エクセル）に直接記載いただき、事務局問い合わせメールアドレスに送信			
回答期間	2022 年 11 月 4 日/7 日～11 月 30 日（票上回答期限） ※12/31 まで延長			

(2) 調査項目

アンケート調査の項目を以下に示す。(図表 2-2、図表 2-3)

図表 2-2 市町村アンケート項目

区分	設問
1. 回答者情報	・ 中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している部・課の名称
2. ニーズの把握状況	・ 中山間地域等の高齢者の移動支援に対する課題意識、移動支援ニーズの把握方法、移動支援を必要としている高齢者の人数の把握状況
3. 実施状況	・ 中山間地域等の高齢者の生活を支える地域資源の充足度、移動支援の実施状況、移動支援以外の生活援助サービス ・ 市町村内の移動支援の取組：道路運送法、移動手段、担い手別の分類によって実施している取組を選択して、次の各設問に回答する ➤ 施策上の位置づけ（取組の名称、主管担当課、道路運送法上の位置づけ、介護保険上の位置づけ、設立経緯、対象者区分・利用者数） ➤ 運営について（運送主体、事業者の協力の有無と内容、運送車両の調達方法と定員別運行台数、運行ルート・範囲、運送の対価、運営費用・助成金、デジタル技術の活用）
4. 評価	・ サービス利用者の数（ニーズに対する充足率）、収支、利用者の満足度、非利用者の利用希望、等を定量的/定性的に把握しているか ・ 移動支援を評価する体制
5. 課題	・ 取組を進める際の課題（ニーズ把握、担い手不足、広域連携、法制度・法規制に関する情報不足、予算不足、車両確保、職員の時間的制約、職員の専門知識、等） ・ 課題に対する対応策、今後の方針

図表 2-3 県アンケート項目

区分	設問
1. 回答者情報	・ 中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している部課の名称
2. 市町村による移動支援の取組の把握状況	・ 市町村が施策として実施している移動支援の取組の把握状況

3. 市町村に 対する支援	・ 市町村の取組に対する支援（実態把握、相談窓口・アドバイザーの設置、補助金、会議体や計画策定の支援、庁内の交通関連部局との連携支援、市町村間連携の支援、事業者を中心とした広域連携の支援等） ・ 実態把握支援の詳細（県からデータを提供、国等の分析結果や計画を紹介、データの入手方法を教示、アンケート等の実施方法・データの集計分析方法を教示等）
4. 課題	・ 中山間地域等の高齢者の移動支援を進める際の課題（ニーズ把握、担い手不足、広域連携、法制度・法規制に関する情報不足、予算不足、車両確保、職員の時間的制約、職員の専門知識等）

(3) 回答結果

県対象の調査については、福祉部門、交通関連部局のそれぞれで 7 県が回答した。市町村対象の調査については、福祉部門は 101 市町村が回答（回答率 36.9%）、交通関連部局は 132 市町村が回答（回答率 48.2%）した。アンケートの回答結果を以下に示す。（図表 2-4）

図表 2-4 アンケートの回答結果

	県調査		市町村調査				
	福祉	交通		福祉		交通	
	回答数		自治体数	回答数	回答率	回答数	回答率
全体	7	7	274	101	36.9%	132	48.2%
福岡県			60	31	51.7%	26	43.3%
佐賀県			20	12	60.0%	12	60.0%
長崎県			21	8	38.1%	16	76.2%
熊本県			45	7	15.6%	28	62.2%
大分県			18	9	50.0%	12	66.7%
宮崎県			26	5	19.2%	9	34.6%
鹿児島県			43	19	44.2%	20	46.5%
沖縄県			41	10	24.4%	9	22.0%

2. 調査の結果

(1) 調査結果概要

移動支援に関するアンケート調査の結果概要を以下に示す。(図表 2-5、図表 2-6)

図表 2-5 市町村アンケート結果から得られた移動支援の現状と課題

観点	調査結果
課題・ニーズ把握	・ 中山間地域等の高齢者の移動支援を課題として認識している割合は福祉部門・交通関連部局の双方において9割前後を占めた。 ・ 地域資源が不足していると認識している市町村ほど、中山間地域等の高齢者に対する移動支援施策について、「実施の必要性を感じているが実施していない」と回答する割合が多かった。 ・ 交通関連部局と比較して福祉部門において、より多い割合の市町村が、「移動支援施策の必要性を感じているものの実施していない」と回答した。 ・ 移動支援のニーズについては、定量的な把握方法としては両部局とも「自治体独自のアンケート」を挙げる割合が最多であり、定性的な把握方法としては、福祉部門では民生委員や住民、医療・介護関係者からの情報提供、交通関連部局では民生委員や住民、公共交通等の事業者からの情報提供が多く挙げられた。 ・ 福祉部門・交通関連部局の双方の1割前後が特にニーズ把握を行っていない。 ・ 移動支援を必要とする高齢の交通弱者の数については、福祉部門・交通関連部局の双方の8割近くが定量的に把握していない。 ・ 福祉部門では生活活動の場面別に2～3割、交通関連部局では4割前後が地域資源の充足度を把握していない。 ・ 福祉部門・交通関連部局の双方において、「第三者機関に評価を依頼している」場合に、その他の評価体制の場合と比較して、より多くの方法で移動支援ニーズの把握を行っている。 ・ 福祉部門では、市町村内関係者あるいは第三者機関を問わず何らかの評価体制を持っている場合に、評価体制がない場合あるいはその他の評価体制の場合と比較して、高齢の交通弱者の数をより客観的な方法で把握している。交通関連部局では、評価体制によって交通弱者の数の把握状況に差は見られなかった。
実施状況	・ 中山間地域の高齢者の移動を支える交通手段として、福祉部門は「路線バス」「デマンドバス・タクシー」「市町村やNPO等による有償運送」を多く挙げ、交通関連部局は「デマンドバス・タクシ

	一」「路線バス」「市町村やNPO等による有償運送」を多く挙げた。 ・ 移動支援以外の高齢者の生活を支えるサービスとして、福祉部門は「配食」「見守りサービス」「移動販売」を、交通関連部局は「移動販売」「配食」を多く挙げた。 ・ 交通関連部局の3割強が、移動支援以外の高齢者の生活を支えるサービスは「特にない」と回答しているのに対して、福祉部門では5%にとどまった。
評価	・ 福祉部門・交通関連部局の双方とも、「市町村内関係者」が評価を実施している割合が最多であった。 ・ 移動支援の取組の評価指標をみると、福祉部門も交通関連部局も「サービス利用者数」が最多、次いで「利用者満足度」だった。一方、交通関連部局では「収支」の回答も多かった。
課題	・ 福祉部門では、今後の移動支援の取組の方針について、4割が「高齢者等の移動支援に協力する担い手を増やす（ドライバー、オペレーター以外）」ことを挙げている。交通関連部局では、「対象区分内の利用者の拡大をはかる」が最多で4割弱、「自治体内の運行地域の拡大をはかる」との回答が3割だった。 ・ 福祉部門・交通関連部局の双方とも、4分の1が「移動支援の取組については現状維持をはかる」と回答している。

図表 2-6 県アンケート結果から得られた移動支援の現状と課題

観点	調査結果
市町村による移動支援の取組の把握状況	・ 市町村の取組の把握状況をみると、福祉部門ではアンケート回答があった全県が各市町村の取組の実施の有無を把握している、もしくは把握を試みている。一方で、移動手段や実施主体、運行範囲などの取組の詳細については、把握の必要性を感じてはいるものの実際の把握が進んでいない。県の交通関連部局の回答は「把握している」と「把握の必要性を感じているが未実施」のいずれかに二極化している。
市町村に対する支援	・ 県が市町村に対して実施している支援策については、市町村が県に求める支援策の内容とほぼ合致した。 ・ 県が提供する中で最も市町村に活用されている実態把握の支援策は、福祉部門では「県や市町村福祉部門が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」が約3割あり、交通関連部局では「県や自治体の交通関連部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」が約

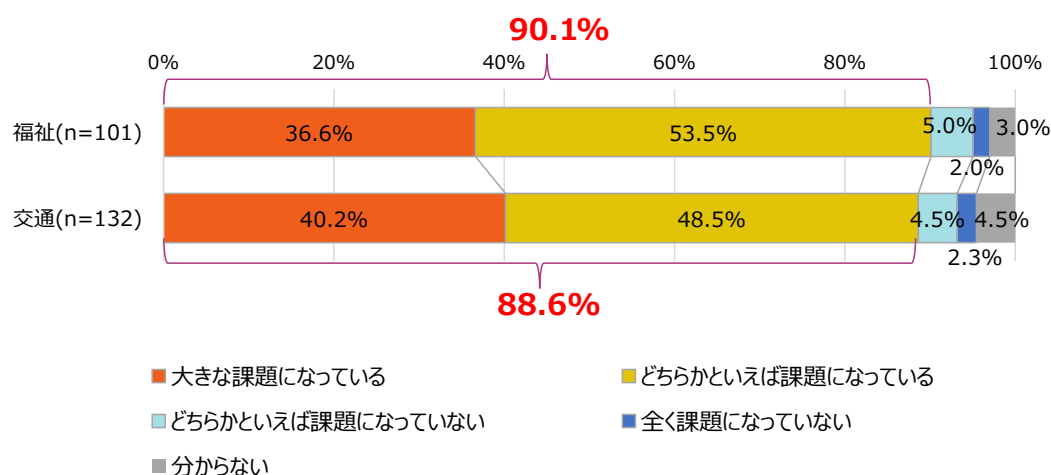
	1.3 割だった。 ・ 2 県が独自でアンケート調査を実施している一方で、市町村における県のアンケート調査の活用割合は 2%未満だった。また、公共交通利用状況や公共交通に関する公的な統計や国が実施した調査については県による支援施策に含まれておらず、市町村による活用状況も 0.1 割%から 1 割にとどまっている。
課題	・ 市町村支援を行うにあたっての課題をみると、全体に福祉部門の方が交通関連部局に比較して課題があると回答する割合が高く、7 県中 5 県が「県職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない」、「公共交通担当課との連携・協力が十分でない」と回答した。 ・ 交通関連部局が最も課題と考えている項目は「市町村の人員が不足している」で、3 県が該当すると回答した。令和 5 年度以降に市町村支援の実施を予定・検討している県は、福祉部門で 7 県、交通関連部局で 4 県だった。

(2) 市町村アンケート調査結果（福祉部門、交通関連部局）

① 課題意識

中山間地域等の高齢者の移動支援に対する課題意識をみると、福祉部門、交通関連部局とも9割前後が「大きな課題となっている」あるいは「どちらかといえば課題になっている」と回答した。（図表 2-7）

図表 2-7 中山間地域等の高齢者の移動支援に対する課題意識（択一回答）



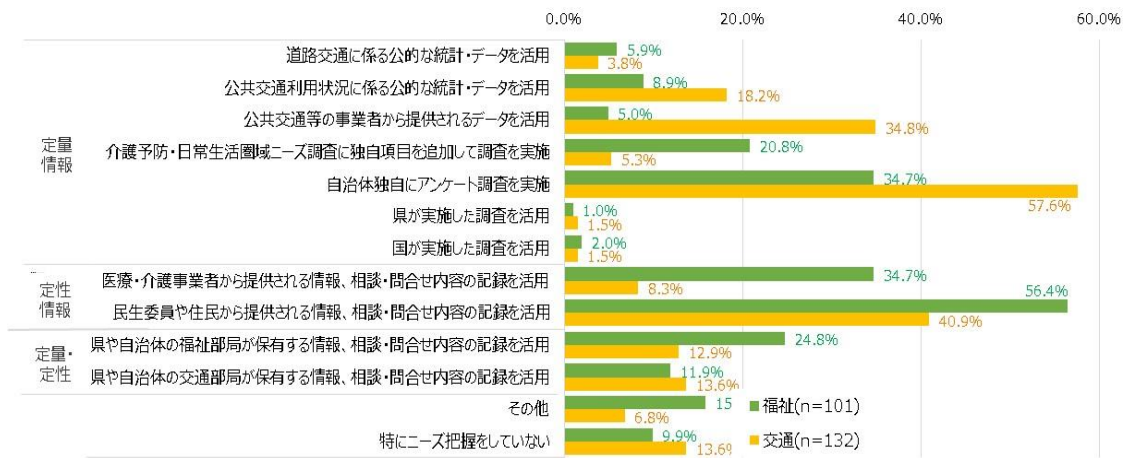
② 移動支援ニーズの把握状況

高齢者の移動支援ニーズの把握方法は、福祉部門では、「民生委員や住民から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を活用」が56.4%で最も多く、次いで「医療・介護関係者から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を活用」「自治体独自にアンケート調査を実施」が34.7%だった。

交通関連部局では、「自治体独自にアンケート調査を実施」が57.6%で最も多く、「民生委員や住民から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を活用」が40.9%、「公共交通等の事業者から提供されるデータを活用」が34.8%だった。

福祉部門で9.9%、交通関連部局で13.6%が「特にニーズ把握をしていない」という回答だった。（図表 2-8）

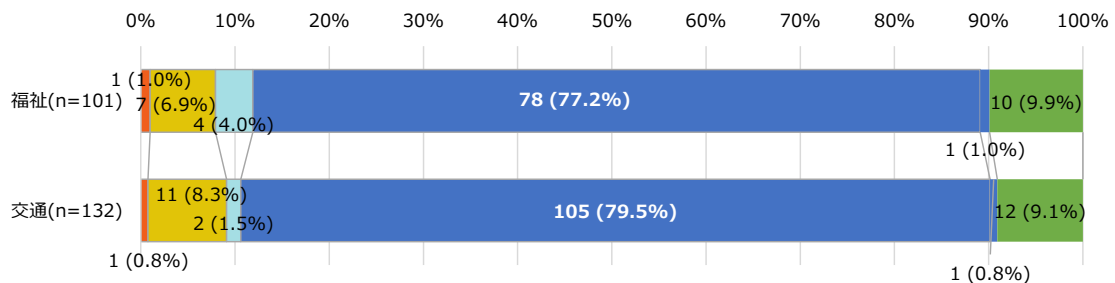
図表 2-8 中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法（複数回答）



③ 移動支援を必要とする高齢者の人数の把握状況

移動支援を必要としている高齢者（高齢の交通弱者）数の把握状況をみると、「定量的には把握していない」と回答した割合は、福祉部門で 77.2%、交通関連部局で 79.5%だった。（図表 2-9）

図表 2-9 中山間地域等で移動支援を必要としている高齢者（高齢の交通弱者）の人数の把握状況（択一回答）



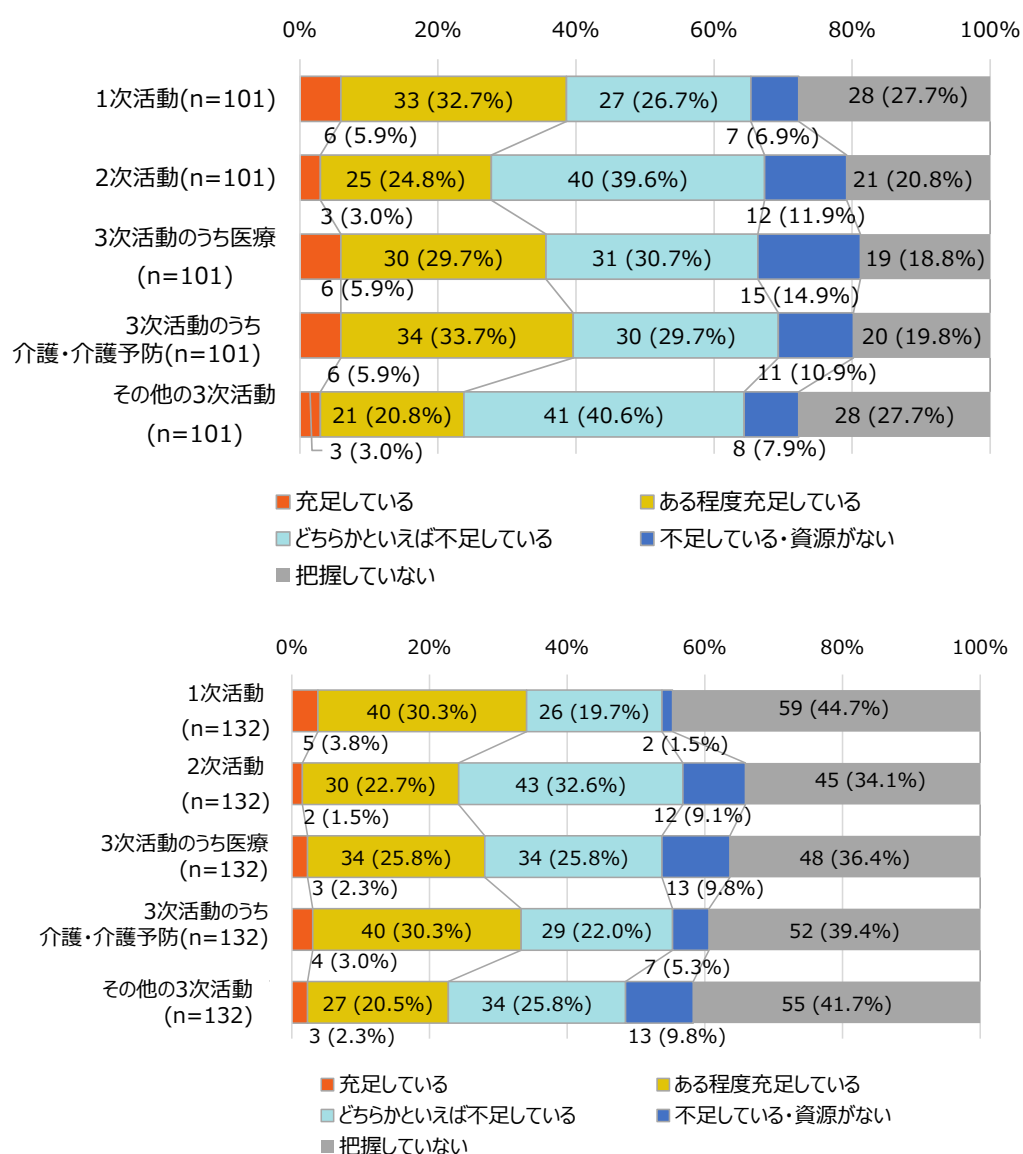
- ある程度正確に定量把握している
- 大まかな人数を把握している（アンケート、サンプル調査、既存データを基にした推計などによる）
- 担当者の肌感覚でおおまかに把握している
- 定量的には把握していない
- 該当する高齢者はいない
- 把握状況そのものが不明

④ 高齢者の生活を支える地域資源の充足度

中山間地域等の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支える地域資源の充足度をみると、「どちらかといえば不足している」と「不足している・資源がない」を合わせた割合は、福祉部門では、「2次活動」（家事、買い物、仕事等）で51.5%、医療や介護・介護予防を除く「その他の3次活動」で48.5%、交通関連部局では「2次活動」が41.7%、次いで「3次活動のうち医療」と「その他の3次活動」が35.6%だった。

地域資源の充足度を「把握していない」と回答した割合は、福祉部門では活動の種類を問わず2～3割、交通関連部局では4割前後を占めた。（図表 2-10）

図表 2-10 中山間地域等の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支える地域資源の充足度（択一回答）（上段：福祉部門、下段：交通関連部局）



※生活場面にかかる分類は「総務省統計局 令和3年社会生活基本調査に準ずる分類」に基づく。

1次活動： 睡眠、身の回りの用事、食事

2次活動： 通勤・通学、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物

3次活動： 移動（通勤・通学を除く）、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・自己啓発・訓練（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、その他

※本分類では、医療や介護・介護活動は3次活動に含まれるが、本調査においては「医療」と「介護・介護予防」を分けて設問を設計している。

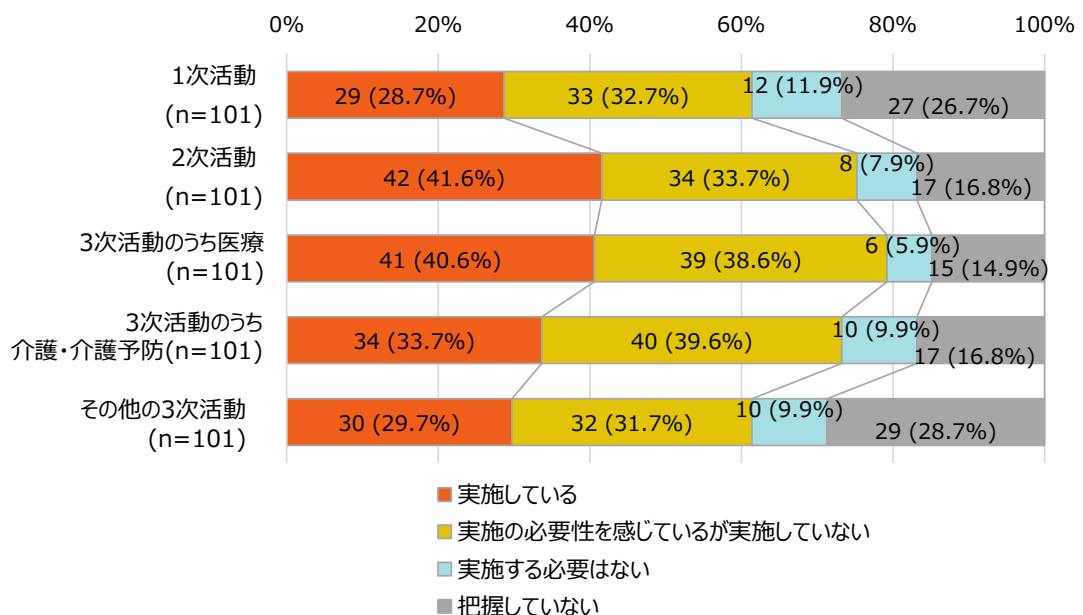
⑤ 高齢者の生活を支える移動支援施策

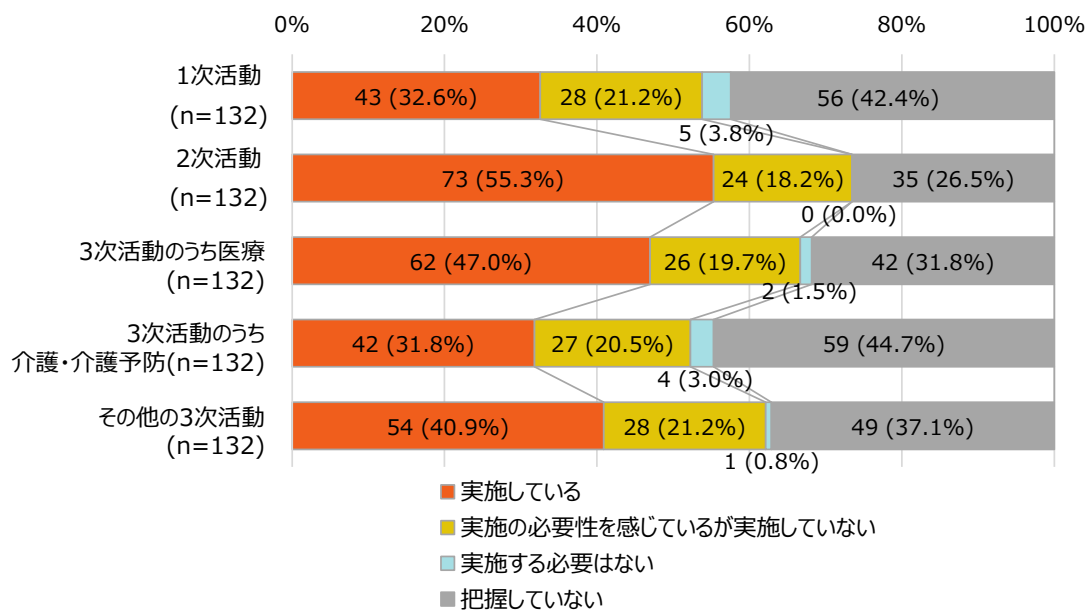
中山間地域等の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支えるための移動支援の実施状況をみると、福祉部門では、「2次活動」で最も多く41.6%、次いで「3次活動のうち医療」で40.6%が実施していた。

交通関連部局では、いずれの場面においても回答が「実施している」と「把握していない」に二極化する傾向がみられた。

福祉部門と交通関連部局の回答を比較すると、移動支援施策の実施状況について「実施している」と回答する割合は福祉部門より交通関連部局で多い傾向がみられた。一方で、「把握していない」と回答する割合についても福祉部門より交通関連部局で多い傾向がみられた。（図表 2-11）

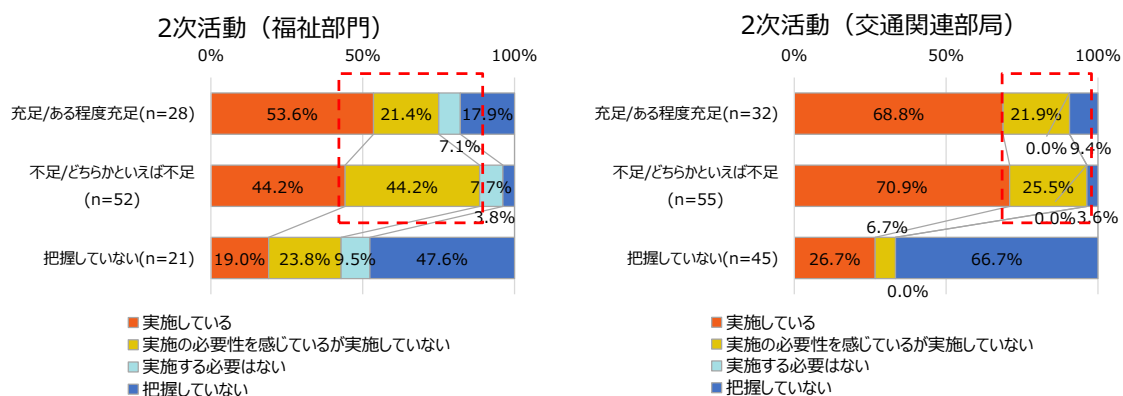
図表 2-11 中山間地域等の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支えるために実施している移動支援施策（択一回答）（上段：福祉部門、下段：交通関連部局）





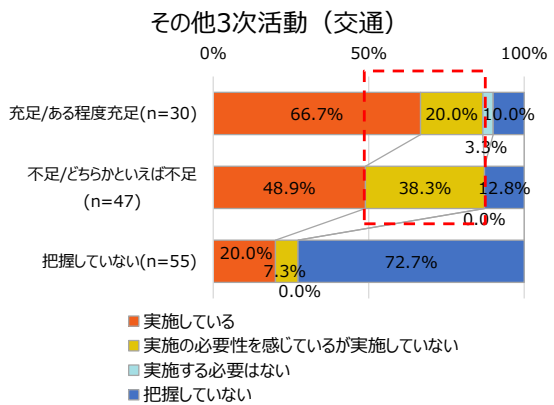
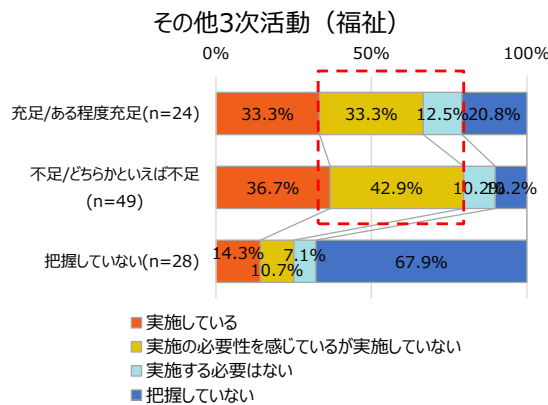
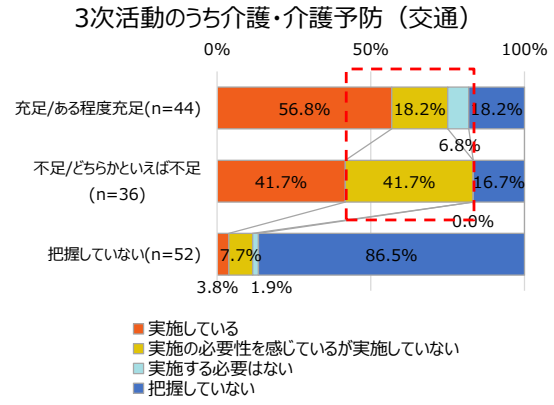
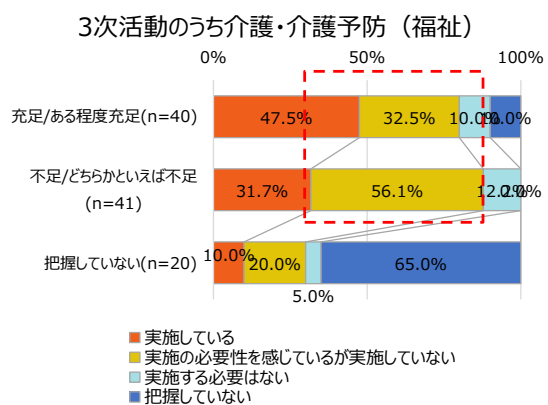
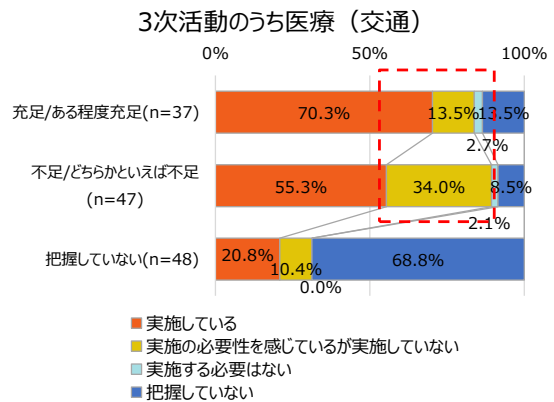
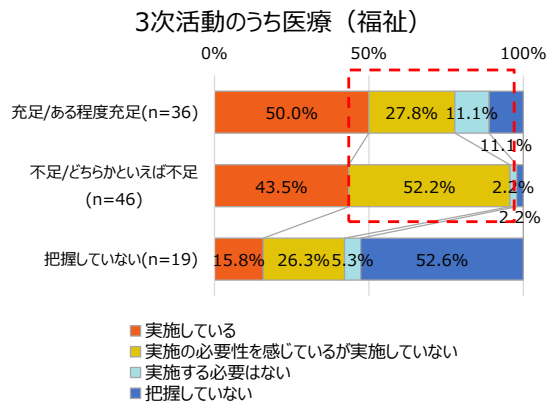
さらに、地域資源の充足度別に移動支援の実施状況をみると、地域資源が不足²している場合には、充足³していると回答した場合と比較して、「実施の必要性を感じているが実施していない」と回答する割合が多かった。この傾向は2次活動、3次活動の各生活場面に共通している。(図表 2-12)

図表 2-12 生活の場面別 地域資源の充足度別 移動支援施策の実施状況



² 「不足している・資源がない」、「どちらかといえば不足している」のいずれかに回答した場合

³ 「充足している」、「どちらかといえば充足している」のいずれかに回答した場合

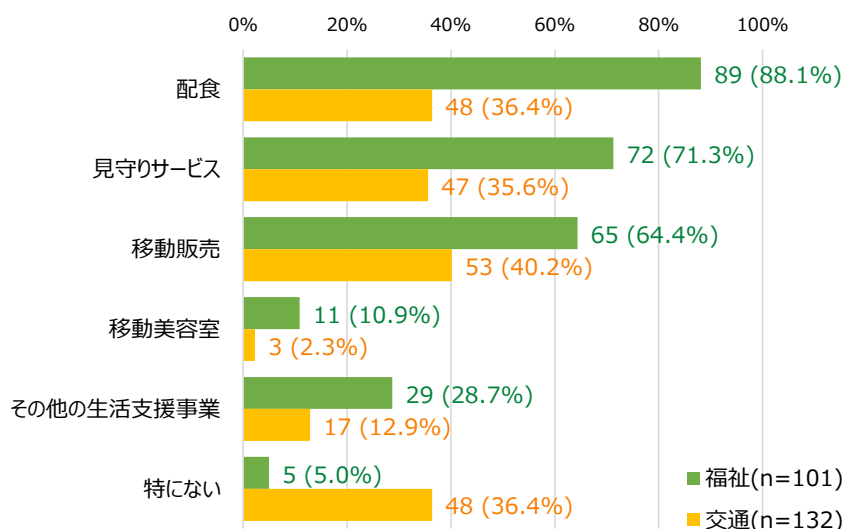


⑥ 高齢者の生活を支える移動支援以外のサービス

移動支援以外のサービスでは、福祉部門の回答では「配食」が88.1%と最も多く、次いで「見守りサービス」が71.3%、「移動販売」が64.4%であった。交通関連部局の回答では「移動販売」が40.2%、次いで「配食」が36.8%だった。

移動支援以外で高齢者の生活を支えるサービスが「特にない」とする回答は、福祉部門では5.0%、交通関連部局では36.4%だった。（図表 2-13）

図表 2-13 中山間地域等の高齢者の生活を支える移動支援以外のサービス（複数回答）

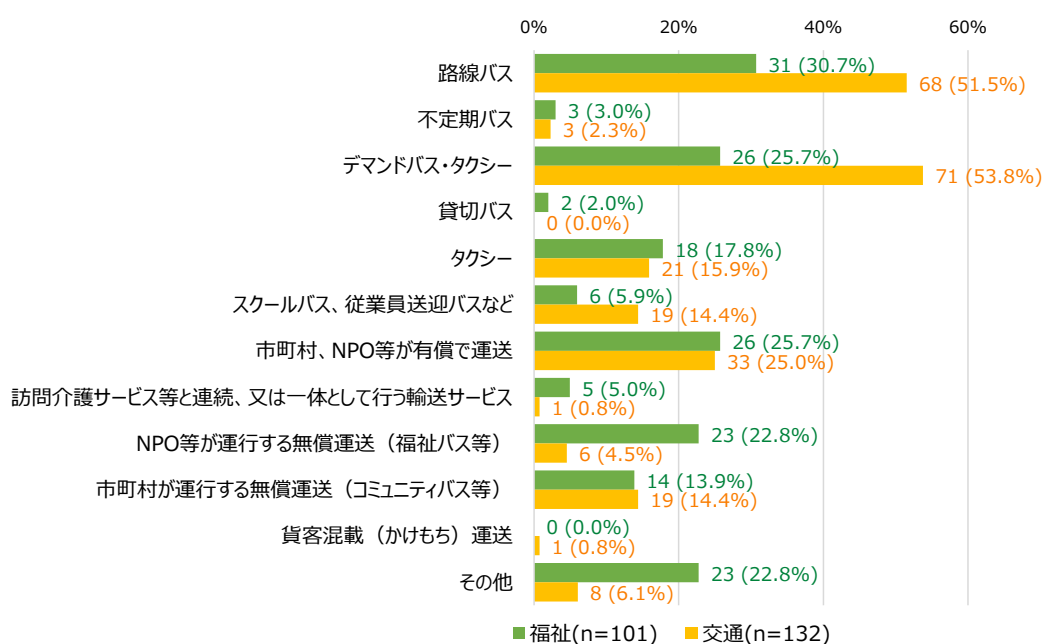


⑦ 実施している取組

中山間地域等の高齢者に対して市町村が実施している移動支援の取組についてみると、福祉部門では「路線バス」が 30.7%で最も多く、次いで「デマンドバス・タクシー」「市町村、NPO 等による有償運送」が 25.7%だった。

交通関連部局では「デマンドバス・タクシー」が最も多く 53.8%、次いで「路線バス」が 51.5%、「市町村、NPO 等による有償運送」が 25.0%だった。（図表 2-14）

図表 2-14 実施している移動支援の取組（複数回答）

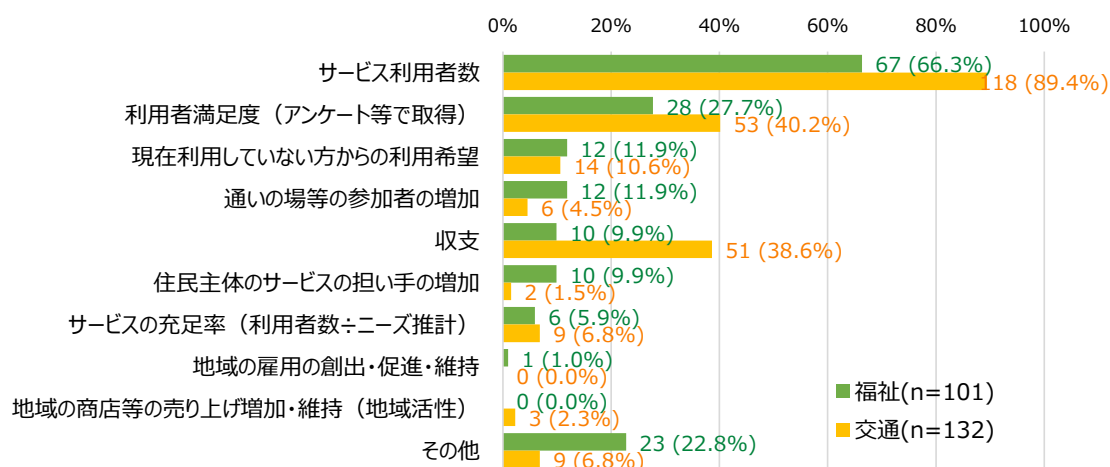


⑧ 評価指標・評価体制

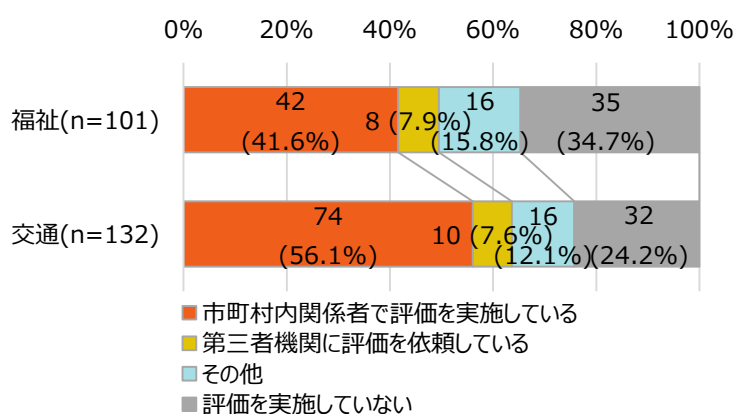
移動支援の取組の評価指標をみると、福祉部門も交通関連部局も「サービス利用者数」が最も多くそれぞれ 66.3%、89.4%が採用していた。福祉部門では、次いで「利用者満足度」が 27.7%であった。一方、交通関連部局では「利用者満足度」は 40.2%、「収支」が 38.6%だった。（図表 2-15）

評価体制では、福祉部門も交通関連部局も「市町村内関係者」が評価を実施している割合が最多だった。（図表 2-16）

図表 2-15 移動支援の取組の評価指標（複数回答）



図表 2-16 移動支援の取組の評価体制（択一回答）



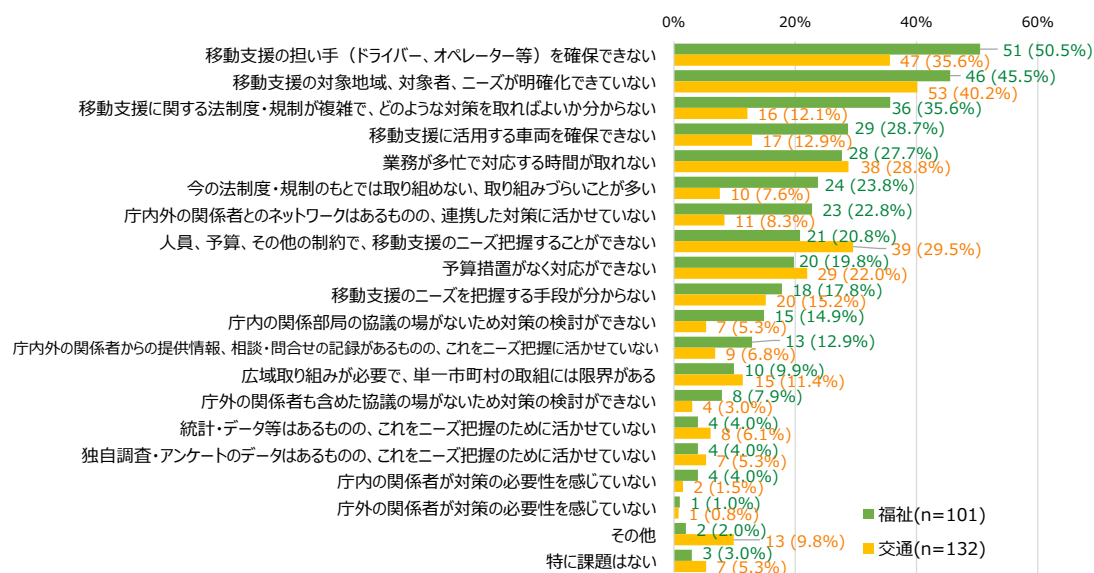
⑨ 課題

移動支援における課題をみると、福祉部門では「移動支援の担い手（ドライバー、オペレーター等）を確保できない」が最も多く 50.5%、次いで「移動支援の対象地域、対象者、ニーズが明確化できていない」が 45.5%だった。

交通関連部局では「移動支援の対象地域、対象者、ニーズが明確化できていない」が最も

多く 40.2%、次いで「移動支援の担い手（ドライバー、オペレーター等）を確保できない」が 35.6%だった。（図表 2-17）

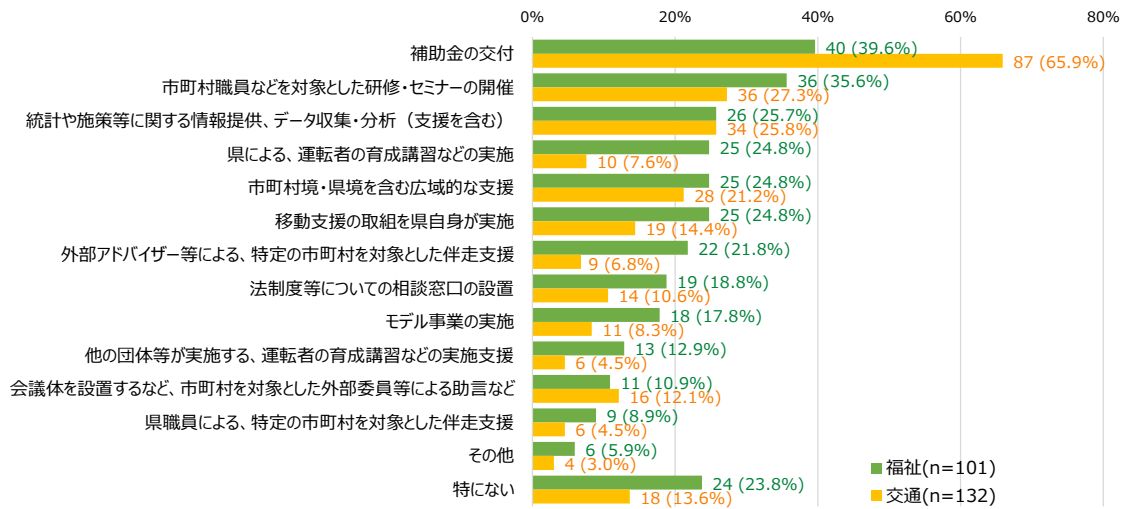
図表 2-17 移動支援の課題（複数回答）



⑩ 県から必要な支援

県から必要な支援をみると、福祉部門も交通関連部局も「補助金の交付」が最多で、それぞれ 39.6%、65.9%だった。続く項目の順位も共通しており、次点の「市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催」はそれぞれ 35.6%、27.3%、「統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析」はそれぞれ 25.7%、25.8%だった。（図表 2-18）

図表 2-18 県から必要な支援（複数回答）

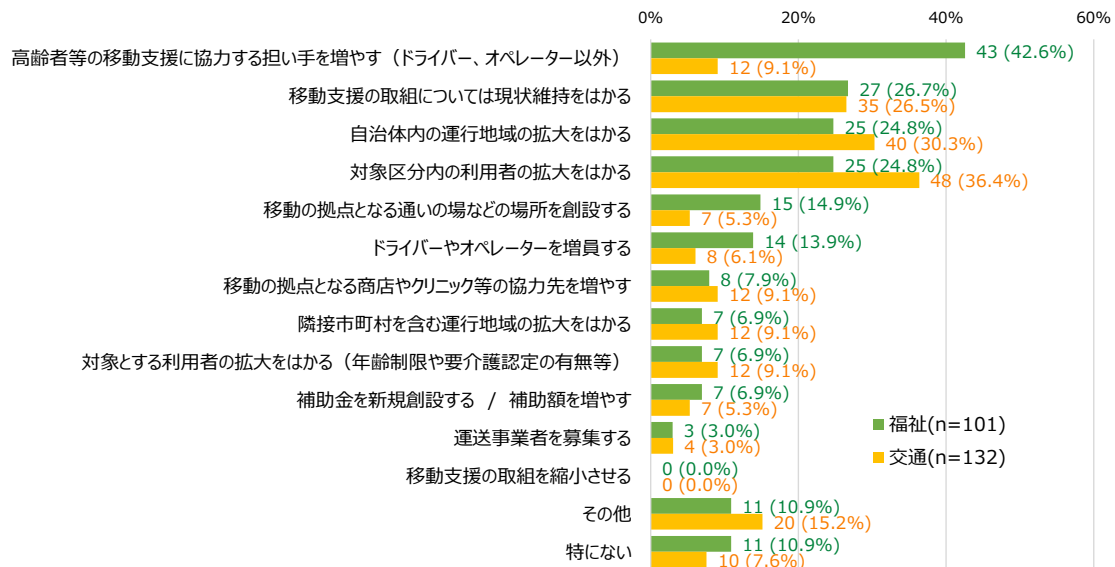


⑪ 今後の取組方針

今後の移動支援の取組の方針をみると、福祉部門では「高齢者等の移動支援に協力する担い手を増やす（ドライバー、オペレーター以外）」が最も多い42.6%で、次いで「移動支援の取組については現状維持をはかる」が26.7%だった。

交通関連部局では、「対象区分内の利用者の拡大をはかる」が最多の36.4%、「自治体内の運行地域の拡大をはかる」が30.3%、「移動支援の取組については現状維持をはかる」が26.5%だった。（図表 2-19）

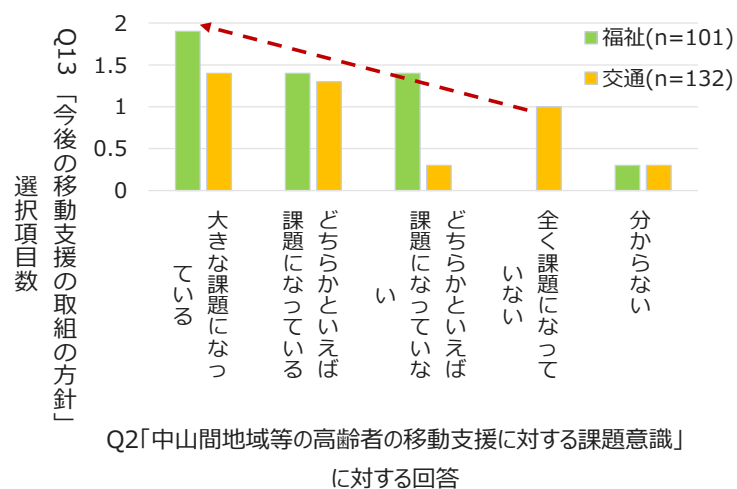
図表 2-19 今後の移動支援の取組の方針（複数回答）



さらに、今後の取組方針について、各市町村の課題意識別にみると、移動支援に対する課

題意識が強い市町村ほど、今後の移動支援の取組について定めている方針の数が多い傾向がみられた。(図表 2-20)

図表 2-20 今後の移動支援の取組の方針（複数回答）



※Q13 の回答選択肢のうち、「11 移動支援の取組については現状維持をはかる」、「12 移動支援の取組を縮小させる」、「13 その他」、「14 特にない」の 4 項目を除く 1～10 の選択肢の選択項目数を集計対象とした。

(3) 県アンケート調査結果（福祉部門、交通関連部局）

⑫ 担当部課

中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している県内の部課の体制をみると、いずれの部局も「単一の部課で担当」が5県であった。うち1県では、福祉部門の担当課が庁内の移動支援施策全般を担当していた。（図表 2-21）

図表 2-21 中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している部課の体制

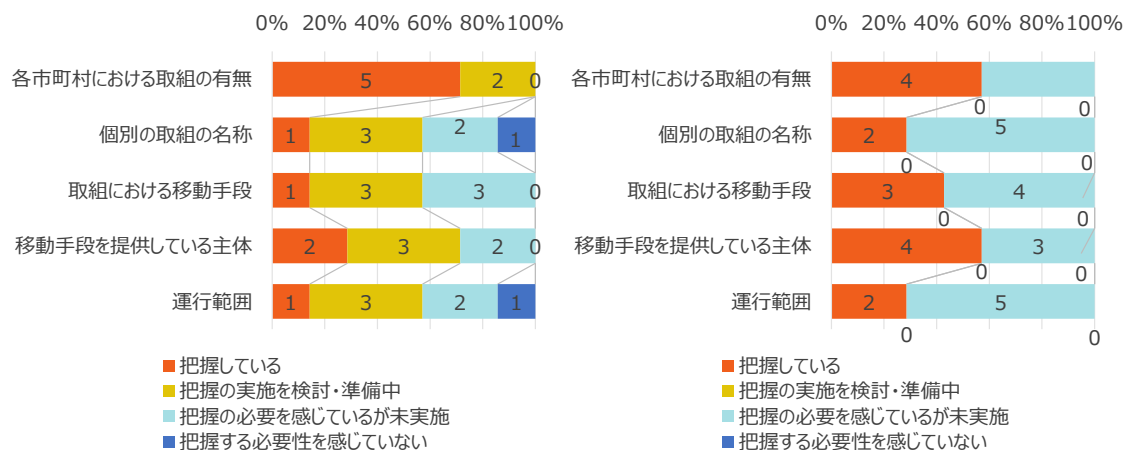
	福祉 (n=7)	交通 (n=7)
単一の部課で担当	5	5
複数の部課で担当	1	1

⑬ 市町村の取組の把握状況

市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組についての把握状況をみると、福祉部門では回答した全県が、各市町村の取組の実施の有無を把握、もしくは把握しようとしている。一方で、移動手段、主体、運行範囲などの詳細については、把握の必要性を感じてはいるものの実際の把握が進んでいない。

交通関連部局では「把握している」と「把握の必要性を感じているが未実施」のいずれかに回答が二極化した。（図表 2-22）

図表 2-22 管下市町村における中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対する把握状況（左：福祉部門（n=7）、右：交通関連部局（n=7））

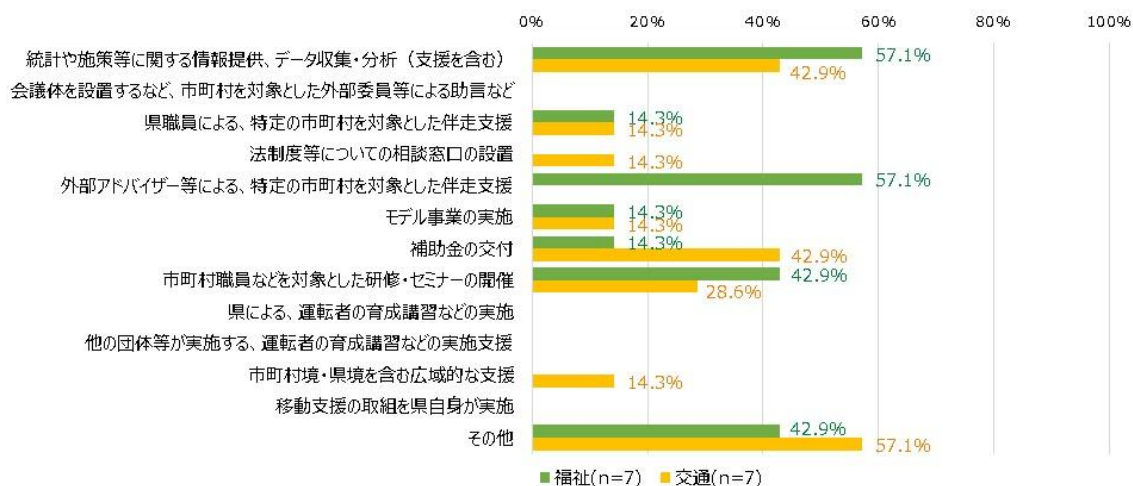


⑭ 市町村に対する支援の実施状況

管下の市町村における移動支援の取組に対する支援の実施状況をみると、福祉部門では「統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」、「外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援」について各4県が「実施している」と

回答した。交通関連部局では「統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」、「補助金の交付」について、各 3 県が「実施している」と回答した。（図表 2-23）

図表 2-23 管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して、実施している支援



県による支援策に対する市町村の要望と県による支援策の実施状況を対比すると、全体としては、県が実施している支援策は市町村からの要望が高い施策となっている。

福祉部門では、市町村が県に求める支援策 7 つのうち 20%以上の市町村が要望した「市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催」「統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」「外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援」は 3 県以上が実施していたものの、更に要望の多い（約 25%の市町村が要望する）「運転者の育成講習」「広域的支援」「県主導による移動支援の実施」については提供している県はなかった。

交通関連部局では、20%以上の市町村が県に求める支援策 4 つのうち、「補助金の交付」、「市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催」、「統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」について、2 県以上が実施していた。（図表 2-24）

図表 2-24 市町村支援策に対する市町村の要望状況と県による実施状況の対比
(上段：福祉部門、下段：交通関連部局)

市町村調査Q12「県から必要な支援」、 県調査Q4「管下の市町村（中略）に対して実施している支援」 回答選択肢	市町村福祉部 門が求める支援 (n=101)	順位	県福祉部門にお ける支援状況 (n=7)
7 補助金の交付	39.6%	1位	1県
8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催	35.6%	2位	3県
1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）	25.7%	3位	4県
9 県による、運転者の育成講習などの実施	24.8%	4位	0県
11 市町村境・県境を含む広域的な支援	24.8%	4位	0県
12 移動支援の取組を県自身が実施	24.8%	4位	0県
5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援	21.8%	8位	4県
4 法制度等についての相談窓口の設置	18.8%	9位	0県
6 モデル事業の実施	17.8%	10位	1県
10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援	12.9%	11位	0県
2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など	10.9%	12位	0県
3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援	8.9%	13位	1県
13 その他	5.9%	14位	3県
14 特になし	23.8%	7位	

※市町村の 20%以上が支援を求める項目に赤枠を設定

※複数の県が支援を実施している項目をイエローに着色（「その他」を除外）

市町村調査Q12「県から必要な支援」、 県調査Q4「管下の市町村（中略）に対して実施している支援」 回答選択肢	市町村交通関 連部局が求める 支援(n=132)	順位	県交通関連部局 における支援状況 (n=7)
7 補助金の交付	65.9%	1位	3県
8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催	27.3%	2位	2県
1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）	25.8%	3位	3県
11 市町村境・県境を含む広域的な支援	21.2%	4位	1県
12 移動支援の取組を県自身が実施	14.4%	5位	0県
2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など	12.1%	7位	0県
4 法制度等についての相談窓口の設置	10.6%	8位	1県
6 モデル事業の実施	8.3%	9位	1県
9 県による、運転者の育成講習などの実施	7.6%	10位	0県
5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援	6.8%	11位	0県
3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援	4.5%	12位	1県
10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援	4.5%	12位	0県
13 その他	3.0%	14位	4県
14 特になし	13.6%	6位	

※市町村の 20%以上が支援を求める項目に赤枠を設定

※複数の県が支援を実施している項目をイエローに着色（「その他」を除外）

⑮ 実態把握の取組に対する支援

市町村による実態把握の取組に対する支援をみると、福祉部門も交通関連部局も「県内外の自治体の取組に係る事例の紹介」が最も多く、それぞれ3県が該当した。

福祉部門では、2県が「県独自にアンケート調査を実施」しており、1県が「県の福祉部門が保有する記録を提供」し、「民間団体や住民団体等から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供」している。(図表 2-25)

図表 2-25 管下市町村における実態把握の取組に対する支援の詳細（複数回答）

回答選択肢	福祉(n=7)	交通(n=7)
県内外の自治体の取組に係る事例の紹介	3 県	3 県
県独自にアンケート調査を実施	2 県	—
県の福祉部門が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供	1 県	—
民間団体や住民団体等から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供	1 県	—
道路交通に係る公的な統計・データを提供	—	—
公共交通利用状況に係る公的な統計・データを提供	—	—
公共交通等の事業者から提供されるデータを提供	—	—
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自項目の追加を推奨し、県において調査結果を分析	—	—
県独自にヒアリング調査を実施	—	—
県の交通関連部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供	—	—
医療・介護事業者から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供	—	—
その他	—	—

市町村が移動支援ニーズを把握する方法のうち、県が提供する情報で最も活用されているものは、福祉部門では「県や自治体の福祉部門が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」の24.8%であり、交通関連部局では「県や自治体の交通関連部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」の13.6%であった。

福祉部門では2県がアンケート調査を実施している一方で、市町村による活用状況は1.0%にとどまっている。(図表 2-26)

図表 2-26 市町村が実施しているニーズ把握の方法のうち、県が提供しうる情報等に
関する県の支援状況（上段：福祉部門、下段：交通関連部局）

市町村調査Q3「中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法」より、県が提供可能な記録・情報の一覧	市町村福祉部門が実施しているニーズ把握方法(n=101)	県福祉部門による支援状況(n=7)
県や自治体の福祉部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用	24.8%	1県が「情報提供」を実施、3県が「事例紹介」を実施
県や自治体の交通部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用	11.9%	「情報提供」を実施している県はない。3県が「事例紹介」を実施
公共交通利用状況に係る公的な統計・データを活用	8.9%	提供している県はない
道路交通に係る公的な統計・データを活用	5.9%	提供している県はない
国が実施した調査を活用	2.0%	
県が実施した調査を活用	1.0%	2県が「独自にアンケート調査実施」。ヒアリング調査結果を提供している県はない。
市町村調査Q3「中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法」より、県が提供可能な記録・情報の一覧	市町村交通関連部局が実施しているニーズ把握方法(n=132)	県交通関連部局による支援状況(n=7)
公共交通利用状況に係る公的な統計・データを活用	18.2%	提供している県はない
県や自治体の交通部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用	13.6%	「情報提供」を実施している県はない。3県が「事例紹介」を実施
県や自治体の福祉部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用	12.9%	1県が「情報提供」を実施、3県が「事例紹介」を実施
道路交通に係る公的な統計・データを活用	3.8%	提供している県はない
国が実施した調査を活用	1.5%	
県が実施した調査を活用	1.5%	アンケート調査、ヒアリング調査の結果を提供している県はない。

※県が情報提供を実施している項目に赤枠を設定。公的な統計・データや国による調査にあたる項目に緑枠を設定。

⑯ 市町村に対する補助

市町村に対する補助金制度の概要を以下に示す。(図表 2-27)

図表 2-27 市町村に対する補助金制度

県名	福祉	交通			
	A県	B県	C県	D県	D県
補助金の名称	買い物弱者対策導入支援事業費補助金	地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金	C県生活交通維持・活性化総合交付金	[D県生活圏づくり]地域課題解決支援事業	地域移動手段確保支援事業
1市町村あたりの補助対象期間		1年	1年	1年	1年
交付先市町村数(実数)	6市町村	4市町村	43市町村	3市町村	0市町村
1市町村あたりの補助上限額	820千円	1,849千円	—	3,000千円	2,000千円
補助制度の開始時期	2020年4月	2021年4月	2010年4月	2020年4月	2022年5月
補助対象経費(複数選択)					
1 ニーズ調査などの費用	○	○			○
2 運行委託費		○	○		
3 車両購入費			○	○	
4 車両リース代		○	○		○
5 ガソリン代等実費	○	○			
6 コーディネーター等の人件費		○			
7 運転者の育成講習費		○		○	○
8 勉強会・セミナー等開催費	○	○			○
9 その他		○			
その他内容		チラシ等の広報費、車体掲示用マグネット等の作成費			
補足情報			補助上限額は各市町村の支出額に応じて按分	2020年度、2021年度は上限2ヵ年で6000千円の補助事業を実施	

⑰ 広域的な支援

県による広域的な支援については、1 県の交通関連部局が「隣接する市町村間・県間の協議・調整に参加」、「市町村境・県境をまたぐ移動手段の確保と市町村への仲介」を実施していると回答した。(図表 2-28)

図表 2-28 市町村境・県境を含む広域的な支援の詳細

回答選択肢	福祉(n=7)	交通(n=7)
隣接する市町村間・県間の協議・調整に参加	—	1 県
市町村境・県境をまたぐ移動手段の確保と市町村への仲介	—	1 県
市町村境・県境をまたぐ生活圏域や住民の日常的な移動範囲に関する情報や分析結果を提供	—	—
市町村と交通事業者・施設運営事業者との協議・調整に参加	—	—
その他	—	—

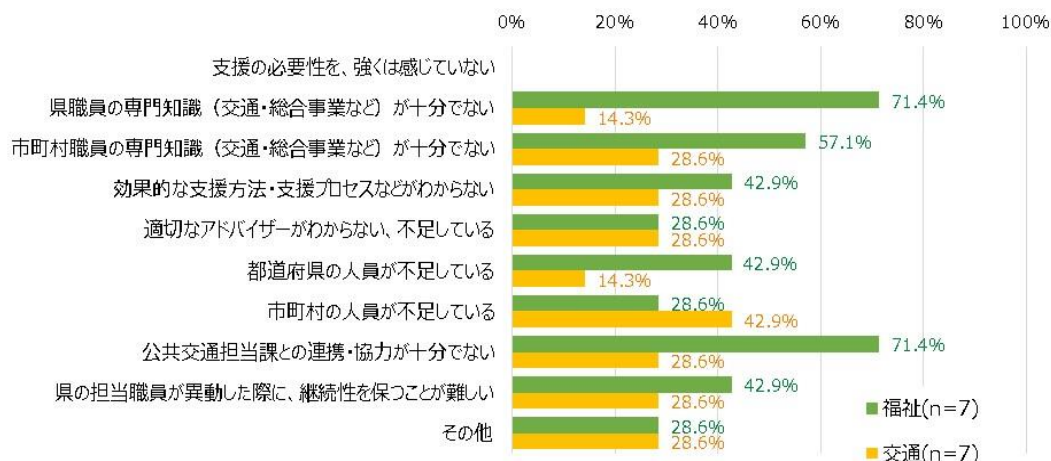
⑱ 市町村支援を行うにあたっての課題

市町村支援を行うにあたっての課題をみると、全体に福祉部門の方が交通関連部局に比較して課題意識が強く、7 県中 5 県が「県職員の専門知識(交通・総合事業など)が十分に

ない」「公共交通担当課との連携・協力が十分でない」と回答した。

交通関連部局で最も該当の多かった項目は「市町村の人員が不足している」で、3 県が該当すると回答した。（図表 2-29）

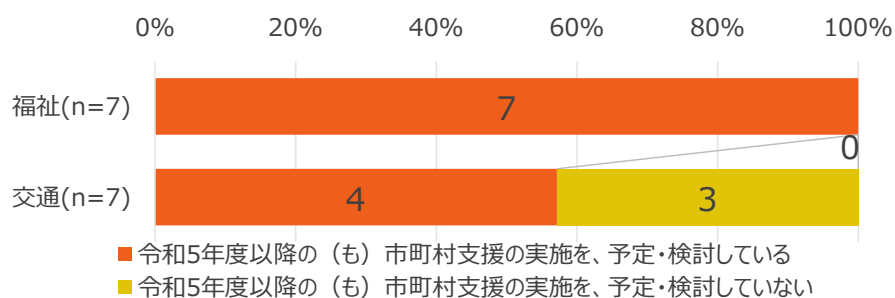
図表 2-29 市町村支援を行うにあたっての課題（複数回答）



⑭ 今後の市町村支援の実施予定

令和 5 年度以降に市町村支援の実施を予定・検討している県は、福祉部門で 7 県、交通関連部局で 4 県であった。（図表 2-30）

図表 2-30 今後の市町村支援の実施予定（択一回答）



⑳ 所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、意見等

所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、意見等について、以下に示す。

(図表 2-31)

図表 2-31 所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、意見等
(自由記述)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市町への効果的な支援方法・支援プロセス等がわからないので、先進的な取組を行っている市町村の取組およびその支援方法・プロセス等について情報共有いただきたい。(福祉部門)・ 関係課や運輸局等との調整が難しい(市町村意見) ・ 移動支援に取り組めていない市町村は、移動支援をつくり上げるプロセス・対象者のニーズを把握，既存資源の活用，ボランティア等人材確保体制づくり等のノウハウを有していない。(福祉部門) |
|---|

第3章 インタビュー調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的・方法・実施時期

九州・沖縄の 274 市町村を対象に実施したアンケート調査の結果および九州・沖縄の 8 県からの紹介等により、「自治体が主体的に各種調整を行い、かつ地域資源を活用した持続可能性のある取組」の観点から 6 市町村を選定し、インタビュー調査を実施した。

インタビュー調査対象の選定の観点と調査実施概要、および実際にインタビューを実施した 6 自治体の取組名称等を以下に示す。(図表 3-1)

図表 3-1 インタビュー調査実施概要

調査対象選定の観点	・ 人材を含む地域資源の活用を行っている自治体 ・ 地域活性・街づくりの要素が含まれる自治体 ・ 移動支援を通じて高齢者の生活支援を行っている自治体 ・ ニーズ把握に特徴があると想定される自治体
実施期間	・ 2022 年 12 月 27 日（火）～2023 年 2 月 24 日（金）
調査対象地域/ 担当部署/ 取組名称	- 福岡県飯塚市：地域公共交通対策課 ➤ スクールバス一般混乗（スクールバス） ➤ 予約乗合タクシー運行事業の取組（デマンドバス・タクシー） - 佐賀県武雄市：企画政策課 / 福祉部健康課 ➤ ほんわカー（デマンドバス・タクシー） ➤ 高齢者移動支援事業（市町村・住民が有償で運送） - 長崎県雲仙市：政策企画課 ➤ チョイソコうんぜん（デマンドバス・タクシー） - 長崎県新上五島町：総合政策課地域づくり班 / 健康保険課 ➤ SmartGOTO（デマンドバス・タクシー） ➤ 訪問介護事業（許可を受けた自家用車両による有償運送） ※事業者主体で実施しているため、詳細不明 - 鹿児島県薩摩川内市：経済政策課 ➤ 青瀬あいのり交通（NPO などによる自家用有償旅客運送） ➤ NPO 等が実施する自家用車両による無償運送 ※住民がボランティアで実施しているため、詳細不明 - 鹿児島県南種子町：企画課企画開発係 ➤ 南種子町コミュニティバス（スクールバス）

(2) 調査項目

アンケート調査の結果に基づき、現在の移動支援の取組を開始するためのニーズ把握の方法や取組に至った背景、実施体制や関係機関等、取組の今後の展開について確認を行うため、以下の通り調査項目を設定した。(図表 3-2)

図表 3-2 インタビュー調査の主な調査項目

インタビューの観点	インタビュー項目
1. 取組背景・概要	- 取組のきっかけ - 地域課題、ニーズ・課題の把握方法 - 取組内容の概要 - 実施主体 - 取組を実施するにあたっての関係者 - 利用者像や傾向、利用方法（運行範囲） - コロナ禍で運行を継続している工夫 - 受けている補助 - 収支率 - 事故への備えと保険
2. 移動支援の取組に至るまでの経緯	- 取組開始までのプロセスおよび課題 - 取組開始までの実施体制や関係機関（関係者、関係者の役割、キーパーソン） - 行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携（他部との連携や情報共有の方法、民間企業（タクシー事業者や NPO 法人）等との連携や情報共有の方法）
3. 移動支援の取組後の変化・成果	- 取組の成果や取組後の変化（利用者数（コロナ前後の変化）） - 移動手段の確保状況 - 成果の測定内容・方法 - 利用促進策（サービスの周知（利用者増加・継続）、地域のプレイヤーと連携するための工夫）
4. 今後の展望・課題	- 運行地域の拡大、利用者の拡大 - 人材確保 - 連携体制 - 法令、費用、事業を継続する上での課題
5. その他	これからの高齢者移動支援を実施する場合、ポイントになる点や考慮すべき事項（支援体制、関係者との関わり方、事業を継続する上でのポイント）

2. 調査の結果の概要

(1) インタビューを実施した6自治体の取組一覧

インタビューを実施した6自治体のうち、取組みを詳細に調査した8つについて以下に取りまとめた。(図表 3-3 から図表 3-10)

図表 3-3 飯塚市 スクールバス一般混乗



詳細は、「取組の詳細等」の p.42 を参照。

図表 3-4 飯塚市 予約乗合タクシー



詳細は「取組の詳細等」の p.46 を参照。

図表 3-5 武雄市 ほんわカー



詳細は「取組の詳細等」の p.50 を参照。

図表 3-6 武雄市 高齢者移動支援（「かんころ号」「しのめ号」）



詳細は「取組の詳細等」の p.53 を参照。

図表 3-7 雲仙市 チョイソコうんぜん



詳細は「取組みの詳細等」の p.56 を参照。

図表 3-8 新上五島町 SmartGOTO



詳細は「取組の詳細等」の p.64 を参照。

図表 3-9 薩摩川内市 青瀬あいのり交通



詳細は「取組の詳細等」の p.75 を参照。

図表 3-10 南種子町 南種子町コミュニティバス



詳細は「取組の詳細等」の p.77 を参照。

(2) スクールバス一般混乗（飯塚市（福岡県））

① 市の概要等

飯塚市の基本データは以下の通りである。（図表 3-11）

図表 3-11 飯塚市の基本データ⁴

人口/65 歳以上人口	125,631 人（令和 5 年 1 月）/65 歳以上 40,305 人（令和 5 年 1 月）
世帯数	63,370 世帯(令和 5 年 1 月)
面積	213.96 km ²

概況⁵は、平成 18 年 3 月 26 日に 1 市 4 町（飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、潁田町）が合併し、新しく「飯塚市」が生まれた。福岡県のほぼ中心に位置し、主要幹線道としては、一般国道 200 号、201 号、211 号があり、福岡都市圏、北九州都市圏、筑後地区から車で 60 分圏内である。JR は篠栗線、筑豊本線、後藤寺線が走っており、新飯塚駅から博多駅まで約 40 分、小倉駅まで約 60 分という利便性で、福岡都市圏、北九州都市圏への通勤、通学圏内になっている。南北に流れる遠賀川に沿って平野が広がり、東は関の山、西は三郡山地等に囲まれ、良好な自然が残されている。かつては、長崎街道の宿場町（飯塚宿、内野宿）として栄え、多くの人、物、情報がいきかう流通拠点として、また、日本経済の成長を支えた筑豊炭田の中心都市として、重要な役割を担ってきた。

医療機関等⁶は、病院が 12 施設、一般診療所が 106 施設、歯科診療所が 73 施設、薬局が 71 施設ある。（令和 4 年 11 月時点）

地域包括支援センター⁷は、市内に 11 か所ある。主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-12）

⁴ 飯塚市 HP「統計」より引用

<https://www.city.iizuka.lg.jp/shiminkanri/jinko27-01.html>

⁵ 飯塚市 HP の「市の概況」より NTT データ経営研究所にて作成

（<https://www.city.iizuka.lg.jp/bunshosomu/shise/gaiyo/profile/gaikyo.html>）

⁶ 日本医師会地域医療情報システムより引用

<https://jmap.jp/>

⁷ 飯塚市 HP「地域包括支援センター」より引用

<https://www.city.iizuka.lg.jp/korehokatsu/kenko/koresha/hokatsu.html>

図表 3-12 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和4年9月
訪問型介護施設	107
通所型介護施設	97
入所型介護施設	51
特定施設	11
居宅介護支援事業所	49
福祉用具事業所	32

② 取組の詳細等

飯塚市は、平成18年の市町村合併にて大きな面積を有する自治体になったことから、公共交通の利用が便利な地域がある一方、公共交通の運行がない地域も発生した。市は一律の取組を行っていても公共交通が成り立たない懸念から、様々な運行形態のサービスを開始した。移動支援のニーズや課題把握は、必要に応じてアンケート調査とヒアリング調査（図表 3-13 を参照）を実施しているが、住民からの要望は「まちづくり協議会（市内12の各地区で設立）」を通して市に意見をあげてもらうことでも把握している。

図表 3-13 ニーズや課題把握について

アンケート調査	- 令和元年度にまちづくり協議会が主体的に実施していた「買い物ワゴン」と「予約乗合タクシー」の利用者に対し、それぞれアンケート調査を実施 - 令和4年度から飯塚市の公共交通体系を大きく見直しをしており、コミュニティバスの路線は一部廃止して小回りのきくエリアワゴンを導入する等の運行体系を変更。お出かけの需要を満たしているかの評価のために今年度は1か月程度、飯塚市で実施運行しているエリアワゴン、コミュニティバス、予約乗合タクシーを実際に利用している方を対象としたアンケート調査を実施 - 令和元年度の調査を参考にコンサルに一部業務を委託して実施。回収は市で行い、集計・分析はコンサルが実施 - 調査項目は、利用回数の変化（昨年度との比較）とその理由、改善してほしいこと（目的地、運行ダイヤ等の選択肢）、自由記載欄 - アンケート用紙を乗車時にドライバーから配布し、次回乗車時または各地区の交流センターの回収箱に入れてもらう方法で実施。令和元年に同じ方法でアンケートを実施していたため、配布・回収についてドライバーの理解は得られやすかった。市が準備していた600枚～700枚程度の
---------	---

	アンケートを配布し、回収率は 45%程度
ヒアリング調査	・ 市の担当者がまちづくり協議会や自治会長会等の会議に参加して各地区の現状をヒアリング等して実情に合う運行・ダイヤの見直しをし、来年度の運行の参考にしている ・ 参加する会議は、地区によって異なる。市から参加したい場合に事前に開催日程を聞いて、必要に応じて参加。逆に参加してほしいと要請がある場合もある。 ※まちづくり協議会は自治会長、民生委員、こども会の会長等各地区の団体の代表が参加

スクールバス一般混乗は、現在八木山地区（鎮西地区）と桑曲地区（筑穂地区）で運行している。

八木山地区でスクールバス一般混乗が始まった背景は、平成 24 年末の民間路線バスの廃止である。デマンド交通は運行していたが、定時・定路線を残してほしいとの要望が住民からあがったものの、コミュニティバスを新規路線として運行する程の需要が見込めなかった。住民からの要望があった路線にスクールバスが走っていたため、スクールバスの混乗として活用することで調整を行った。

桑曲地区でスクールバス一般混乗が始まった背景は、もともと民間のバスの運行が無く、平成 27 年度末に住民からスクールバスに一般の人でも乗れないかと相談があったことである。相談後、検討をしてスクールバス一般混乗を実施することになった。なお、2 地区とも集落の規模が比較的小さく住民同士の距離感も近いため、住民が取組を受け入れやすかったのではないかと推定されている。実施に向けて、市はそれぞれの地区の自治会長会へ参加し内容の説明を行うほか、児童との混乗になるため学校との打ち合わせも随時実施していた。混乗の認可は運輸支局の認可事項に該当するため、運輸支局ともあらかじめ打ち合わせを実施していた。

具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-14）

図表 3-14 スクールバス一般混乗の取組内容

取組内容の概要	・ 地元の方が市街地に行く際にスクールバスに乗車できるスクールバスの一般混乗を実施 ・ 八木山地区は地元の方が市街地に行く際に使用している。桑曲地区ではほとんど利用者はいない
運行事業者	バス事業者
運営経費の財源	スクールバス事業は市からの委託事業であり、一般混乗は利用料金を徴収
運行車両	11 人以上のバスを各地区 1 台の計 2 台
運行範囲	八木山地区と桑曲地区でスクールバス運行範囲に基づく
運行日時等	八木山地区：朝 2 便夕方 1 便、桑曲地区：朝 1 便 基本は学校の開校日に運行
利用方法	停留所に児童・生徒と一緒に一般の方が並び乗車
停留所等	スクールバスで定められた停留所
利用料金	200 円 / 回
事故への備え等	バス事業者が対応・加入
コロナ禍の対応	乗車前後の消毒と換気を徹底することをバス事業者に依頼
取組開始までの実施体制や関係機関	飯塚市の地域公共交通対策課、バス事業者、学校、運輸局
取組を実施するにあたっての関係者	バス事業者、飯塚市（教育委員会教育総務課、地域公共交通対策課）
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	・ 地域公共交通対策課が混乗のバス停の管理等 ・ 教育委員会教育総務課がスクールバスの運行委託
利用者	・ 八木山地区の利用者は、令和 2 年度が 19 人（延べ）、令和 3 年度が 116 人（延べ） 全体の数値では人数が増加して見えるが、月別では一定の利用者が複数回乗車しており、利用者人数の増加ではないと推測 ・ 桑曲地区の利用者は、平成 28 年の実施から積算して 7 名程度

成果等の測定方法	・ 利用状況の把握は、人数と乗車降車場所について月次報告あり ・ 報告はバス事業者から教育総務課に行い、その後に地域公共交通対策課に共有
----------	---

課題は、スクールバスとしての運行を優先しているため、移動の目的地が学校になること、また朝夕の往復の運行（八木山地区）のため、目的地まで行くことができても好きな時間に帰れないという理由で一般利用者の希望に添えず利用が少ないことである。

コロナ禍の状況を踏まえ利用者を増やす働きかけを実施していない時期もあるが、今後コロナが落ち着いた際はスクールバス一般混乗含め各地区にコミュニティ交通の利用促進を実施していく予定である。

今後、他の自治体が高齢者移動支援を実施する場合に考慮すべき事項等として、各地区の実情や利用者の状況に応じた乗り物（移動手段）を提案するためにまず必要な手段（デマンド交通なのか定時・定路線なのか）を把握すること、そのために住民の意見を聞くこと、としている。

(3) 予約乗合タクシー運行事業（飯塚市（福岡県））

① 市の概要等

飯塚市の基本情報は、P.41（①市の概要等）記載の内容と同様である。

② 取組の詳細等

平成 18 年の市町村合併前はそれぞれの市町で定時定路線型の公共交通を運行しており、合併後はそれまでの運行を引き継ぎコミュニティバスの形で 13 路線を運行していた。その後、平成 24 年度に地区間路線と地区内運行に分けて運行する整備を実施し、コミュニティバスの 13 路線を 3 路線（旧庁舎から飯塚市役所に向かう線）に廃線等し、地区内を運行するサービスとして予約乗合タクシーのデマンド交通を運行した。

令和 4 年度には民間路線バスの運行確保・維持を支援し、民間と行政が適切に役割分担することで「公共交通事業全体」を維持していくために、地区間輸送は「民間公共交通とコミュニティ交通の役割分担の明確化」を行いコミュニティバスの統廃合を、地区内輸送は「地区内の生活利便施設の確保、維持（利用促進）に寄与するような交通体系の構築」として、デマンド交通の運行にプラスし地区内定時定路線型を運行している。

中心市街地を除く市内 9 地区を 8 運行地区に再編し、予約乗合タクシーは地区内でのみ運行することを原則とし、地区をまたぐ場合は車両の乗り換えが発生し乗り継ぎの度に 300 円を支払うようにすることで民間のタクシーとの差を設けている。なお、地区をまたいだ予約は可能である。

具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-15、図表 3-16）

図表 3-15 予約乗合タクシー運行事業の取組内容

取組内容の概要	• 利用者の乗車依頼を受け乗り合いながら目的地まで送り届けるデマンド型交通を実施 • 地区内のみ運行が原則
運行事業者	地区によって異なり、飯塚市の委託としてプロポーザル方式で事業者選定を実施（令和 4 年度は 4 事業者に委託）
運営経費の財源	利用料金収入および国からの補助
運行車両	5 人以上 10 人以下の車両 11 台
運行範囲	中心市街地を除く市内 9 地区（運行地区としては 8 地区）であり、地区をまたぐ移動には乗り換えが必要
運行日時等	運行時間は平日午前 8 時～午後 5 時
利用方法	• 予約受付時間は平日午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分、利用希望日

	の 1 週間前～利用当日 1 時間前までに電話予約 ・初回利用前に利用者登録票（氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、障がい手帳有無）を市役所や交流センター等の指定の場所に提出し登録
停留所等	各種施設近くや自宅近くの安全に乗り降りできる場所を乗降場所として設定
利用料金	300 円 / 回
事故への備え等	事業者が対応・加入
コロナ禍の対応	乗車前後の消毒と換気を徹底することを運行事業者に依頼
取組開始までの実施体制や関係機関	不明
取組を実施するにあたっての関係者	運行事業者、予約受付を実施する事業者、飯塚市（地域公共交通対策課）、予約受付管理システムの事業者
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	特になし
利用者	・利用者は車を持っていない方が多く、高齢女性の方が利用されている傾向がある ・令和元年度は 4 万 6,000 人 / 年（1 日平均 195 人）※コロナ禍前 ・令和 2・3 年度は 3 万 8,000 人 / 年（1 日平均 160 人前後） ・令和 4 年度は少し回復してきているが 160 人台で推移
成果等の測定方法	・地域公共交通計画の策定を行う一環として、市内の公共交通を利用している方に限らず、全市民を対象として抽出したアンケート調査を定期的実施。その中で運行について意見を収集し評価を実施 ・予約乗合タクシーは、利用状況の把握として、月次で乗客の状況と収入金額を事業者から地域公共交通対策課に報告

図表 3-16 予約乗合タクシーについて⁸

地区内の行きたい場所へ行きたい時に！
予約乗合タクシー

予約乗合タクシーとは…
地区内移動のための公共交通機関です。
一定の区域の中で、利用者の希望する日時、乗車場所、目的地を予約していただき、他の利用者と乗り合って運行します。

利用方法
利用するためには、事前に予約が必要です。
※利用方法がわからない場合は、市役所または予約センターへお問い合わせください。
予約センター電話番号
☎0948-21-6600
（おむくご利用の際は、オペレーターが手配にご案内します。）

予約受付時間
平日7:30～16:30
【休】土曜日 8月13日～8月15日、
祭日（12月29日～1月3日）

予約受付場所
利用したい日の1週間前（当日の1時間前）までに予約してください。
【例】4月22日（金）10時に利用したい場合
予約 4月15日（金）7時30分～
4月22日（金）9時までに予約
※お乗りは予約乗合タクシーを利用する場合は、行きの予約の際に、帰りの予約も一緒に予約することをすすめます。
※一人乗車計最大時間までご予約いただけます。

ご利用方法
●乗車場所へ移動
「乗車予定時刻」までに、乗車場所へ移動してください。
●乗り合いながら目的地まで移動
乗車した乗車場所、他の乗客と乗り合いながら、ご希望の目的地まで移動します。

運行範囲
●色地区の運行範囲は以下の地区内及び【地区外で可る範囲】となります。
●色地区外で可る範囲は、市役所または予約センターへお問い合わせください。
●色地区外で可る範囲は、市役所または予約センターへお問い合わせください。

色地区
●色地区内
●色地区外で可る範囲
●色地区外で可る範囲

利用料金
1回300円（小学生以下無料）
※乗車した乗車場所、他の乗客と乗り合いながら、ご希望の目的地まで移動します。

乗車場所
●色地区内
●色地区外で可る範囲
●色地区外で可る範囲

時刻表
●色地区内
●色地区外で可る範囲
●色地区外で可る範囲

今後の展開としては、現在地区をまたぐ移動には乗り換えが必要であるが、住民から乗り換えをせずに移動したいという要望があるため、地区の境界線に位置する施設は乗り換えずに移動可能として地点を増やすことを検討している。

コロナ禍の状況を踏まえ利用者を増やす働きかけを実施していない時期もあるが、今後コロナが落ち着いた際は、スクールバス一般混乗含め各地区にコミュニティ交通の利用促進を実施していく予定である。通常はコミュニティ交通の利用ガイドとしてその年度のダイヤや路線を全戸配布して周知している。また、各地区の拠点である交流センターに地区ごとの路線図・時刻表を配布している。

今後、高齢者移動支援を実施する場合に考慮すべき事項等として、各地区の実情や利用者の状況に応じた乗り物（移動手段）を提案するためには、まず必要な手段（デマンド交通なのか定時・定路線なのか）を把握することが求められ、そのためには住民の意見を聞くことが重要である、としている。（スクールバス一般混乗の記載再掲）

⁸ 飯塚市 HP（<https://www.city.iizuka.lg.jp/shokotaisaku/machi/kotsu/bus/taxi.html>）の「予約乗合タクシーについて」より引用

(4) ほんわカー（武雄市（佐賀県））

① 市の概要等

武雄市の基本データは以下の通りである。（図表 3-17）

図表 3-17 武雄市の基本データ⁹

人口/65 歳以上人口	47,651 人（令和 5 年 1 月）/65 歳以上 15,214 人（令和 5 年 1 月）
世帯数	18,857 世帯(令和 5 年 1 月)
面積	195.40 km ²

概況¹⁰は、佐賀県の西部に位置し平成 18 年 3 月 1 日に旧武雄市・山内町・北方町の 1 市 2 町が合併し誕生した。長崎自動車道武雄北方インターチェンジ、西九州自動車道武雄南インターチェンジがあり、博多から JR で 1 時間、九州佐賀国際空港から車で 40 分、長崎空港から車で 40 分（高速利用）の所に位置し西九州における交通の要所となっている。

大部分が山地で山林面積は 50%を占め、佐賀県内を横断する松浦川と六角川の源流を持ち、武雄盆地内を武雄川・高橋川などの小流が六角川に注いでいる。黒髪山や杵島山、八幡岳などの雄大な山々に囲まれた盆地地形のため、内陸的な気候を呈している。

また、1,300 年の歴史を誇る温泉郷、420 年以上の歴史を誇る陶芸の里、そして巨木の里としても広く知られている。

医療機関等⁶は病院が 5 施設、一般診療所が 42 施設、歯科診療所が 23 施設、薬局が 37 施設ある。（令和 4 年 11 月時点）

地域包括支援センター¹¹は、市内に 1 か所である。（平成 28 年 9 月時点）主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-18）

図表 3-18 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和 4 年 9 月
訪問型介護施設	27
通所型介護施設	43
入所型介護施設	18

⁹ 武雄市 HP（<http://www.city.takeo.lg.jp/home.html>）の「武雄市の人口」と「地勢・気象」より引用

¹⁰ 武雄見聞録（市の紹介）より NTT データ経営研究所にて作成

¹¹ 厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」より引用
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

特定施設	4
居宅介護支援事業所	14
福祉用具事業所	6

② 取組の詳細等

武雄市では、令和３年４月に利用者の減少等により、武雄町、朝日町、橘町を運行していた民間の循環バスが廃止した。循環バスの廃止をカバーするために、市内１２路線で運行していた「みんなのバス」に１路線追加した１３路線で「ほんわカー」の運行を開始した。

ニーズ把握としては、基本的に区長会等の意見を参考にしているが、公共交通網形成計画の策定に伴い令和元年にアンケートを実施した。その他、企画政策課窓口への問い合わせを記録票にまとめ、記録票を取組み実施のための根拠として活用している。具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-19、図表-3-20）

図表 3-19 ほんわカーの取組内容

取組内容の概要	- 利用者の乗車依頼から AI が最適な乗合わせとルートを計算し、目的地まで送り届けるデマンド型交通の「ほんわカー」を実施 - 地域によっては、定時・定路線もあり対象者の制限は無いが、利用者のほとんどが高齢者
運行事業者/ 実施主体	武雄市内のタクシー事業者２社 (町ごとに委託するタクシー業者を分けている)
運営経費の財源	赤字を市が補助金として補填
運行車両	４人以下のタクシー車両約５台、５人以上１０人以下の車両３台
運行範囲	武雄町、橘町、朝日町、若木町、武内町、山内地、北方町
運行日時等	路線ごとに異なる
利用方法	「武雄・朝日・橘」、「若木」、「武内、北方の一部路線」については、電話または専用アプリで予約が必要（初回のみ利用登録が必要な路線あり）。 - その他の路線は予約不要
停留所等	商業施設や医療施設、公的施設等
利用料金	200 円 / 回
事故への備え等	事業者の責任で加入

コロナ禍での対応	感染予防策は事業者に一任
取組開始までの実施体制や関係機関	・ 武雄市地域公共交通会議での協議 ・ 2 か月間の実証運行
取組を実施するにあたっての関係者	タクシー事業者、武雄市（企画政策課）
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	企画政策課と健康課の定期的な情報共有の場はないが、事業開始時や町民からの困りごとに対してフレキシブルに連携し対応
利用者	令和3年度は13,733人
成果等の測定方法	運行事業者からの月例報告（利用人数）

図表-3-20 ほんわカーについて¹²

ほんわカー ご利用方法

運賃 200円（小学生以下、障がい者 100円）
 運行日 月～土曜日 運休日 日曜・祝日・12月29日～1月3日
 時間 9:00 台、11:00 台、13:00 台、15:00 台
 予約受付 温泉タクシー ☎080-9585-5403

① 予約 電話で乗車時間を予約

9時の便で
橋公民館から
武雄市役所まで
お願いします。

乗車時間は **9 時台、11 時台、13 時台、15 時台**
を指定できます。

予約時間は以下のとおりです。

9 時台 前日 17 時まで
 11 時台 当日 9 時 30 分まで
 13 時台 当日 11 時 30 分まで
 15 時台 当日 13 時 30 分まで

乗車予約時に
隣の便の予約も
可能です。

9 時 05 分に
橋公民館でお待ち
ください。

予約受付終了後、予約者へ乗車時間を連絡します。
予約に沿って、各乗降場所を経由します。

運行イメージ 相乗り運行の場合

乗車 乗車 乗車 乗車

※指定時間から 30 分ほど前後する場合があります。

② 乗車 指定時間に指定場所で乗車
※予約状況により相乗りでの運行になります。

③ 支払 降車時に運賃を支払う

アプリでも予約できます

①スマートフォンやタブレットから専用アプリを使って予約ができます。
※地図上で乗降場所を指定し、乗車時間を選択。
②乗車時間の通知やドライバーからの遅延通知を受け取ることもできるので便利です。
アクセスコード takeobus55

武雄市役所
14
武雄市役所
案内係が受付です。

買い物や通院に便利です!
※施設によっては徒歩に時間を要する場合があります。

最寄りの商業施設 ※番号は乗降場所一覧の番号と同一です。

① ホームプラザナフコ武雄店
 ② ドラッグコスモス下西山店、マンガ倉庫武雄店
 ③ マルキョウ武雄店
 ④ ゆめタウン武雄、ベスト電器武雄店、ダイレックス武雄店
 ⑤ ドラッグストアモリ武雄店、松屋 武雄店
 ⑥ トライアル武雄店、西松屋、ケースデンキ武雄店、ニトリ武雄店
 コメリ武雄店、ドラッグコスモス武雄店
 ⑦ ドラッグストアモリ新日店
 ⑧ メリーランド武雄、ザ・ビッグ武雄店、TSUTAYA 武雄店
 ファッションセンターしまむら武雄店

最寄りの医療施設 ※番号は乗降場所一覧の番号と同一です。

① 谷口眼科婦人科
 ② 鹿田病院、光武歯科医院
 ③ 持田病院、のだ歯科医院、池田歯科
 ④ 森皮膚科泌尿器科医院
 ⑤ 庄野歯科医院、諸原歯科医院
 ⑥ 清水医院、太田小児科内科医院
 ⑦ 副島整形外科病院、おさだ歯科医院
 ⑧ 良原医院、ロータス歯科医院
 ⑨ たけお内科医院、松尾歯科矯正歯科
 副島整形外科クリニック、中島医院
 マスダ小児矯正歯科医院
 ⑩ つちはし医院
 ⑪ 橋田皮膚科・形成外科、
松本メンタルクリニック、
なかおかこくクリニック
 ⑫ 武雄レディースクリニック、
北川眼科、高野内科クリニック
 ⑬ 山口亨歯科医院
 ⑭ 田中内科医院
 ⑮ 酒井眼科医院、野口脳神経外科
 なかがわちクリニック、たけお歯科
 ⑯ しちだこども医院、福山歯科医院
 ⑰ ヒラキ野中眼科、蒲地耳鼻咽喉科医院
 寺尾歯科医院
 ⑱ 中尾歯科医院
 ⑲ 古賀内科医院
 ⑳ 新武雄病院、なごみといやしのクリニック
 新武雄あおそら歯科クリニック
 ㉑ 橋崎内科
 ㉒ 山口医院
 ㉓ まつお内科・眼科
 ㉔ 橋田整形外科
 ㉕ くさの耳鼻咽喉科、広瀬歯科医院

ほんわカーは、アプリでの乗車予約を実施しており利用状況を把握できるという利点がある

¹² たけおポータルからの引用

<http://52.192.187.181/benri/uploads/honwaka-asahi.pdf>

ある一方、高齢者がアプリを使いこなせずユーザーが増えていないことが課題である。また、バス事業者が最短ルートを探索するために AI を活用しているが、AI の効果検証も現状は実施できていない。

利用促進としては、市報やケーブルテレビで広報を実施している。また、公共交通全体の利用促進として 75 歳以上の運転免許不所持者に回数券を年 1 回配布している。

現状では自宅への迎えが可能な運用ではなく、利用者から「停留所まで遠い」という意見が多いため、今後の展開として停留所を増やすことを検討している。また、利用者等のニーズの掘り起こしの方法を模索しており、回数券の配付の際にアンケートを添えてニーズを把握することを検討している。

今後、他の自治体が高齢者移動支援を実施する場合に考慮すべき事項等として、数値的な分析（の必要性）があげられる。武雄市では、地域の現状として IC カードが浸透していないところもあるが、（IC カードが浸透していない理由は、使用できない車両があることや、所持者が少ないこと等）今後マイナンバーと IC カードが紐づく等により、地域別の移動手段等が全国的に把握可能となれば、より数値的な分析ができ必要な移動支援の検討が実施しやすくなるのではないかと考えている。

(5) 高齢者移動支援（「かんころ号」「しののめ号」）（武雄市（佐賀県））

① 市の概要等

武雄市の基本情報は p.49（①市の概要等）記載の内容と同様である。

② 取組の詳細等

平成 30 年頃から 9 町に生活支援体制整備事業の関係で協議体を設置した。各協議体ではアンケート調査を実施しており、かんころの会（協議体）では 594 名にアンケートを実施し、その結果外出支援や買い物代行のニーズが高かったことから移動支援の検討を開始した。

生活支援コーディネーターが自分事として地域課題を捉え行動をしていることや、住民同士が顔見知りの関係であることから協力体制が取れており取組がスムーズという特徴がある。アンケート調査は定期的には実施しておらず、現在は協議体が中心となって住民からの声を集めニーズを把握している。

具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-21）

図表 3-21 高齢者移動支援（「かんころ号」「しののめ号」）の取組内容

取組内容の概要	・高齢者が外に出て、仲間と集まって楽しい時間を過ごすことを目的とした地区社会福祉協議会による自家用有償旅客運送の「かんころ号」「しののめ号」を実施 ・対象者は地区内の移動手段を持たない外出困難な高齢者。西川登町または東川登町の通いの場の利用者が利用
運行事業者/ 実施主体	・実施主体および運行事業者は、かんころの会（西川登地区社会福祉協議会）、ふれあいの家しののめ（東川登地区社会福祉協議会）
運営経費の財源	・利用料金収入と市の補助金 ・運転手は町民が有償ボランティアで実施
運行車両	・市がリースして無償で貸与している 8 人乗りの車 1 台 ・曜日を分けて西川登町と東川登町の 2 町で運行
運行範囲	・西川登町、東川登町の通いの場を起点とした運行（西川登町は、町内 6 地区を 2 つに分け、1 ルート週 2 回 1 往復/日）
運行日時等	2 町で車両と予約状況に応じて運行
利用方法	事前予約制（原則前日までにかんころの家（ふれあいの家しののめ）に連絡）
停留所等	基本の目的地は通いの場である「かんころの家（ふれあいの家しののめ）」だが、希望者には市役所や商業施設等の巡回移送を実施

利用料金	1 往復 100 円（かんころ号）、1 往復 200 円（しのめ号）
事故への備え等	・ 事故への備えとして、町で対応マニュアルを作成 ・ 保険は車両を市がリースしており、リース料金に含まれる
コロナ禍での対応	感染予防策として特徴的な取組は無いが、ワクチン接種の支援を実施。（通いの場に来た方にワクチン接種を薦め、同意したら病院を予約し、車で会場に行く支援）
取組開始までの実施体制や関係機関	西川登町、佐賀創生推進課（補助金のサポート）、運輸局（自家用有償運送の登録支援）、武雄市
取組を実施するにあたっての関係者	西川登地区社会福祉協議会または東川登地区社会福祉協議会、運転手（ボランティア）、武雄市（健康課、企画政策課）
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	・ 健康課と企画政策課が共同で、車両の確保、運営補助金の対応を実施 ・ 健康課と企画政策課の定期的な情報共有の場はないが、事業開始時や町民からの困りごとに対してフレキシブルに連携し対応 ・ 武雄市と町は定期的に打合せ、県等には必要に応じて相談を実施
利用者	・ 西川登町は令和 3 年度の合計利用者が 1,399 名(月 170 名) ・ 東川登町（令和 4 年度から取組実施）は月 5 名前後の利用
成果等の測定方法	不明

課題は、運転手ボランティアの確保、特定のボランティアに稼働が偏っていること、運転手の高齢化に伴い運転手の交代が必要であることである。現在は、ロコミで運転手ボランティアの募集を行っており、60 代~70 代の町民を中心に各町 12~13 名が登録している。

利用促進としては、市報やケーブルテレビで通いの場（かんころの家）の周知に加え、協議体に所属している民生委員や区長等が各団体に情報発信をしている。

今後の展開としては、残り 7 町も同様のニーズはあるため、民間事業者の車両を活用し、使用していない時間に運行する取組を町と市で検討している。このような取組により地域に根差した移動支援になるのではないかと考えている。また、高齢者を買い物に連れていくにはサポートする人ですが多く必要であることから、西川登町は自主的に調整を行い、通いの場に移動販売車を出店している。さらに他の方法での買い物支援も今後検討予定としている。。

(6) チョイソコうんぜん（雲仙市（長崎県））

① 市の概要等

雲仙市の基本データは以下の通りである。（図表 3-22）

図表 3-22 雲仙市の基本データ

人口 ¹³ /65 歳以上人口 ¹⁴	41,704 人（令和 5 年 1 月）/65 歳以上 14,965 人（令和 2 年）
世帯数 ¹³	17,587 世帯（令和 5 年 1 月）
面積 ¹⁵	214.31 km ²

概況¹⁶は、島原半島の北西部に雲仙普賢岳を取り巻くように位置しており、北岸は有明海に、西岸は橘湾に面している。県営バス、島鉄バス、諫早～島原外港間を走る島原鉄道があり、通勤や通学など市民生活に欠くことのできない交通手段となっている。総生産額の産業別比率をみると、第 3 次産業（74.6%）、第 2 次産業（13.2%）、第 1 次産業（11.3%）の順となっている。（平成 25 年度時点）本市の総生産額では、農業の割合（10.3%）が県平均（1.6%）を大きく上回っているのが特徴であり、本市が県内有数の農業地帯であることを示している。

医療機関等⁶は、病院が 4 施設、一般診療所が 27 施設、歯科診療所が 21 施設、薬局が 19 施設ある。（令和 3 年 11 月時点）

地域包括支援センター¹¹は、市内に 1 か所ある。（平成 28 年 9 月時点）主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-23）

図表 3-23 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和 4 年 11 月
訪問型介護施設	14
通所型介護施設	31
入所型介護施設	35
特定施設	6

¹³ 雲仙市 HP（<https://www.city.unzen.nagasaki.jp/>）の「住民基本台帳登載人口」より引用

¹⁴ 第 6 期雲仙市高齢者福祉計画より引用

https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0031630/3_1630_3_483471.pdf

¹⁵ 雲仙市 HP「面積」より引用

¹⁶ 雲仙市 HP の「地勢」と「社会・経済」より NTT データ経営研究所にて作成

居宅介護支援事業所	16
福祉用具事業所	0

② 取組みの詳細等

雲仙市は、自家用車の普及と少子化による学生（主に高校生）の公共交通利用が減少していた。特に路線バスの減便により市民の足が減少し、児童・生徒の通学利便の向上、高齢者の外出支援策、市民生活の QOL の向上を鑑みて総合的かつ持続的な地域交通の確立の必要性が増した。アンケート等の形式的なニーズ調査ではなく、住民から提供される情報によりニーズを把握し、対応が必要と判断したため、以下（図表 3-24）のようなプロセスでチョイソコうんぜんを開始した。

図表 3-24 取組開始までのプロセス

取組開始までのプロセス	- 平成 25 年度に山間部と市街地に近い場所を結ぶ予約型タクシーの実証実験を行った。その当時は、チョイソコのようなシステムがなかったことと、前日までにタクシー予約が必要だったこと等の原因もあってか利用者が少なく、本格運行には至らなかったが、移動支援に必要な知見を得る機会となった - 鉄道と路線バスの減便に対して新たな地域公共交通の在り方を模索していたところ、長崎トヨペットから移動支援等による地域貢献を目的とした民間の助成事業（上限 2,000 万円）の紹介を受けた - 雲仙市、島原鉄道、長崎トヨペットの 3 者で愛知県豊明市での取組「チョイソコ」を視察し意見交換を実施 - 雲仙市版チョイソコの実施に向けて、自動車販売店各社による地域支援活動資金助成の事業申請を行い、令和 2 年 4 月に採択 - 実証期間は令和 2 年 10 月～令和 4 年 6 月。その後、令和 4 年 7 月より本格運行開始
-------------	--

取組開始時の課題は、実証実験を終えてエリアを拡大し本格運行を行う際に、新たなエリアで新たに参加する地域のタクシー事業者を経緯を説明し取組の理解を得ることだった。通常のタクシーとの違いや、チョイソコうんぜんの制限等について丁寧に説明し、運行事業者をローテーションする等により運行事業者の安定収入にもつながることで理解を得た。

チョイソコうんぜんの取組の特徴は、雲仙市内外の企業・事業所がスポンサーとなり企業 PR をしつつチョイソコうんぜんの運行により地域活性を行っている点である。スポンサーの概要は（図表 3-25）の通りである。

図表 3-25 チョイソコウんぜんのスポンサー¹⁷

プラン名称	料 金 （ 月 額）	特典など
ダイヤモンド	80,000 円	停留所の設置、車両外部での社名の広告、車内タブレットにて 広告動画放映、車内へのチラシ設置、ケーブルテレビCM放映 （一面広告）。 ※停留所は、エリア内店舗（支店等の系列店を含む。）に設置 可。（店舗数上限なし） ※車両外部での社名広告は、4 車両（4 エリア）に設置可。（広 告面積：大） ※8 店舗（支店等の系列店を含む。）以上に停留所を設置する場 合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。 ※このプランは、6 箇月以上の契約が必要となります。
プラチナ	50,000 円	停留所の設置、車両外部での社名の広告、車内タブレットにて 広告動画放映、車内へのチラシ設置、ケーブルテレビCM放映 （一面広告）。 ※停留所は、エリア内店舗（支店等の系列店を含む。）に設置 可。（12 店舗以内） ※車両外部での社名広告は、3 車両（3 エリア）に設置可。（広 告面積：中） ※6 店舗（支店等の系列店を含む。）以上に停留所を設置する場 合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。 ※このプランは、6 箇月以上の契約が必要となります。
ゴールド	30,000 円	停留所の設置、車両外部での社名の広告、車内へのチラシ設置、 ケーブルテレビ CM放映（一面広告）。 ※停留所は、エリア内店舗（支店等の系列店を含む。）の設置 可。（6 店舗以内） ※車両外部での社名広告は、2 車両（2 エリア）に設置可。（広 告面積：小） ※4 店舗（支店等の系列店を含む。）以上に停留所を設置する場 合、上記にかかわらず、シルバープランと同内容となります。

¹⁷ 「チョイソコウんぜん」スポンサーのお願いより引用

https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0035410/3_5410_4279_up_ez6d6gwj.pdf

		※このプランは、6 箇月以上の契約が必要となります。
シルバー	10,000 円	停留所の設置、ケーブルテレビCM放映（社名のみ）。 ※停留所設置は、エリア内の店舗に 1 箇所。
ブロンズ	5,000 円	停留所の設置、ケーブルテレビCM放映（社名のみ）。 ※停留所設置は、エリア内の店舗に 1 箇所。 ※本プランの対象は、①雲仙市内に主たる事業所を有し、②雲仙市商工会、南高医師会、島原南高歯科医師会のいずれかに加盟しており、③従業員等が 10 名未満で ある事業者様に限らせていただきます。

スポンサー企業は、ケーブルテレビでチョイソコうんぜんの紹介と併せて紹介されたり、車両に企業のマグネットが貼られたり、企業の場所を停留所にできることで企業の認知につながっている。住民はスポンサー企業のおかげでもあるチョイソコうんぜんを快適に利用でき、企業と住民の双方がメリットを享受できている。スポンサー料金は年間約 800 万円になっている。

なお、チョイソコうんぜんの具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-26、図表 3-27）

図表 3-26 チョイソコうんぜんの取組内容

取組内容の概要		- 利用者の乗車依頼から AI が最適な乗合わせとルートを計算し、目的地まで送り届けるデマンド型交通の「チョイソコうんぜん」を実施 - 対象者は会員登録をした小学生以上の市民で、利用者の 70~80%は 70~80 代であり、高齢者の利用が中心
	運行事業者/ 実施主体	- 実施主体は雲仙市 - 運行事業者は雲仙市内のタクシー事業所全 9 社（一定期間でタクシー事業者を交代（ローテーション）
	運営経費の財源	- 利用料金収入、市の直営であるため市の財源、企業からのスポンサー費用 - 実証期間中は民間助成金
	運行車両	リースした 7 人乗りの車両 4 台
	運行範囲	市内全域（4 エリアに分かれており、エリアをまたぐ移動には乗

		り換えが必要)
運行日時等		運行時間は平日・土曜午前 9 時～午後 5 時（祝祭日、年末年始を除く）
利用方法		・ 予約受付時間は平日・土曜午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（祝祭日、年末年始を除く） ・ 利用希望日の 2 週間前～利用当日 30 分前まで電話で予約 ・ 初回の利用前に会員登録が必要（雲仙市政策企画課、各総合支所窓口へ申込書の提出か WEB 申込）
停留所等		ゴミステーション、地区公民館、公共施設、スポンサー停留所等で 680 箇所以上
利用料金		200 円/回（乗り換えの場合は乗り換えごとに 200 円）
事故への備え等		保険料を含む車両リース契約
コロナ禍での対応		・ 感染予防策としては、利用者に手指消毒とマスクの着用を依頼 ・ チョイソこうんぜんは、利用者にとって生活の一部になっているため「コロナだから乗らない」ということは無く、通院や買い物のために使用されていた
取組開始までの実施体制や関係機関		・ 本格運行前の令和 2 年 10 月～令和 4 年 6 月までの実施主体は雲仙市新地域公共交通実証実験運営協議会 ・ 協議会は、雲仙市（地域における事業の推進、運行計画の策定、実証実験の分析）、長崎トヨペット（トヨタ・モビリティ基金の管理並びにシステムの導入および調整、運行計画の策定支援）、島原鉄道（地域における事業の推進、運行計画の策定支援）、雲仙市社会福祉協議会（高齢者、障害者等の外出支援に向けた周知およびオンデマンド型乗合交通を活用した事業の研究）、地元タクシー事業者（運行業務）、自治会長連合会
取組を実施するにあたっての関係者		タクシー事業者、長崎トヨペット、雲仙市
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携		・ 雲仙市新地域公共交通実証実験運営協議会では構成員と検討の上、事業を推進 ・ 役所内連携は、公共施設を停留所にするために公共施設を所管

	する部署と調整。また、チョイソコの利用者は高齢者が中心であるため、利用者促進として福祉課や社会福祉協議会と連携し、いろいろなイベントで周知等を実施。運輸局からの助言を受けて本格運行に移行する際に、地域公共交通会議を実施（地域公共交通会議はタクシー事業所の代表や島原鉄道、自治会、婦人会、警察等が参加）
利用者	- 登録者は 2,000 名程度 1 日 1 台あたり約 15 人の利用 - 運行開始から右肩上がりで利用が増加
成果等の測定方法	- バスが減便された区間で実証を行ったところ、1 日 1 台あたり 16 人位の乗車を確認。利用者の好評な意見を受けて、令和 4 年 7 月から本格的に市内全域で運行を開始 - チョイソコを実施している豊明市を参考に、乗車人数目標を 20 名と設定。しかし豊明市とは地理的条件が異なり、山間部の多さ、車の走り方、距離等にも影響があったため、目標値は達成できず。また本格運行は実証と比較してエリアが拡大したことや、本格運行開始直後は周知不足等の要因により利用者が少ない状況であったが、現在では 1 日 1 台あたり 15 人で落ち着いている - 令和 4 年 7 月から本格運行を開始したばかりのため効果測定は現時点で未実施

図表 3-27 チョイソコうんぜんについて¹⁸



課題は、AI を活用しても地形によって乗り合わせの限界はあるため、目的地と目的地の距離が離れている場合は車両を大きくしても効率性は解消されない点である。

利用促進として、チョイソコ通信を 2 か月に 1 回発行し、全世帯へ配布している。

今後の展開としては、令和 5 年 1 月から乗り合いタクシーを廃止し、チョイソコうんぜん運行の一部で定時・定路線を運行開始予定している（令和 4 年 12 月時点）。また、チョイソコを降りた後の移動手段確保として次世代型電動車椅子の実証を開始している。

今後他の自治体が高齢者移動支援を実施する場合の考慮すべき事項等として、地元のタクシー事業所やバス運行会社にとってチョイソコうんぜんが競合になる、と認識され、反発も考えられるため、自治体がグリップを握って交通事業者を含めた関係団体で構成する実証実験運営協議会を設置し、現状や課題を共有することが挙げられる。また、運行事業者となるタクシー事業者と意見交換を行い、運行内容や運行経費等の調整を図り、折り合いをつけて共存共栄することが重要である。自治体だけの

¹⁸ チョイソコうんぜん概要より引用

https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0032378/3_2378_3845_up_77g7mcmt.pdf

問題解決は難しく、交通事業者、関係団体、民間事業者が一体となって、持続可能な運営を図ることが大切であるとしている。

(7) SmartGOTO（新上五島町（長崎県））

① 町の概要等

新上五島町の基本データは以下の通りである。（図表 3-28）

図表 3-28 新上五島町の基本データ

人口 ¹⁹ /65 歳以上人口 ²⁰	17,575 人（令和 5 年 2 月）/65 歳以上 7,738 人（平成 31 年 1 月）
世帯数 ¹⁹	9,494 世帯(令和 5 年 2 月)
面積 ²¹	213.9 km ²

概況²²は、九州の西端、長崎県五島列島北部に位置し、中通島と若松島を中心とする 7 つの有人島と 60 の無人島から構成される。本土には、奈良尾港から長崎港まで 77 k m、有川港から佐世保港まで 60 k m の距離（いずれも直線）にある。民有地の地目別では、山林 64.7%、畑 7.03%、宅地 2.0%（平成 30 年 1 月 1 日現在）である。海岸線延長は約 429 k m におよび、東海岸の断崖の眺望と西海岸に広がる若松瀬戸の景観は非常に美しく、観光客にも人気がある。海と山の豊かな自然を擁しており、その大部分が西海国立公園に指定されている。

医療機関等⁶は病院が 1 施設、一般診療所が 13 施設、歯科診療所が 11 施設、薬局 11 施設がある。（令和 4 年 11 月時点）

地域包括支援センター¹¹は、町内に 1 か所である。（平成 28 年 9 月時点）主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-29）

¹⁹ 新上五島町 HP（<https://official.shinkamigoto.net/>）の「町の人口」より引用

²⁰ 「新上五島町老人福祉計画及び第 8 期介護保健事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」より引用

<http://k101ow01.town.shinkamigoto.nagasaki.jp/seisaku030415/25%20roujinfukushikai%20gokeikaku.pdf>

²¹ 新上五島町 HP の「位置・地勢」より引用

https://official.shinkamigoto.net/goto_chosei_full.php?eid=00652&r=4&wcid=l00001x1

²² 新上五島町 HP の「位置・地勢」より NTT データ経営研究所にて作成

図表 3-29 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和 4 年 9 月
訪問型介護施設	11
通所型介護施設	16
入所型介護施設	14
特定施設	1
居宅介護支援事業所	12
福祉用具事業所	4

② 取組の詳細等

平成 16 年に 5 町が合併し新上五島町ができた。1 つの町は町営バスを運行していたが、約 10 年前に廃止になった。地区と地区を結ぶ町営船もあったが交通事情の改善に伴い廃止され、現在は路線バスが地域から地域を結ぶ公共交通を担っている。路線バスは人口減少や高齢化により利用者の減少や、地形の関係で移動距離が長いことで赤字が続いており、赤字に対して町から損失補償を実施している。路線バスの運転手不足や年々赤字額が増加する課題に対して、効率的に人流ができないかと模索していたところ、トヨタ自動車からの SmartGOTO の提案を受けたため、取組が開始となった。

ニーズ把握は、地域公共交通計画（旧：交通形成網計画）の策定時と、5 年後の見直し（今年度）時にアンケートを実施して把握している。（図表 3-30）

図表 3-30 ニーズ把握のためのアンケート調査

調査対象	市の中心から離れており交通が不便な地区の住民全世帯を対象
調査頻度	少なくとも 5 年に 1 回
質問項目	・ 朝（帰り含む）何時に出発してどの移動手段で出勤や通勤をしているか ・ 路線バスの利用頻度 ・ 要望 等 ※離島のため船についても同様項目を聴取
実施方法	・ 対象の全戸へ郵送し、郵送で返信 ※町の公式 LINE の活用も検討したが、高齢者は LINE を使用していない人も多く、対象地域が高齢化率も高いので実施は実現せず

SmartGOTO は、町内の公共交通で幹線（有川・青方～奈良尾あたり）は従来の路線バスを利用し、SmartGOTO は島の端の集落等へ運ぶ支線として、幹線を結ぶ考えで運行を開

始した。1つの島の中で交通が完結する必要があり、バス事業者やタクシー事業者は協力的で、民間事業者との調整は容易だった。当時の詳細は不明であるが、端々への運行は収益性が良くないので路線バス事業者としても SmartGOTO の導入に抵抗する要素はあまりなかったと考える。令和 5 年度までは実証期間となっているが、バスは既に運休しているので実証しながら本格運行をしている段階である。

運行地域は路線バス事業者と相談しながら決定していきたいと考えているが、タクシー事業者も運転者不足が深刻なため運行範囲を広げるのは難しい状況という取組開始後の課題がある。また、SmartGOTO で貨客混載を検討していたが、道路運送法第 21 条の許可では貨客混載が認められないため実施が困難であった。さらに、SmartGOTO はタクシー車両を主に利用しているため、タクシーに工夫をしない限り集荷が難しいため断念している。

SmartGOTO の具体的な取組内容は以下の通りである。(図表 3-31、図表 3-32)

図表 3-31 SmartGOTO の取組内容

取組内容の概要	• 利用者の乗車依頼を受けて乗り合いながら目的地まで送り届けるデマンド型交通の「SmartGOTO」を実施 • 対象者制限はないが、利用者の 8~9 割は高齢者。一部中学・高校生が通学に利用
運行事業者	タクシー事業者
運 営 経 費 の 財 源	• 利用料金収入と地方創生交付金 • その他、運営事業者の人件費、予約端末、通信費用、タクシー事業者への運行委託を町が負担
運行車両	タクシー事業者が所有する 5 人以上 10 人以下の車両 4 台、4 人以下の車両 6 台
運行範囲	• 「津和崎～上立串」と「青方～浦桑」の区間、「若松島」と「青方～浦桑」の区間、「飯ノ瀬戸」と「青方～浦桑」の区間、「若松島」と「桐・古里」と「奈良尾」の区間 ※令和 4 年度は運輸局への道路運送法第 21 条の許可で運行
運行日時等	運行は毎日、時間は午前 6 時 30 分～午後 8 時 (約 1 時間に 1～2 本運行)
利用方法	• 初回利用前には会員登録が必要 • アプリか施設等に設置してある端末から予約 • 乗車時には二次元バーコードをかざす

	停留所等	・病院や商業施設、金融機関等の青方・浦桑エリアの主要な施設で乗降可能 （一部区間は直行区間のため途中下車できない）
	利用料金	・乗車距離に応じた料金（バスよりやや安い料金で設定） ・1 か月分の利用料金がまとめて引き落としされるキャッシュレス方式
	事故への備え等	・タクシー事業者にて加入
	コロナ禍での対応	・感染予防策はタクシー事業者に準じて実施
取組開始までの実施体制や関係機関	・タクシー事業者（4 社）、運営事業者（予約、サポートデスク）、トヨタ、新上五島町	
取組を実施するにあたっての関係者	・タクシー事業者、運営事業者（予約、サポートデスク）、新上五島町、トヨタ	
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	行政内連携として、地域ケア推進協議会を年 1 回開催。様々な課の課長や担当者が参加し、課題について討議し、必要に応じて個別議論も実施	
利用者	・利用者数は、令和 4 年 10 月 2,400 人程度、配車回数は 1,400 回 / 月程度 ・路線は大きく分けて 4 路線あり、順次路線が開始され、令和 4 年 8 月に最後の路線が開始。導入当初は路線バスと SmartGOTO が並走していた地域もあるが徐々に路線バスを廃止	
成果等の測定方法	現時点で効果検証はできていないが、路線バスの損失補償の減少や利用者のアンケートで利便性が高くなったという回答が得られることを期待	

図表 3-32 SmartGOTO ガイド²³



3分で分かる！ SmartGOTOガイド

SmartGOTO とは...

2021 年 7 月にスタートした新上五島町の新しい公共交通です。お出かけしたい時間に予約して、自宅の近く・目的地の近くで乗り降りできる便利なサービスです。



SmartGOTO 3つの特徴

- 予約型の乗り合いサービスです**
時刻表に沿った定時運行ではなく、お客様からの予約に応じて車を走らせてます。
好きな時間にお出かけできるのね。こりゃ便利だわ！
- ご自宅の近くで乗り降りできます**
できるだけご自宅の近くまでお迎えに行きます。乗り降りがすごく便利になります。
うちはバス停から遠かったから不便だったけど、SmartGOTO で楽になっちゃった。
- 施設の近くで乗り降りできます**
病院、役場、金融機関、スーパーなど青方・浦桑エリアの主要な施設で乗降できます。
施設の目の前で乗降できるんだね。買い物に便利！

運行区域



1. 「津和崎～上立串」と「青方～浦桑」の区間
2. 「若松島」と「青方～浦桑」の区間
3. 「飯ノ瀬戸」と「青方～浦桑」の区間
4. 「若松島」と「桐・古里」と「奈良尾」の区間

上図の色で塗った区間は乗降可能ですが、上図矢印の区間は直行区間のため途中下車できません。※一部例外あり

ご利用方法

はじめてご利用の方
こちらのサイトから会員登録を行ってください。
メインメニューの「**アカウント**」ボタンから会員登録できます。

予約する
メインメニューの「**利用する**」ボタンから車の予約ができます。出発地と行き先を指定して予約しましょう。

車に乗る
車に乗る時に QR コードをください。
メインメニューの「**QR コード**」ボタンで表示できます。

ご利用料金

1 回乗車料金
乗車距離に応じて料金が発生します。バス料金と同程度の料金でご乗車ができます。

1ヶ月定額乗車券・各種割引など
その他、通学・通勤で便利な 1ヶ月定額乗車券などをご用意しています。西肥バスと同様に高齢者や障害者の方を対象とした補助や割引制度があります。
※詳しくはお問い合わせください。

お支払い方法

1ヶ月分のご利用料金まとめて翌月にご請求します。以下のお支払い方法を選んでお支払いください。

1. クレジットカード
2. ゆうちょ銀行口座振替
3. 農協（JAバンク）口座振替
4. ゆうちょ銀行振替払込票

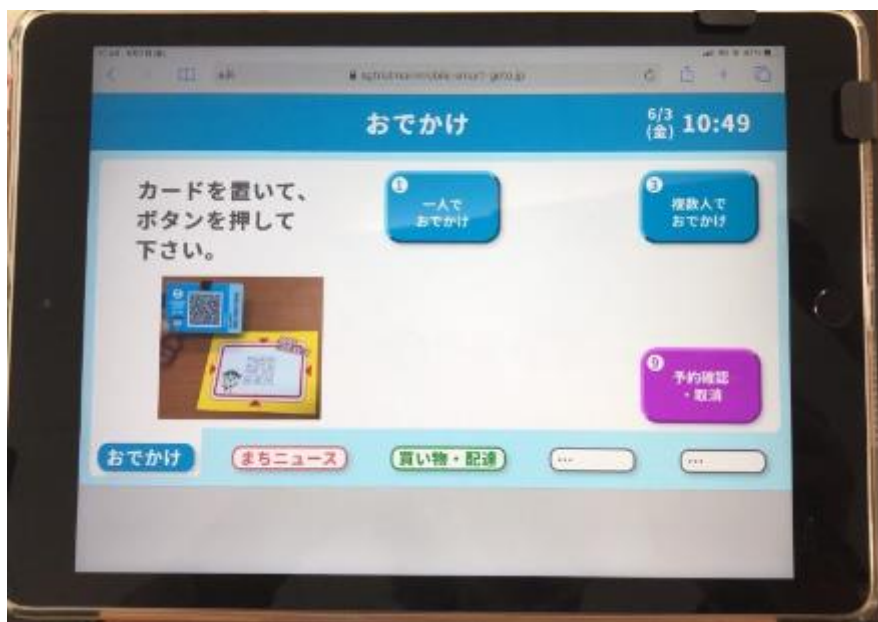
※ゆうちょ銀行口座振替、農協（JAバンク）口座振替は窓口で手続きが必要です。
※ゆうちょ銀行振替払込票はゆうちょ窓口でお支払いください。

問い合わせ **050-3623-2840**

SmartGOTO を利用するためにはアプリ操作が必要である。そのため、特に高齢者のアプリでの予約が最初の課題であった。しかし利用開始後に、最短 3~4 タッチで予約ができるようなユーザーインターフェースの改良等により高齢者も使用ができるようになった。具体的には、指を離したときに操作を認知する、画面を拡大・縮小できる機能の停止、操作順番の音声ガイド等の機能を導入している（図表 3-33）。このようなシステム面の取組と、運営事業者の電話サポートで高齢者が SmartGOTO の活用徐々に慣れてきた。なお、電話サポートは端末の操作説明を実施し、電話予約は特別な理由がない場合を除き実施していない。

²³ SmartGOTO の HP より引用
<https://www.con-ne.net/guide/>

図表 3-33 SmartGOTO の画面²⁴



利用促進のためには、住民がよく利用する場所で SmartGOTO を使用できることが大切である。現在は行ける場所を限定しているが、運行区域内で予約端末を置く施設の追加を検討中である。具体的には薬局等への追加を想定している。（予約用端末は条件次第で個人宅に設置可能）また、高齢者が多い地域で利用率が低い地域は説明会を実施し、利用していない理由も含めて聴取し利用促進の対策を実施している。

今後の展開として、島内全域に取組を広げて、買い物等に苦慮している方への支援や観光、見守りサービスも展開し、移動にとどまらない支援を検討している。物流については一部取組を開始しており、物流企業と連携しスーパーでの購入品を配達している。

SmartGOTO の対象地域ではスーパー2 社、お弁当屋1 社でネットショッピングもでき、注文後翌日配達を実施している。また、今までインターネットを使用していなかった高齢者も多いが、今回の予約端末を使用して情報を届けることができれば、喜ばれる仕組み作りができると考えている（図表 3-34）。現在は、各スーパーのチラシの情報提供や船便の情報、役場からの情報の共有を既に実施しており、新しい機能に気が付いている住民は閲覧をしている状況であり、今後は新機能についての説明会も実施して周知していく。

²⁴ デジタル行政、トヨタ自動車切り拓く、新しいモビリティサービス - 新上五島町・トヨタ自動車「Smart GOTO」一前編ー[インタビュー]より引用
<https://www.digital-gyosei.com/post/2022-06-30-interview-shinkamigoto-maas1/>

図表 3-34 SmartGOTO プラットフォームで実現できること²⁵



今後、高齢者移動支援を実施する場合の考慮すべき事項等は、ニーズをしっかりと把握することである。高齢者も端末を使えるようになったことは、自宅に訪問して声を拾い、説明会を複数開催する等、地域の声をしっかりと聞いてきた結果と考えている。また、住民はバスがなくなると公共の移動手段が SmartGOTO しかないため操作を習得する必要性が高かったという背景もあるが、新しい取組を実施するにはお互いが歩み寄ることがポイントであるとしている。

²⁵ デジタル行政、地域が一体となり MaaS モデルを確立させる - 新上五島町・トヨタ自動車「Smart GOTO」一後編ー [インタビュー] より引用 <https://www.digital-gyosei.com/post/2022-06-30-interview-shinkamigoto-maas2/>

(8) 青瀬あいのり交通（薩摩川内市（鹿児島県））

① 市の概要等（ニーズ把握含む）

薩摩川内市の基本データは以下の通りである。（図表 3-35）

図表 3-35 薩摩川内市の基本データ

人口 ²⁶ /65歳以上人口 ²⁶	92,095人（令和5年2月）/30,346人（令和4年4月）
世帯数 ²⁶	46,233世帯（令和5年2月）
面積 ²⁷	682.92km ²

概況^{28,27}は、平成16年10月12日、川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村が合併し、新たに「薩摩川内市」が誕生した。

薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市といちき串木野市、北は阿久根市に隣接する本土区域と、上甕島、中甕島、下甕島で構成される甕島区域で構成されている。薩摩川内市の地域公共交通は、鉄道線としての九州新幹線、鹿児島本線、並行在来線の肥薩おれんじ鉄道が市外と連絡する役割を担っている。バス路線としては、鹿児島交通、JR九州バス、南国交通などの民間路線バス、コミュニティバスがあり、このほかデマンド交通や甕島地域の自家用有償旅客運送、地区コミ・デマンド交通など、多様な地域公共交通により薩摩川内市内の移動を広く支えている。民間路線バスとコミュニティバスのいずれも、川内駅を発着する便が多く、結果として、川内駅周辺を利用する系統が多い状況となっている。また、本土と甕島をつなぐ高速船・フェリーが、それぞれ川内港と串木野新港から運航している。

医療機関等⁶は病院が11施設、一般診療所が74施設、歯科診療所が37施設、薬局が57施設ある。（令和4年11月時点）

地域包括支援センター¹¹は、市内に1か所である。（令和2年2月時点）主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-36）

²⁶ 薩摩川内市 HP（<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/index.html>）の「統計データ」より引用

²⁷ 薩摩川内市 HP の「薩摩川内市の概要」より引用

²⁸ 薩摩川内市 HP の「薩摩川内市の概要」と令和5年3月「薩摩川内市地域公共交通計画（案）」より NTT データ経営研究所にて作成

薩摩川内市の概要

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1431486566964/index.html>

薩摩川内市地域公共交通計画（案）

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1675303383994/html/common/other/63e0557f003.pdf>

図表 3-36 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和 4 年 9 月
訪問型介護施設	46
通所型介護施設	56
入所型介護施設	55
特定施設	0
居宅介護支援事業所	34
福祉用具事業所	12

薩摩川内市は、面積が大きい市で、平成 16 年に 1 市 4 町 4 村が合併した。路線バスの運行本数については、路線によって差があり、多い路線では平日 30 本/日の運行があるが、ほとんどの路線は 10 本/日以下となっている。また、利用者の減少等や運転手不足が要因となり、令和 4 年 10 月 1 日には民間の路線バスが廃止された。代替として市の支援により運行を継続しているが財政的に負担となっている。

ニーズ把握はアンケート調査と地域住民からの問い合わせや意見交換、運行事業者からの聞き取り等により行っている。アンケート調査は、地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）策定に伴い、平成 27 年と令和 4 年に実施している。令和 4 年に実施したアンケート調査内容は市民向け、施設利用者向け、高校・大学・短期大学利用者向けの 3 種類あり、運行事業者にはヒアリング調査を行っている。具体的なアンケート調査とヒアリング調査内容は以下の通りである。²⁹（図表 3-37、図表 3-38、図表 3-39、図表 3-40）

²⁹ 「薩摩川内市地域公共交通計画（案）令和 5 年 3 月薩摩川内市地域公共交通活性化協議会」より引用
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1675303383994/html/common/other/63e0557f003.pdf>

図表 3-37 市民アンケート調査

項目	実施方法・内容等
調査対象	・ 地域住民（18 歳以上） ・ 個人配布数 7,193 人（世帯配布数 4,233） ※調査対象は地区ごとに住民基本台帳から無作為抽出 ・ 回収目標：2,158 票以上（回収率 30%以上）
調査方法	・ 郵送配布・郵送回収 ・ Web アンケートによる記入式
調査期間	・ 令和 4 年 8 月 26 日（金）～9 月 11 日（日）
回収実績	・ 1,494 票（回収率：約 20%） 郵送：1,427 票 WEB：67 票
調査内容	・ 回答者属性（居住地、性別、年齢、職業、免許証有無、使用可能な車両保有状況） ・ 日常生活における行動特性 ・ 地域公共交通の利用実態 ・ 地域公共交通に対する満足度 ・ 地域公共交通を利用するための条件 ・ 地域公共交通の維持に対する意向 ・ その他、自由意見 など

図表 3-38 施設利用者アンケート調査

項目	実施方法・内容等
調査対象	・ 薩摩川内市内の病院、交通結節点、商業施設、公共施設の利用者 ・ 医療施設：12 施設、交通結節点：4 施設、商業施設：8 施設、公共施設：9 施設
調査方法	・ 調査員が現地で聞き取り調査等により実施 ・ ただし、時間等の都合で聞き取り調査が困難な場合は、返送回収による対応を行った ・ 一部施設は調査票の留め置き調査とした
調査期間	・ 聞き取り調査：令和 4 年 8 月 20 日（土）、8 月 23 日（火） ・ 留置き調査：令和 4 年 8 月 20 日（土）～8 月 31 日（水） ※一部施設を除く
回収実績	・ 1,371 票（聞き取り調査：1,253 票 留置き調査：118 票）
調査内容	・ 回答者属性（居住地、性別、年齢、職業、免許証有無） ・ 施設への来訪特性（来訪頻度、来訪時間帯、来訪手段など） ・ 地域公共交通の利用実態 ・ 地域公共交通に対するニーズ ・ 地域公共交通を利用するための条件 など

図表 3-39 高校・大学・短期大学利用者アンケート調査

項目	実施方法・内容等
調査対象	薩摩川内市内の高校（4校）および大学、短期大学（2校）の学生
調査方法	学校を通じた配布・回収
調査期間	令和4年9月12日（月）～10月14日（金）
回収実績	1,804 票（高校：1,378 票、大学・短大：426 票）
調査内容	- 回答者属性（居住地） - 通学時の特性（通学手段、通学時間帯など） - 通学以外での地域公共交通利用状況および行動特性 - 地域公共交通を利用するための条件 など

図表 3-40 運行事業者ヒアリング調査

項目	実施方法・内容等
調査対象	- 鉄道運行事業者（2社） - 路線バス・コミュニティバス運行事業者（3社） - タクシー・デマンド交通運行事業者（4社） - 航路運航事業者（1社）
調査方法	事務所へ訪問し、直接ヒアリング ※新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を鑑みて、必要に応じてWEB や電話で実施
調査期間	令和4年9月5日（月）～9月15日（木）
調査内容	- 地域公共交通利用者の実態・ニーズ（利用者からの意見・要望） - 運行上の問題、運行に関するドライバーの意見（改善点等） - 将来展望（人材および車両確保、制度面、事業継続にあたっての要望等） など

② 取組の詳細等

青瀬あいのり交通の取組み内容は下記の通りである。(図表 3-41)

図表 3-41 青瀬あいのり交通の取組内容

取組内容の概要	- コミュニティバスを補完するものとして、下甕地域の青瀬地区コミュニティ協議会が、自家用有償旅客運送「青瀬あいのり交通」を運行 - 利用対象者は、地域住民または観光客等の来訪者となっているが、交通弱者の移動手段の確保や利便性向上等が運行の主な目的で、利用としては高齢者の買い物が最も多い状況
実施主体	青瀬地区コミュニティ協議会
運行車両	7人乗りの車両1台、軽自動車2台
運行範囲	下甕地域及び鹿島地域
運行日時等	交通空白時間に便（基準になる時間）を目安として設定し、運行
利用方法	電話で事前予約
利用料金	150円 / 回 小学生以下、障害者手帳提示者、65歳以上の運転経歴証明書等提示者は80円
取組開始までの実施体制や関係機関	甕大橋の開通に向け、平成30年度から甕島地域公共交通ネットワークの再編調査業務、令和元年に甕島地域公共交通再編業務にて、地域の代表者やコミュニティバス運行事業者等を含めた検討会を開催し、甕大橋開通後の甕島地域公共交通について協議を行った
利用者	平均利用者は7名 / 日

(9) 南種子町コミュニティバス（南種子町（鹿児島県））

① 町の概要

南種子町の基本データは以下の通りである。（図表 3-42）

図表 3-42 南種子町の基本データ

人口 ³⁰ /65 歳以上人口 ³¹	5,348 人（令和 5 年 1 月）/1,977 人（令和 3 年 10 月）
世帯数 ³⁰	2,906 世帯（令和 5 年 1 月）
面積 ³²	110.36 km ²

概況³³は、大隅諸島の一つである種子島の南端に位置し、起伏の多い丘陵地帯で中央は海拔 200m、中央から西部にかけては、最も年代の古い古代第三紀層で河川が多く、流域の沖積層には水田が広がっている。鹿児島空港から飛行機で 30 分、鹿児島港から高速船で 1 時間 35 分、屋久島の宮之浦港から島間港まで 1 時間 5 分の場所に位置する。

超早場米コシヒカリの出荷など、その温暖な気候と恵まれた農地を活かした農業が基幹産業である。また、宇宙航空開発研究機構（JAXA）の種子島宇宙センターがあり、人工衛星の最終チェックからロケットへの搭載、ロケットの組み立て・整備・点検・打ち上げ、打ち上げ後のロケットの追跡まで一連の作業を行っており、日本の宇宙開発において人工衛星打ち上げの中心的な役割を果たしている。

医療機関等⁶は病院が 1 施設、一般診療所が 2 施設、歯科診療所が 1 施設、薬局が 3 施設である。（令和 4 年 11 月時点）

地域包括支援センター¹¹は、町内に 1 か所である。（平成 28 年 8 月時点）主な介護・福祉サービスの施設・事業所数は以下の通りである。（図表 3-43）

³⁰ 南種子町 HP（<http://www.town.minamitane.kagoshima.jp/>）の「南種子町の人口・世帯数」より引用

³¹ 鹿児島県「令和 3 年報（最新）」の「市町村別、年齢（各歳）別、男女別推計人口（令和 3 年 10 月 1 日現在）」より引用

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac09/tokei/bunya/jinko/jinkoudoutyousa/nennpou/r3.html>

³² 南種子町「概要・沿革・面積等」より引用

³³ 南種子町「概要・沿革・面積等」と「交通アクセス」、JAXA「種子島宇宙センター」より引用より NTT データ経営研究所が作成

種子島宇宙センター <https://www.jaxa.jp/about/centers/tnsc/>

図表 3-43 主な介護・福祉サービス施設・事業所数⁶

区分	件数 ※令和 4 年 9 月
訪問型介護施設	3
通所型介護施設	3
入所型介護施設	6
特定施設	0
居宅介護支援事業所	3
福祉用具事業所	2

② 取組の詳細等

南種子町は、公共交通機関体制が脆弱で、住民は自家用車の使用依存が高いという特徴がある。コミュニティ交通のニーズは少ないものの、交通弱者のニーズを把握し、移動手段の確保が必要となった。

民間バス事業者の撤退に加え、高校が統廃合され隣の高校への通学が必要になったため、58 人乗りの大型バスをスクールバスとして 2 台購入し、運行を開始した。その後通学時間である朝と夕方以外の時間で車両を活用できないかと考え、平成 22 年頃から空き時間をコミュニティバスとして活用し始めた。また、平成 26 年には、中学校への通学に小型バスをスクールバスとして購入したため、同様に空き時間をコミュニティバスとして運行を始めた。（通学と高齢者の移動支援の取組みのタイミングは一緒だが、あくまでスクールバスとして活用するためにバスを購入した。）

ニーズ把握として、各地区で行われた町政座談会の中でバスの話題が上がれば意見を収集している。その他、何かあれば運転手からも意見を得ている。また、令和 4 年度は種子島地域での地域公共交通計画作成のため住民へのアンケート調査を実施した。

具体的な取組内容は以下の通りである。（図表 3-44、図表 3-45）

図表 3-44 南種子町コミュニティバスの取組内容

取組内容の概要	・高齢者の移動手段の確保を目的とした、スクールバスの空き時間を活用した「南種子町コミュニティバス」を実施
運行事業者/ 実施主体	南種子町地域公共交通活性化体制協議会が主体となり、スクールバス運行事業者に委託して運行
運営経費の財源	大型コミュニティバスは国からの補助金と料金収入 小型コミュニティバスは無償
運行車両	58 人乗りの大型コミュニティバス 2 台

	29 人乗りの小型コミュニティバス 6 台
運行範囲	・ 平山線、荃永線、西之線、島間線、上中巡回線が運行 ・ 町内 4 つのルート（平山線・荃永線・西之線・島間線）は、午前・午後ともに 2 便を運行 ・ 上中市街地と公立病院や河内温泉センターなどを巡回する小型コミュニティバスの上中巡回線は、1 日 3 便を運行
運行日時等	・ 運行は平日のみ
利用方法	・ 定時・定路線のバス。バス停以外で挙手して乗車可能
停留所等	・ 各集落の停留所に加えて、病院や温泉、買い物等の日常生活を送る上で必要な場所にバス停を設置 ・ バス停以外でのフリー乗降も可能
利用料金	・ 大型コミュニティバスは片道一律 100 円 ・ 小型コミュニティバスは無料（白ナンバーで運行しているため利用料金の徴収不可能）
事故への備え等	スクールバス運行事業者に一任
コロナ禍での対応	通常の換気や消毒を実施
取組開始までの実施体制や関係機関	・ 南種子町地域公共交通活性化再生協議会 ・ 協議会には、地区の代表や、病院、役場の福祉や建設の部署等が参加
取組を実施するにあたっての関係者	・ スクールバス運行事業者、教育委員会
行政内連携、民間企業連携等の自部門以外との連携	・ 行事等の連絡は学校→教育委員会→企画課の順番で共有され、企画課と運行事業者で運行調整を実施
利用者	・ 一般の利用者は、30 人 / 日程度（1 台あたりは 5 人程度） ・ スクールバスとしての高校生の利用は、令和 4 年度は 40 名程度。雨の日は多少利用が増える。（バスを購入した当時は 100 名の生徒が利用し、当時は 2 台のバスでも足りなかった。）
成果等の測定方法	・ 運行事業者から利用者人数の報告を通じて把握している

図表 3-45 南種子町コミュニティバスについて³⁴



はじめに

南種子町では、「南種子町中央高校通学バス」の空いた時刻を活用した大型のコミュニティバス及び「南種子中学校通学バス」の空いた時刻を活用した小型のコミュニティバスを運行しています。

町内4つのルート（**山崎線・高永線・西之線・高瀬線**）は、午前・午後ともに2便を運行し、上中両用地と公立病院や市内通学センターなどを巡回する**上中巡回線（※大型バス）**は、1日3便を運行しています。ご乗車の良い時刻のバスで病院や通学、買い物などに行かれますので、お出かけの際は身近な交通手段として、お気軽にご利用ください。

乗車のご案内（大型バス・小型バス共通）

- 平日のみの運行です。（※土・日・祝日は運休です。）
- バス停以外での「フリー乗降」が可能です。

バス停以外での乗車

- ・道幅の広い安全な場所まで待ち、バスが来たらずきり手をあげて合図してください。
- ・最寄りのバス停の発車時刻を参考に、余裕をもってお待ちください。

バス停以外での降車

- ・降りる場所を事前に運転手にお知らせください。
- ・道幅の広さや道路状況により停車できない場合、安全な場所に停車します。

注）「フリー乗降」ができない場所があります。

- ・交差点及び交差点の前後 ・横断歩道及び横断歩道の前後
- ・道路幅の狭い場所 ・急カーブ ・勾配の急な坂及び坂の頂上付近
- ・その他、運転手が危険と判断する場所など。

注） 運行中は、車内で監視カメラが設置されているため必ず監視カメラの範囲内を移動してください。

南種子町コミュニティバス April 2022 3



ご不明な点は、運転手にお気軽にお声かけください！

大型コミュニティバス

バスの乗り方

バス中央のドアから乗車します。（前方のドアからも乗車できます。）

※車いす等のご乗車で、お手伝いが必要な方は乗車口で運転手へ伝えることができます。「乗務員にご用の方はこのインターホンでお話しくたい」との表記があります。

バスの降り方

- ① 降車ボタンを押します。
降りるバス停の案内があったら、「降車ボタン」を押してください。
または、運転手に口頭で伝えてください。
- ② 運賃を支払い、前方のドアから降ります。
運賃箱に100円（※乗金のみ）を入れます。
【無料券】をお持ちの方は、運転手にご提示ください。

小型コミュニティバス

バスの乗り方

バス前方のドアから乗車し、運転手に目的地をお伝えください。

※お手伝いが必要な方はお声がけいただければ、運転手がお手伝いします。

バスの降り方

降りる場所が近くなったら、運転手に降りることを伝えてください。

注）「南種子中学校」の通学バス時間帯（※生徒が利用する時間帯）に乗車する場合は、【許可証】が必要となります。

注） 小型バスは、不定期で臨時運休となる場合がありますので、ご注意ください。
臨時運休後の確認方法は、乗車紙をご覧ください。

南種子町コミュニティバス April 2022 4



【許可証】について

※通学バス時間帯のご乗車は、【許可証】が必要となります。

【お問い合わせ窓口】
 南種子町教育委員会 管理課
 電話:0997-26-1111（内線 223）

【無料券】について

※以下の方は、「大型コミュニティバス」が無料となります。

- ◆ 高齢者（70歳以上）、生活保護者、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいづれかの交付を受けている方は、事前に申請手続きを行い、無料券の発行を受け、それを提示することで無料。
- ◆ 運転免許証の自主返納者は、証明書を提示することで無料。
- ◆ 保護者同乗であれば、幼児・未就学児は無料。

※無料券の申請は、各地区の「地域支え合い推進員」へ依頼できます。代理での申請も可能です。

※有効期間は3年間です。すでに無料券をお持ちの方は有効期限の確認をお願いします。



南種子町コミュニティバス 無料券
有効期限：令和4年4月1日～令和5年3月31日
※有効期限は3年間です。すでに無料券をお持ちの方は有効期限の確認をお願いします。

【お問い合わせ窓口】
 南種子町地域公共交通
 活性化再生協議会
 電話:0997-26-1111
 （内線 172）

※大型バスに乗る際は忘れずに！

南種子町コミュニティバス April 2022 5

課題として、利用者が減少しているため、利用促進と利便性の向上の取組により、公共交通の維持・確保を目指す必要があると考えている。利用促進に向けて、現在は町の広報誌で広報を行っている。

今後の展開として、大型バスに少数の利用者が乗車しているためランニングコストが高くなっているため、車両サイズを小さくし、スクールバスでは無く、コミュニティバス専用車両として運行することを検討している。またデマンド型運送も検討予定である。

今後他の自治体が高齢者移動支援を実施する場合に考慮すべき事項等として、スクールバスを活用するには事前に学校等とのすり合わせが重要である。例えば、小型のコミュニティバスは中学生の通学が優先のため、学校行事を優先した運行となっている。そのため、基本は定時・定路線のコミュニティバスであるが、行事に伴い調整が生じ、バス停の提示や学校のイベント開催時の運行を学校や運行事業者との調整している。調整には時間を要するため、事前に学校等とのすり合わせを念入りにする必要があるとしている。

³⁴ 時刻表・路線図ご案内より引用

第4章 成果報告会

1. 実施の背景・目的

九州・沖縄の県・市町村の福祉部門と交通関連部局を対象に実施した「中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関するアンケート調査（本事業のアンケート調査）」の調査結果の共有、および先進的な取組や持続可能性の高い取組を実施している自治体の事例を広く知っていただくために事例報告も実施し、本事業の成果報告会として開催した。

成果報告会は福祉部門と交通関連部局の担当者を参加者としていることから、九州厚生局、九州運輸局の取組紹介（行政説明）も行い、自治体の事業担当者の更なる部門連係等の参考になることを期待した。

2. 開催概要

当日は九州厚生局による開会あいさつ、施策紹介（行政説明）の後に、九州運輸局による施策紹介（行政説明）を行った。その後、本事業のアンケート調査結果報告を行った。

最後に、自治体の事例報告として、新上五島町（長崎県）と武雄市（佐賀県）が移動支援の取組事例を報告した。

開催概要、当日プログラム、募集案内を以下に示す。（図表 4-1、図表 4-2、図表 4-3）

図表 4-1 開催概要

実施日時	2023 年 3 月 23 日（木）13:00~15:00
実施方法	Zoom ウェビナー／配信場所 NTT データ経営研究所
参加者	・ 県/市町村の福祉部門の高齢者等の移動支援施策 ご担当者 ・ 県/市町村の交通関連部局 ご担当者 ※オンライン実施のため、参加人数は上限なしで事前申込制とした

図表 4-2 プログラム

プログラム	講演者	時間
挨拶	九州厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課	13:00-13:05
施策紹介（行政説明）①	九州厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課	13:05-13:20
施策紹介（行政説明）②	九州運輸局 交通政策部 交通企画課	13:20-13:35
質疑	－	13:35-13:40
調査結果報告	NTT データ経営研究所	13:40-14:00

事例紹介① Smart GOTO の取組紹介	長崎県新上五島町 総合政策課 地域づくり班 高塚 裕介氏	14:00-14:20
事例紹介② 高齢者移動支援（かんころ号）の取組 紹介	佐賀県武雄市 福祉部健康課 草場 都氏 武雄市西川登地区社会福祉協議会 かんころの会第2層副コーディネー ター 一ノ瀬 靖浩氏	14:20-14:40
質疑	—	14:40-14:50
閉会	—	14:50-14:51

図表 4-3 募集案内

中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関する調査研究 成果報告会

【厚生労働省令和4年度 老人保健健康増進等事業】

2023年3月23日

木

13時

ZOOM
ウェビナー

■ 参加費：無料（事前申込要：申込期限3月20日(月)17時）

■ 対 象： 県 福祉部門 高齢者等の移動支援施策 ご担当者
市町村 公共交通 ご担当者
自治体の皆様のご参加をお待ちしております

- 九州・沖縄県内の全県および市町村の福祉部局と交通関連部局を対象に実施した「中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関するアンケート調査」の調査結果の共有します。
- また、移動支援において地域活性や運行の工夫等の取組を実施している2自治体から事例を紹介いただきます。
- さらに、九州厚生局および九州運輸局から施策の紹介（行政説明）を行っていただきます。

時 間	タイトル	演 者
13:00	開会あいさつ	九州厚生局
13:05	施策紹介（行政説明）①	九州厚生局
13:20	施策紹介（行政説明）②	九州運輸局
13:35	質疑	—
13:40	調査結果報告	NTTデータ経営研究所
14:00	事例報告1 Smart GOTOの取組み紹介	長崎県 新上五島町 総合政策課 地域づくり班 高塚 裕介氏
14:20	事例報告2 高齢者移動支援（かんころ号）の 取組み紹介	佐賀県 武雄市 福祉部健康課 草場 都氏 武雄市西川登地区社会福祉協議会 かんころの会 第2層コーディネーター井手 大補氏
14:40	質疑	—
14:50	閉会	—

申込

QRコードまたは下記URLよりお申込みください。

▶ <https://www15.webcas.net/form/pub/shika/ido>

※閲覧する端末1台につき代表者お一人からお申し込みください。

※セキュリティ設定等で申込フォームが表示されない場合は、下記事務局までご連絡ください。

【問い合わせ先】
 厚生労働省 令和4年度 老人保健健康増進等事業 セミナー 事務局
 （（株）NTTデータ経営研究所内）
 Tel: 03-5213-4091 Mail: medical-care@nttdata-strategy.com

3. 開催結果

(1) 開催結果概要

本成果報告会の申込数、最終参加数、当日の概要を以下に示す。(図表 4-4)

図表 4-4 開催結果概要

申込数	78 自治体 (100 名)
参加数	90 名
施策紹介 (行政説明) 概要	
九州厚生局	「介護保険施策における移動支援について」と題して、地域支援事業 (地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携および認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制の構築) の各事業の移動支援の課題等を紹介しながら説明。 その後、総合事業を活用した移動支援について、介護予防・生活支援サービスの類型をもとにどのような移動支援があるかの説明とともに、インセンティブ交付金を活用した個別の事例も紹介。
九州運輸局	「地域交通に関する施策紹介」と題して、「地域公共交通の現状」と「国における交通施策の方向」について説明を実施。 「地域公共交通の現状」については、九州における交通モード利用状況の推移、九州の交通事業就業者の担い手不足・高齢化、地域交通を取り巻く高齢者の不安等、多様な観点の分析を数値を用いて説明。 その後、「国における交通施策の方向」として、国の補助制度について事例を紹介しながら説明。また、その補助事業等を活用した九州の先行的な 4 事例を紹介。
事例報告概要	
新上五島町	ヒト・モノ・コトをつなぐ地域創生 DX プラットフォームを構築し、自治体・地域事業者と連携した課題解決と実現することとして、「SmartGOTO プロジェクト (予約型乗合サービス)」を実施。 高齢者においてもスマートフォンやタブレットを活用して予約等を実施できるような工夫を実施。さらに、“自治体”や“地域の事業者”と連携し、地域 DX 化 (ヒト・モノ・情報の高効率循環) を実現するために、移動支援にとどまらず町のニュース、買い物、観光等のプラットフォーム機能を段階的に構築していることを紹介。

武雄市	「西川登町支え合い かんころの会」が実施している自家用有償旅客運送について、地域のニーズ把握から実施に至るまでの取組みを紹介。取組開始後の変化や今後の取組についても、地域住民が自分事として地域での困りごとを解決するために活動している様子を紹介。 また、市としてのサポートしていることの紹介やなぜ様々な取組が積極的に行われるのかについても説明。
-----	---

(2) 開催の様子

開催時のWEB画面の様子を以下に示す。(図表 4-5)

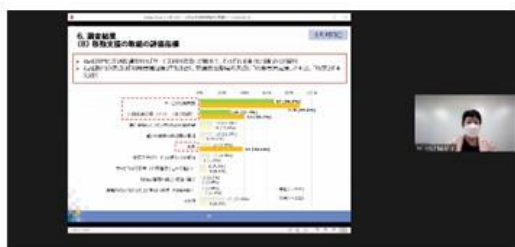
図表 4-5 発表風景



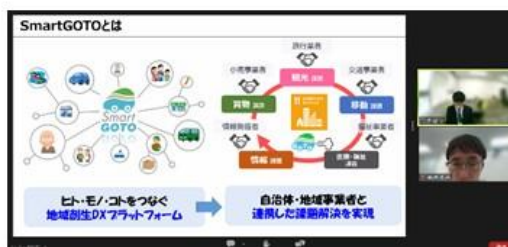
施策紹介
(九州厚生局 地域包括ケア推進課)



施策紹介
(九州運輸局 交通政策部 交通企画課)



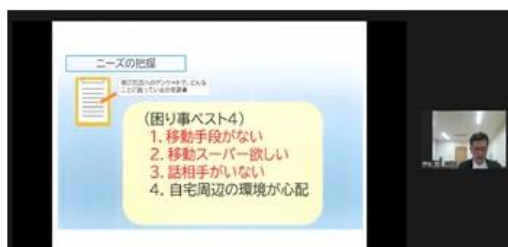
調査結果報告
(NTTデータ経営研究所)



調事例報告1 Smart GOTOの取組み
(長崎県 新上五島町)



調事例報告2 高齢者移動支援（かんころ号）の取組み
(佐賀県 武雄市)



第5章 調査事業の成果と考察

1. 本研究事業の成果

(1) アンケート調査から得られた成果

九州・沖縄の8県、ならびに管内の274市町村に対するアンケート調査より、「課題・ニーズ把握」「調整・整備」「実装（県においては市町村支援）」「評価」の観点においては、下記の項目が移動支援の取組にかかる現状と課題として挙げられた。（図表 5-1、図表 5-2）

図表 5-1 市町村アンケート結果から得られた移動支援の現状と課題

観点	調査結果
課題・ニーズ把握	<課題意識> ・ 中山間地域等の高齢者の移動支援を課題として認識している割合は福祉部門・交通関連部局の双方において9割前後を占める。 ・ 地域資源が不足していると認識している市町村ほど、中山間地域等の高齢者に対する移動支援施策について、「実施の必要性を感じているが実施していない」と回答する割合が多かった。 ・ 交通関連部局と比較して福祉部門において、より多い割合の市町村が、「移動支援施策の必要性を感じているものの実施していない」と回答した。 <ニーズの把握状況> ・ 移動支援のニーズについては、定量的な把握方法としては両部局とも「自治体独自のアンケート」を挙げる割合が最多であり、定性的な把握方法としては、福祉部門では民生委員や住民、医療・介護関係者からの情報提供、交通関連部局では民生委員や住民、公共交通等の事業者からの情報提供が多く挙げられた。 ・ 福祉部門・交通関連部局双方の1割前後が特にニーズ把握を行っていない。 ・ 移動支援を必要とする高齢の交通弱者の数については、福祉部門・交通関連部局の双方の8割近くが定量的に把握していない。 ・ 福祉部門では生活活動の場面別に2～3割、交通関連部局では4割前後が地域資源の充足度を把握していない。 ・ 福祉部門においても交通関連部局においても「第三者機関に評価を依頼している」場合に、その他の評価体制の場合と比較して、より多くの方法で移動支援ニーズの把握を行っている。 ・ 福祉部門では、市町村内関係者あるいは第三者機関を問わず何らかの評価体制を持っている場合に、評価体制がない場合あるいは

	その他の評価体制の場合と比較して、高齢の交通弱者の数をより客観的な方法で把握している。交通関連部局では、評価体制によって交通弱者の数の把握状況に差は見られなかった。
調整・整備	関係団体との調整や庁内調整については、インタビュー調査において確認を行った。
実装	- 中山間地域の高齢者の移動を支える交通手段として、福祉部門は「路線バス」「デマンドバス・タクシー」「市町村やNPO等による有償運送」を多く挙げ、交通関連部局は「デマンドバス・タクシー」「路線バス」「市町村やNPO等による有償運送」を多く挙げた。 - 移動支援以外の高齢者の生活を支えるサービスとして、福祉部門は「配食」「見守りサービス」「移動販売」を、交通関連部局は「移動販売」「配食」を多く挙げた。 - 交通関連部局の3割強が、移動支援以外の高齢者の生活を支えるサービスは「特になし」と回答しているのに対して、福祉部門では5%にとどまった。 - 福祉部門では、今後の移動支援の取組の方針について、4割が「高齢者等の移動支援に協力する担い手を増やす（ドライバー、オペレーター以外）」ことを挙げている。交通関連部局では、「対象区分内の利用者の拡大をはかる」が最多で4割弱、「自治体内の運行地域の拡大をはかる」との回答が3割だった。 - 福祉部門・交通関連部局の双方とも、4分の1が「移動支援の取組については現状維持をはかる」と回答している。
評価	- 福祉部門も交通関連部局も「市町村内関係者」が評価を実施している割合が最多であった。 - 移動支援の取組の評価指標をみると、福祉部門も交通関連部局も「サービス利用者数」が最多、次いで「利用者満足度」だった。一方、交通関連部局では「収支」の回答も多かった。

図表 5-2 県アンケート結果から得られた移動支援の現状と課題

観点	調査結果
課題・ニーズ把握	市町村の取組の把握状況をみると、福祉部門では全県が各市町村の取組の実施の有無を把握している、もしくは把握を試みている。一方で、移動手段や実施主体、運行範囲などの取組の詳細については、把握の必要性を感じてはいるものの実際の把握が進んでいない。県の交通関連部局の回答は「把握している」と「把握

	の必要性を感じているが未実施」のいずれかに回答が二極化している。 ・ 市町村支援を行うにあたっての課題をみると、全体に福祉部門の方が交通関連部局に比較して課題であると回答する割合が高く、7 県中 5 県が「県職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない」、「公共交通担当課との連携・協力が十分でない」と回答した。 ・ 交通関連部局が最も課題と考えている項目は「市町村の人員が不足している」で、3 県が該当すると回答した。
調整・整備	・ 回答した県のほとんどは福祉部門、交通関連部局それぞれで単一の部課が高齢者の移動支援施策を主管している。
実装（市町村支援）	・ 県が市町村に対して実施している支援策については、市町村が県に求める支援策の内容とほぼ合致した。 ・ 県が提供する中で最も市町村に活用されている実態把握の支援策は、福祉部門では「県や自治体の福祉部門が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」の 24.8%であり、交通関連部局では「県や自治体の交通関連部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録」の 13.6%だった。 ・ 2 県が独自でアンケート調査を実施している一方で、市町村における県のアンケート調査の活用割合は 2%未満だった。また、公共交通利用状況や公共交通に関する公的な統計や国が実施した調査については県による支援施策に含まれておらず、市町村による活用状況も 1.5%から 18.2%にとどまっている。 ・ 令和 5 年度以降に市町村支援の実施を市町村支援の実施を予定・検討している県は、福祉部門で 7 県、交通関連部局で 4 県だった。
評価	・ 該当設問がないため割愛

(2) インタビュー調査結果

6自治体のインタビューにより「課題・ニーズ把握」「調整・整備」「実装」「評価」の観点においては下記の項目がポイントとして挙げられた。(図表 5-3)

図表 5-3 インタビュー結果から得られた移動支援の取組におけるポイント一覧

観点	実施内容
課題・ニーズ把握	・ 住民の“生“の声を聞く機会を広く設ける（市町村窓口等への直接的な意見、自治会（地域団体）からの意見、議員からの意見） ・ 市全体ではなく、地区単位等小さな単位での課題・ニーズの把握 ・ 利用想定者との接点が多い部門、新たな支援を担当する部門等複数部門で課題・ニーズの共有 ・ 民間企業からの情報収集もしくは情報が共有できる会への参加
調整・整備	・ 今ある地域資源を最大限活用する可能性の検討・調整 ・ 現在の公共交通機関等の活用・共存の検討・調整 ・ 施策や関連法令等を理解した、実施可能な支援や住民等が実施できるサービスの提案等 ・ 地域公共交通会議等の多様な立場が参加する会議の実施による理解の促進
実装	・ 住民が利用（予約、乗車、乗車後の行動）しやすい（手間なく実生活に必要な）方法を運行期間中も検討しサポートしていく ・ スタートは実証等の限定的な地域や対象者で展開し、成果を踏まえて広範囲に展開 ・ 自治体は様々な観点でサポートを実施するが、サポートの負担軽減も検討（地域からのスポンサー収入等により地域活性、町のPR、地域の公共交通事業者の連携等）
評価	・ 市民への公共交通の活用有無によらない移動に関する調査による評価 ・ 利用者調査は、利用者像とともに利用頻度等背景や地域の背景も考慮しての評価（地域特性を考慮する必要がある）

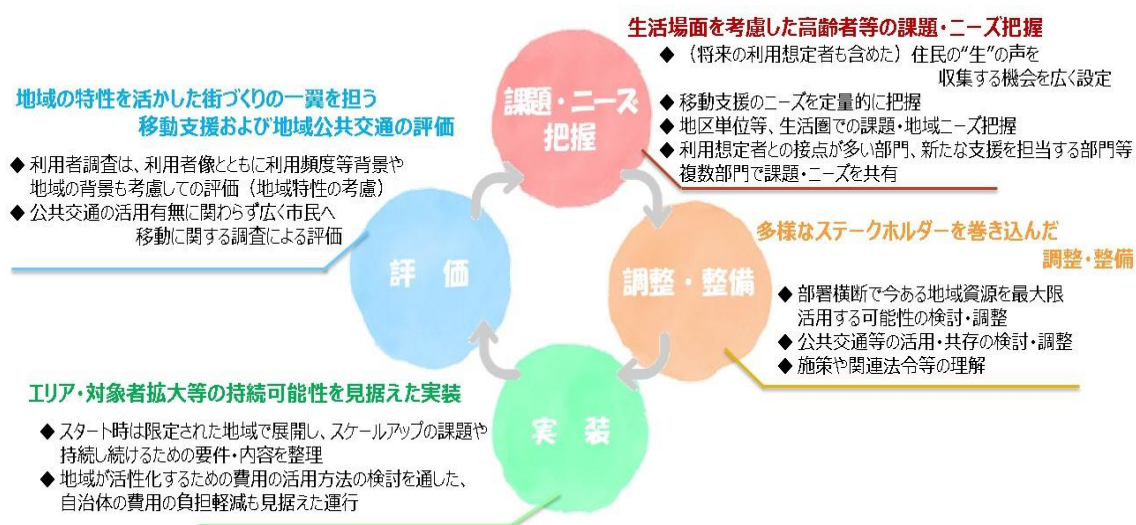
上記は取組内容によらず移動支援を実施する上で必要な共通内容であった。各項目について丁寧かつ迅速に情報を把握し、取組に活かすことで移動支援を中心とした生活支援および地域づくりにもつながっていることが想定された。

2. 調査結果に基づく考察

本事業はアンケート調査にて県と市町村の福祉部門および交通関連部局に実施することで各部門での情報を幅広く定量的に可能な範囲で収集し、自治体の課題や現状の把握を行った。インタビュー調査では、アンケート調査の結果等を踏まえて、移動支援の取組を実施するにあたって必要な情報収集や検討すべき事項等を、これまでの取組の成果を踏まえて自治体から情報収集を行った。

双方の調査結果から高齢者の移動支援を中心とした生活支援は、画一的に定型的な内容を実施すればよいという事ではなく、高齢者の生活圏において、高齢者の生活スタイルに合致し、その地域の特性を活かした支援が必要であると考えられる。よって、アンケート調査・インタビュー調査でもまとめている4つの観点（「課題・ニーズ把握」「調整・整備」「実装」「評価」）を継続的に実施し、その時に必要とされる支援を実施していく必要がある。（図表5-4）

図表 5-4 アンケート調査、インタビュー調査を踏まえた移動支援の取組に向けてのサイクル



さらに、取組を実施していくには、まず「課題・ニーズ把握」が必要不可欠となる。現状で既に移動支援を必要としている高齢者の課題・ニーズ把握はもちろんであるが、移動支援が地域に根付き継続的に実施されるには、将来的に移動支援が必要と想定される若年層への意見収集もポイントになってくる。若年層から意見を収集するには地域の課題を「自分事」として考えてもらうことが第一ステップとなるため、自治体としては、若年層も含めて【地域住民が「自分事」として考え行動する地域の土壌づくり】を進めていくことが大きなポイントである。土壌が創られると、住民が自ら動いて地域の課題・ニーズを掘り起こしそれを解決するための行動が生じ、住民主体の取組を自治体が伴走してサポートする流れができる。

そのために“移動支援”が、“移動”だけにとどまらず移動した先の利用者の生活（移動以外の生活場面）を視野に入れた“移動支援”であることを念頭に取組の検討を行う必要がある。

また、持続可能性を考慮し、住民の移動支援に対するニーズを満たしつつ、最新の情報通信技術等の活用も視野に入れながら、今ある地域資源を最大限に活用（地域公共交通等との共存・共栄）することを第一とし、自治体内の福祉部門と交通関連部局等が連携して多様なステークホルダーを巻き込んだ調整を進めていくことが重要である。

本調査研究としては、「課題・ニーズ把握」の必要性がより明確化され、自治体において「課題・ニーズ把握」が上手く取り組めていないこともアンケート調査から確認できた。

今後は、地域住民の課題やニーズをどのように地域の特性に応じて調査（把握）していく必要があるのか深掘した検討を行っていく必要がある。

第6章 参考資料

県アンケート調査票（福祉部門）

県アンケート調査票（福祉部門）

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関するアンケート調査 調査票

【九州・沖縄の県のご担当者】

【アンケート回答に際してのお願い】

今回のアンケートは、各市町村における中山間地域等の高齢者の移動支援に関する取組について複数の角度から情報を収集するために、市町村内の福祉関連部局と交通関連部局の2つのルートのほか、県による施策についても調査をお願いするものです。

県の施策担当者におかれましては、本アンケートの回答に際し、市町村による移動支援の取組の把握状況、県による支援施策、移動支援に関する課題等についてご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ 九州運輸局の協力をいただいた上で貴県の交通部局にも本アンケートと同内容のアンケート調査にご協力をいただく予定としております。本アンケートについては、福祉関連部局のお立場でご回答ください。

回答締め切り：2022年11月30日（水）17：00まで
回答サイトURL：https://questant.jp/q/idoushien1

本調査研究事業における「中山間地域等」の定義について

「中山間地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域、離島振興法において離島と定義される地域、半島振興法において半島と定義される地域、山林振興法において山林と定義される地域のいずれかに該当する場合、その地域を含む市町村を指します。

本調査では、「中山間地域」に該当しない地域であっても、今後過疎が懸念される地域や公共交通空白地帯、交通手段が限定されている等、移動支援に関して中山間地域と同様の課題を持っていることを想定した上で、対象地域を中山間地域「等」として、幅広くご回答いただきますよう、お願いいたします。

I 回答者情報

Q1 貴県名、アンケート回答の取りまとめをしていただく部局名と連絡先電話番号をご記入ください。

1 県名	
2 ご所属担当部局	
3 電話番号	

Q2 貴県で中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している福祉関連部局の部課名、あるいは担当者についてご記入ください。

(いずれか1つ回答)

☐ 1 単一の部課で所管・対応している ↓「1」を選択された場合は部課名をご記入ください

部課名

☐ 2 複数部課で所管・対応している ↓「2」を選択された場合は以下にご記入ください

本アンケートの取りまとめ 主管部課に○	部課名	担当事項

II ニーズの把握状況

Q3 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組についてどの程度把握していますか。各項目について、いずれか1つを選んでください。

1 各市町村における取組の有無	1 把握している		(いずれか1つ回答)
2 個別の取組の名称	2 把握の実施を検討・準備中		(いずれか1つ回答)
3 取組における移動手段	3 把握の必要を感じているが未実施		(いずれか1つ回答)
4 移動手段を提供している主体	4 把握する必要性を感じていない		(いずれか1つ回答)
5 運行範囲			(いずれか1つ回答)

III 市町村に対する支援

Q4 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して、どのような支援を実施していますか。当てはまるものを全て選んでください。
(あてはまるものを全てに○)

☐	1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）	⇒Q5△
☐	2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など	
☐	3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援	
☐	4 法制度等についての相談窓口の設置	
☐	5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援	
☐	6 モデル事業の実施	
☐	7 補助金の交付	⇒Q6△
☐	8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催	
☐	9 県による、運転者の育成講習などの実施	
☐	10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援	
☐	11 市町村境・県境を含む広域的な支援	⇒Q7△
☐	12 移動支援の取組を県自身が実施	⇒Q8△
☐	13 その他	
	⇒具体的な内容	

県アンケート調査票（福祉部局）

Q5 （Q4で「1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」と回答した場合）

貴県管下の市町村における実態把握の取組に対する支援の詳細についてお答えください。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 道路交通に係る公的な統計・データを提供 |
| ☐ | 2 公共交通利用状況に係る公的な統計・データを提供 |
| ☐ | 3 公共交通等の事業者から提供されるデータを提供 |
| ☐ | 4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自項目の追加を推奨し、県において調査結果を分析 |
| ☐ | 5 県独自にアンケート調査を実施 |
| ☐ | 6 県独自にヒアリング調査を実施 |
| ☐ | 7 県の福祉部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 8 県の交通部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 9 医療・介護事業者から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 10 民間団体や住民団体等から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 11 県内外の自治体の取組に係る事例の紹介 |
| ☐ | 12 その他 |

⇒ 具体的な内容：

Q6 （Q4で「7 補助金の交付」と回答した場合）

市町村に対する補助金制度の具体的な内容を、金額の多い順にご記入ください。

①	補助金の名称			
	1市町村当たりの補助対象期間		年	
	補助金を交付した市町村の実数		市町村	
	1市町村当たりの補助上限額		千円	
	補助制度の開始時期		年	月
	補助対象経費としてあてはまるものを全て選んでください。			
	（あてはまるものを全てに○）			
	1 ニーズ調査などの費用			
	2 運行委託費			
	3 車両購入費			
4 車両リース代				
5 ガソリン代等実費				
6 コーディネーター等の人件費				
7 運転者の育成講習費				
8 勉強会・セミナー等開催費				
9 その他				
⇒ 具体的な内容				
その他、補足情報があればお書きください				
⇒				
②	補助金の名称			
	1市町村当たりの補助対象期間		年	
	補助金を交付した市町村の実数		市町村	
	1市町村当たりの補助上限額		千円	
	補助制度の開始時期		年	月
	補助対象経費としてあてはまるものを全て選んでください。			
	（あてはまるものを全てに○）			
	1 ニーズ調査などの費用			
	2 運行委託費			
	3 車両購入費			
4 車両リース代				
5 ガソリン代等実費				
6 コーディネーター等の人件費				
7 運転者の育成講習費				
8 勉強会・セミナー等開催費				
9 その他				
⇒ 具体的な内容				
その他、補足情報があればお書きください				
⇒				
③	補助金措置が3つ以上ある場合は、3つ目以降の補助金の名称のみ記載ください。			

Q7 （Q4で「11 市町村境・県境を含む広域的な支援」と回答した場合）

貴県管下で実施されている市町村境・県境を含む広域的な支援の詳細について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 市町村境・県境をまたぐ生活圏域や住民の日常的な移動範囲に関する情報や分析結果を提供 |
| ☐ | 2 隣接する市町村間・県間の協議・調整に参加 |
| ☐ | 3 市町村と交通事業者・施設運営事業者との協議・調整に参加 |
| ☐ | 4 市町村境・県境をまたぐ移動手段の確保と市町村への仲介 |
| ☐ | 5 その他 |

⇒ 具体的な内容：

県アンケート調査票（福祉部局）

Q8 （Q4で「12 移動支援の取組を県自身が実施」していると回答した場合）

取組の内容を、紹介したい順にご記入ください。（最大3つまで）

①	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		
②	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		
③	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		

IV 市町村支援の課題と今後の実施予定

Q9 市町村支援を行うにあたっての課題について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

☐	1 支援の必要性を、強くは感じていない
☐	2 県職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない
☐	3 市町村職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない
☐	4 効果的な支援方法・支援プロセスなどがわからない
☐	5 適切なアドバイザーがわからない、不足している
☐	6 都道府県の人員が不足している
☐	7 市町村の人員が不足している
☐	8 公共交通担当課との連携・協力が十分でない
☐	9 県の担当職員が異動した際に、継続性を保つことが難しい
☐	10 その他
	⇒ 具体的内容：

Q10 今後の市町村支援の実施予定について、いずれか1つを選んでください。

（いずれか1つ回答）

☐	1 令和5年度以降の（も）市町村支援の実施を、予定・検討している
☐	2 令和5年度以降の（も）市町村支援の実施を、予定・検討していない

Q11 中山間地域等における高齢者の移動支援について、貴自治体の所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、ご意見等ありましたら、自由にご記入ください。

--

■■■ 質問は以上です。調査にご協力いただき誠にありがとうございました ■■■

2022年11月30日（水）17：00までに回答をお寄せください

県アンケート調査票（交通関連部局）

県アンケート調査票（交通関連部局）

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関するアンケート調査 調査票

【九州・沖縄の県のご担当者】

【アンケート回答に際してのお願い】

今回のアンケートは、各市町村における中山間地域等の高齢者の移動支援に関する取組について複数の角度から情報を収集するために、市町村内の福祉関連部局と交通関連部局の2つのルートのほか、県による施策についても調査をお願いするものです。

県の施策担当者におかれましては、本アンケートの回答に際し、市町村による移動支援の取組の把握状況、県による支援施策、移動支援に関する課題等についてご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※ 本アンケートについては、交通関連部局のお立場でご回答ください。福祉関連部局にも同様なアンケートの回答を九州厚生局様からご依頼させていただいております。

回答締め切り：2022年11月30日（水）17：00まで

回答サイトURL：https://questant.jp/q/idoushien11

本調査研究事業における「中山間地域等」の定義について

「中山間地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域、離島振興法において離島と定義される地域、半島振興法において半島と定義される地域、山林振興法において山林と定義される地域のいずれかに該当する場合、その地域を含む市町村を指します。

本調査では、「中山間地域」に該当しない地域であっても、今後過疎が懸念される地域や公共交通空白地帯、交通手段が限定されている等、移動支援に関して中山間地域と同様の課題を持っていることを想定した上で、対象地域を中山間地域「等」として、幅広くご回答いただきますよう、お願いいたします。

I 回答者情報

Q1 貴県名、アンケート回答の取りまとめをいただく部局名と連絡先電話番号をご記入ください。

- 1 県名
- 2 ご所属担当部局
- 3 電話番号

Q2 貴県で中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している交通関連部局の部課名、あるいは担当者についてご記入ください。

(いずれか1つ回答)

--

- 1 単一の部課で所管・対応している ↓「1」を選択された場合は部課名をご記入ください

部課名

--

- 2 複数部課で所管・対応している ↓「2」を選択された場合は以下にご記入ください

本アンケートの取りまとめ 主管部課に○	部課名	担当事項

II ニーズの把握状況

Q3 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組についてどの程度把握していますか。各項目について、いずれか1つを選んでください。

- 1 把握している
- 2 把握の実施を検討・準備中
- 3 把握の必要を感じているが未実施
- 4 把握する必要性を感じていない

- 1 各市町村における取組の有無
- 2 個別の取組の名称
- 3 取組における移動手段
- 4 移動手段を提供している主体
- 5 運行範囲

	(いずれか1つ回答)
	(いずれか1つ回答)
	(いずれか1つ回答)
	(いずれか1つ回答)
	(いずれか1つ回答)

III 市町村に対する支援

Q4 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して、どのような支援を実施していますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるものを全てに○)

- 1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）
- 2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など
- 3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援
- 4 法制度等についての相談窓口の設置
- 5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援
- 6 モデル事業の実施
- 7 補助金の交付
- 8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催
- 9 県による、運転者の育成講習などの実施
- 10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援
- 11 市町村境・県境を含む広域的な支援
- 12 移動支援の取組を県自身が実施
- 13 その他

⇒Q5△

⇒Q6△

⇒Q7△

⇒Q8△

⇒具体的な内容

--

県アンケート調査票（交通関連部局）

Q5 （Q4で「1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」と回答した場合）

貴県管下の市町村における実態把握の取組に対する支援の詳細についてお答えください。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 道路交通に係る公的な統計・データを提供 |
| ☐ | 2 公共交通利用状況に係る公的な統計・データを提供 |
| ☐ | 3 公共交通等の事業者から提供されるデータを提供 |
| ☐ | 4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自項目の追加を推奨し、県において調査結果を分析 |
| ☐ | 5 県独自にアンケート調査を実施 |
| ☐ | 6 県独自にヒアリング調査を実施 |
| ☐ | 7 県の福祉部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 8 県の交通部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 9 医療・介護事業者から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 10 民間団体や住民団体等から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を提供 |
| ☐ | 11 県内外の自治体の取組に係る事例の紹介 |
| ☐ | 12 その他 |

⇒ 具体的内容：

Q6 （Q4で「7 補助金の交付」と回答した場合）

市町村に対する補助金制度の具体的な内容を、金額の多い順にご記入ください。

①	補助金の名称			
	1市町村当たりの補助対象期間		年	
	補助金を交付した市町村の実数		市町村	
	1市町村当たりの補助上限額		千円	
	補助制度の開始時期		年	月
	補助対象経費としてあてはまるものを全て選んでください。			
	（あてはまるものを全てに○）			
	1 ニーズ調査などの費用			
	2 運行委託費			
	3 車両購入費			
4 車両リース代				
5 ガソリン代等実費				
6 コーディネーター等の人件費				
7 運転者の育成講習費				
8 勉強会・セミナー等開催費				
9 その他				
⇒ 具体的な内容				
その他、補足情報があればお書きください				
⇒				
②	補助金の名称			
	1市町村当たりの補助対象期間		年	
	補助金を交付した市町村の実数		市町村	
	1市町村当たりの補助上限額		千円	
	補助制度の開始時期		年	月
	補助対象経費としてあてはまるものを全て選んでください。			
	（あてはまるものを全てに○）			
	1 ニーズ調査などの費用			
	2 運行委託費			
	3 車両購入費			
4 車両リース代				
5 ガソリン代等実費				
6 コーディネーター等の人件費				
7 運転者の育成講習費				
8 勉強会・セミナー等開催費				
9 その他				
⇒ 具体的な内容				
その他、補足情報があればお書きください				
⇒				
③	補助金措置が3つ以上ある場合は、3つ目以降の補助金の名称のみ記載ください。			

Q7 （Q4で「11 市町村境・県境を含む広域的な支援」と回答した場合）

貴県管下で実施されている市町村境・県境を含む広域的な支援の詳細について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 市町村境・県境をまたぐ生活圏域や住民の日常的な移動範囲に関する情報や分析結果を提供 |
| ☐ | 2 隣接する市町村間・県間の協議・調整に参加 |
| ☐ | 3 市町村と交通事業者・施設運営事業者との協議・調整に参加 |
| ☐ | 4 市町村境・県境をまたぐ移動手段の確保と市町村への仲介 |
| ☐ | 5 その他 |

⇒ 具体的内容：

県アンケート調査票（交通関連部局）

Q8 （Q4で「12 移動支援の取組を県自身が実施」していると回答した場合）

取組の内容を、紹介したい順にご記入ください。（最大3つまで）

①	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		
②	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		
③	取組名		
	運行範囲の市町村名		
	取組の開始時期	年	月
	取組の概要		
	取組の紹介URL		

IV 市町村支援の課題と今後の実施予定

Q9 市町村支援を行うにあたっての課題について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

☐	1 支援の必要性を、強くは感じていない
☐	2 県職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない
☐	3 市町村職員の専門知識（交通・総合事業など）が十分でない
☐	4 効果的な支援方法・支援プロセスなどがわからない
☐	5 適切なアドバイザーがわからない、不足している
☐	6 都道府県の人員が不足している
☐	7 市町村の人員が不足している
☐	8 福祉担当部局との連携・協力が十分でない
☐	9 県の担当職員が異動した際に、継続性を保つことが難しい
☐	10 その他
	⇒ 具体的内容：

Q10 今後の市町村支援の実施予定について、いずれか1つを選んでください。

（いずれか1つ回答）

☐	1 令和5年度以降の（も）市町村支援の実施を、予定・検討している
☐	2 令和5年度以降の（も）市町村支援の実施を、予定・検討していない

Q11 中山間地域等における高齢者の移動支援について、貴自治体の所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、ご意見等ありましたら、自由にご記入ください。

--

■■■質問は以上です。調査にご協力いただき誠にありがとうございました■■■

2022年11月30日（水）17：00までに回答をお寄せください

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局共通）

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関するアンケート調査 調査票

【市町村向け調査票】

【アンケート回答に際してのお願い】

今回のアンケートは、自治体の複数の政策分野に関わる取組についてお聞きするものであり、必要な情報を確実に収集するため、福祉関連部局と交通関連部局（まちづくり部局、政策部局など交通施策を担当している部局）との2つのルートで調査の依頼をしています。
本アンケートの回答に際し、担当している部（課）としての課題認識、課題の把握状況、取組等について、ご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

回答締め切り：2022年11月30日（水）17：00まで

【本調査研究事業における「中山間地域等」の定義について】

「中山間地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域、離島振興法において離島と定義される地域、半島振興法において半島と定義される地域、山林振興法において山林と定義される地域のいずれかに該当する場合、その地域を含む市町村を指します。

本調査では、「中山間地域」に該当しない地域であっても、今後過疎が懸念される地域や公共交通空白地帯、交通手段が限定されている等、移動支援に関して中山間地域と同様の課題を持っていることを想定した上で、対象地域を中山間地域「等」として、幅広くご回答いただきますよう、お願いいたします。

I 回答者情報

Q1 貴自治体名、アンケート回答の取りまとめをしていただく部局名と連絡先電話番号をご記入ください。

1 ご所属自治体	都道府県名	
	市町村名	
2 ご所属担当部局		
3 電話番号		

II ニーズの把握状況

Q2 貴自治体では中山間地域等の高齢者の移動支援は課題になっていますか。いずれか1つを選んでください。

1 大きな課題になっている
2 どちらかといえば課題になっている
3 どちらかといえば課題になっていない
4 全く課題になっていない
5 分からない

（あてはまるもの1つを回答）

--

Q3 貴自治体における中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法についてお答えください。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 道路交通に係る公的な統計・データを活用
2 公共交通利用状況に係る公的な統計・データを活用
3 公共交通等の事業者から提供されるデータを活用
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自項目を追加して調査を実施
5 自治体独自にアンケート調査を実施
6 県が実施した調査を活用
7 国が実施した調査を活用
8 県や自治体の福祉部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用
9 県や自治体の交通部局が保有する情報、相談・問合せ内容の記録を活用
10 医療・介護事業者から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を活用
11 民生委員や住民から提供される情報、相談・問合せ内容の記録を活用
12 その他
⇒具体的内容：
13 特にニーズ把握をしていない

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

Q4 貴自治体では、中山間地域等で移動支援を必要としている高齢者（高齢の交通弱者）の人数をどの程度把握していますか。
いずれか1つを選んだ上で、想定する人数を数値でご記入ください。人数把握に際して設定した高齢能交通弱者の定義をテキストでご記入ください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 ある程度正確に定量把握している	
⇒人数でいうと	約 人
⇒人数把握に際して設定した高齢の交通弱者の定義を以下の欄に記載してください	
2 大まかな人数を把握している（アンケート、サンプル調査、既存データを基にした推計などによる）	
⇒人数	約 人
⇒人数把握に際して設定した高齢の交通弱者の定義を以下の欄に記載してください	
3 担当者の肌感覚でおおまかに把握している（下記のいずれか、又は両方にお答えください）	
⇒人数	約 人
⇒貴自治体の中山間地域等に住む高齢者数に対する割合でいうと	約 %
4 定量的には把握していない	
5 該当する高齢者はいない	
6 把握状況そのものが不明	

Ⅲ 取組の実施状況

Q5 中山間等地域に居住する高齢者の生活を支える地域資源について、それぞれ現在の充足度と移動支援の実施状況をお答えください。それぞれの項目について、選択肢1から5のいずれか1つを選んでください。

		（１）中山間地域の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支える地域資源は充足していますか。	（２）高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支えるために移動支援施策を実施していますか
		1 充足している 2 ある程度充足している 3 どちらかといえば不足している 4 不足している・資源がない 5 把握していない	1 実施している 2 実施の必要性を感じているが実施していない 3 実施する必要はない 4 把握していない
1次活動 ※	睡眠、身の回りの用事、食事		
2次活動 ※	通勤・通学、仕事、学業、家事、介護・看護、育児、買い物		
3次活動 ※のうち、医療の受診			
3次活動 ※のうち、介護・介護予防サービスの受容			
その他3次活動（医療・介護を除く）	移動（通勤・通学を除く）、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・自己啓発・訓練（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ、ボランティア活動・社会参加活動、交際・付き合い、その他		

※総務省統計局 令和3年社会生活基本調査に準ずる分類
<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/kekka.html>

Q6 中山間地域等に居住する高齢者の生活を支えるサービスとして、移動支援以外の取組があればお答えください。
あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 移動販売	☐
2 移動美容室	☐
3 配食	☐
4 見守りサービス	☐
5 その他の生活支援事業	☐
⇒ 具体的内容：	
6 特にない	☐

☐
☐
☐
☐
☐
☐

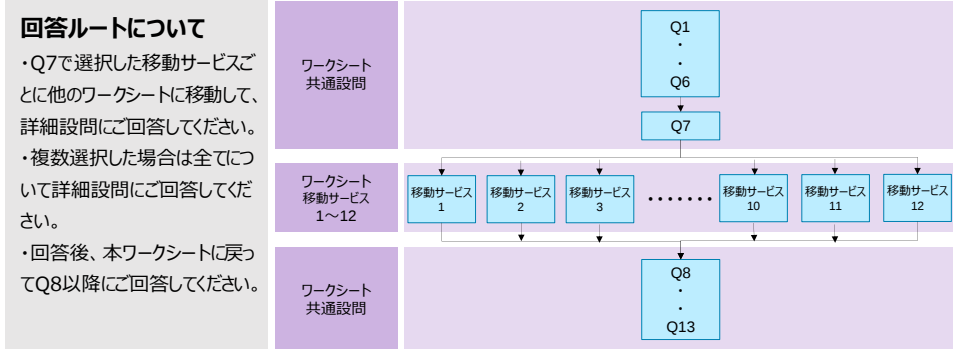
市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

Q7 貴自治体で実施されている、中山間等地域に居住する高齢者の移動支援等の取組について伺います。
移動支援の取組のそれぞれについて、実施の有無を回答してください。あてはまるものを全て選んでください。
自治体が主体となっている取組の他、民間事業者や住民の自主的な取組等についてもご回答してください。

※7～10の自家用車両運送の分岐については、別紙説明を参照のうえ、該当するものに回答してください。

※貨客混載（かけもち）運送の場合は、「11」のみに回答してください。

※1～11の枠組みに当てはまらない場合は12にご回答してください。



選択肢	有償/無償	サービス概要	法令・サービス内容	(あてはまるもの全てに○)
1	旅客自動車運送事業 (緑ナンバー)	路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業のうち、路線定期運行。乗合旅客を運送。乗車定員の限定なし。	
2		不定期バス	一般乗合旅客自動車運送事業のうち、路線不定期運行。乗合旅客を運送。乗車定員の限定なし	
3		デマンドバス・タクシー	一般乗合旅客自動車運送事業のうち、区域運行。乗合旅客を運送。乗車定員の限定なし	
4		貸切バス	一般貸切旅客自動車運送事業。 1個の契約による貸切。11人以上の車両	
5		タクシー	一般乗用旅客自動車運送事業。 1個の契約による貸切。10人以下の車両。	
6		スクールバス、従業員送迎バスなど	特定旅客自動車運送事業。 特定の者との契約により、一定の範囲を運送。	
7	自家用有償旅客運送 (白ナンバー)	市町村、NPO等が有償で運送	道路運送法施行規則第49条第1号に基づく交通空白地有償運送、ならびに同規則第49条第2号に基づく福祉有償運送 利用者が所定の運送の対価を負担し、登録を受けた市町村やNPO等がサービスを提供するケース（市町村による補助や支援、資金提供を受ける場合があり）。	
8	許可を受けた自家用車両による有償運送	訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うサ輸送サービス	道路運送法第4条・第78条に基づく輸送資格を有する訪問介護員等によって実施される輸送サービスで、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うサービス。利用者が所定の運賃を負担し、道路運送法第4条・第78条の許可を受けた訪問介護事業所等がサービスを提供する。	
9	自家用車両による無償運送 (白ナンバー)	NPO等が福祉バス等を運行	道路運送法の許可または登録を要しない NPOや社会福祉法人、自治会などが主体となって運行	
10		市町村がコミュニティバス輸送や乗合輸送を運行	道路運送法の許可または登録を要しない 市町村が主体となって運行	
11	その他	貨客混載（かけもち）運送 (1) 乗合バス、貸切バス、タクシー、あるいは (2) トラック	持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律 (1) 旅客自動車運送事業者が貨物を運送、あるいは (2) 貨物自動車運送事業者が旅客を運送	
12		その他	上記いずれのモデルにも該当しない場合	

※参考資料：国土交通省『交通』と『福祉』が重なる現場の方々へ 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット（2022年3月）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>

1～6 旅客自動車運送事業（緑ナンバー）

交通事業者等が運行する有償の旅客運送

※貨客混載（かけもち）運送の場合は、「11」のみに回答してください。

1 取組の概要

1-1 取組の名称

- 1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。名称がない場合は、施策名をご記載してください。
※「中山間地域等の高齢者の移動支援」の観点から、選定してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

- 1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域
2	離島振興法において離島と定義される地域
3	半島振興法において半島と定義される地域
4	山林振興法において山林と定義される地域
5	（1には該当しないが）過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域
6	（1～5に該当しないが）高齢者等の移動が課題となっている地域
7	その他
8	いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。

○

- 1-2-2 （1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合）本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

--

1-3 主管担当課

- 1-3-1 取組を主管する担当課をご記載してください。
複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 事業の設立経緯

- 1-4-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。
また、把握している場合は開始年月をご記載してください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 把握している	⇒開始年月 (西暦)		年		月
2 把握していない					

2 運営

2-1 運送車両

2-1-1 本事業では何台程度の車両が使用されていますか。車両の定員別にご記載してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-2 運行ルート・範囲

2-2-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	☐
2 回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3 回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4 回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5 中山間地域等に住む利用者の要望に応じての移送(オンデマンド)	
6 その他	
7 把握していない	

2-2-2 （2-2-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 公共交通機関	☐
2 通常のタクシー	
3 徒歩	
4 自家用車	
5 その他	
6 把握していない	

2-2-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 公民館、道の駅等公的施設	☐
2 市町村の委託を受けた民間施設	
3 バスセンター等、交通事業者の施設	
4 スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	
5 入浴施設等の民間娯楽施設	
6 その他	
7 特に定めていない	

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

2-2-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1 医療・看護の受診	
2 処方薬受取等	
3 介護・介護予防	
4 食料品・日用品の買い物	
5 銀行	
6 入浴	
7 飲食店	
8 通いの場（介護・介護予防を除く）	
9 その他交流	
10 把握していない	

2-3 運送の対価

2-3-1 利用者が支払う対価は距離制ですか時間制ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 距離制	
2 時間制	
3 その他	
4 把握していない	

--

2-3-2 利用者が支払う対価はいくらでしょうか。

1回あたり、1月あたり、1年あたりなど単位期間や回数も併せて記載ください。

--

2-4 運営費用・助成

2-4-1 国や自治体からの補助はありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 市町村から補助を受けている	
2 県から補助を受けている	
3 国から補助を受けている	
4 国や自治体からの補助はない	
5 把握していない	

2-4-2 （2-4-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	
8 事業者やNPO等への補助（その他）	
9 利用者への補助（割引券の交付等）	
10 利用者への補助（その他）	
11 把握していない	

2-5 デジタル技術の活用

2-5-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

(あてはまるもの1つを回答)

1 デジタル技術を活用している
2 デジタル技術は活用していない
3 把握していない

--

2-5-2 (2-5-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合) 具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者へ運行管理を委託している
3 その他
4 把握していない

[共通設問Q7に戻ってください](#)

7 NPO などによる自家用有償旅客運送（白ナンバー）

利用者が所定の運送の対価を負担し、登録を受けた市町村やNPO等がサービスを提供するケース（市町村による補助や支援、資金提供を受ける場合があります）。

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。名称がない場合は、施策名をご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	
2 離島振興法において離島と定義される地域	
3 半島振興法において半島と定義される地域	
4 山林振興法において山林と定義される地域	
5 （1には該当しないが）過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	
6 （1～5に該当しないが）高齢者等の移動が課題となっている地域	
7 その他	
8 いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	

1-2-2 （1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合）本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

--

1-3 主管担当課

1-3-1 取組を主管する担当課をご記載してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 道路運送法上の位置づけ

1-4-1 本取組は「自家用有償旅客運送」のうち、以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 交通空白地有償運送	
2 福祉有償運送	
3 把握していない	

1-4-2 本事業の運営を決定した交通分野の会議は以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 回答自治体の法定協議会	
2 回答自治体を含む複数自治体の法定協議会	
3 都道府県の法定協議会	
4 回答自治体の地域公共交通会議	
5 回答自治体を含む複数自治体の地域公共交通会議	
6 都道府県の地域公共交通会議	
7 回答自治体の運営協議会	
8 回答自治体を含む複数自治体の運営協議会	
9 都道府県の運営協議会	
10 その他	
11 把握していない	

1-5 介護保険法上の位置づけ

1-5-1 訪問型サービスDの補助対象ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 訪問型サービスDの補助対象	
2 訪問型サービスDの補助対象ではない	
3 把握していない	

1-6 取組の設立経緯

1-6-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月をご記載してください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している	⇒開始年月 (西暦)		年		月
2 把握していない					

1-6-2 取組開始の背景について、あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止	☐
2 住民による移動支援のニーズの高まり	☐
3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上	☐
4 県主導で開始した取組への参加	☐
5 近隣市町村主導で開始した取組への参加	☐
6 その他	☐
7 把握していない	☐

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

1-7 利用者・対象者

1-7-1 該当する利用者・対象者は以下のいずれですか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	当該地域の住民や観光客を含む来訪者等	
2	車両を持っていない当該地区の住民	
3	65歳以上高齢者	
4	75歳以上高齢者	
5	身体障害者	
6	精神障害者	
7	知的障害者	
8	要介護認定者	
9	要支援1・2	
10	基本チェックリスト該当者	
11	その他	
12	把握していない	

1-7-2 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

		(あてはまるもの1つを回答)
1	把握している ⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください 実人数 人	
2	把握していない	

1-7-3 (1-7-2で「2.把握していない」と回答した場合)、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

		(あてはまるもの1つを回答)
1	把握している ⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください 延べ 人	
2	把握していない	

2 運営

2-1 運送主体

2-1-1 運営主体は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	市町村	
2	特定非営利活動法人（NPO法人）	
3	一般社団法人	
4	一般財団法人	
5	認可地縁団体	
6	農業協同組合	
7	消費生活協同組合	
8	医療法人	
9	社会福祉法人	
10	商工会議所/商工会	
11	ボランティア団体	
12	自治会/町内会	
13	その他	
14	把握していない	

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

- 2-1-2 2-1-1で「1. 市町村」を選んだ場合、業務の一部または全部を市町村以外の団体に委託していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 委託している	☐
2 委託していない	☐
3 把握していない	☐

- 2-1-3 2-1-2で業務の一部または全部を市町村以外の団体に「1.委託している」場合、委託先を選んでください。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 バス事業者	☐
2 タクシー事業者	☐
3 特定非営利活動法人（NPO法人）	☐
4 その他	☐
5 把握していない	☐

- 2-1-4 2-1-2で業務の一部または全部を市町村以外の団体に「1.委託している」場合、委託している業務内容をお答えください。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 運転業務の全部	☐
2 運転業務の一部	☐
3 運行管理の全部	☐
4 運行管理の一部	☐
5 車両整備管理の全部	☐
6 車両整備管理の一部	☐
7 その他	☐
8 把握していない	☐

2-2 事業者の協力

- 2-2-1 バス、タクシー事業者等が運行管理等に協力していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 協力している	☐
2 協力していない	☐
3 把握していない	☐

- 2-2-2 2-2-1で「1. 協力している」場合、協力事業者は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 バス事業者	☐
2 タクシー事業者	☐
3 その他	☐
4 把握していない	☐

- 2-2-3 2-2-1で「1. 協力している」場合、協力内容は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 運行管理	☐
2 車両整備管理	☐
3 その他	☐
4 把握していない	☐

2-3 運送車両

2-3-1 本輸送サービスで使用されている車両はどのように調達しましたか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 運送主体が使用権原を有する自家用車（白ナンバー）	☐
2 運送主体の所有車両・リース車両（1を除く）	☐
3 企業が持ち込む車両	☐
4 運転ボランティアが持ち込む所有車両	☐
5 無償貸与してもらった市町村の車両	☐
6 無償貸与してもらった地域住民の車両	☐
7 その他	☐
8 把握していない	☐

2-3-2 本輸送サービスでは何台の車両を使用していますか。車両の定員別に回答してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-4 運行ルート・範囲

2-4-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	☐
2 回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	☐
3 回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	☐
4 回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	☐
5 中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送（オンデマンド）	☐
6 その他	☐
7 把握していない	☐

2-4-2 （2-4-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 公共交通機関	☐
2 通常のタクシー	☐
3 徒歩	☐
4 自家用車	☐
5 その他	☐
6 把握していない	☐

2-4-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 公民館、道の駅等公的施設	☐
2 市町村の委託を受けた民間施設	☐
3 バスセンター等、交通事業者の施設	☐
4 スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	☐
5 入浴施設等の民間娯楽施設	☐
6 その他	☐
7 特に定めていない	☐

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

2-4-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1 医療・看護の受診	☐
2 処方薬受取等	☐
3 介護・介護予防	☐
4 食料品・日用品の買い物	
5 銀行	
6 入浴	
7 飲食店	
8 通いの場（介護・介護予防を除く）	
9 その他交流	
10 把握していない	

2-5 運送の対価

2-5-1 利用者が支払う対価は距離制ですか時間制ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 距離制	☐
2 時間制	
3 その他	
4 把握していない	

2-5-2 利用者が支払う対価はいくらでしょうか。

1回あたり、1月あたり、1年あたりなど単位期間や回数も併せてご記載ください。

2-6 運営費用・助成

2-6-1 国や自治体からの補助はありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 市町村から補助を受けている	☐
2 県から補助を受けている	☐
3 国から補助を受けている	☐
4 国や自治体からの補助はない	☐
5 把握していない	☐

2-6-2 （2-6-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	☐
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	☐
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	☐
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	☐
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	☐
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	☐
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	☐
8 事業者やNPO等への補助（その他）	☐
9 利用者への補助（割引券の交付等）	☐
10 利用者への補助（その他）	☐
11 把握していない	☐

2-7 デジタル技術の活用

2-7-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 デジタル技術を活用している
2 デジタル技術は活用していない
3 把握していない

--

2-7-2 （2-7-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合）具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者へ運行管理を委託している
3 その他
4 把握していない

[共通設問Q7に戻ってください](#)

8 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

資格を有する訪問介護員等によって実施される輸送サービスで、訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行うサービス。利用者が所定の運賃を負担し、道路運送法第4条・第78条の許可を受けた訪問介護事業所等がサービスを提供する。

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。名称がない場合は、施策名をご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	☐
2 離島振興法において離島と定義される地域	☐
3 半島振興法において半島と定義される地域	☐
4 山林振興法において山林と定義される地域	☐
5 （1には該当しないが）過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	☐
6 （1～5に該当しないが）高齢者等の移動が課題となっている地域	☐
7 その他	☐
8 いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	☐

1-2-2 （1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合）本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

--

1-3 主管担当課

1-3-1 取組を主管する担当課をご記載してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 道路運送法上の位置づけ

1-4-1 道路運送法78条3号のほか、いずれの条文に基づく許可を得ていますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 4条許可	☐
2 43条許可	
3 4条福祉限定	
4 把握していない	

1-4-2 本事業の運営を決定した交通分野の会議は以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 回答自治体の法定協議会
2 回答自治体を含む複数自治体の法定協議会
3 都道府県の法定協議会
4 回答自治体の地域公共交通会議
5 回答自治体を含む複数自治体の地域公共交通会議
6 都道府県の地域公共交通会議
7 回答自治体の運営協議会
8 回答自治体を含む複数自治体の運営協議会
9 都道府県の運営協議会
10 その他
11 把握していない

1-5 取組の設立経緯

1-5-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月をご記載してください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している	⇒開始年月 （西暦）		年		月
2 把握していない					

1-5-2 取組開始の背景について、あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止
2 住民による移動支援のニーズの高まり
3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上
4 県主導で開始した取組への参加
5 近隣市町村主導で開始した取組への参加
6 その他
7 把握していない

1-6 利用者・対象者

1-6-1 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している	⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください
	実人数 人
2 把握していない	

1-6-2 （1-6-1で「2.把握していない」と回答した場合）、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している	⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください
	延べ 人
2 把握していない	

2 運営

2-1 運送主体

2-1-1 運営主体は以下のいずれでしょうか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	介護事業所等の指定を受けた運送事業者（道路運送法4条（一般旅客自動車運送事業）または同法43条（特定旅客自動車運送事業））	☐
2	道路運送法4条に基づく福祉輸送事業限定許可（介護タクシー事業）及び同法78条3号に基づく有償運送許可を受けた訪問介護員等	☐
3	その他	☐
4	把握していない	☐

2-2 運送車両

2-2-1 本輸送サービスで使用されている車両はどのように調達しましたか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	介護事業所等が使用权原を有する自家用車（白ナンバー）	☐
2	運送主体の所有車両・リース車両（1を除く）	☐
3	運送事業者の車両	☐
4	訪問介護員等が使用权原を有する自家用車（白ナンバー）	☐
5	その他	☐
6	把握していない	☐

2-2-2 本輸送サービスでは何台の車両を使用していますか。車両の定員別にご回答してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-3 運行ルート・範囲

2-3-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

		(あてはまるもの1つを回答)
1	回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	☐
2	回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3	回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4	回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5	中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送（オンデマンド）	
6	その他	
7	把握していない	

2-3-2 （2-3-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	公共交通機関	☐
2	通常のタクシー	☐
3	徒歩	☐
4	自家用車	☐
5	その他	☐
6	把握していない	☐

2-3-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 公民館、道の駅等公的施設	☐
2 市町村の委託を受けた民間施設	☐
3 バスセンター等、交通事業者の施設	☐
4 スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	☐
5 入浴施設等の民間娯楽施設	☐
6 その他	☐
7 特に定めていない	☐

2-3-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1 医療・看護の受診	☐
2 処方薬受取等	☐
3 介護・介護予防	☐
4 食料品・日用品の買い物	☐
5 銀行	
6 入浴	
7 飲食店	
8 通いの場（介護・介護予防を除く）	
9 その他交流	
10 把握していない	

2-4 運送の対価

2-4-1 利用者が支払う対価は距離制ですか時間制ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 距離制	☐
2 時間制	
3 その他	
4 把握していない	

2-4-2 利用者が支払う対価はいくらでしょうか。

1回あたり、1月あたり、1年あたりなど単位期間や回数も併せてご記載してください。

2-5 運営費用・助成

2-5-1 国や自治体からの補助はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 市町村から補助を受けている	☐
2 県から補助を受けている	☐
3 国から補助を受けている	☐
4 国や自治体からの補助はない	☐
5 把握していない	☐

2-5-2 (2-5-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合) 国や自治体から受けている補助や支援のうち、当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	☐
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	☐
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	☐
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	☐
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	☐
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	☐
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	☐
8 事業者やNPO等への補助（その他）	☐
9 利用者への補助（割引券の交付等）	☐
10 利用者への補助（その他）	☐
11 把握していない	☐

2-6 デジタル技術の活用

2-6-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

(あてはまるもの1つを回答)

1 デジタル技術を活用している	☐
2 デジタル技術は活用していない	☐
3 把握していない	☐

2-6-2 (2-6-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合) 具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している	☐
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者に運行管理を委託している	☐
3 その他	☐
4 把握していない	☐

[共通設問Q7に戻ってください](#)

9 NPO等が実施する自家用車両による無償運送

NPOや社会福祉法人、自治会などの様々な主体が運行する、道路交通法の許可または登録を要しない福祉バスなどのサービス

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	
2	離島振興法において離島と定義される地域	
3	半島振興法において半島と定義される地域	
4	山林振興法において山林と定義される地域	
5	(1には該当しないが) 過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	
6	(1～5に該当しないが) 高齢者等の移動が課題となっている地域	
7	その他	
8	いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	

1-2-2 (1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合)本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

--

1-3 担当課

1-3-1 貴自治体内にこの取組を支援、あるいは把握している担当課はありますか。いずれか1つを選んでください。

(あてはまるもの1つを回答)

1	ある	
2	ない	
3	把握していない	

1-3-2 (1-3-1で「ある」と回答した場合) 担当課を回答してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 介護保険法上の位置づけ

1-4-1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）として実施していますか。いずれか1つを選んでください。

1 総合事業である 2 総合事業ではない 3 把握していない	(あてはまるものを1つを回答)
--------------------------------------	-----------------

1-4-2 1-4-1で「1 総合事業である」と回答した場合、以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

1 訪問型サービスB（生活援助等と一体的に提供する送迎） 2 訪問型サービスD（通院等をする場合の送迎前後の付き添い支援） 3 訪問型サービスD（通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎） 4 通所型サービスBの運営主体と同一の主体による送迎 5 通所型サービスCの運営主体と同一の主体による送迎 6 一般介護予防事業の通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 7 把握していない	(あてはまるものを1つを回答)
---	-----------------

1-5 取組の設立経緯

1-5-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月を記載してください。

1 把握している ⇒開始年月（西暦）	年	月	(あてはまるものを1つを回答)
2 把握していない			

1-5-2 取組開始の背景について、当てはまるものを全て選んでください。

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止 2 住民による移動支援のニーズの高まり 3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上 4 県主導で開始した取組への参加 5 近隣市町村主導で開始した取組への参加 6 その他 7 把握していない	(あてはまるものを全てに○) ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
--	--

1-5-3 どのような主体が中心になって設立された取組でしょうか。いずれか1つを選んでください。

1 現在の実施団体と同じ団体 2 現在の実施団体とは異なる団体が開始した。 2に該当する場合、団体の種類を記載ください。 3 把握していない	(あてはまるものを1つを回答)
---	-----------------

1-6 利用者・対象者

1-6-1 該当する利用者・対象者は以下のいずれですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 当該地域の住民や観光客を含む来訪者等	☐
2 車両を持っていない当該地区の住民	☐
3 65歳以上高齢者	☐
4 75歳以上高齢者	☐
5 身体障害者	☐
6 精神障害者	☐
7 知的障害者	☐
8 要介護認定者	☐
9 要支援1・2	☐
10 基本チェックリスト該当者	☐
11 対象となる会の会員、対象施設の利用者	☐
12 その他	☐
13 把握していない	☐

1-6-2 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 把握している ⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください 実人数 人	☐
2 把握していない	☐

1-6-3 （1-6-2で「2.把握していない」と回答した場合）、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 把握している ⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください 延べ 人	☐
2 把握していない	☐

2 運営

2-1 運送主体

2-1-1 運営主体は以下のいずれでしょうか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	特定非営利活動法人（NPO法人）	☐
2	一般社団法人	☐
3	一般財団法人	☐
4	認可地縁団体	☐
5	農業協同組合	☐
6	消費生活協同組合	☐
7	医療法人	☐
8	社会福祉法人	☐
9	商工会議所/商工会	☐
10	ボランティア団体	☐
11	自治会/町内会	☐
12	その他	☐
13	把握していない	☐

2-2 事業者の協力

2-2-1 バス、タクシー事業者等が運行管理等に協力していますか。いずれか1つを選んでください。

	(あてはまるもの1つを回答)
1 協力している	☐
2 協力していない	
3 把握していない	

2-2-2 2-2-1で「1、協力している」場合、協力事業者は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	バス事業者	☐
2	タクシー事業者	☐
3	その他	☐
4	把握していない	☐

2-2-3 2-2-1で「1、協力している」場合、協力内容は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	運行管理	☐
2	車両整備管理	☐
3	その他	☐
4	把握していない	☐

2-3 運送車両

2-3-1 本輸送サービスで使用されている車両はどのように調達しましたか。当てはまるものを全て選んでください。

1 運送主体が使用権原を有する自家用車（白ナンバー）	(あてはまるもの全てに○)
2 運送主体の所有車両・リース車両（1を除く）	
3 運転ボランティアが持ち込む所有車両	
4 無償貸与してもらった市町村の車両	
5 無償貸与してもらった地域住民の車両	
6 その他	
7 把握していない	

2-3-2 本輸送サービスでは何台の車両を使用していますか。車両の定員別にご回答してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-4 運行ルート・範囲

2-4-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

1 回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	(あてはまるもの1つを回答)
2 回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3 回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4 回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5 中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送(オンデマンド)	
6 その他	
7 把握していない	

2-4-2 (2-4-1で2～4を選んだ場合) 利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

1 公共交通機関	(あてはまるもの全てに○)
2 通常のタクシー	
3 徒歩	
4 自家用車	
5 その他	
6 把握していない	

2-4-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

1 公民館、道の駅等公的施設	(あてはまるもの全てに○)
2 市町村の委託を受けた民間施設	
3 バスセンター等、交通事業者の施設	
4 スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	
5 入浴施設等の民間娯楽施設	
6 その他	
7 特に定めていない	

2-4-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1 医療・看護の受診	☐
2 処方薬受取等	☐
3 介護・介護予防	☐
4 食料品・日用品の買い物	
5 銀行	
6 入浴	
7 飲食店	
8 通いの場（介護・介護予防を除く）	
9 その他交流	
10 把握していない	

2-5 利用者から受け取る金銭

2-5-1 利用者は金銭を支払っていますか。（運送の対価を除く）いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 金銭を支払っている	☐
2 金銭を支払っていない	
3 把握していない	

2-5-2 （2-5-1で「1.金銭を支払っている」と回答した場合）以下のいずれに該当する費用でしょうか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 運送に要した燃料費	☐
2 道路通行料	☐
3 駐車場代	☐
4 会費・施設利用料	☐
5 その他	
6 把握していない	☐

2-6 運営費用・助成

2-6-1 国や自治体からの補助はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 市町村から補助を受けている	☐
2 県から補助を受けている	☐
3 国から補助を受けている	☐
4 国や自治体からの補助はない	☐
5 把握していない	☐

- 2-6-2 （2-6-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	事業者やNPO等への補助（車両購入費）	☐
2	事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	☐
3	事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	☐
4	事業者やNPO等への補助（燃料費）	☐
5	サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	☐
6	事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	☐
7	事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	☐
8	事業者やNPO等への補助（その他）	☐
9	利用者への補助（割引券の交付等）	☐
10	利用者への補助（その他）	☐
11	把握していない	☐

2-7 デジタル技術の活用

- 2-7-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

	(あてはまるもの1つを回答)
1 デジタル技術を活用している	☐
2 デジタル技術は活用していない	
3 把握していない	

- 2-7-2 （2-7-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合）具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1	デジタル技術を活用した配車システムを導入している	☐
2	デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者に運行管理を委託している	☐
3	その他	☐
4	把握していない	☐

[共通設問Q7に戻ってください](#)

10 市町村が実施する自家用車両による無償運送

市町村が主体となって運行する、道路交通法の許可または登録を要しないコミュニティバス輸送や乗合輸送

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	☐
2 離島振興法において離島と定義される地域	☐
3 半島振興法において半島と定義される地域	☐
4 山林振興法において山林と定義される地域	☐
5 (1には該当しないが) 過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	☐
6 (1～5に該当しないが) 高齢者等の移動が課題となっている地域	☐
7 その他	☐
8 いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	☐

1-2-2 (1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合)本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

1-3 担当課

1-3-1 貴自治体内にこの取組を支援、あるいは把握している担当課はありますか。

(あてはまるもの1つを回答)

1 ある	☐
2 ない	
3 把握していない	

1-3-2 (1-3-1で「ある」と回答した場合) 担当課をご記載してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

☐	
☐	
☐	

1-4 介護保険法上の位置づけ

1-4-1 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）として実施していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 総合事業である	
2 総合事業ではない	
3 把握していない	

1-4-2 1-4-1で「1 総合事業である」と回答した場合、以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 訪問型サービスD（通院等をする場合の送迎前後の付き添い支援）	
2 訪問型サービスD（通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎）	
3 通所型サービスCの運営主体と同一の主体による送迎	
4 一般介護予防事業の通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	
5 把握していない	

1-5 取組の設立経緯

1-5-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月をご記載してください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している ⇒開始年月（西暦）		年		月
2 把握していない				

1-5-2 取組開始の背景について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止	
2 住民による移動支援のニーズの高まり	
3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上	
4 県主導で開始した取組への参加	
5 近隣市町村主導で開始した取組への参加	
6 その他	
7 把握していない	

1-5-3 運行主体の確保方法について、いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 既存の事業者、社協、NPO等に委託した	
2 既存の住民団体に委託した	
3 新規募集した	
4 その他	
5 把握していない	

1-6 利用者・対象者

1-6-1 該当する利用者・対象者は以下のいずれですか。当てはまるものを全て選んでください。

1 当該地域の住民や観光客を含む来訪者等	(あてはまるもの全てに○)
2 車両を持っていない当該地区の住民	
3 65歳以上高齢者	
4 75歳以上高齢者	
5 身体障害者	
6 精神障害者	
7 知的障害者	
8 要介護認定者	
9 要支援1・2	
10 基本チェックリスト該当者	
11 その他	
12 把握していない	

1-6-2 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

1 把握している ⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください	(あてはまるもの1つを回答)
実人数 人	
2 把握していない	

1-6-3 (1-6-2で「2.把握していない」と回答した場合)、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

1 把握している ⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください	(あてはまるもの1つを回答)
延べ 人	
2 把握していない	

2 運営

2-1 運送主体

2-1-1 業務の一部または全部を市町村以外の団体に委託していますか。いずれか1つを選んでください。

1 委託している	(あてはまるもの1つを回答)
2 委託していない	
3 把握していない	

2-1-2 2-1-1で業務の一部または全部を市町村以外の団体に「1.委託している」場合、委託先を選んでください。当てはまるものを全て選んでください。

1 バス事業者	(あてはまるもの全てに○)
2 タクシー事業者	
3 特定非営利活動法人（NPO法人）	
4 その他	
5 把握していない	

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

- 2-1-2 2-1-1で業務の一部または全部を市町村以外の団体に「1.委託している」場合、委託している業務内容をお答えください。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1 運転業務の全部		
2 運転業務の一部		
3 運行管理の全部		
4 運行管理の一部		
5 車両整備管理の全部		
6 車両整備管理の一部		
7 その他		
8 把握していない		

2-2 事業者の協力

- 2-2-1 バス、タクシー事業者等が運行管理等に協力していますか。（委託先を除く）いずれか1つを選んでください。

	(あてはまるもの1つを回答)
1 協力している	
2 協力していない	
3 把握していない	

- 2-2-2 2-2-1で「1. 協力している」場合、協力事業者は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1 バス事業者		
2 タクシー事業者		
3 その他		
4 把握していない		

- 2-2-3 2-2-1で「1. 協力している」場合、協力内容は以下のいずれでしょうか。あてはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1 運行管理		
2 車両整備管理		
3 その他		
4 把握していない		

2-3 運送車両

- 2-3-1 本輸送サービスで使われている車両はどのように調達しましたか。当てはまるものを全て選んでください。

		(あてはまるもの全てに○)
1 市町村が使用権原を有する自家用車（白ナンバー）		
2 市町村の所有車両・リース車両（1を除く）		
3 その他		
4 把握していない		

- 2-3-2 本輸送サービスでは何台の車両を使用していますか。車両の定員別にご記載してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-4 運行ルート・範囲

2-4-1 路線又は運送の区域は以下のいずれに当たりますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1	回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	☐
2	回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3	回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4	回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5	中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送（オンデマンド）	
6	その他	
7	把握していない	

2-4-2 （2-4-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1	公共交通機関	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2	通常のタクシー	
3	徒歩	
4	自家用車	
5	その他	
6	把握していない	

2-4-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。あてはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1	公民館、道の駅等公的施設	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2	市町村の委託を受けた民間施設	
3	バスセンター等、交通事業者の施設	
4	スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	
5	入浴施設等の民間娯楽施設	
6	その他	
7	特に定めていない	

2-4-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1	医療・看護の受診	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
2	処方薬受取等	
3	介護・介護予防	
4	食料品・日用品の買い物	
5	銀行	
6	入浴	
7	飲食店	
8	通いの場（介護・介護予防を除く）	
9	その他交流	
10	把握していない	

2-5 利用者から受け取る金銭

2-5-1 利用者は金銭を支払っていますか。（運送の対価を除く）いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 金銭を支払っている	☐
2 金銭を支払っていない	☐
3 把握していない	☐

2-5-2 （2-5-1で「1.金銭を支払っている」と回答した場合）以下のいずれに該当する費用でしょうか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 運送に要した燃料費	☐
2 道路通行料	☐
3 駐車場代	☐
4 会費・施設利用料	☐
5 その他	☐
6 把握していない	☐

2-6 運営費用・助成

2-6-1 国や自治体からの補助はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 県から補助を受けている	☐
2 国から補助を受けている	☐
3 県や国からの補助はない	☐
4 把握していない	☐

2-6-2 （2-6-1で「1」また「2」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	☐
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	☐
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	☐
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	☐
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	☐
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	☐
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	☐
8 事業者やNPO等への補助（その他）	☐
9 利用者への補助（割引券の交付等）	☐
10 利用者への補助（その他）	☐
11 把握していない	☐

2-7 デジタル技術の活用

2-7-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 デジタル技術を活用している
2 デジタル技術は活用していない
3 把握していない

--

2-7-2 （2-7-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合）具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者に運行管理を委託している
3 その他
4 把握していない

[共通設問Q7に戻ってください](#)

11 貨客混載（かけもち）運送

- （１）旅客自動車運送事業者が乗合バス、貸切バス、タクシーを用いて貨物を運送、あるいは
（２）貨物自動車運送事業者がトラックを用いて旅客を運送 のいずれかに該当する運送

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。名称がない場合は、施策名をご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	
2 離島振興法において離島と定義される地域	
3 半島振興法において半島と定義される地域	
4 山林振興法において山林と定義される地域	
5 （１には該当しないが）過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	
6 （１～５に該当しないが）高齢者等の移動が課題となっている地域	
7 その他	
8 いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	

1-2-2 （1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合）本取組の実施地域の地域名を記載してください。

--

1-3 主管担当課

1-3-1 取組を主管する担当課をご記載してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 法令上の位置づけ

1-4-1 本取組は下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 旅客自動車運送事業者が乗合バス、貸切バス、タクシーを用いて貨物を運送	
2 貨物自動車運送事業者がトラックを用いて旅客を運送	
3 その他	
4 把握していない	

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

1-4-2 本事業の運営を決定した交通分野の会議は以下のいずれに該当しますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを

1 回答自治体の法定協議会	☐
2 回答自治体を含む複数自治体の法定協議会	
3 都道府県の法定協議会	
4 回答自治体の地域公共交通会議	
5 回答自治体を含む複数自治体の地域公共交通会議	
6 都道府県の地域公共交通会議	
7 回答自治体の運営協議会	
8 回答自治体を含む複数自治体の運営協議会	
9 都道府県の運営協議会	
10 その他	
11 把握していない	☐

1-5 取組の設立経緯

1-5-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月をご記載してください。

（あてはまるもの1つを

1 把握している ⇒開始年月 （西暦）		年		月
2 把握していない	☐			

1-5-2 取組開始の背景について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全て

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止	☐
2 住民による移動支援のニーズの高まり	☐
3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上	☐
4 県主導で開始した取組への参加	☐
5 近隣市町村主導で開始した取組への参加	☐
6 その他	☐
7 把握していない	☐

1-6 利用者・対象者

1-6-1 該当する利用者・対象者は以下のいずれですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全て

1 当該地域の住民や観光客を含む来訪者等	☐
2 車両を持っていない当該地区の住民	☐
3 65歳以上高齢者	☐
4 75歳以上高齢者	☐
5 身体障害者	☐
6 精神障害者	☐
7 知的障害者	☐
8 要介護認定者	☐
9 要支援1・2	☐
10 基本チェックリスト該当者	☐
11 その他	☐
12 把握していない	☐

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

1-6-2 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している ⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください	実人数 人
2 把握していない	

1-6-3 （1-6-2で「2.把握していない」と回答した場合）、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している ⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください	延べ 人
2 把握していない	

2 運営

2-1 実施主体

2-1-1 貨物自動車運送事業者、旅客自動車運送事業者それぞれの事業者名をご記載してください。

1 貨物自動車運送事業者	
2 旅客自動車運送事業者	

2-2 運送車両

2-2-1 本輸送サービスで貨客混載に利用している車両はどのようなものですか。種類別に定員と台数をご回答してください。

乗合バス	定員		名		台
貸切バス	定員		名		台
タクシー	定員		名		台
乗合タクシー	定員		名		台
2tトラック	定員		名		台
4tトラック	定員		名		台
大型車	定員		名		台
その他	定員		名		台

2-3 運行ルート・範囲

2-3-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	
2 回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3 回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4 回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5 中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送（オンデマンド）	
6 その他	
7 把握していない	

- 2-3-2 （2-3-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 公共交通機関	☐
2 通常のタクシー	☐
3 徒歩	☐
4 自家用車	☐
5 その他	☐
6 把握していない	☐

- 2-3-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 公民館、道の駅等公的施設	☐
2 市町村の委託を受けた民間施設	☐
3 バスセンター等、交通事業者の施設	☐
4 スーパー、ドラッグストア等の買い物施設	☐
5 入浴施設等の民間娯楽施設	☐
6 その他	☐
7 特に定めていない	☐

- 2-3-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまで選んでください。

(あてはまるものを最大3つ)

1 医療・看護の受診	☐
2 処方薬受取等	☐
3 介護・介護予防	☐
4 食料品・日用品の買い物	☐
5 銀行	☐
6 入浴	☐
7 飲食店	☐
8 通いの場（介護・介護予防を除く）	☐
9 その他交流	☐
10 把握していない	☐

2-4 運送の対価

2-4-1 利用者が支払う対価は距離制ですか時間制ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 距離制	
2 時間制	
3 その他	
4 把握していない	

☐

2-4-2 利用者が支払う対価はいくらでしょうか。

1回あたり、1月あたり、1年あたりなど単位期間や回数も併せてご記載してください。

2-5 運営費用・助成

2-5-1 国や自治体からの補助はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 市町村から補助を受けている	
2 県から補助を受けている	
3 国から補助を受けている	
4 国や自治体からの補助はない	
5 把握していない	

☐
☐
☐
☐
☐

2-5-2 （2-5-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	
8 事業者やNPO等への補助（その他）	
9 利用者への補助（割引券の交付等）	
10 利用者への補助（その他）	
11 把握していない	

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

2-6 デジタル技術の活用

2-6-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

(あてはまるものを1つを回答)

1 デジタル技術を活用している
2 デジタル技術は活用していない
3 把握していない

--

2-6-2 (2-6-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合) 具体的にはどのような技術ですか。当てはまるもの全てを選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者に運行管理を委託している
3 その他
4 把握していない

[共通設問Q7に戻ってください](#)

12 その他の取組

1～11の取組に該当しない場合は本ページに記載してください

1 取組の概要

1-1 取組の名称

1-1-1 取組の名称を紹介したい順にご記載してください。名称がない場合は、施策名をご記載してください。

1	
2	
3	

以下の設問は、設問1-1-1の「取組 1」について回答してください。

1-2 実施地域の特徴

1-2-1 本取組の実施地域は以下のいずれに該当しますか。当てはまるものを全て選んでください。

(あてはまるもの全てに○)

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において過疎地域と定義される地域	
2 離島振興法において離島と定義される地域	
3 半島振興法において半島と定義される地域	
4 山林振興法において山林と定義される地域	
5 (1には該当しないが) 過疎が進行している地域、あるいは今後過疎が予想される地域	
6 (1～5に該当しないが) 高齢者等の移動が課題となっている地域	
7 その他	
8 いずれも該当しない →こちらで回答を終了してください。	

1-2-2 (1-2-1で「1.」～「7.」と回答した場合)本取組の実施地域の地域名をご記載してください。

--

1-3 主管担当課

1-3-1 取組を主管する担当課をご記載してください。

複数ある場合は複数記載の上、主たる担当課の前に○を付してください。

1-4 取組の設立経緯

1-4-1 開始年月（西暦）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

また、把握している場合は開始年月を記載してください。

(あてはまるもの1つを回答)

1 把握している ⇒開始年月 (西暦)		年		月
2 把握していない				

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

1-4-2 取組開始の背景について、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 自治体内の公共交通機関の廃止・休止	☐
2 住民による移動支援のニーズの高まり	☐
3 人口減少・高齢化予測に基づく危機感の向上	☐
4 県主導で開始した取組への参加	☐
5 近隣市町村主導で開始した取組への参加	☐
6 その他	☐
7 把握していない	☐

1-4-3 運行主体の確保方法について、いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 既存の事業者、社協、NPO等に委託した	☐
2 既存の住民団体に委託した	☐
3 新規募集した	☐
4 その他	☐
5 把握していない	☐

1-5 利用者・対象者

1-5-1 該当する利用者・対象者は以下のいずれですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 当該地域の住民や観光客を含む来訪者等	☐
2 車両を持っていない当該地区の住民	☐
3 65歳以上高齢者	☐
4 75歳以上高齢者	☐
5 身体障害者	☐
6 精神障害者	☐
7 知的障害者	☐
8 要介護認定者	☐
9 要支援1・2	☐
10 基本チェックリスト該当者	☐
11 その他	☐
12 把握していない	☐

1-5-2 2022年9月の利用者数（実人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している ⇒ 実人数（2022年9月実績）をご回答ください 実人数 人	☐
2 把握していない	☐

1-5-3 （1-5-2で「2.把握していない」と回答した場合）、2022年9月の利用者数（延べ人数）を把握していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 把握している ⇒ 延べ人数（2022年9月実績）をご回答ください 延べ 人	☐
2 把握していない	☐

2 運営

2-1 運送主体

2-1-1 運営主体は以下のいずれでしょうか。当てはまるものを全てを選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 バス事業者	
2 タクシー事業者	
3 特定非営利活動法人（NPO法人）	
4 一般社団法人	
5 一般財団法人	
6 認可地縁団体	
7 農業協同組合	
8 消費生活協同組合	
9 医療法人	
10 社会福祉法人	
11 商工会議所/商工会	
12 ボランティア団体	
13 自治会/町内会	
14 その他	
15 把握していない	

2-2 運送車両

2-2-1 本輸送サービスで使用されている車両はどのように調達しましたか。当てはまるものを全てを選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 運送主体が使用権原を有する自家用車（白ナンバー）	
2 運送主体の所有車両・リース車両（1を除く）	
3 企業が持ち込む車両	
4 運転ボランティアが持ち込む所有車両	
5 無償貸与してもらった市町村の車両	
6 無償貸与してもらった地域住民の車両	
7 その他	
8 把握していない	

2-2-2 本輸送サービスでは何台の車両を使用していますか。車両の定員別にご回答してください。

11人以上		台
5人以上10人以下		台
4人以下		台

2-3 運行ルート・範囲

2-3-1 路線又は運送の区域は以下のいずれにあたりますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1	回答自治体の中山間地域内の利用者宅と拠点間の移動（ラストワンマイル）	☐
2	回答自治体の中山間地域内の拠点をめぐるルート	
3	回答自治体の中山間地域の拠点と市街地を結ぶルート	
4	回答自治体以外の市街地あるいは中山間地域と回答自治体の中山間地域を結ぶルート	
5	中山間地域等に住む利用者の要望に応じた移送（オンデマンド）	
6	その他	
7	把握していない	

2-3-2 （2-3-1で2～4を選んだ場合）利用者が本取組による移動手段を降りた後、自宅まで移動する手段にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全てを選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1	公共交通機関	☐	
2	通常のタクシー		☐
3	徒歩		☐
4	自家用車		☐
5	その他		☐
6	把握していない		☐

2-3-3 中山間地域内の拠点にはどのようなものがありますか。当てはまるものを全てを選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1	公民館、道の駅等公的施設	☐	
2	市町村の委託を受けた民間施設		☐
3	バスセンター等、交通事業者の施設		☐
4	スーパー、ドラッグストア等の買い物施設		☐
5	入浴施設等の民間娯楽施設		☐
6	その他		☐
7	特に定めていない		☐

2-3-4 利用者がこの取組を利用する目的（主なもの）はどれですか。最大3つまでを選んでください。

（あてはまるものを最大3つ）

1	医療・看護の受診	☐	
2	処方薬受取等		☐
3	介護・介護予防		☐
4	食料品・日用品の買い物		
5	銀行		
6	入浴		
7	飲食店		
8	通いの場（介護・介護予防を除く）		
9	その他交流		
10	把握していない		

2-4 利用者から受け取る対価

2-4-1 利用者は対価を支払っていますか。または、利用者から金銭を受け取っていますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 対価を支払っている または、金銭を受け取っている	☐
2 対価の支払いはない または、金銭を受け取っていない	
3 把握していない	

2-4-2 （2-4-1で「1.対価を支払っている または、金銭を受け取っている」と回答した場合）以下のいずれに該当する費用でしょうか。当てはまるものを全てを選んでください。

（あてはまるものを全てに○）

1 運送に対する対価（2～5を除く）	☐
2 運送に要した燃料費	☐
3 道路通行料	☐
4 駐車場代	☐
5 会費・施設利用料	☐
6 その他	☐
7 把握していない	☐

2-4-3 （2-4-2で「1.運送に対する対価」と回答した場合）利用者が支払う対価は距離制ですか時間制ですか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるものを1つを回答）

1 距離制	☐
2 時間制	
3 その他	
4 把握していない	

2-4-4 （2-4-2で「1.運送に対する対価」と回答した場合）利用者が支払う対価はいくらでしょうか。1回あたり、1月あたり、1年あたりなど単位期間や回数も併せてご記載ください。

2-5 運営費用・助成

2-5-1 国や自治体からの補助はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 市町村から補助を受けている	☐
2 県から補助を受けている	☐
3 国から補助を受けている	☐
4 国や自治体からの補助はない	☐
5 把握していない	☐

2-5-2 （2-5-1で「1」、「2」、または「3」と回答した場合）国や自治体から受けている補助や支援のうち、当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 事業者やNPO等への補助（車両購入費）	☐
2 事業者やNPO等への補助（車検等の法定の整備費用）	☐
3 事業者やNPO等への補助（自動車保険料）	☐
4 事業者やNPO等への補助（燃料費）	☐
5 サービス運営に必要な間接経費（予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする人件費）	☐
6 事業者やNPO等への補助（必要経費のうち、運送収入で賄えない部分）	☐
7 事業者やNPO等への補助（ドライバーの保険料）	☐
8 事業者やNPO等への補助（その他）	☐
9 利用者への補助（割引券の交付等）	☐
10 利用者への補助（その他）	☐
11 把握していない	☐

2-6 デジタル技術の活用

2-6-1 デジタル技術を活用していますか。いずれか1つを選んでください。

（あてはまるもの1つを回答）

1 デジタル技術を活用している	☐
2 デジタル技術は活用していない	☐
3 把握していない	☐

2-6-2 （2-6-1で「1.デジタル技術を活用している」と回答した場合）具体的にはどのような技術ですか。当てはまるものを全て選んでください。

（あてはまるもの全てに○）

1 デジタル技術を活用した配車システムを導入している	☐
2 デジタル技術を活用した配車システムを持つ事業者に運行管理を委託している	☐
3 その他	☐
4 把握していない	☐

[共通設問Q7に戻ってください](#)

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

V 取組の評価

Q8 貴自治体では、移動支援の取組をどのような指標で評価していますか。あてはまるものを全て選んでください。

- | |
|--------------------------|
| 1 サービス利用者数 |
| 2 サービスの充足率（利用者数÷ニーズ推計） |
| 3 収支 |
| 4 利用者満足度（アンケート等で取得） |
| 5 現在利用していない方からの利用希望 |
| 6 地域の雇用の創出・促進・維持 |
| 7 地域の商店等の売り上げ増加・維持（地域活性） |
| 8 通いの場等の参加者の増加 |
| 9 住民主体のサービスの担い手の増加 |
| 10 その他 |
| ⇒ 具体的内容： |

（あてはまるもの全てに○）

Q9 貴自治体では、どのような体制で移動支援の取組を評価していますか。いずれか1つを選んでください。

- | |
|---------------------|
| 1 市町村内関係者で評価を実施している |
| 2 第三者機関に評価を依頼している |
| 3 その他 |
| ⇒ 具体的内容： |
| 4 評価を実施していない |

（あてはまるもの1つを回答）

--

VI 課題と今後の展開

Q10 貴自治体では、中山間地域等の高齢者の移動支援を進める際に、どのような課題がありますか。当てはまるものを全て選んでください。

- | |
|---|
| 1 移動支援のニーズを把握する手段が分からない |
| 2 人員、予算、その他の制約で、移動支援のニーズ把握することができない |
| 3 統計・データ等はあるものの、これをニーズ把握のために活かしていない |
| 4 独自調査・アンケートのデータはあるものの、これをニーズ把握のために活かしていない |
| 5 庁内外の関係者からの提供情報、相談・問合せの記録があるものの、これをニーズ把握に活かしていない |
| 6 移動支援の対象地域、対象者、ニーズが明確化できていない |
| 7 移動支援に関する法制度・規制が複雑で、どのような対策を取ればよいかわからない |
| 8 今の法制度・規制のもとでは取り組みにくい、取り組みづらいことが多い |
| 9 業務が多忙で対応する時間が取れない |
| 10 予算措置がなく対応できない |
| 11 移動支援に活用する車両を確保できない |
| 12 移動支援の担い手（ドライバー、オペレーター等）を確保できない |
| 13 庁内の関係部局の協議の場がないため対策の検討ができない |
| 14 庁外の関係者も含めた協議の場がないため対策の検討ができない |
| 15 庁内外の関係者とのネットワークはあるものの、連携した対策に活かしていない |
| 16 庁内の関係者が対策の必要性を感じていない |
| 17 庁外の関係者が対策の必要性を感じていない |
| 18 広域取り組みが必要で、単一市町村の取組には限界がある |
| 19 その他 |
| ⇒ 具体的内容： |
| 20 特に課題はない |

（あてはまるもの全てに○）

--

Q11 貴自治体で高齢者等の移動支援の取組を進めるにあたって、ポイントになった点や、今後取組を進めるにあたって考慮すべき事項や課題・対応策を記入してください。

--

市町村アンケート調査票（福祉部門/交通関連部局）

Q12 県から必要な支援はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）
2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など
3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援
4 法制度等についての相談窓口の設置
5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援
6 モデル事業の実施
7 補助金の交付
8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催
9 県による、運転者の育成講習などの実施
10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援
11 市町村境・県境を含む広域的な支援
12 移動支援の取組を県自身が実施
13 その他
⇒ 具体的な内容
14 特になし

（あてはまるもの全てに○）

Q13 今後、貴自治体が進める高齢者等の移動支援の取組の方針について、あてはまるものを全て選んでください。

1 自治体内の運行地域の拡大をはかる
2 隣接市町村を含む運行地域の拡大をはかる
3 対象区分内の利用者の拡大をはかる
4 対象とする利用者の拡大をはかる（年齢制限や要介護認定の有無等）
5 運送事業者を募集する
6 ドライバーやオペレーターを増員する
7 補助金を新規創設する / 補助額を増やす
8 移動の拠点となる商店やクリニック等の協力先を増やす
9 移動の拠点となる通いの場などの場所を創設する
10 高齢者等の移動支援に協力する担い手を増やす（ドライバー、オペレーター以外）
11 移動支援の取組については現状維持をはかる
12 移動支援の取組を縮小させる
13 その他
⇒ 具体的な内容：
14 特になし

（あてはまるもの全てに○）

Q14 貴自治体における中山間地域等の高齢者の移動支援に関連する取組紹介等のホームページがある場合、以下にURLをご記入してください。

参考資料URL 1	
参考資料URL 2	
参考資料URL 3	

■■■ 質問は以上です。調査にご協力いただき誠にありがとうございました ■■■
2022年11月30日（水）17：00までに回答をお寄せください

県アンケート調査結果（福祉部門/交通関連部局）

I 回答者情報

Q1 貴県名、アンケート回答の取りまとめをしていただく部局名と連絡先電話番号をご記入ください。

（回答は個人情報を含むため、掲載を割愛します）

Q2 貴県で中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している福祉関連部局の部課名、あるいは担当者についてご記入ください。

（回答は各部課の固有名を含むため、担当部課の体制のみ掲載します）

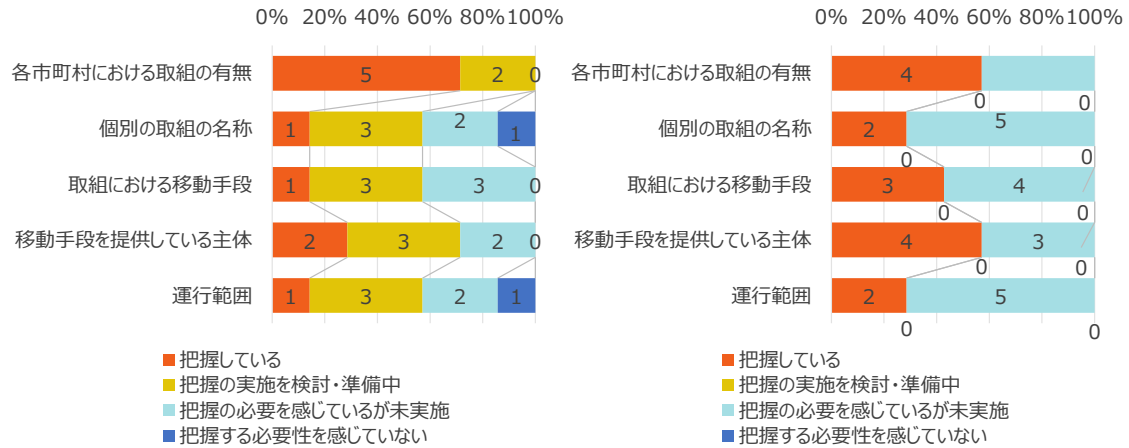
図表 0-1 中山間地域等の高齢者の移動支援を担当している部課名、あるいは担当者

	福祉 (n=7)	交通 (n=7)
単一の部課で担当	5	5
複数の部課で担当	1	1

II ニーズの把握状況

Q3 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組についてどの程度把握していますか。各項目について、いずれか 1 つを選んでください。（択一回答）

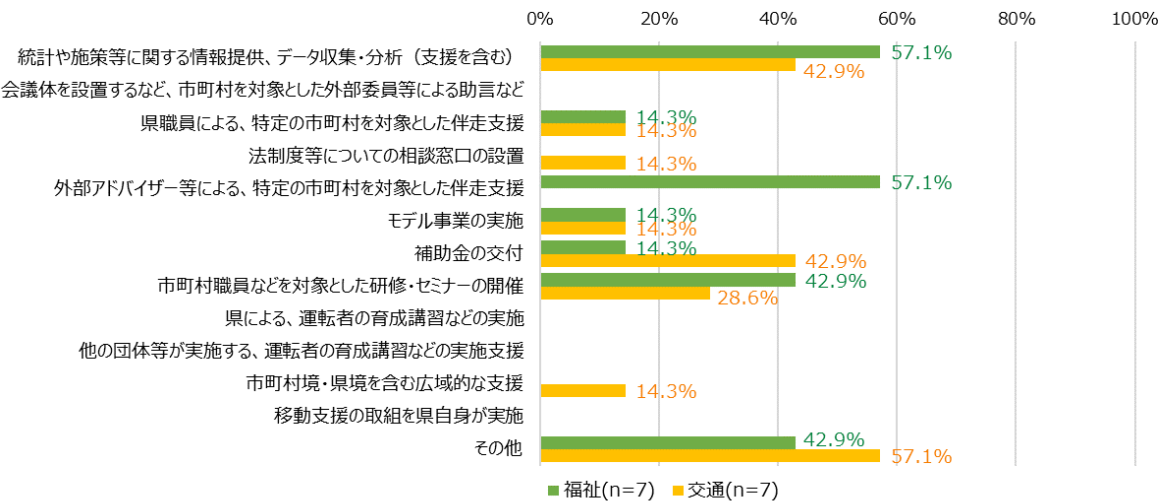
図表 0-2 管下市町村における中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対する把握状況（左：福祉部門、右：交通関連部局）



Ⅲ 市町村に対する支援

Q4 貴県管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して、どのような支援を実施していますか。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-3 管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して、実施している支援



その他の具体的な内容	
福祉	・ 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援を来年度から実施予定（1件） ・ コンサルによる保険者個別相談（1件） ・ 選択肢「3」の補足：市町村の課題に応じた伴走支援を行っているが、今年度は移動支援をテーマとした市町村はなし（1件）
交通	・ 住民主体で実施する移動支援の手順書を公開（1件） ・ 高齢者福祉課が実施（1件） ・ 支援未実施（1件） ・ 支援の実施を行っていない（1件）

（Q4で「1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）」と回答した場合）

Q5 貴県管下の市町村における実態把握の取組に対する支援の詳細についてお答えください。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-4 管下市町村における実態把握の取組に対する支援の詳細

県調査Q4「管下の市町村における、中山間地域等の高齢者の移動支援の取組に対して実施している支援」（複数回答） 回答選択肢	県福祉部門における支援状況 (n=7)	県交通関連部局における支援状況 (n=7)
1 統計や施策等に関する情報提供、データ収集・分析（支援を含む）	4県	3県
2 会議体を設置するなど、市町村を対象とした外部委員等による助言など	0県	0県
3 県職員による、特定の市町村を対象とした伴走支援	1県	1県
4 法制度等についての相談窓口の設置	0県	1県
5 外部アドバイザー等による、特定の市町村を対象とした伴走支援	4県	0県
6 モデル事業の実施	1県	1県
7 補助金の交付	1県	3県
8 市町村職員などを対象とした研修・セミナーの開催	3県	2県
9 県による、運転者の育成講習などの実施	0県	0県
10 他の団体等が実施する、運転者の育成講習などの実施支援	0県	0県
11 市町村境・県境を含む広域的な支援	0県	1県
12 移動支援の取組を県自身が実施	0県	0県
13 その他	3県	4県

（Q4で「7 補助金の交付」と回答した場合）

Q6 市町村に対する補助金制度の具体的な内容を、金額の多い順にご記入ください。（自由記述）

図表 0-5 市町村に対する補助金制度の具体的な内容

県名	福祉	交通			
	A県	B県	C県	D県	D県
補助金の名称	買い物弱者対策導入支援事業費補助金	地域とともに取り組むくらしの移動手段確保推進事業費補助金	C県生活交通維持・活性化総合交付金	D県生活圏づくり地域課題解決支援事業	地域移動手段確保支援事業
1市町村あたりの補助対象期間		1年	1年	1年	1年
交付先市町村数（実数）	6市町村	4市町村	43市町村	3市町村	0市町村
1市町村あたりの補助上限額	820千円	1,849千円	—	3,000千円	2,000千円
補助制度の開始時期	2020年4月	2021年4月	2010年4月	2020年4月	2022年5月
補助対象経費（複数選択）					
1 ニーズ調査などの費用	○	○			○
2 運行委託費		○	○		
3 車両購入費			○	○	
4 車両リース代		○	○		○
5 ガソリン代等実費	○	○			
6 コーディネーター等の人件費		○			
7 運転者の育成講習費		○		○	○
8 勉強会・セミナー等開催費	○	○			○
9 その他		○			
その他内容		チラシ等の広報費、車体掲示用マグネット等の作成費			
補足情報			補助上限額は各市町村の支出額に応じて按分	2020年度、2021年度は上限2か年で6000千円の補助事業を実施	

（Q4 で「11 市町村境・県境を含む広域的な支援」と回答した場合）

Q7 貴県管下で実施されている市町村境・県境を含む広域的な支援の詳細について、当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-6 市町村境・県境を含む広域的な支援の詳細

回答選択肢	福祉(n=7)	交通(n=7)
隣接する市町村間・県間の協議・調整に参加	—	1 県
市町村境・県境をまたぐ移動手段の確保と市町村への仲介	—	1 県
市町村境・県境をまたぐ生活圏域や住民の日常的な移動範囲に関する情報や分析結果を提供	—	—
市町村と交通事業者・施設運営事業者との協議・調整に参加	—	—
その他	—	—

（Q4 で「12 移動支援の取組を県自身が実施」していると回答した場合）

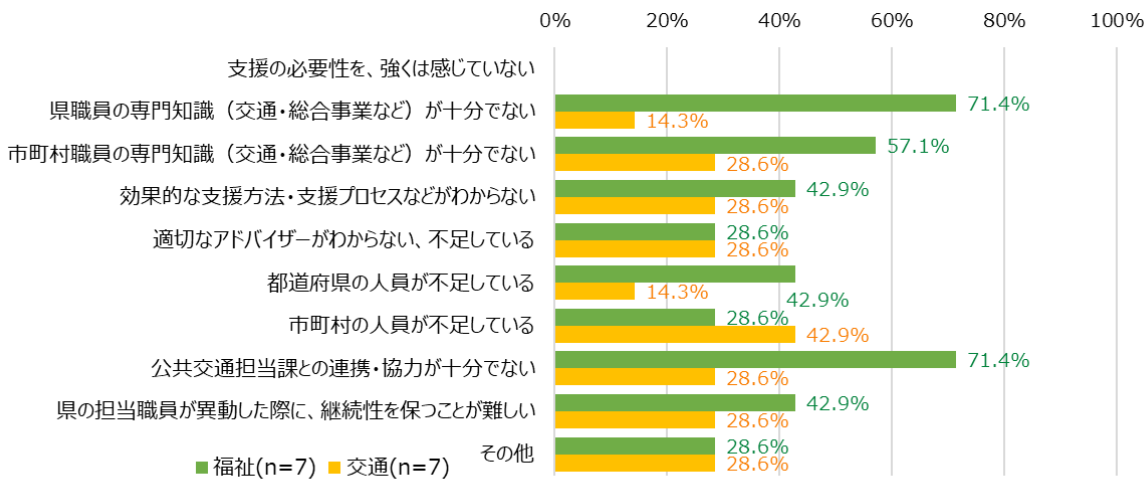
Q8 取組の内容を、紹介したい順にご記入ください。（最大 3 つまで）（自由記述）

無回答 （Q4[12]が 0 件）

VI 市町村支援の課題と今後の実施予定

Q9 市町村支援を行うにあたっての課題について、当てはまるものを全て選んでください。複数回答）

図表 0-7 市町村支援を行うにあたっての課題

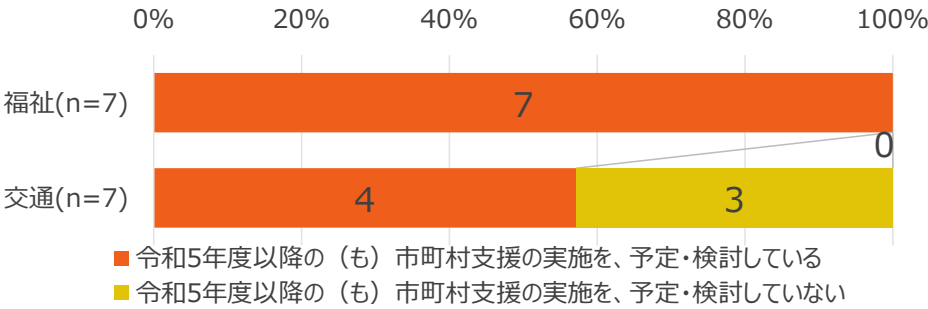


その他の具体的な内容

福祉	・ 課題解決に係る市町間での温度差、地域づくり担当部局との連携（長崎） ・ 真に必要なニーズがどれだけあるか整理ができていない（沖縄）
交通	・ 中山間地域等における住民への移動支援については市町村の役割であり、県としては市町に対し、広域的な視点から、会議等での助言など側面的な支援を行うものと考えている（長崎） ・ 中山間地域の高齢者を対象とした支援を行っていないので、課題がわからない（福岡）

Q10 今後の市町村支援の実施予定について、いずれか1つを選んでください。（択一回答）

図表 0-8 今後の市町村支援の実施予定・課題等



Q11 中山間地域等における高齢者の移動支援について、貴自治体の所管地域で困っていること、市町村で取組が進まない理由、ご意見等ありましたら、自由にご記入ください。

（自由記述）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市町への効果的な支援方法・支援プロセス等がわからないので、先進的な取組を行っている市町村の取組およびその支援方法・プロセス等について情報共有いただきたい。（福祉部門）・ 関係課や運輸局等との調整が難しい（市町村意見） ・ 移動支援に取り組めていない市町村は、移動支援をつくり上げるプロセス・対象者のニーズを把握，既存資源の活用，ボランティア等人材確保体制づくり等のノウハウを有していない。
（福祉部門） |
|--|

市町村アンケート調査結果（福祉部門/交通関連部局）

I 回答者情報

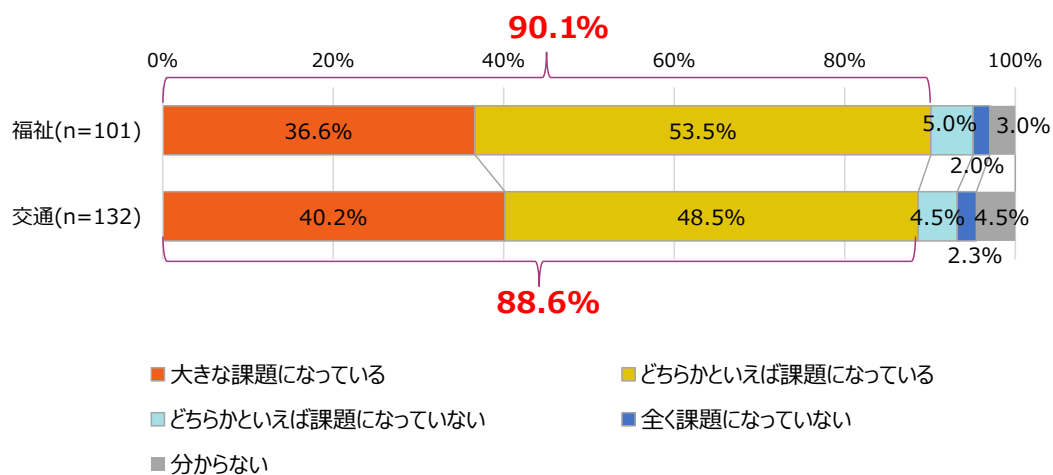
Q1 貴自治体名、アンケート回答の取りまとめをしていただく部局名と連絡先電話番号をご記入ください。

（回答は個人情報を含むため、掲載を割愛します）

II ニーズの把握状況

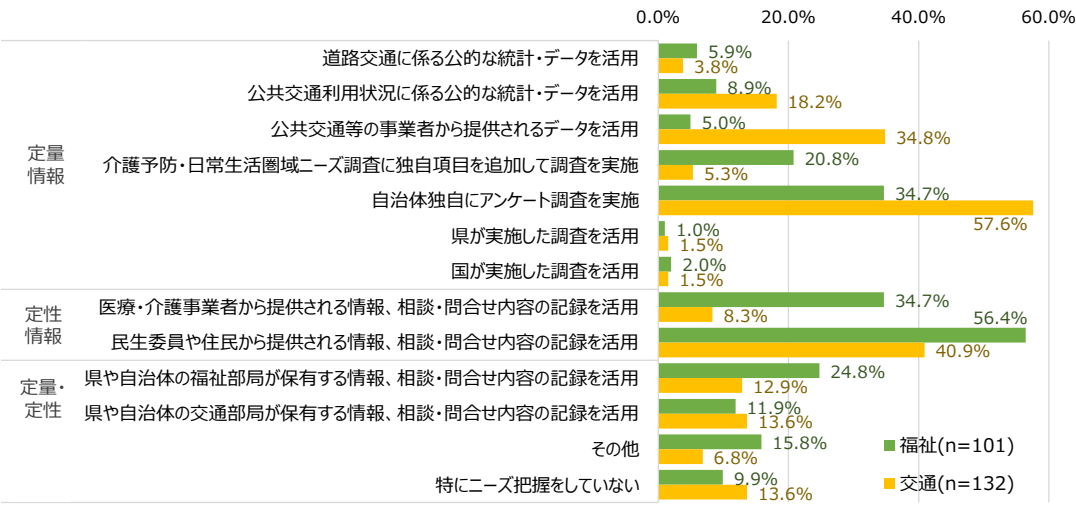
Q2 貴自治体では中山間地域等の高齢者の移動支援は課題になっていますか。いずれか1つを選んでください。（択一回答）

図表 0-9 中山間地域等の高齢者の移動支援に対する課題意識



Q3 貴自治体における中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法についてお答えください。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）

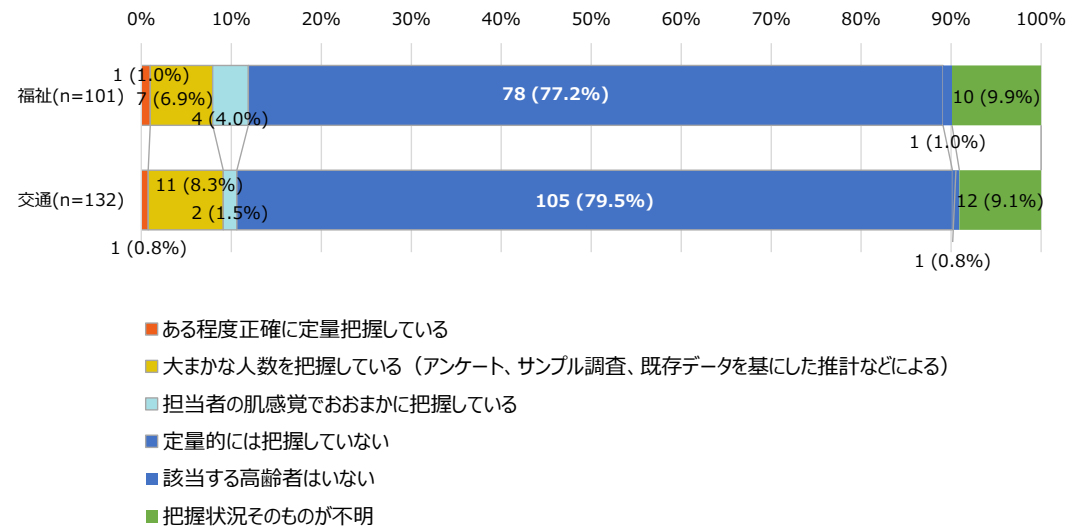
図表 0-10 中山間地域等の高齢者の移動支援ニーズの把握方法



その他の具体的な内容	
福祉	- 生活支援コーディネーター、協議体、地域ケア会議など体制整備事業によってニーズを抽出しているとの回答（9 件） - 包括や社協による情報提供（4 件） - 地域の会議や座談会からの情報、庁内他部署の会議等、集落支援員による点検（各 1 件）
交通	- 地域の会議や座談会からの情報（4 件） - 庁内関係部局からの情報共有、コミュニティバスの運転手や客からの聞き取り、新聞等による情報収集、次年度ニーズ調査実施予定（各 1 件）

Q4 貴自治体では、中山間地域等で移動支援を必要としている高齢者（高齢の交通弱者）の人数をどの程度把握していますか。（択一回答）

図表 0-11 中山間地域等で移動支援を必要としている高齢者（高齢の交通弱者）の人数の把握状況



いずれか1つを選んだ上で、想定する人数を数値でご記入ください。人数把握に際して設定した高齢交通弱者の定義をテキストでご記入ください。（数値回答・自由記述）

図表 0-12 「ある程度正確に定量把握している」市区町村における交通弱者の人数と定義

市町村	部門	交通弱者の人数	人数把握に際して設定した高齢の交通弱者の定義	交通弱者数 ÷ 65歳以上人口	高齢者人口規模
A市	福祉	2,863	無免許/免許返納者 75歳以上人口（R6.3.31時点）－75歳以上免許保有者数（R4.10.31時点）	34.4%	1万人未満
B村	交通	3	年齢、障害者手帳 70歳以上または、障害者手帳所持者	0.3%	5千人未満

図表 0-13 「大まかな人数を把握している」市区町村における交通弱者の人数と定義

市町村	部門	交通弱者の人数	人数把握に際して設定した高齢の交通弱者の定義	交通弱者数 ÷65歳以上 人口	高齢者人口規 模
C町	福祉	42	アンケート/ヒアリング等により把握	1.7%	5千人未満
D町	交通	240	アンケート/ヒアリング等により把握	5.9%	5千人未満
E市	福祉	2,200	ニーズ調査・認定状況	18.5%	5万人未満
F町	福祉	89	世帯状況	3.2%	5千人未満
G村	福祉	60	世帯状況	4.9%	5千人未満
H市	交通	24,500	統計に基づく推計	29.2%	5万人以上
I町	交通	7,915	統計に基づく推計	102.6%	1万人未満
J市	交通	100	無免許/免許返納者	0.9%	5万人未満
K村	交通	100	無免許/免許返納者	10.1%	1千人未満
L町	交通	1,300	無免許/免許返納者	32.9%	5千人未満
M町	交通	700	無免許/免許返納者、サービス申請者	17.4%	5千人未満
N町	福祉	56	サービス申請者	0.7%	1万人未満
O町	交通	133	サービス申請者	4.6%	5千人未満
P市	交通	925	サービス申請者	11.6%	1万人未満
Q村	交通	400	サービス申請者	44.3%	1千人未満
R町	福祉	1,931	サービス申請者	58.2%	5千人未満
R町	交通	1,931	サービス申請者	58.2%	5千人未満
S市	福祉	148	定義なし	2.2%	1万人未満

図表 0-14 「担当者の肌感覚でおおまかに把握している」に回答した市町村における交通弱者の人数、中山間地域等に住む高齢者数に対する割合

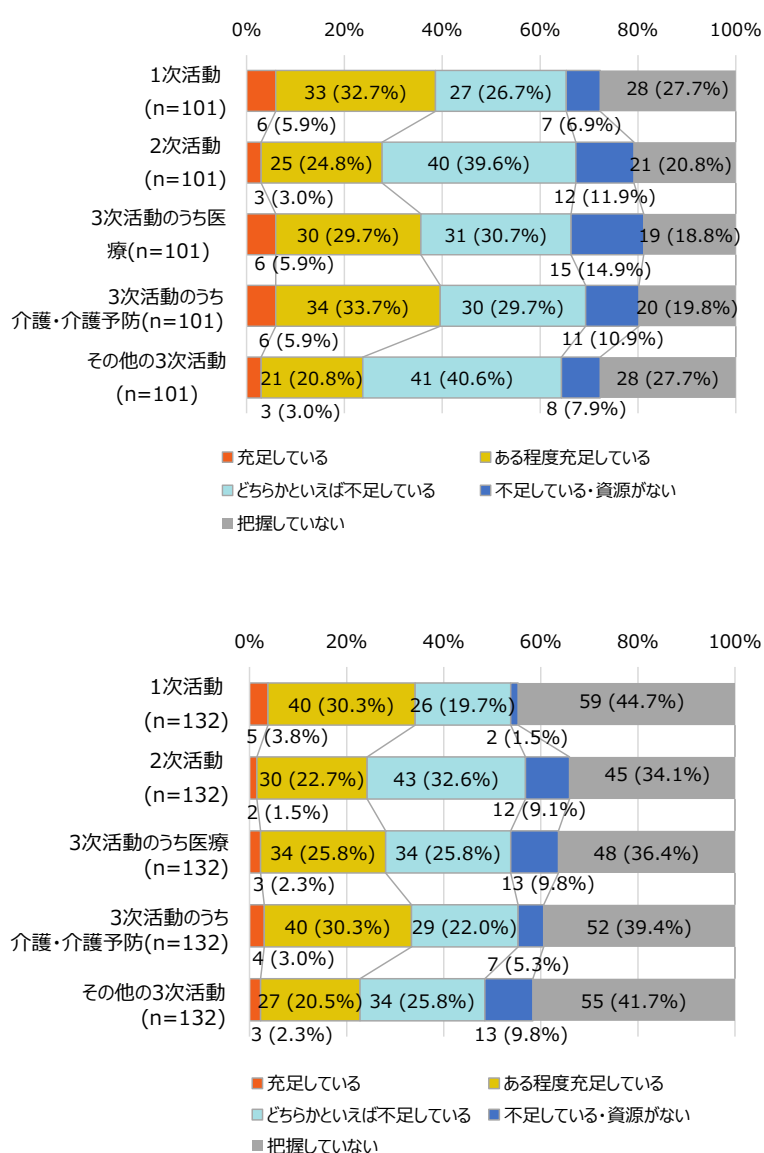
市町村	部門	交通弱者の人数	中山間地域 等に住む高齢 者数に対する 割合(%)	交通弱者数 ÷65歳以上 人口	高齢者人口規 模
T市	福祉	4,000	5	5.1%	5万人以上
U村	福祉	70	28	68.6%	1千人未満
V町	福祉	1,200	50	49.4%	5千人未満
W市	福祉	93	0	0.5%	5万人未満
X市	交通	100	5	0.6%	5万人未満
Y村	交通	80	100	12.9%	1千人未満

Ⅲ 取組の実施状況

Q5 中山間等地域に居住する高齢者の生活を支える地域資源について、それぞれ現在の充足度と移動支援の実施状況をお答えください。それぞれの項目について、選択肢 1 から 5 のいずれか 1 つを選んでください。

（１）中山間地域の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面※を支える地域資源は充足していますか。（択一回答）

図表 0-15 中山間地域の高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支える地域資源の充足度（上：福祉部門、下：交通関連部局）

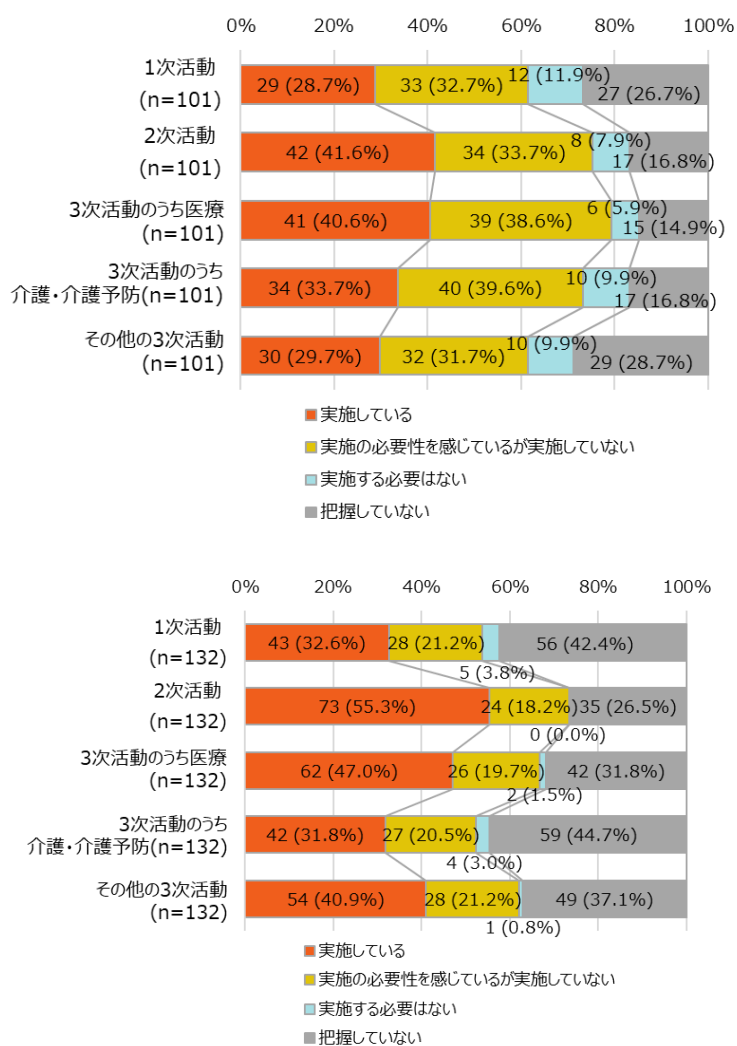


※総務省統計局 令和3年社会生活基本調査に準ずる分類

<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/kekka.html>

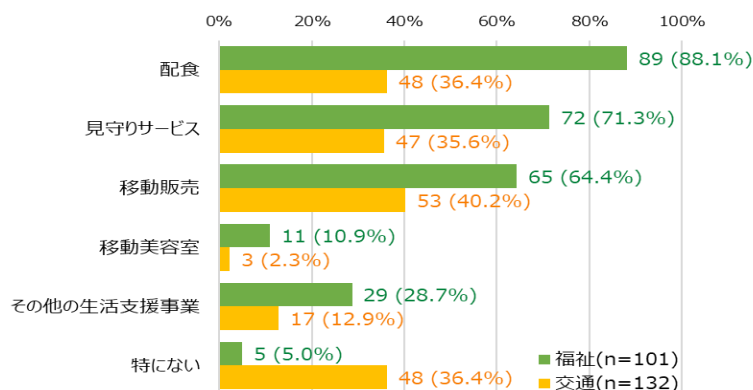
（２）高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支えるために移動支援施策を実施していますか。（択一回答）

図表 0-16 高齢者を取り巻く医療・介護・生活の各場面を支えるために実施している移動支援施策（上：福祉部門、下：交通関連部局）



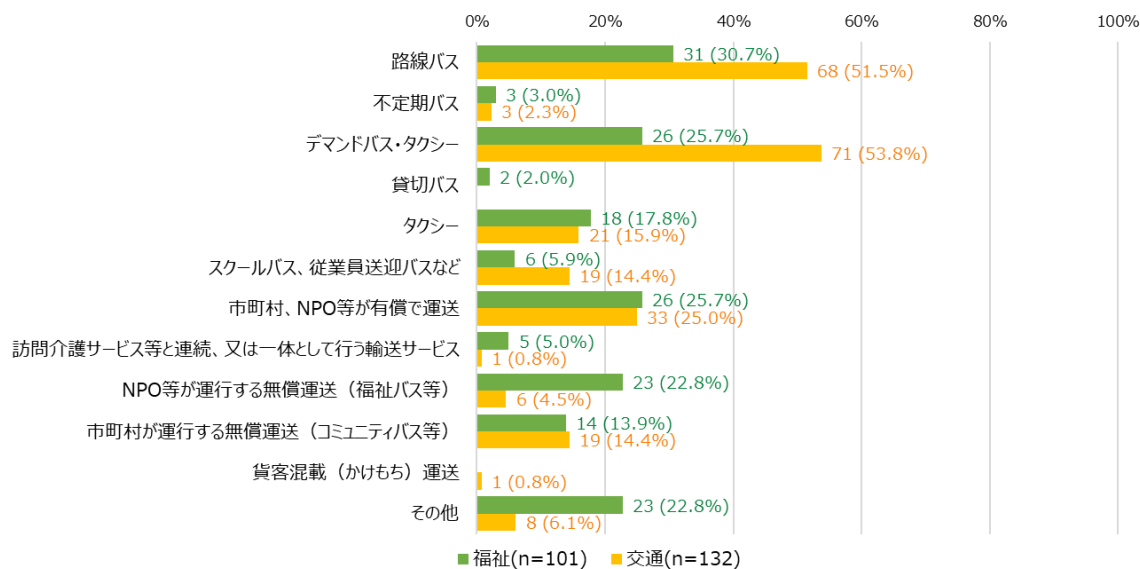
Q6 中山間地域等に居住する高齢者の生活を支えるサービスとして、移動支援以外の取組があればお答えください。あてはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-17 中山間地域等の高齢者の生活を支える移動支援以外のサービス



Q7 貴自治体で実施されている、中山間等地域に居住する高齢者の移動支援等の取組について伺います。移動支援の取組のそれぞれについて、実施の有無を回答してください。あてはまるものを全て選んでください。自治体が主体となっている取組の他、民間事業者や住民の自主的な取組等についてもご回答してください。（複数回答）

図表 0-18 実施している移動支援の取組

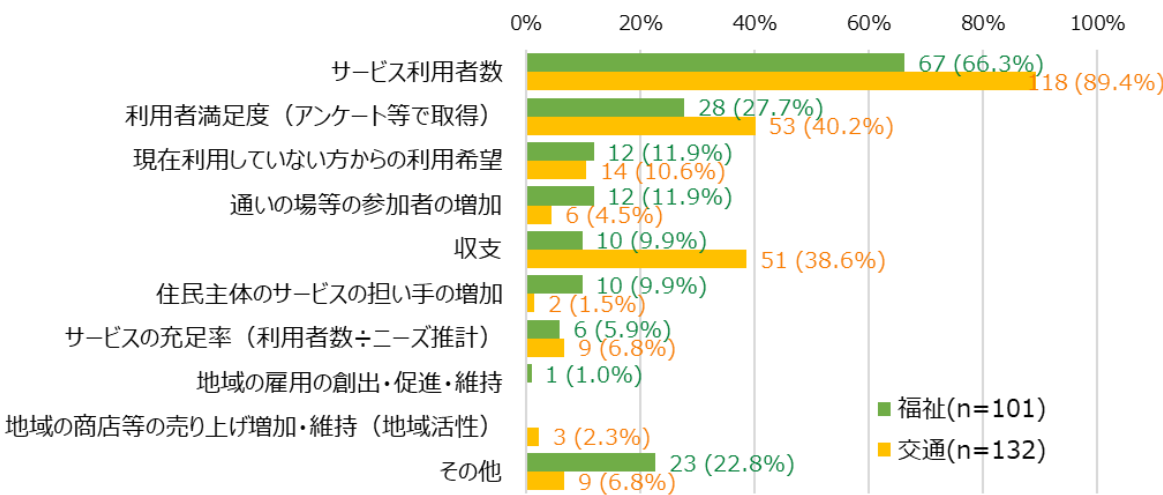


※各取り組みの詳細については参考資料「市町村アンケート調査結果別冊」にて報告

V 取組の評価

Q8 貴自治体では、移動支援の取組をどのような指標で評価していますか。あてはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-19 移動支援の取組の評価指標

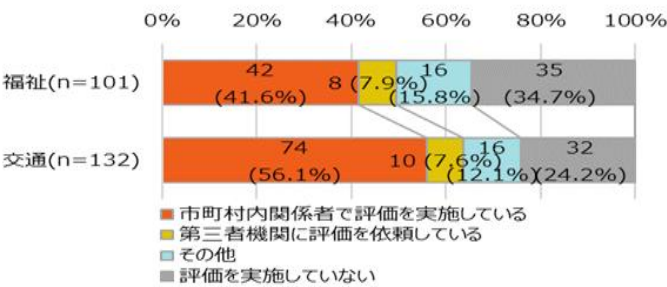


その他の具体的な内容

福祉	・ 評価指標はない/評価していない（12 件） ・ 不明・分からない（5 件） ・ 取組を実施していない（2 件） ・ 高齢者交通費助成の利用状況
交通	・ 評価指標はない/評価していない（3 件） ・ 取組を実施していない（1 件） ・ 地域公共交通計画に定める指標 ・ IC カードの普及率 ・ 主要交通結節点のバス利用者数 ・ 現在、検討中（地域公共交通計画策定中であるため）

Q9 貴自治体では、どのような体制で移動支援の取組を評価していますか。いずれか1つを選んでください。（択一回答）

図表 0-20 移動支援の取組の評価体制

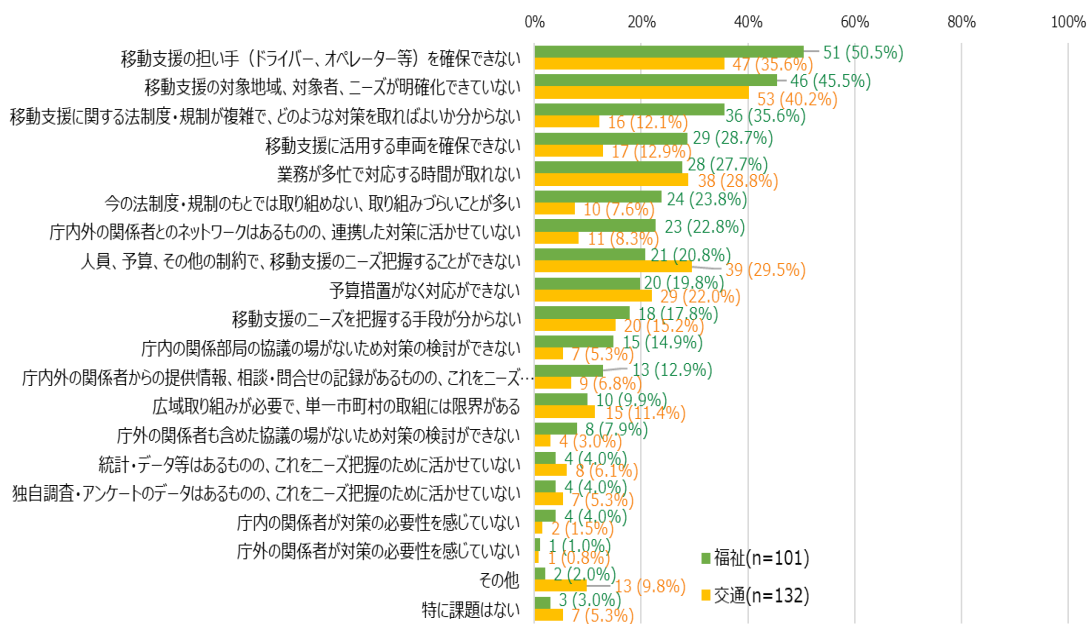


その他の具体的な内容	
福祉	・ 市/地域の地域公共交通活性化協議会（４件） ・ 他課で実施している移動支援事業にて評価（１件） ・ 本市の定める老人福祉計画等に対応等を反映（１件） ・ 地域公共交通会議やモニター会議（１件） ・ 利用者へアンケートを実施」（１件） ・ 移動支援の取組は未実施（１件） ・ 不明/分からない/無回答（３件）
交通	・ 市町村の地域公共交通会議/協議会（８件） ・ その都度、利用者からのご意見（１件） ・ 現在、検討中（１件） ・ 交通担当課からは支援事業を実施していない（１件）

VI 課題と今後の展開

Q10 貴自治体では、中山間地域等の高齢者の移動支援を進める際に、どのような課題がありますか。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-21 移動支援の課題

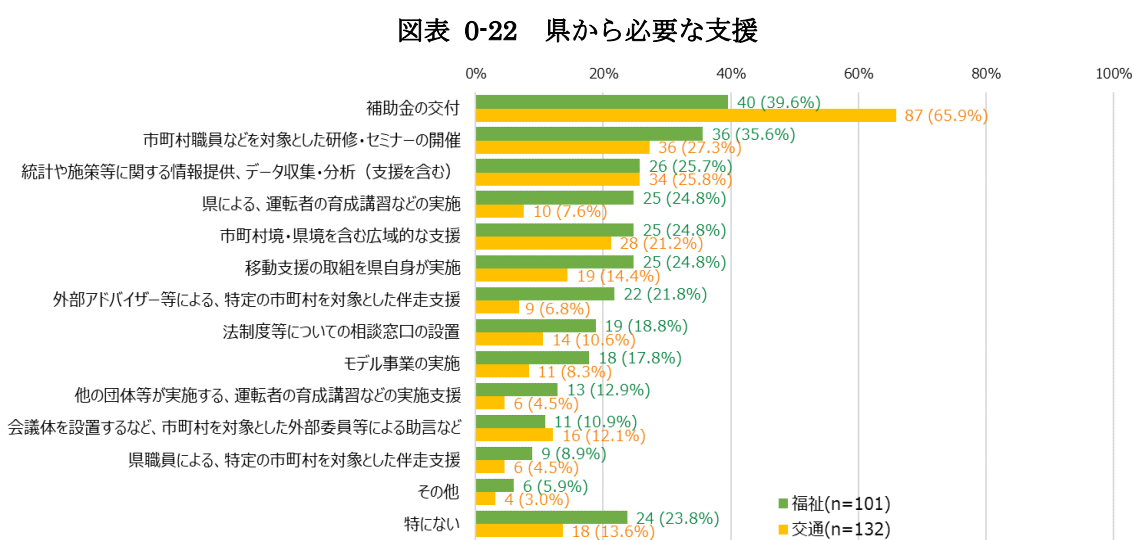


その他の具体的な内容	
福祉	・ 住民自治協議会の組織基盤の整備（１件） ・ 高齢者への周知（１件）
交通	・ 国や県の補助が足りない（２件） ・ 費用対効果のバランス、財政負担額の増加（１件） ・ デマンドタクシーの導入による住民間格差（１件）

	・ バス・タクシーの共存（1件） ・ 事業者の理解（1件） ・ 事業者の経営（1件） ・ 住民自治協議会の組織基盤の整備（1件） ・ ニーズの多様化への対応（1件） ・ 交通手段の持続可能性（1件） ・ 画期的な移動手段の模索（1件）、 ・ 利用者不足（1件）
--	--

Q11 貴自治体で高齢者等の移動支援の取組を進めるにあたって、ポイントになった点や、今後取組を進めるにあたって考慮すべき事項や課題・対応策を記入してください。（自由記述）

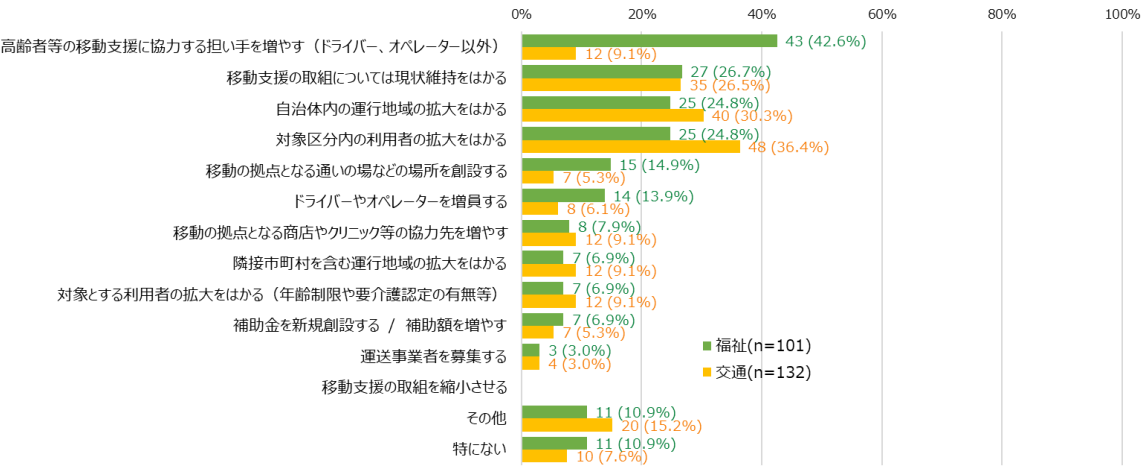
Q12 県から必要な支援はありますか。当てはまるものを全て選んでください。（複数回答）



その他の具体的な内容	
福祉	・ 県庁内での多部局との連携 ・ 県内外の他市町村での取組について情報提供 ・ 県への要望会議の実施（広域的取組）
交通	・ 国庫補助金（予算措置）の充実 ・ 県立高校の学生用のスクールバスの運行 ・ 県の公共交通会議の設置、 ・ 法定協議会の設置等

Q13 今後、貴自治体が進める高齢者等の移動支援の取組の方針について、あてはまるものを全て選んでください。（複数回答）

図表 0-23 今後の移動支援の取組の方針



その他の具体的な内容

福祉	・ 地域内連携（関係者協議、住民団体との連携のほか、生活支援コーディネーターの活用や有償ボランティア導入を含む）（4 件） ・ 庁内連携（2 件） ・ 対象者の把握（1 件） ・ 委託先の検討（1 件） ・ 新たな移動支援施策の検討（1 件） ・ ドライバーの養成等（1 件）
交通	・ 利用者ニーズの把握（4 件） ・ 既存資源の活用や利便性の向上（4 件） ・ 今後検討（3 件） ・ 新規移動手段の導入を検討（3 件） ・ AI システムの利用（1 件） ・ 歳出の抑制（1 件）

市町村アンケート調査結果別冊

この事業は令和4年度 老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分) により実施したものです。

「中山間地域等における移動支援を中心とした
生活支援に関する調査研究」

令和 5 年(2023 年)3 月発行

発行 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階
TEL 03-3221-7011(代表) FAX 03-3221-7022

不許複製

市町村アンケート調査結果別冊
市町村アンケート調査結果（福祉部門/交通関連部局）
各市町村において実施している移動支援の取組
（調査票Q7による回答分岐後の回答）

目次

01	路線バス	p. 3
02	不定期バス	p. 14
03	デマンドバス・タクシー	p. 25
04	貸切バス	p. 36
05	タクシー	p. 38
06	スクールバス、従業員送迎バスなど	p. 49
07	市町村、NPO等が有償で運送	p. 60
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス…	p. 79
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）	p. 94
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）	p.112
11	貨客混載（かけもち）運送	p.130
12	その他	p.132

01

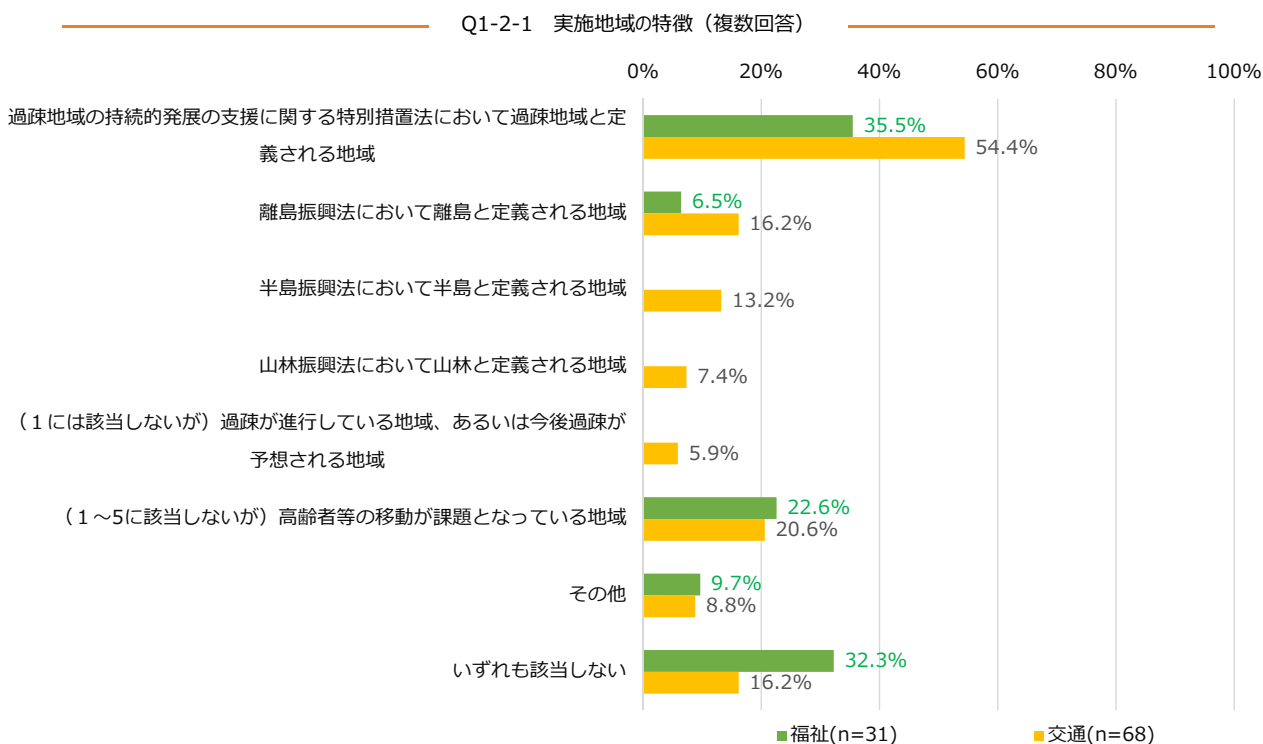
路線バス

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

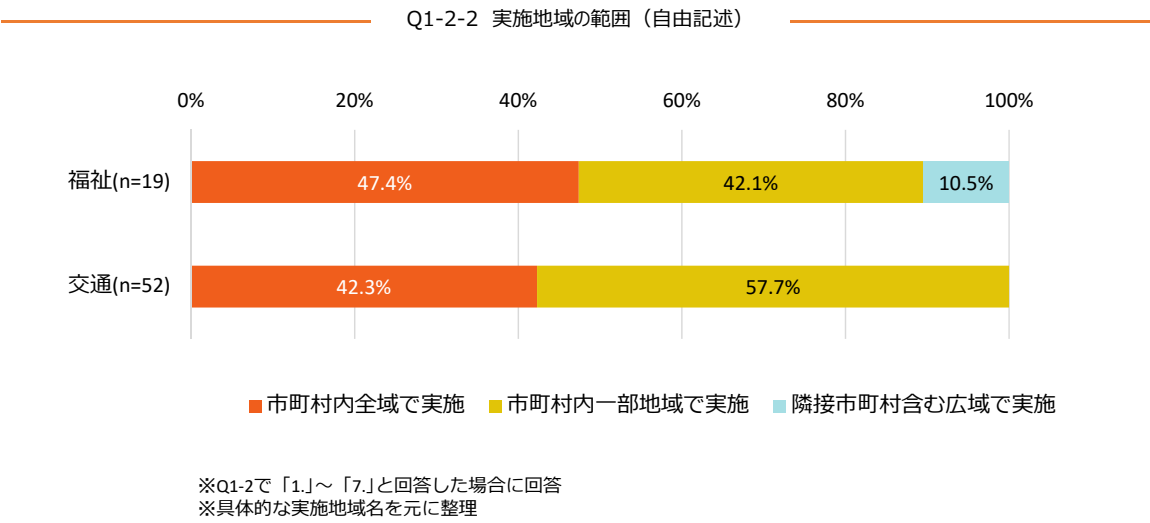
移動支援の取組 1. 路線バス

（1）取組の概要

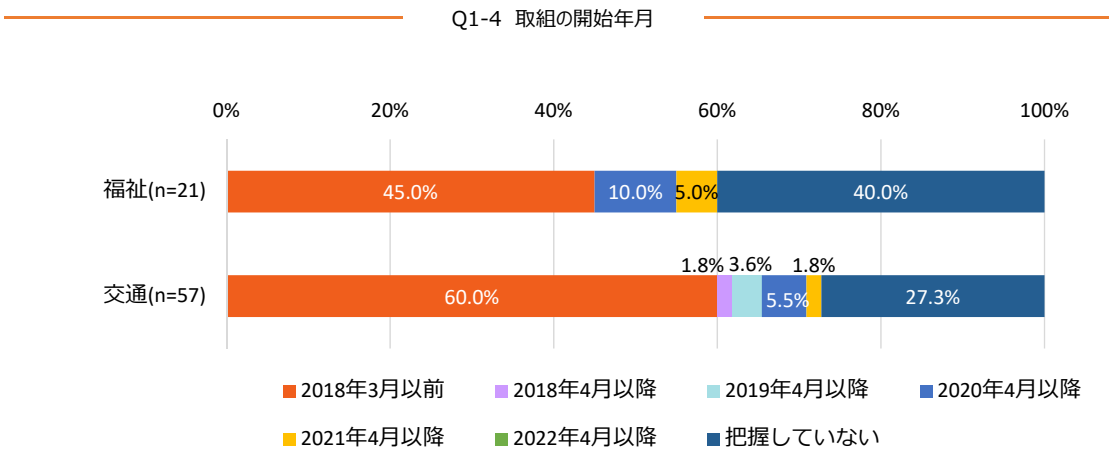
ア. 実施地域の分類



移動支援の取組 1. 路線バス
(1) 取組の概要
ア. 実施地域の分類



移動支援の取組 1. 路線バス
(1) 取組の概要
イ. 設立経緯

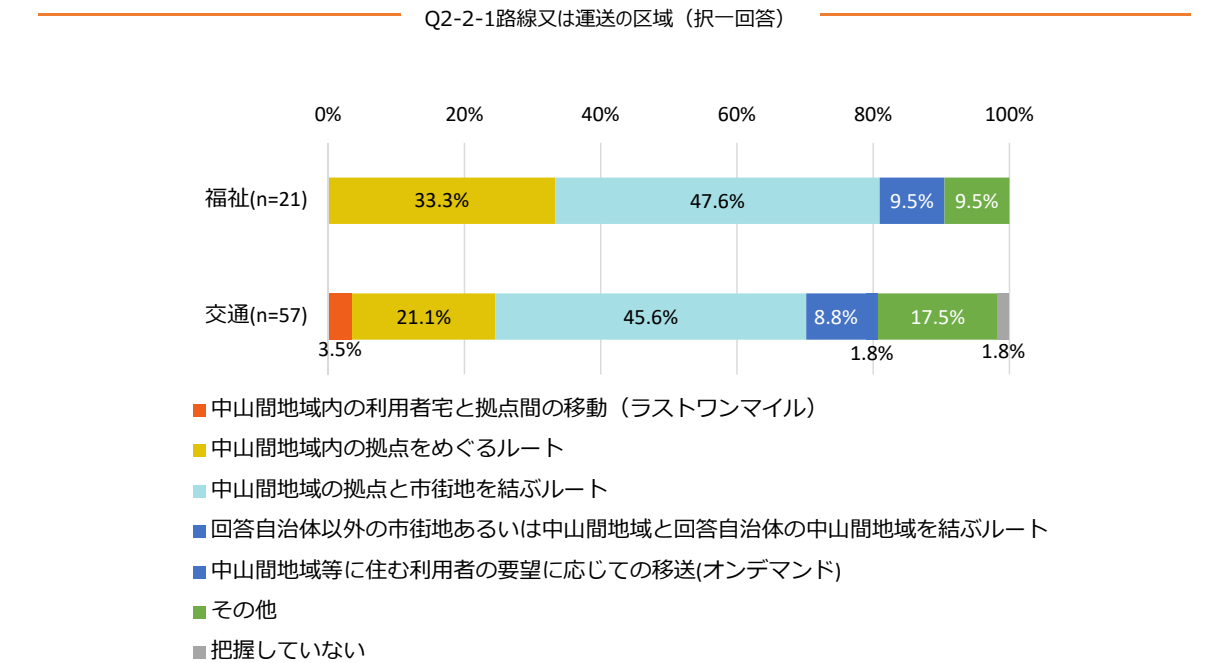


移動支援の取組
1. 路線バス
(2) 運営
ア. 運送車両

Q2-1-1 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=21)	3	3	4	3	3	4	0	0	0	0	0	0	1
交通(n=54)	7	10	5	9	3	5	1	0	1	0	0	0	13

移動支援の取組
1. 路線バス
(2) 運営
イ. 運行ルート・範囲

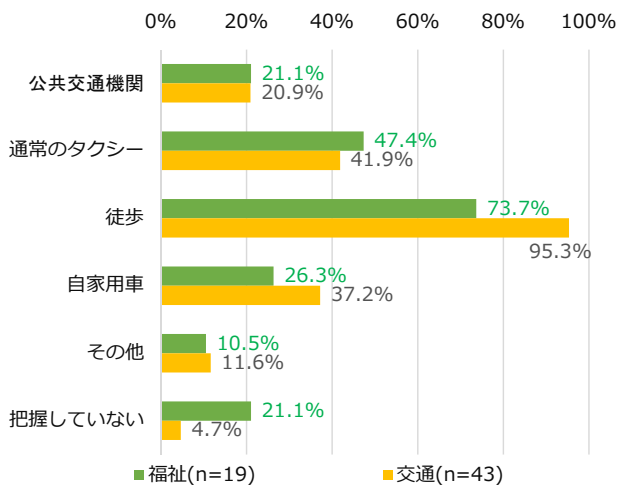


移動支援の取組 1. 路線バス

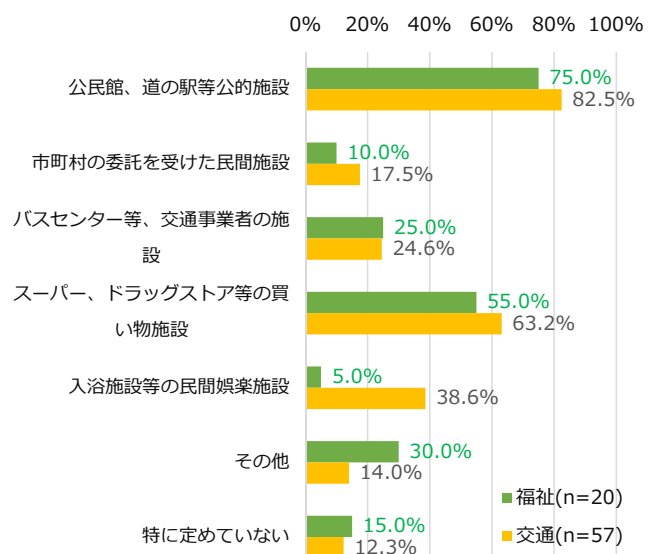
(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-2 利用者が本取組による移動手段を降りた後に自宅まで移動する手段（複数回答）



Q2-2-3 中山間地域内の拠点（複数回答）



「その他」内容

福祉	医療機関(3件)、学校等(1件)、役所等(1件)、公共の温浴施設(1件)、バス停等(1件)、個別輸送(1件)
交通	医療機関(4件)、学校等(1件)、バス停等(2件)、その他(1件)

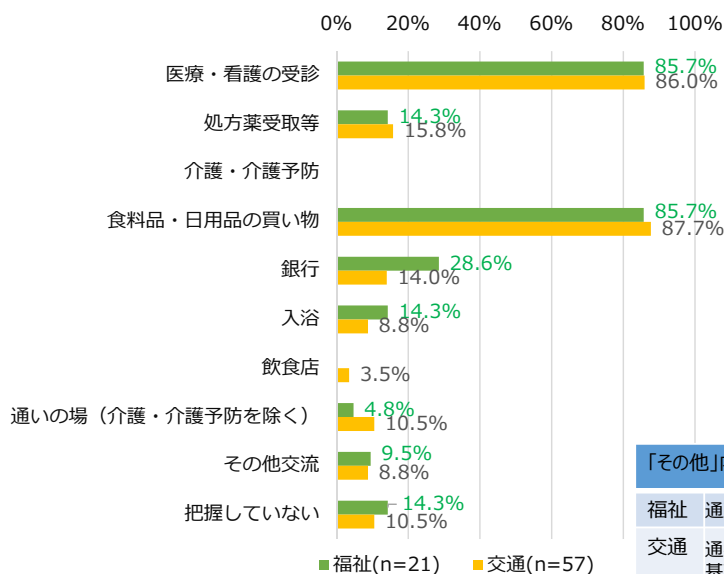
9

移動支援の取組 1. 路線バス

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-4 利用者がこの取組を利用する主な目的（複数回答・上限3つまで）



「その他」内容

福祉	通勤(1件)、通学(1件)、その他(1件)
交通	通学(1件)、公共施設、役所等(1件)、基幹交通に乗り継ぎ(1件)、その他(2件)

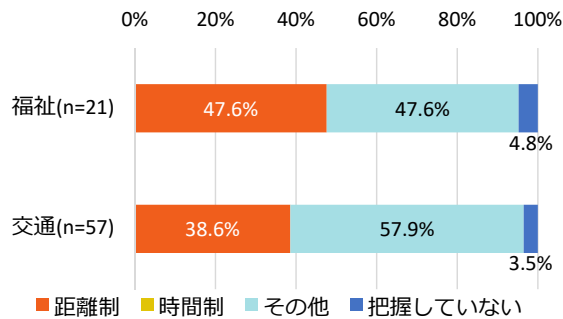
10

移動支援の取組 1. 路線バス

(2) 運営

ウ. 運送の対価

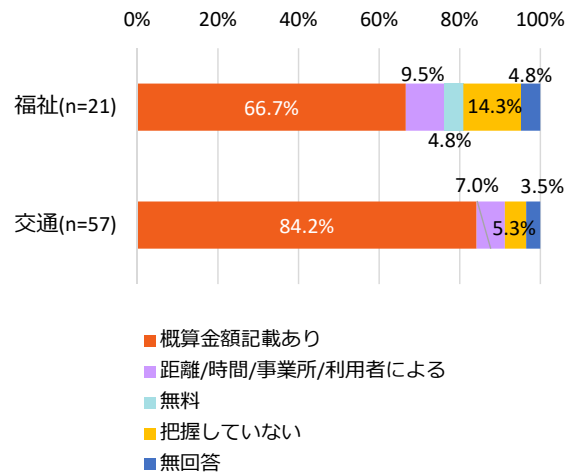
Q2-3 対価の計算方法（択一回答）



「その他」内容

福祉	定額制(9件)、無料(1件)
交通	定額制(31件)、パスポート（年間定額等）(2件)

Q2-3 対価（自由記述）



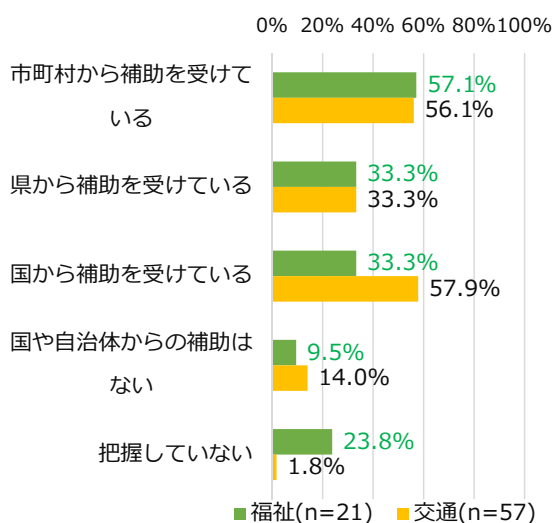
11

移動支援の取組 1. 路線バス

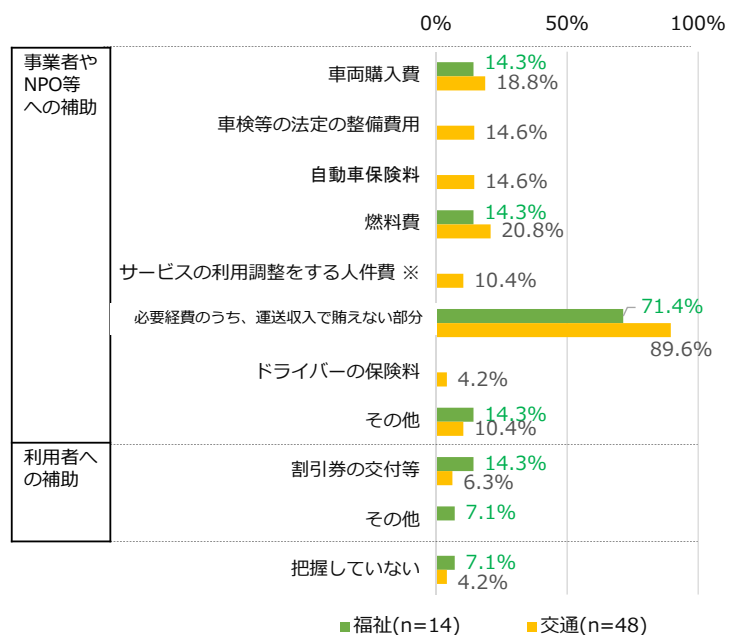
(2) 運営

エ. 国や自治体による補助

Q2-4-1 国や自治体からの補助の有無（複数回答）



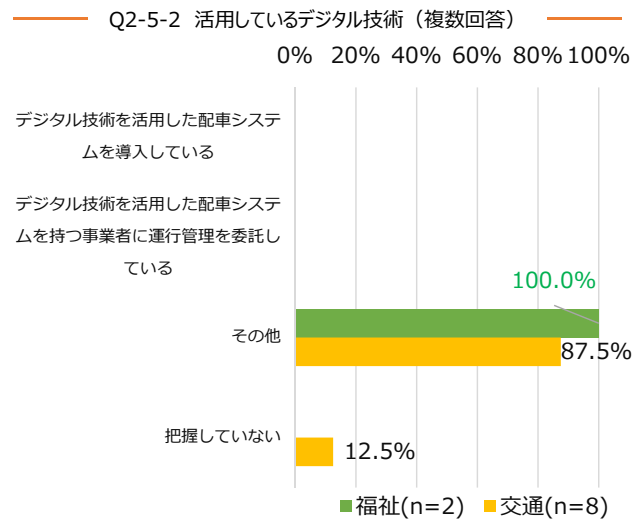
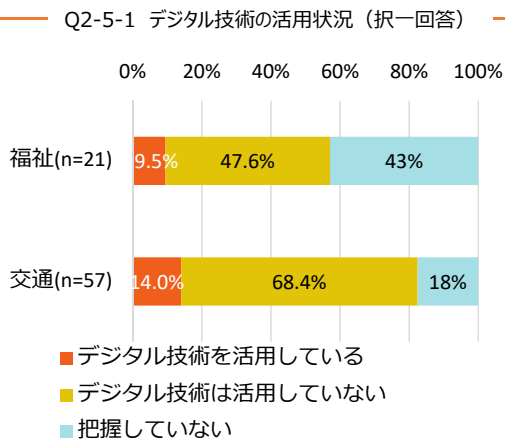
Q2-4-2 国や自治体からの補助の内容（複数回答）



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

12

移動支援の取組 1. 路線バス
(2) 運営
オ. デジタル技術の活用



「その他」内容	
福祉	利用者数、利用区間データをリアルタイムにクラウド保存（1件）、ドライブレコーダー（1件）、
交通	バスロケーションシステム（4件、うち1件は導入予定）、デジタル乗車券（1件）、GTFSを適用しており、Google Mapで運行時間検索可能（1件）、利用者数、利用区間データをリアルタイムにクラウド保存（1件）

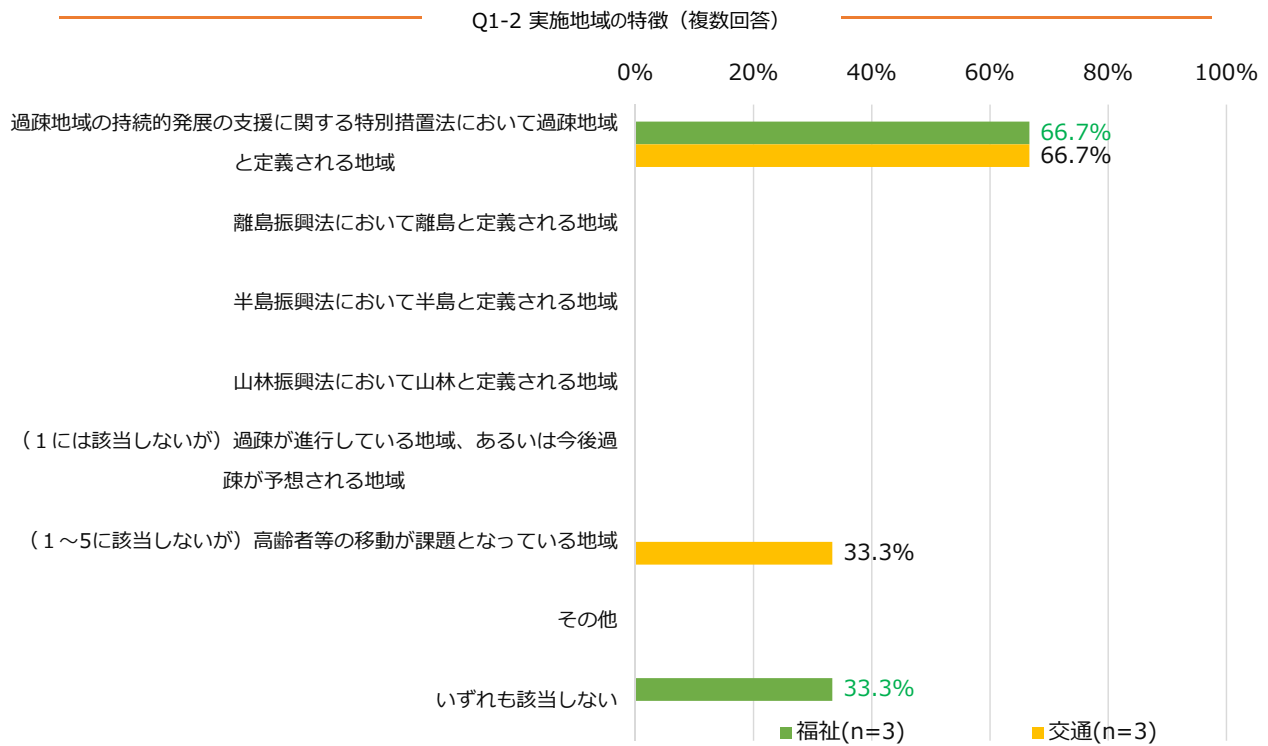
02
不定期バス

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等が有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

移動支援の取組 2. 不定期バス

(1) 取組の概要

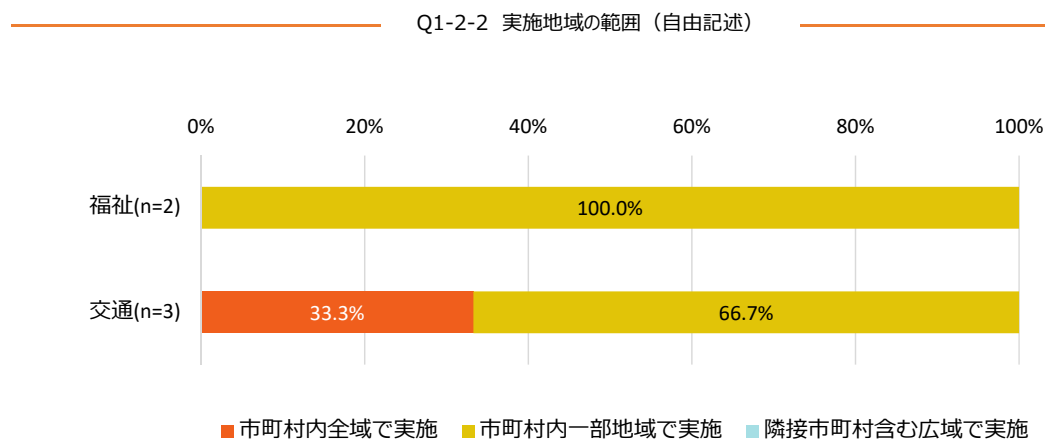
ア. 実施地域の分類



移動支援の取組 2. 不定期バス

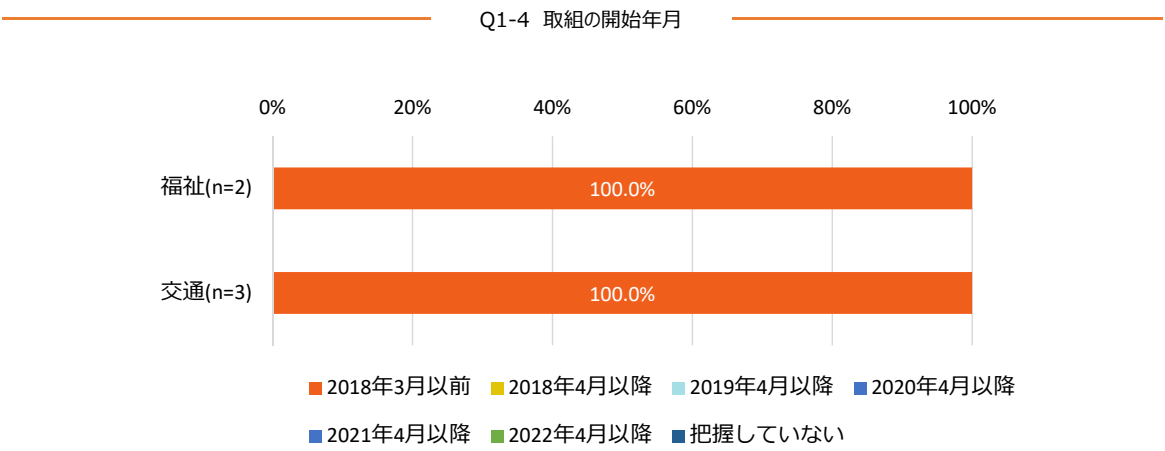
(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
 ※具体的な実施地域名を元に整理

移動支援の取組 2. 不定期バス
(1) 取組の概要
イ. 設立経緯



移動支援の取組 2. 不定期バス
(2) 運営
ア. 運送車両

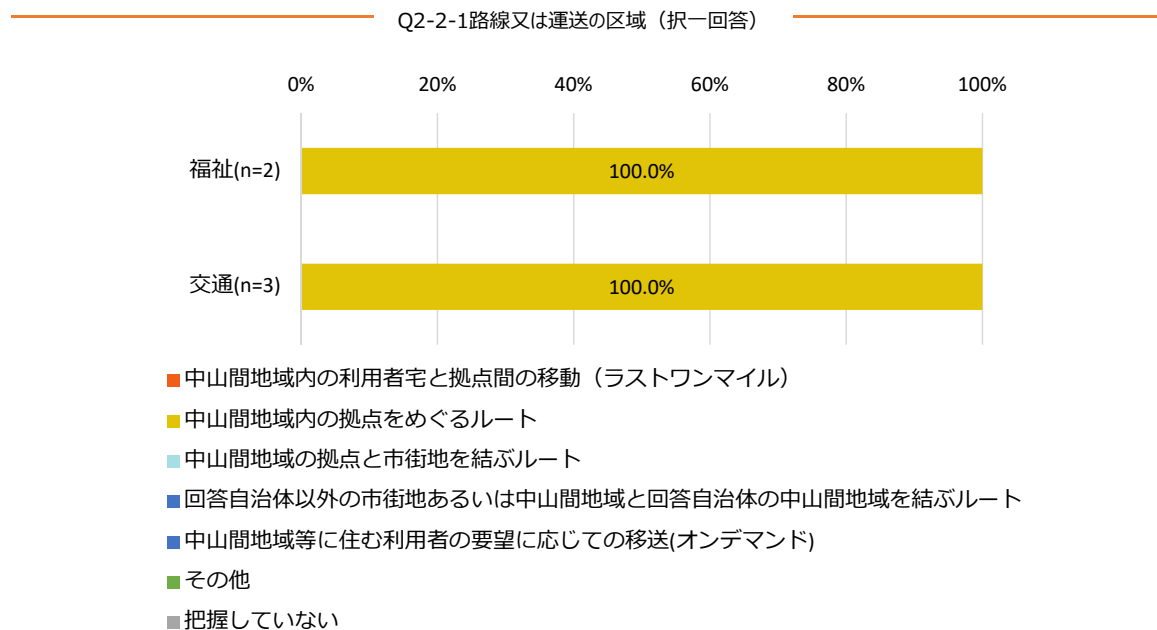
Q2-1-1 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=1)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
交通(n=2)	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0

移動支援の取組 2. 不定期バス

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

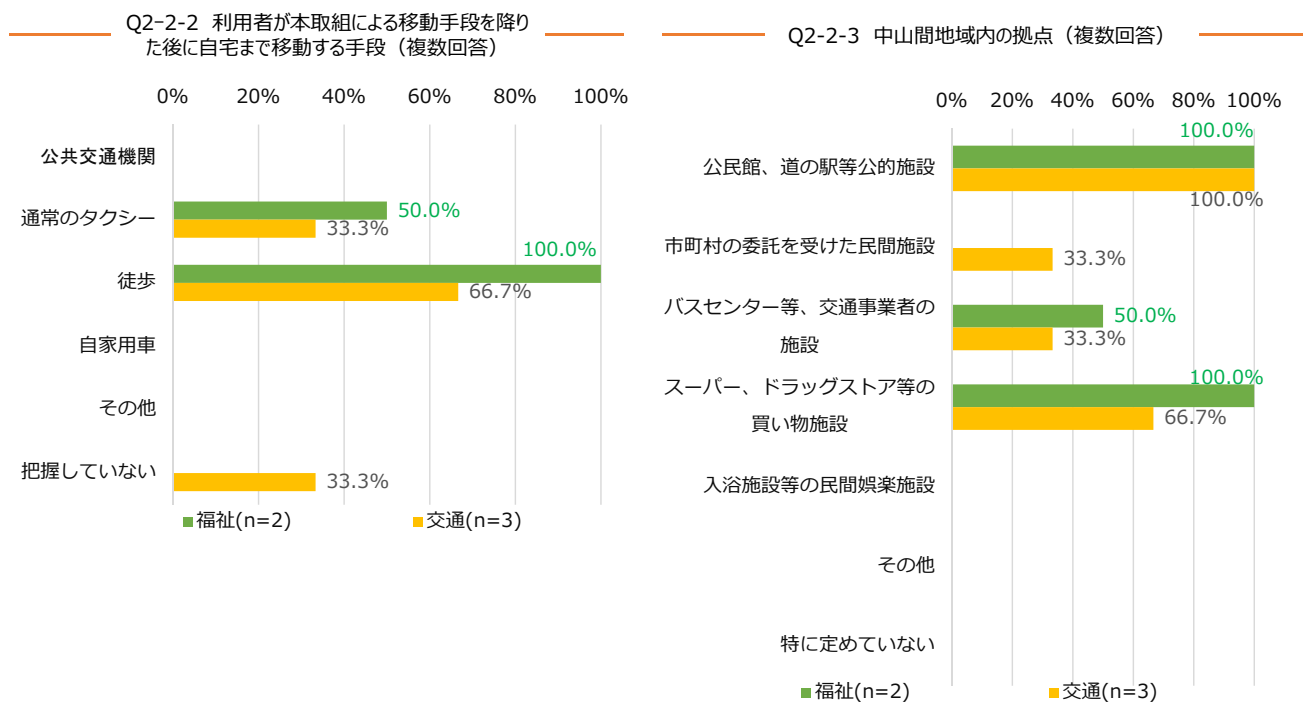


19

移動支援の取組 2. 不定期バス

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲



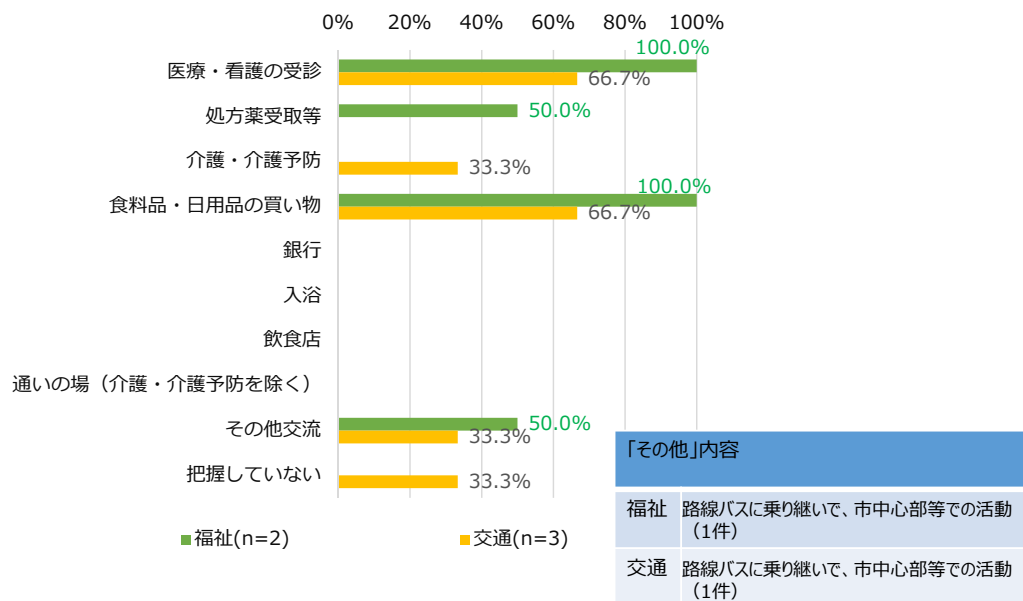
20

移動支援の取組 2. 不定期バス

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-4 利用者がこの取組を利用する主な目的（複数回答・上限3つまで）



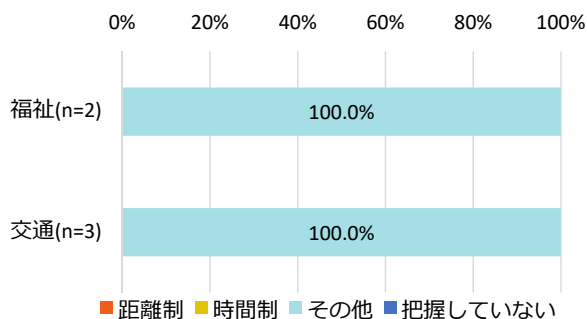
21

移動支援の取組 2. 不定期バス

(2) 運営

ウ. 運送の対価

Q2-3 対価の計算方法（択一回答）

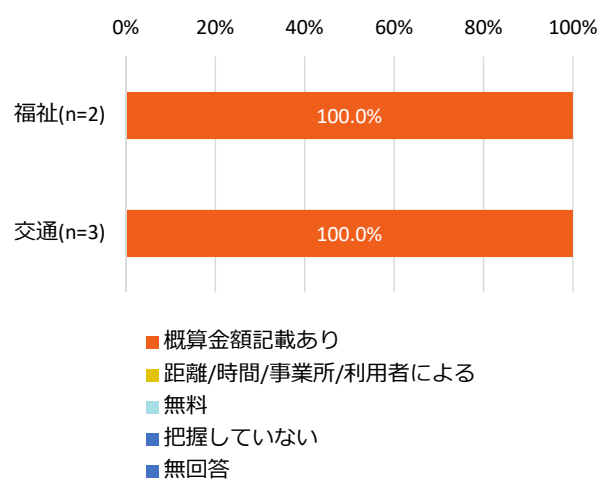


「その他」内容

福祉 定額制(2件)

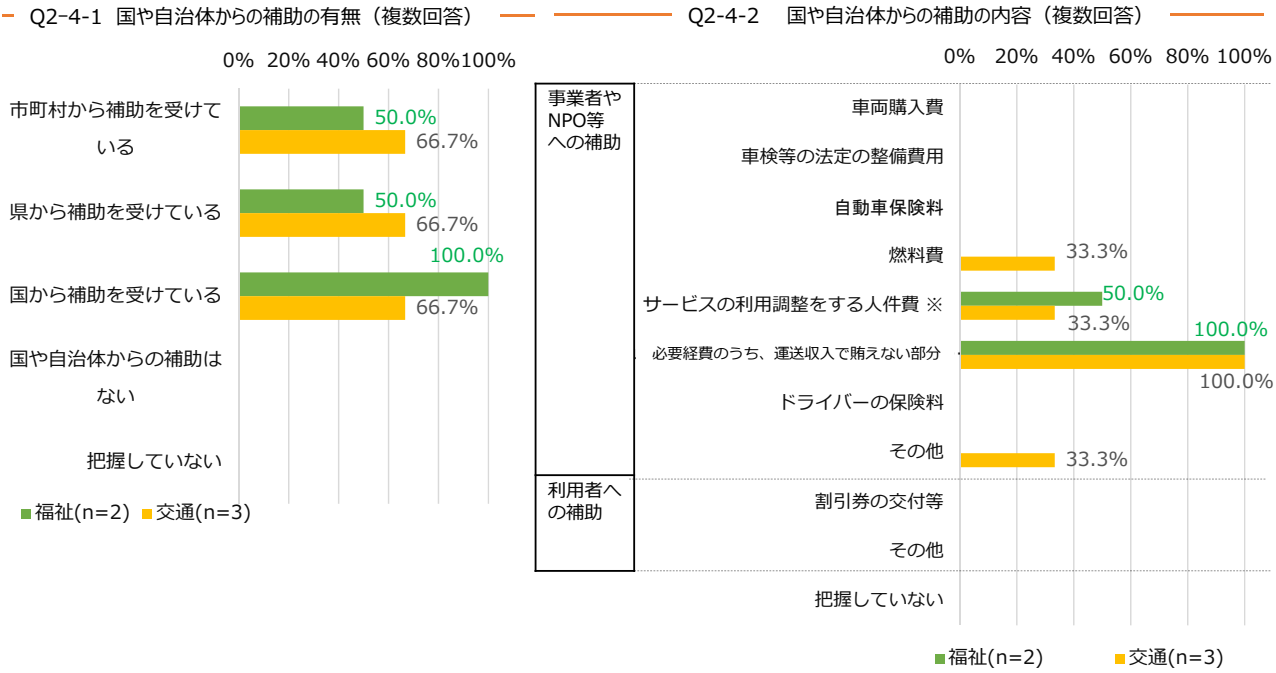
交通 定額制(3件)

Q2-3 対価（自由記述）



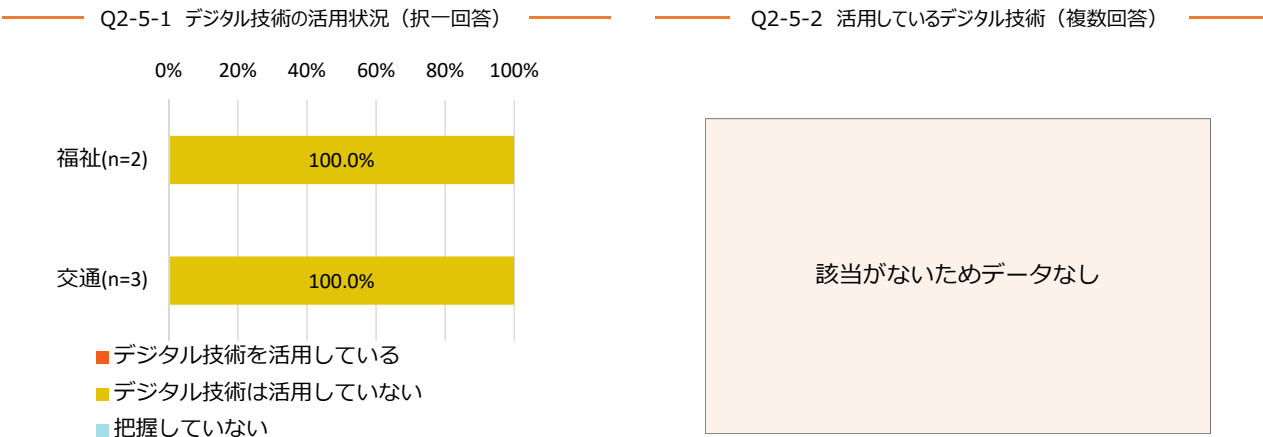
22

移動支援の取組 2. 不定期バス
(2) 運営
エ. 国や自治体による補助



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

移動支援の取組 2. 不定期バス
(2) 運営
オ. デジタル技術の活用



03

デマンドバス・デマンドタクシー

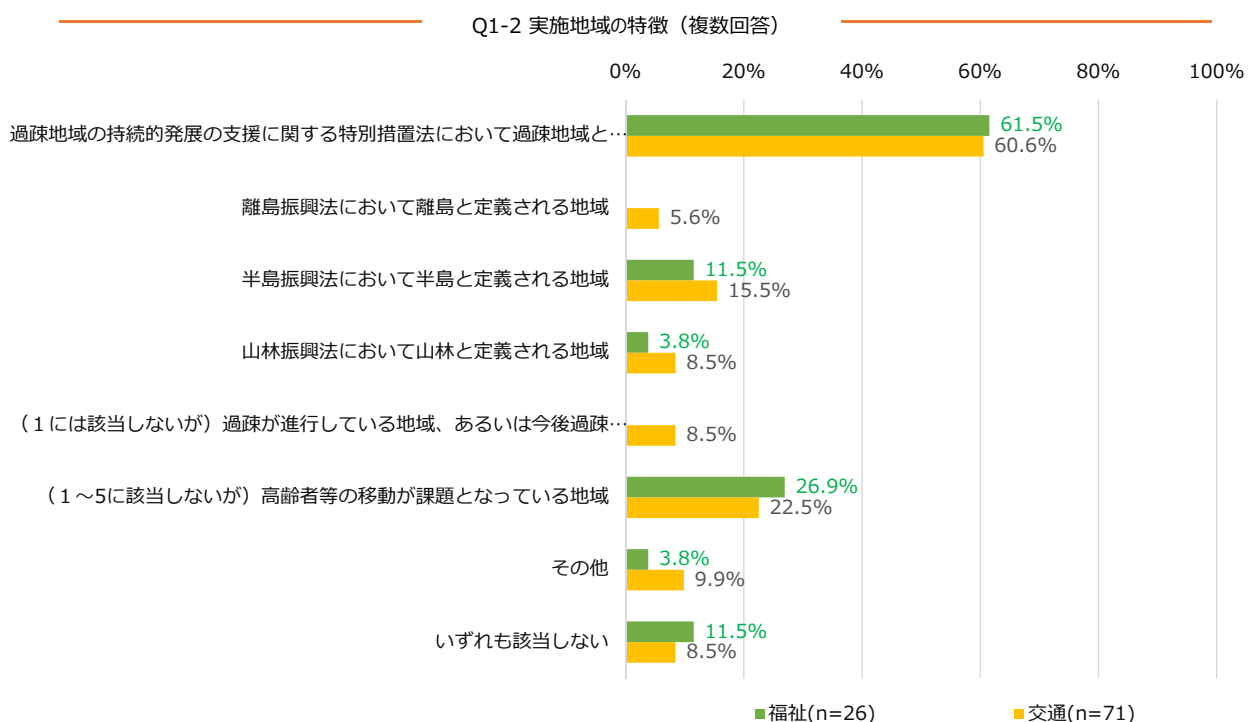
01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

25

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

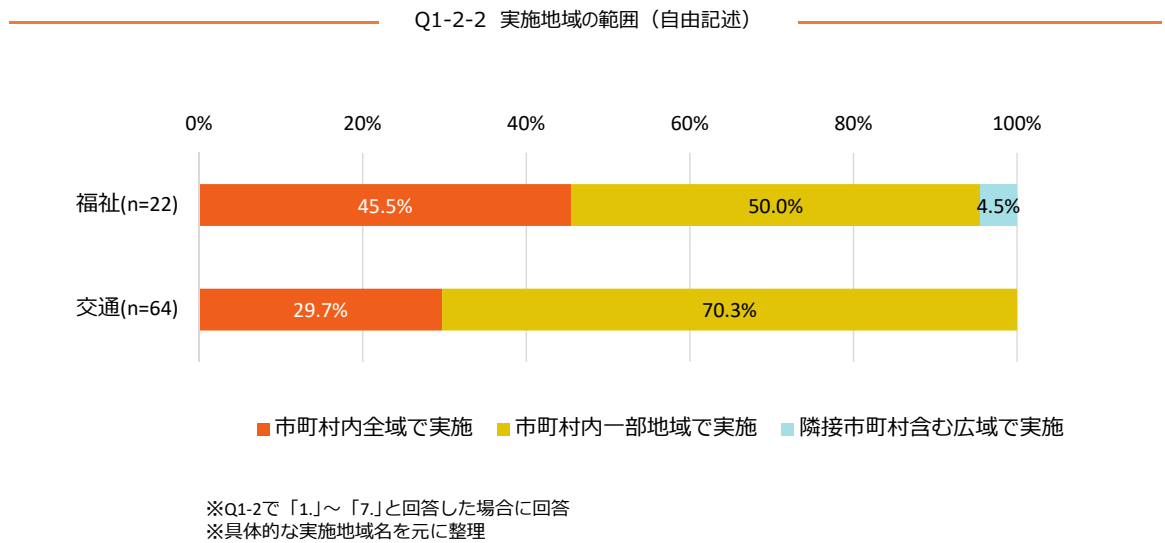
（１）取組の概要

ア．実施地域の分類

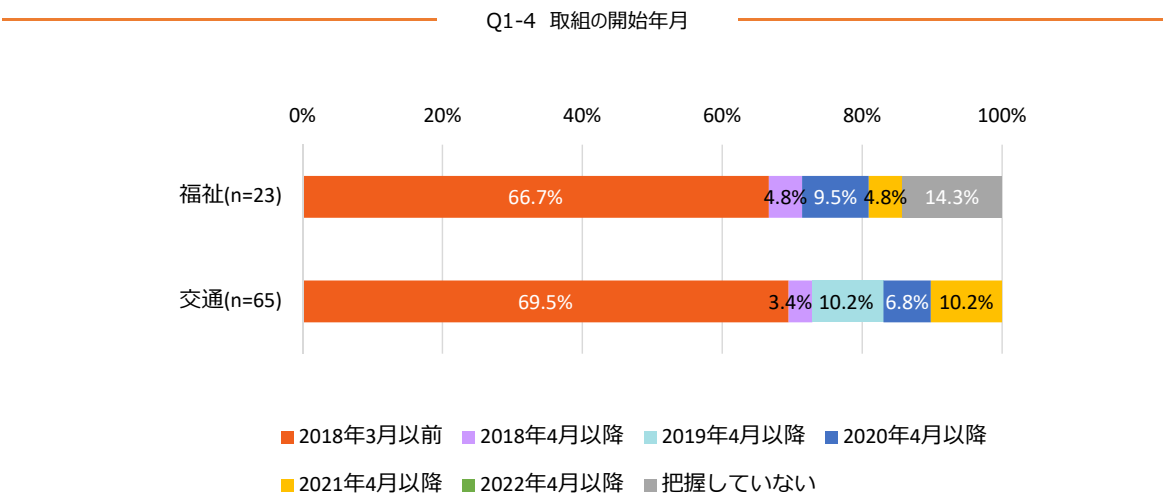


26

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー
(1) 取組の概要
ア. 実施地域の分類



移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー
(1) 取組の概要
イ. 設立経緯



移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

(2) 運営

ア. 運送車両

Q2-1-1 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=21)	0	0	0	0	3	4	2	2	2	4	1	1	2
交通(n=63)	0	0	0	0	8	16	4	2	5	10	5	5	8

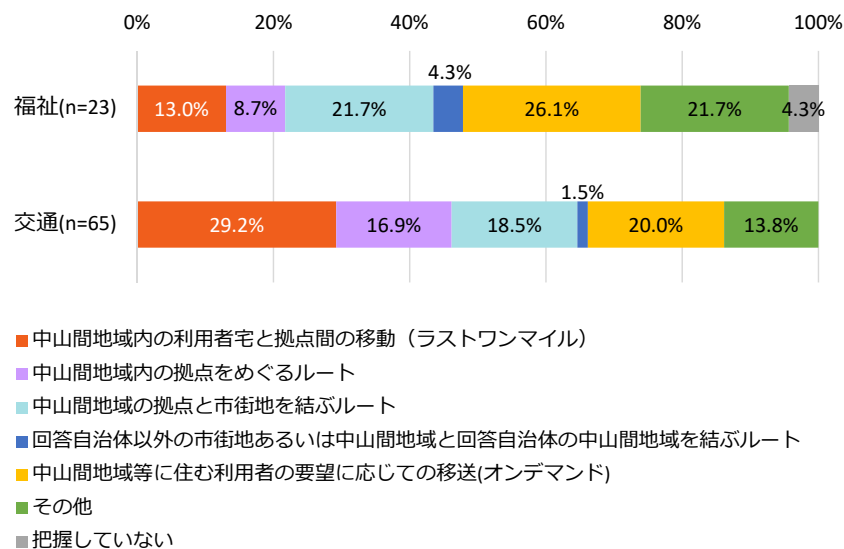
29

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-1路線又は運送の区域（択一回答）



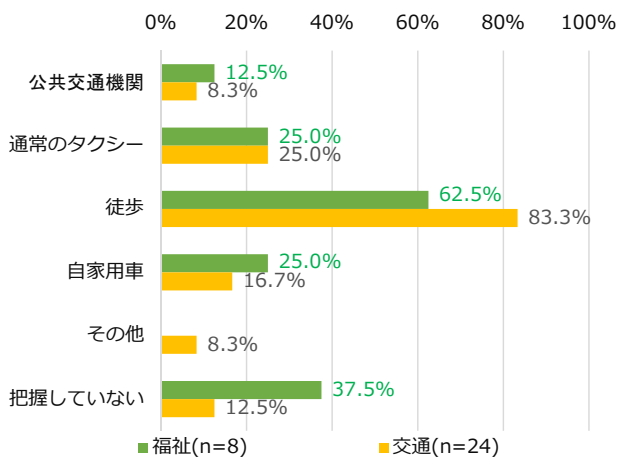
30

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

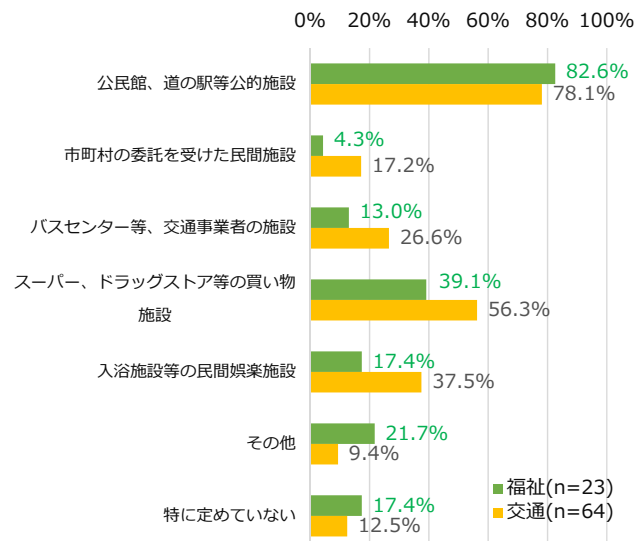
(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-2 利用者が本取組による移動手段を降りた後に自宅まで移動する手段（複数回答）



Q2-2-3 中山間地域内の拠点（複数回答）



「その他」内容

福祉	医療機関(3件)、金融機関(1件)、学校等(1件)、役所等(1件)、公共の温浴施設(1件)、バス停等(1件)
交通	医療機関(1件)、学校等(1件)、バス停等(1件)、個別輸送(1件)、その他(1件)

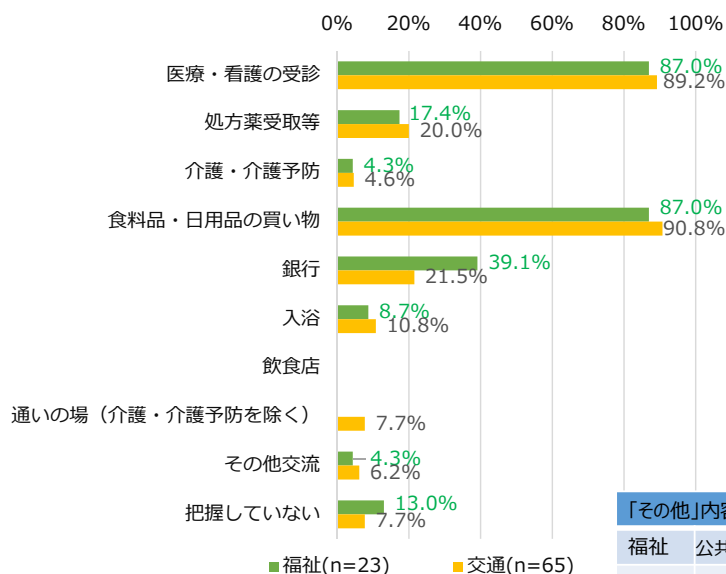
31

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-4 利用者がこの取組を利用する主な目的（複数回答・上限3つまで）



「その他」内容

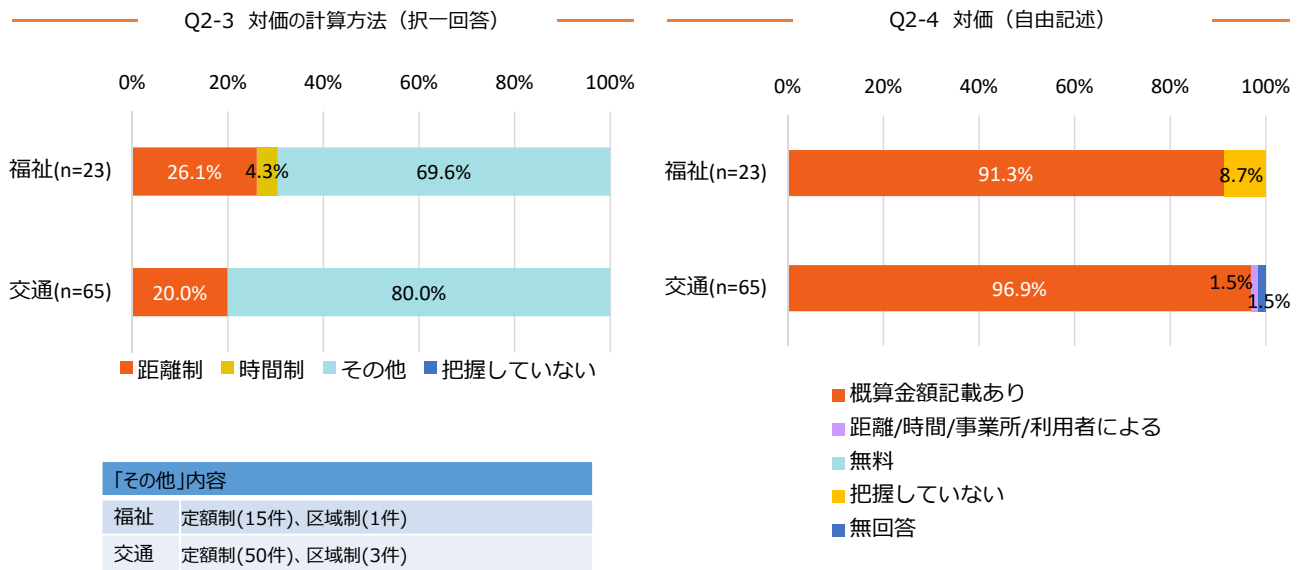
福祉	公共施設、役所等(1件)
交通	通勤(1件)、公共施設、役所等(1件)、その他(2件)

32

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

(2) 運営

ウ. 運送の対価

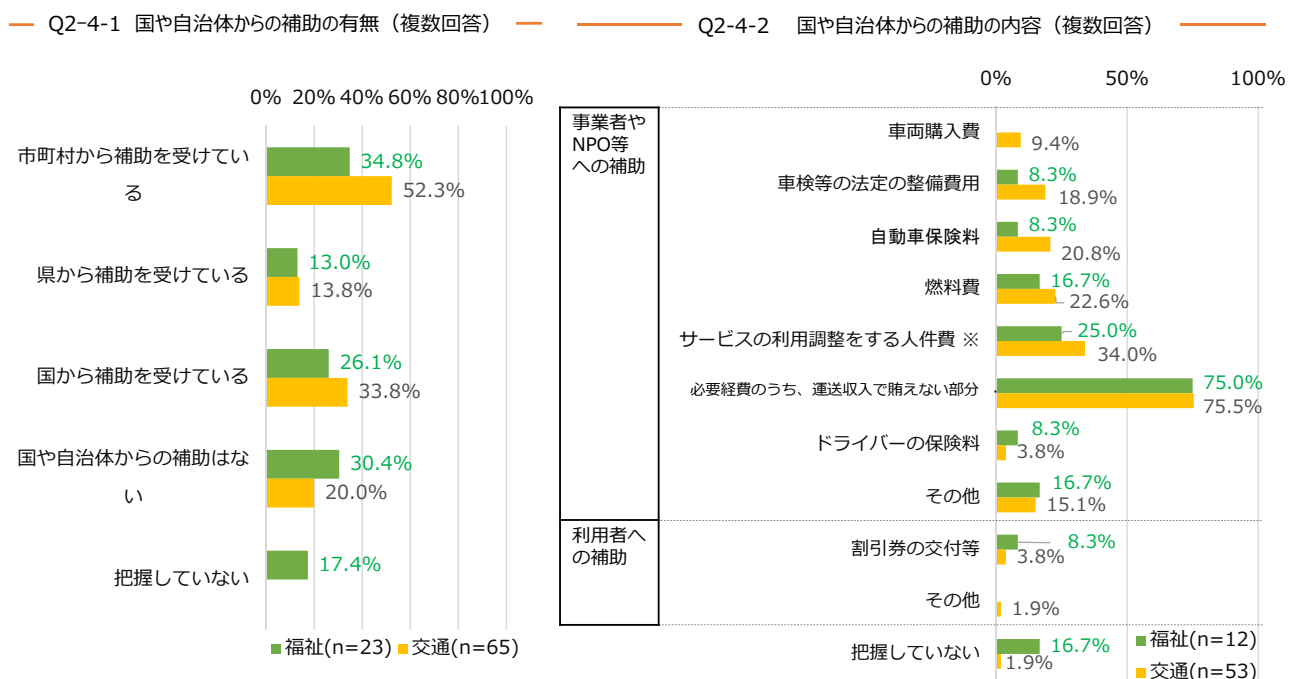


33

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

(2) 運営

エ. 国や自治体による補助



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

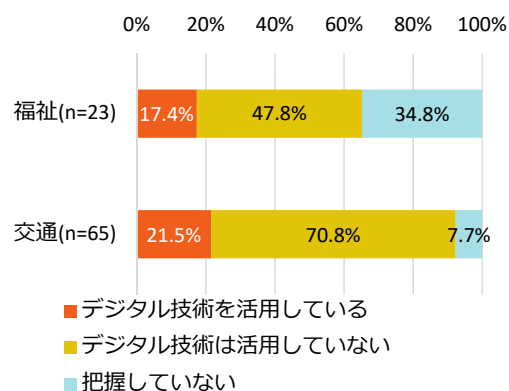
34

移動支援の取組 3. デマンドバス・デマンドタクシー

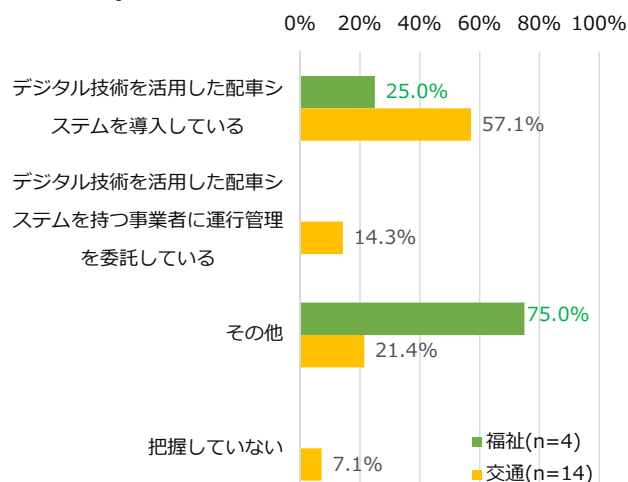
(2) 運営

オ. デジタル技術の活用

Q2-5-1 デジタル技術の活用状況（択一回答）



Q2-5-2 活用しているデジタル技術（複数回答）



「その他」内容

福祉	デジタル技術を活用して運行ルート、乗り合い状況を決定するシステムを導入している（1件）、AIによるルート決定（1件）、ドライブレコーダー（1件）
交通	AIによるルート選択（1件）、運行事業者が一部業務を、配車システムをもつ事業者に委託している（1件）、予約管理及び、実績の把握に活用している（1件）

35

04

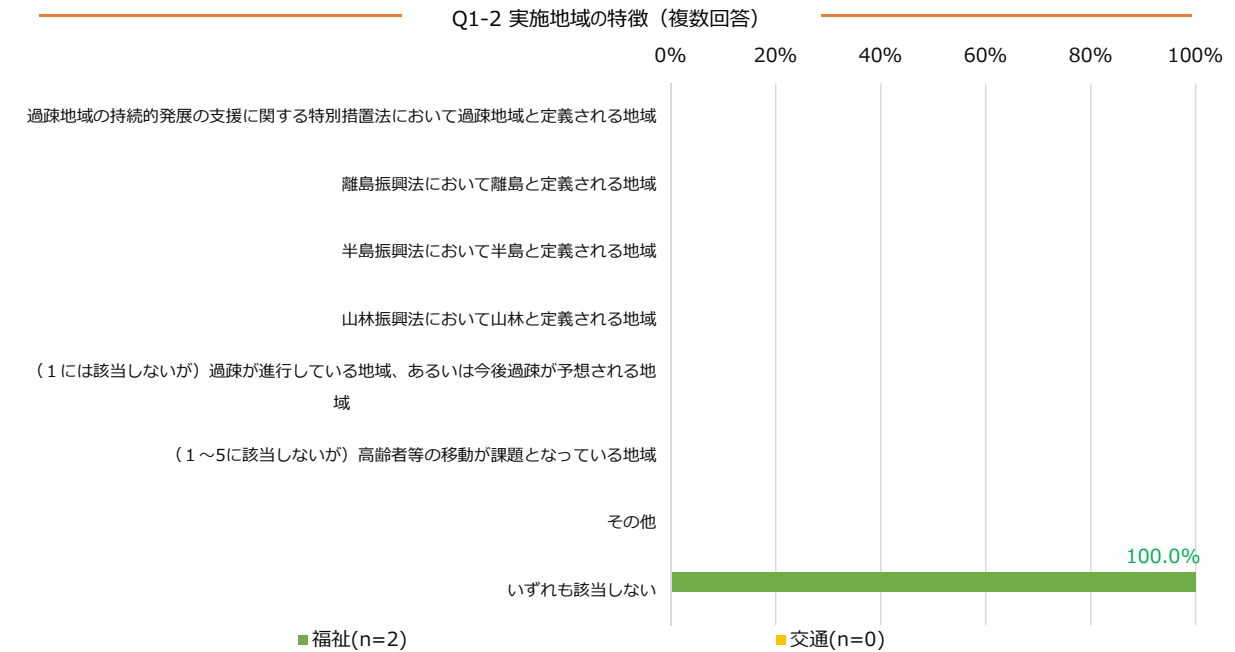
貸切バス

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

36

移動支援の取組 4. 貸切バス
(1) 取組の概要
ア. 実施地域の分類

➤ 貸切バスの取組を実施していると回答した2市町村については、いずれも実施地域が中山間地域等に該当しないため、貸切バスの取組の詳細の集計は掲載しない。



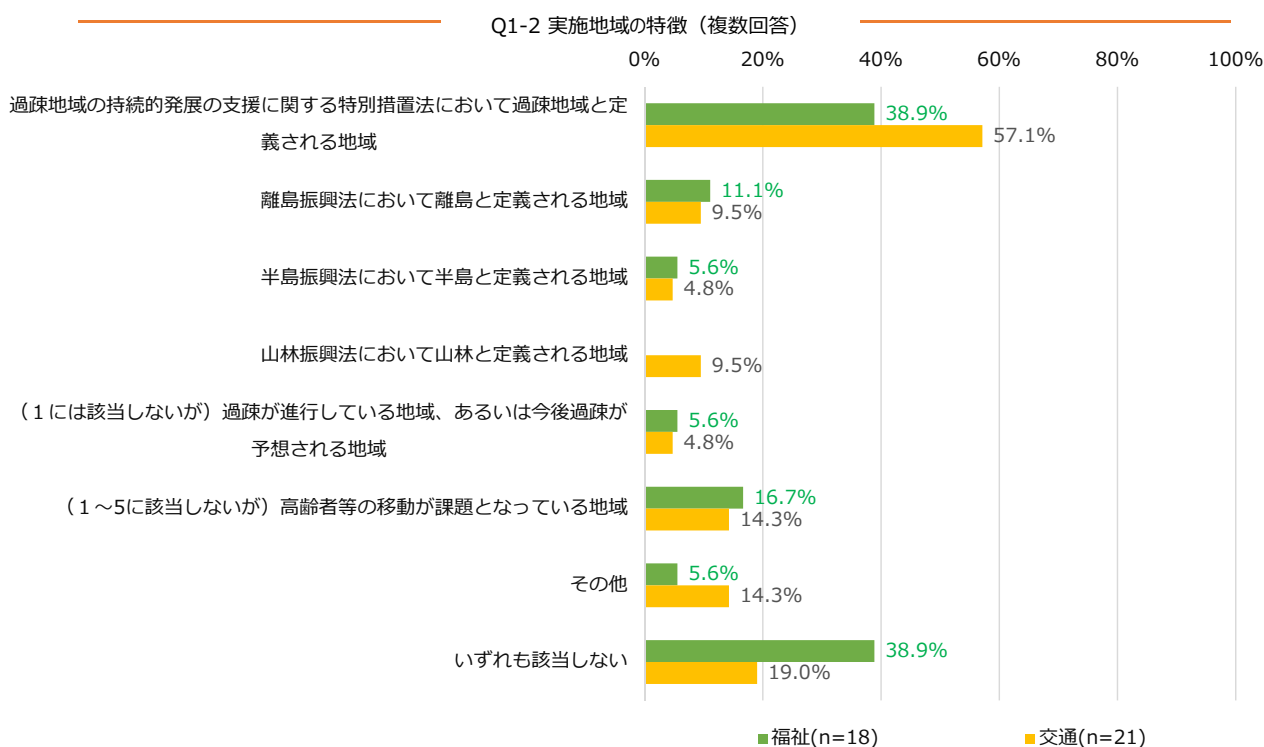
05
タクシー

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

移動支援の取組 5. タクシー

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

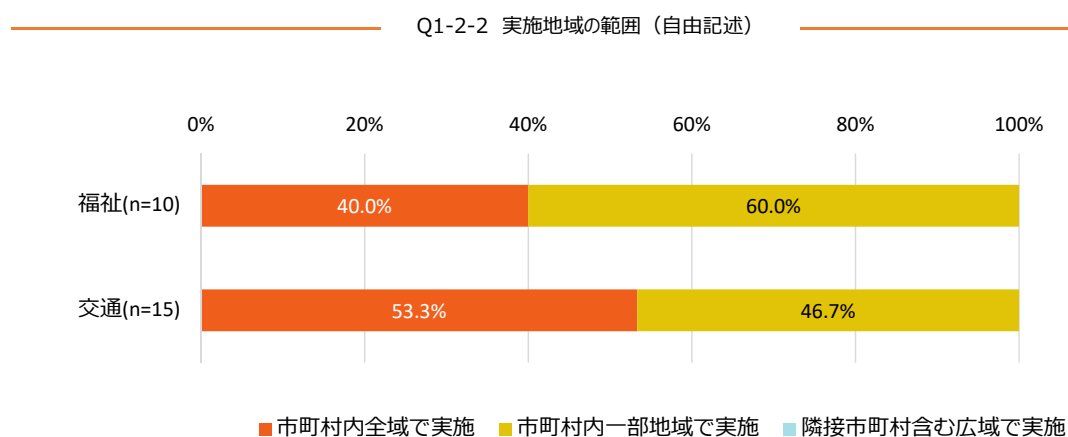


39

移動支援の取組 5. タクシー

(1) 取組の概要

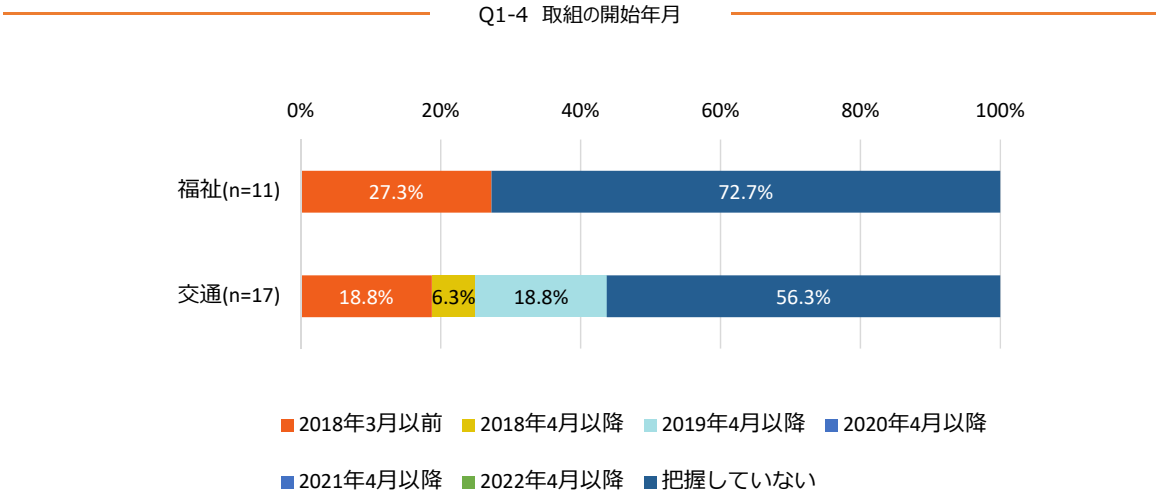
ア. 実施地域の分類



※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
※具体的な実施地域名を元に整理

40

移動支援の取組 5. タクシー
(1) 取組の概要
イ. 設立経緯



移動支援の取組 5. タクシー
(2) 運営
ア. 運送車両

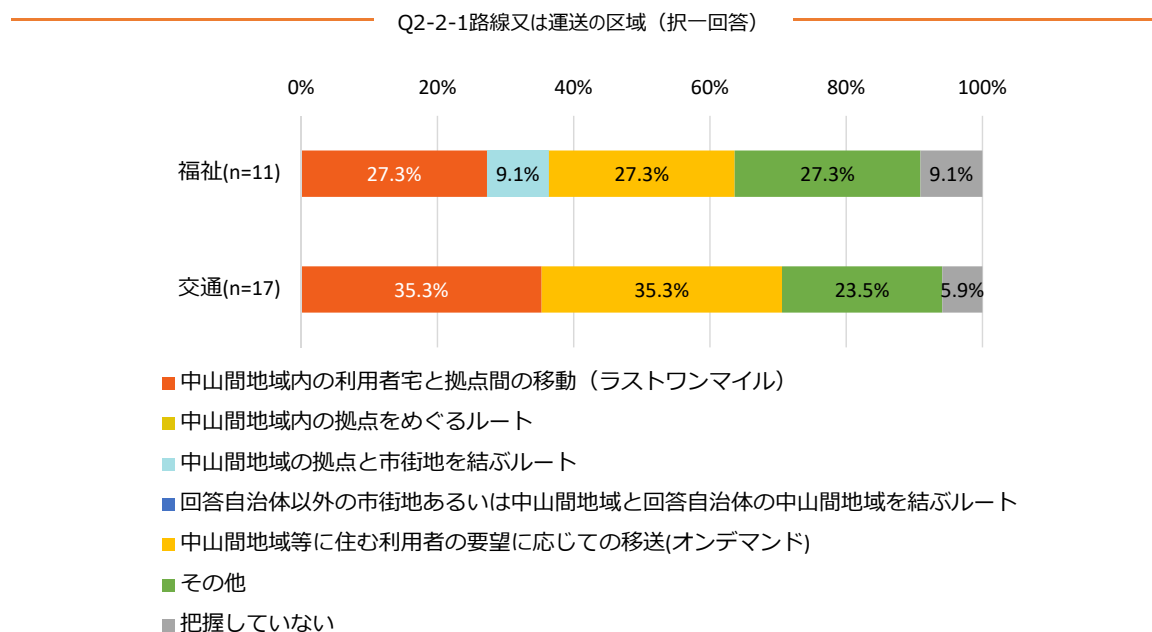
Q2-1-1 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=7)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	2
交通(n=11)	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2	2

移動支援の取組 5. タクシー

(2) 運営

イ. 運行ルート・範囲

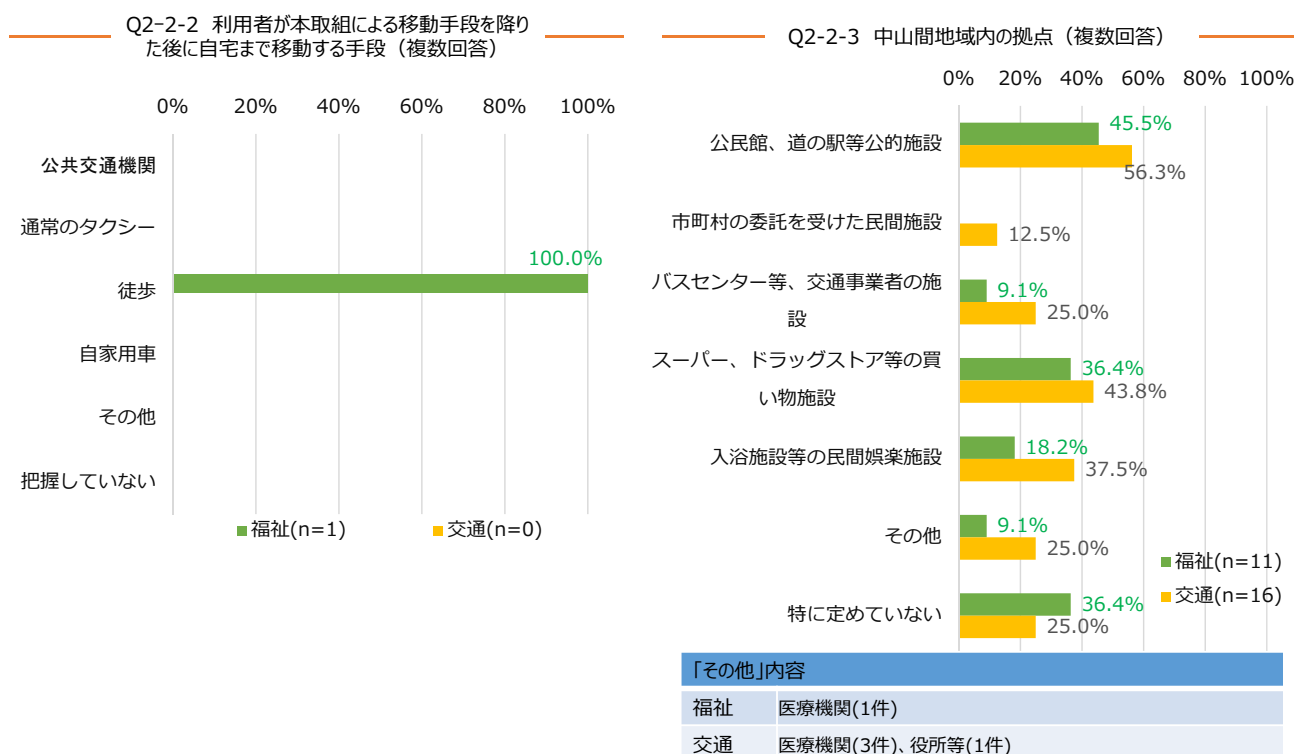


43

移動支援の取組 5. タクシー

(2) 運営

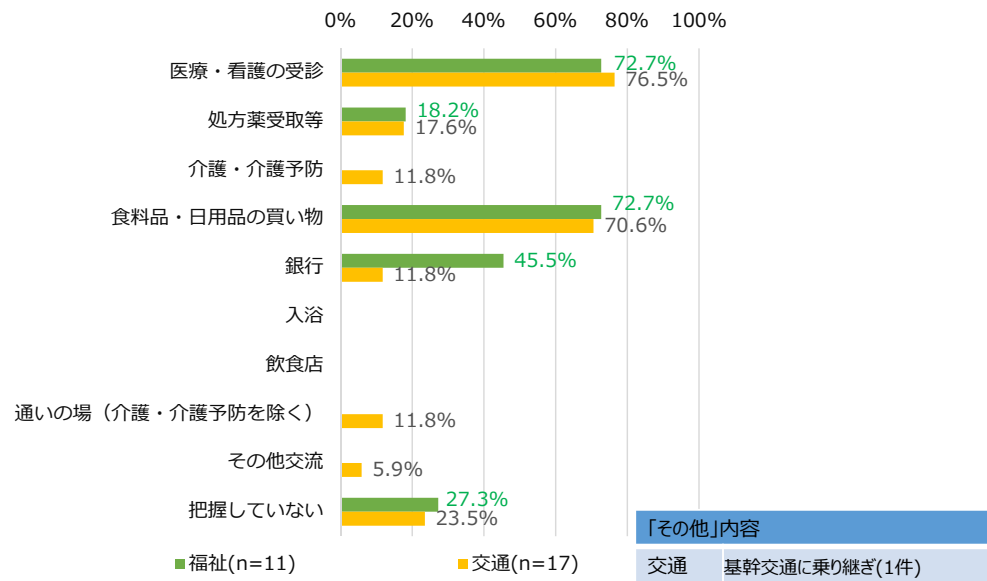
イ. 運行ルート・範囲



44

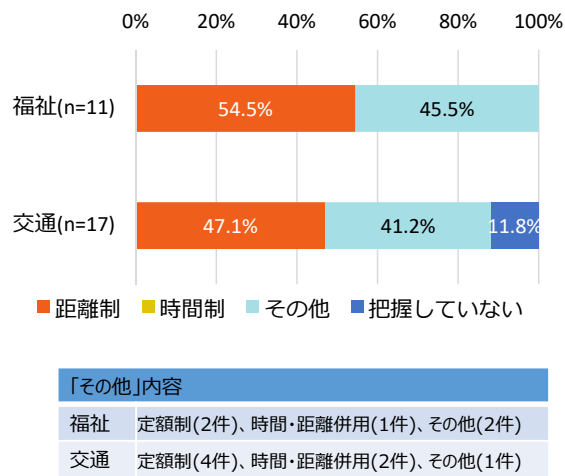
移動支援の取組 5. タクシー
(2) 運営
イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-4 利用者がこの取組を利用する主な目的（複数回答・上限3つまで）

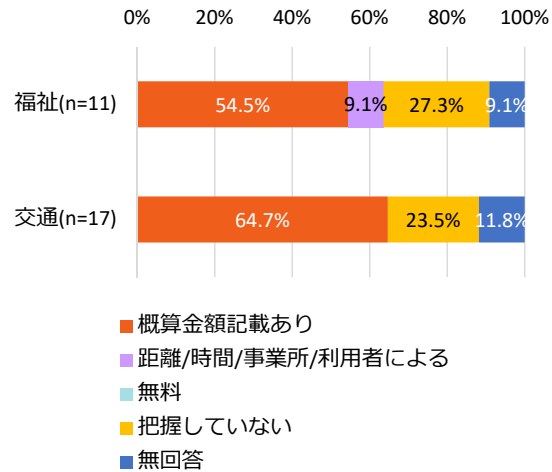


移動支援の取組 5. タクシー
(2) 運営
ウ. 運送の対価

Q2-3 対価の計算方法（択一回答）



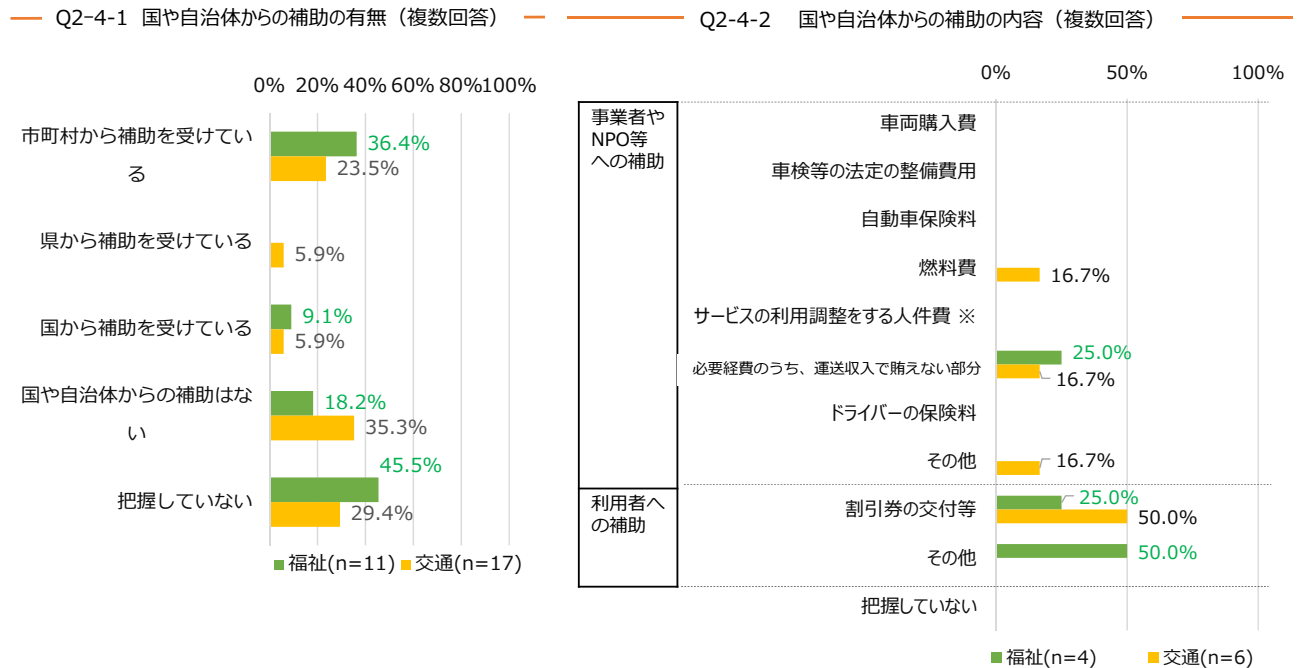
Q2-4 対価（自由記述）



移動支援の取組 5. タクシー

(2) 運営

工. 国や自治体による補助



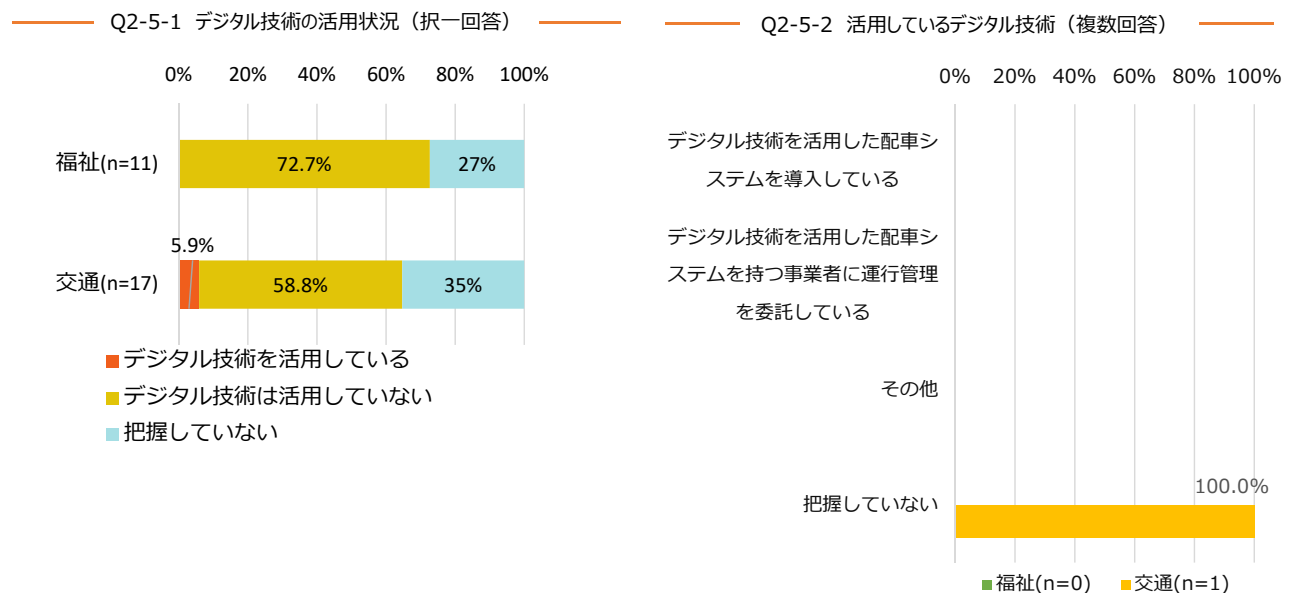
※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

47

移動支援の取組 5. タクシー

(2) 運営

オ. デジタル技術の活用



48

06

スクールバス、 従業員送迎バスなど

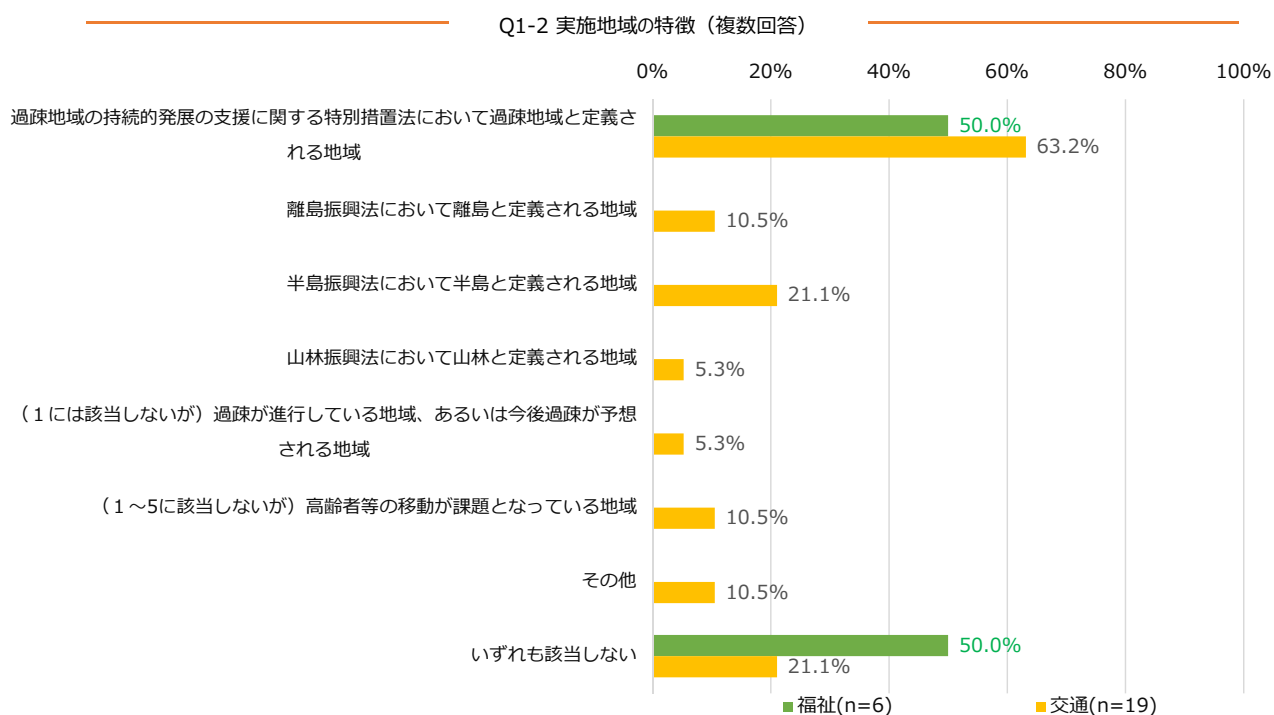
01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

49

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

（１）取組の概要

ア．実施地域の分類

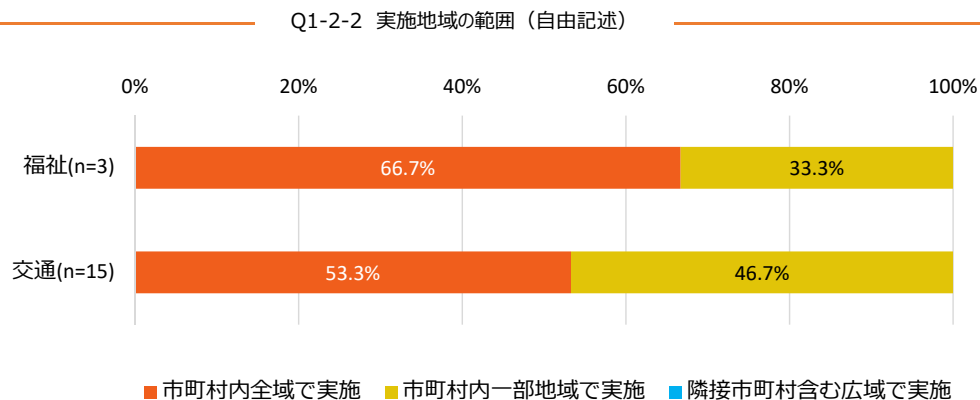


50

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



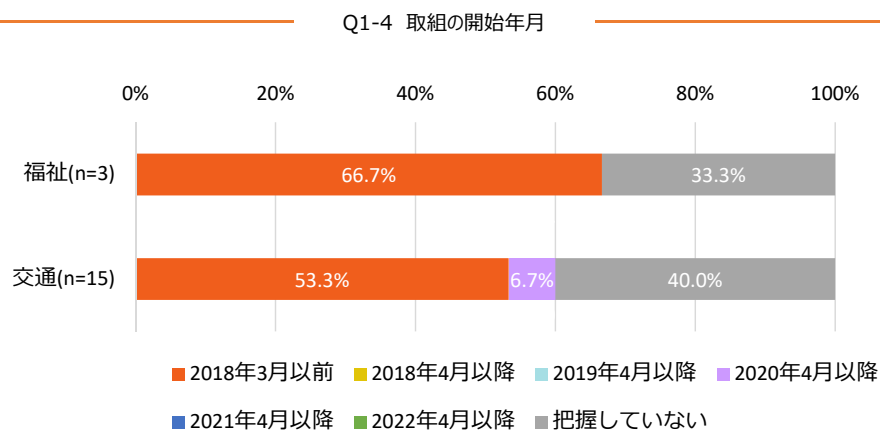
※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
 ※具体的な実施地域名を元に整理

51

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(1) 取組の概要

イ. 設立経緯



52

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(2) 運営

ア. 運送車両

Q2-1-1 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=3)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
交通(n=14)	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5

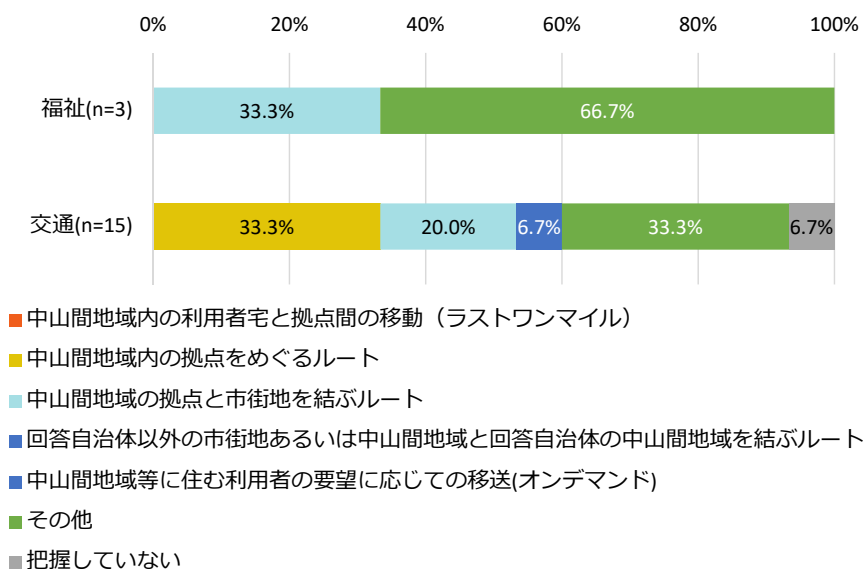
53

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(2) 運営

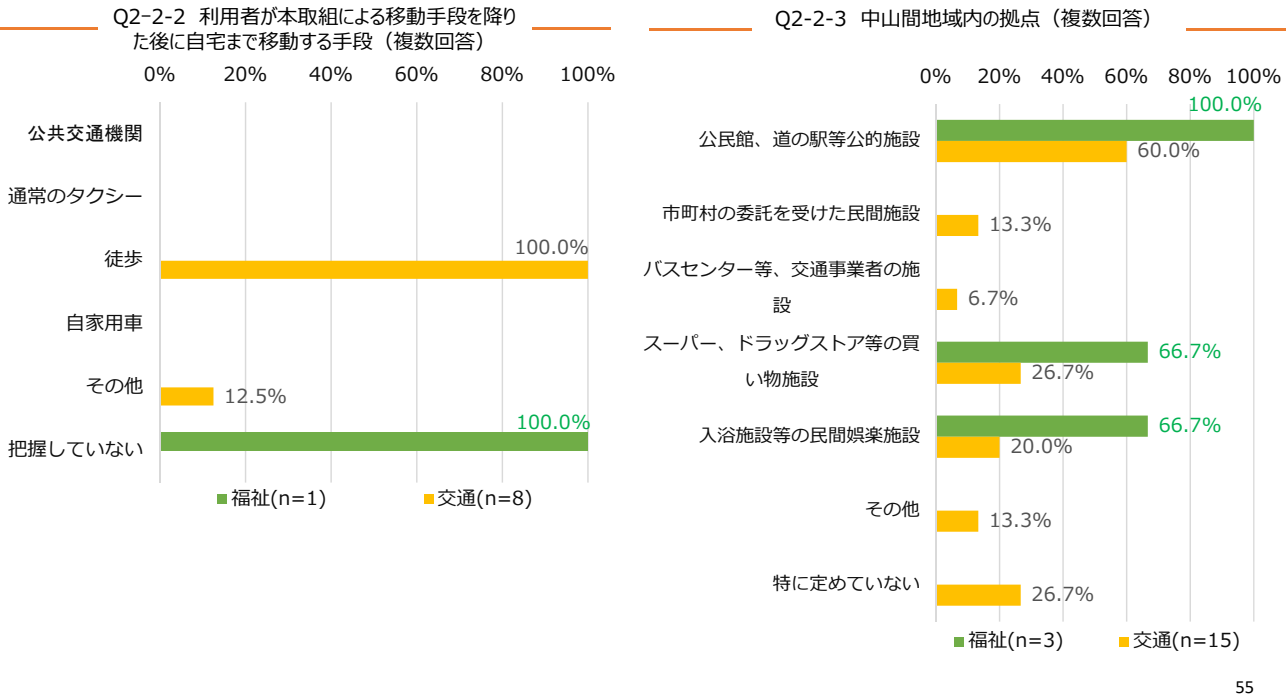
イ. 運行ルート・範囲

Q2-2-1路線又は運送の区域（択一回答）

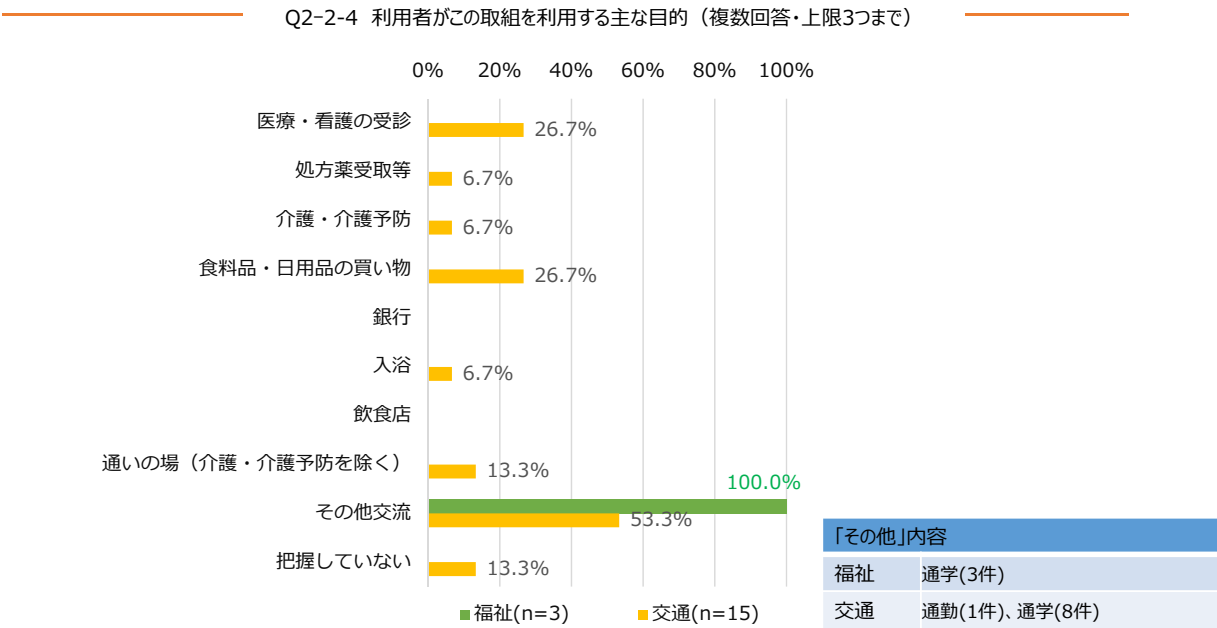


54

移動支援の取組
6. スクールバス、従業員送迎バスなど
(2) 運営
イ. 運行ルート・範囲



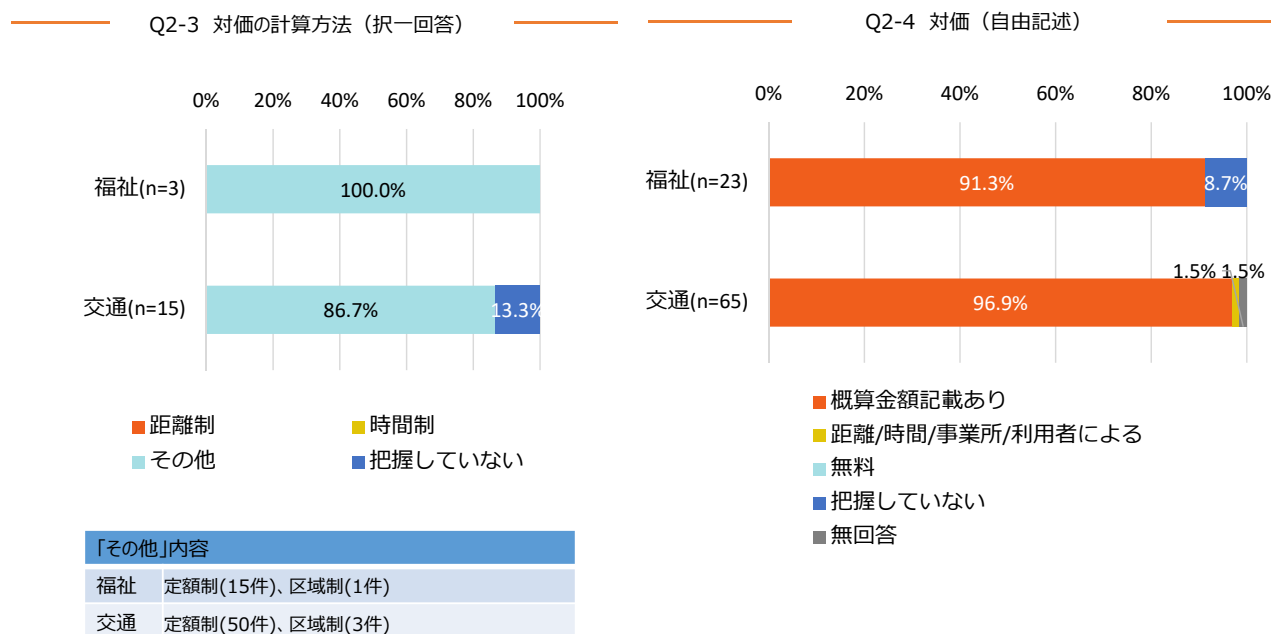
移動支援の取組
6. スクールバス、従業員送迎バスなど
(2) 運営
イ. 運行ルート・範囲



移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(2) 運営

ウ. 運送の対価

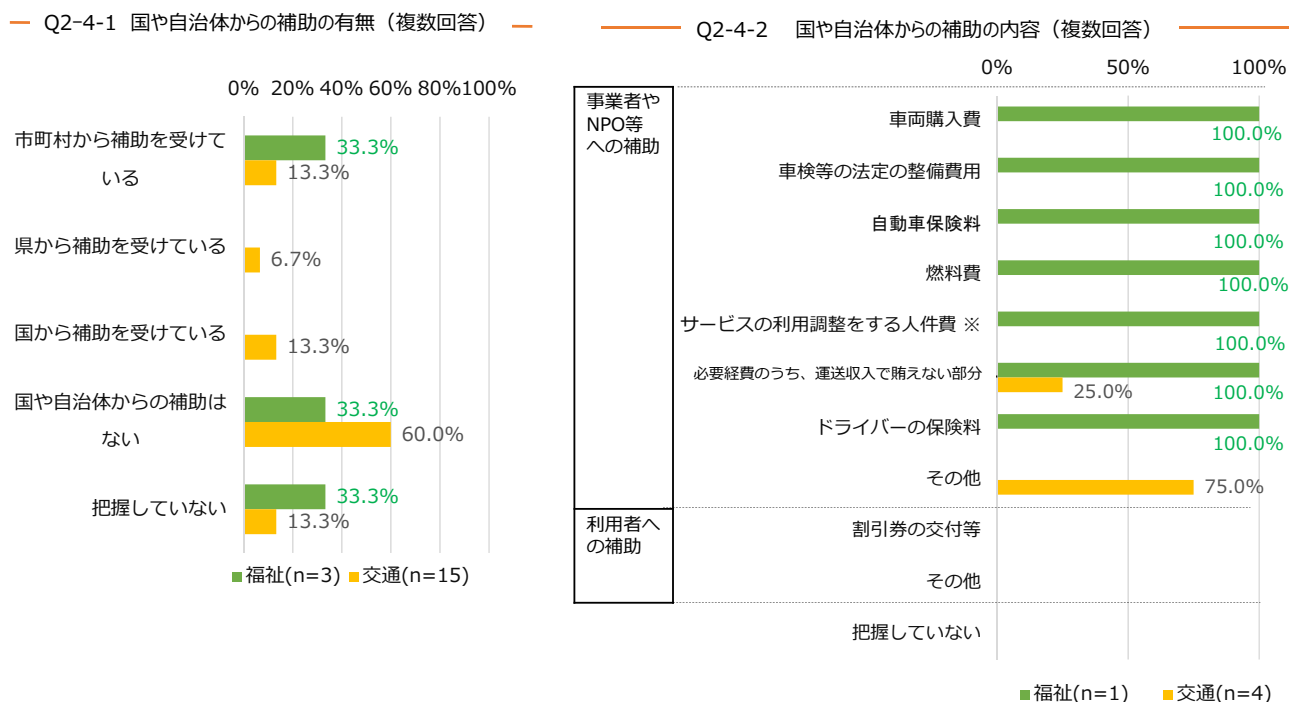


57

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど

(2) 運営

エ. 国や自治体による補助

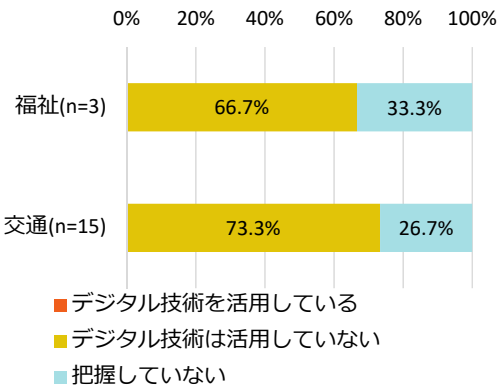


※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

58

移動支援の取組 6. スクールバス、従業員送迎バスなど
(2) 運営
オ. デジタル技術の活用

Q2-5-1 デジタル技術の活用状況（択一回答）



Q2-5-2 活用しているデジタル技術（複数回答）

該当がないためデータなし

07

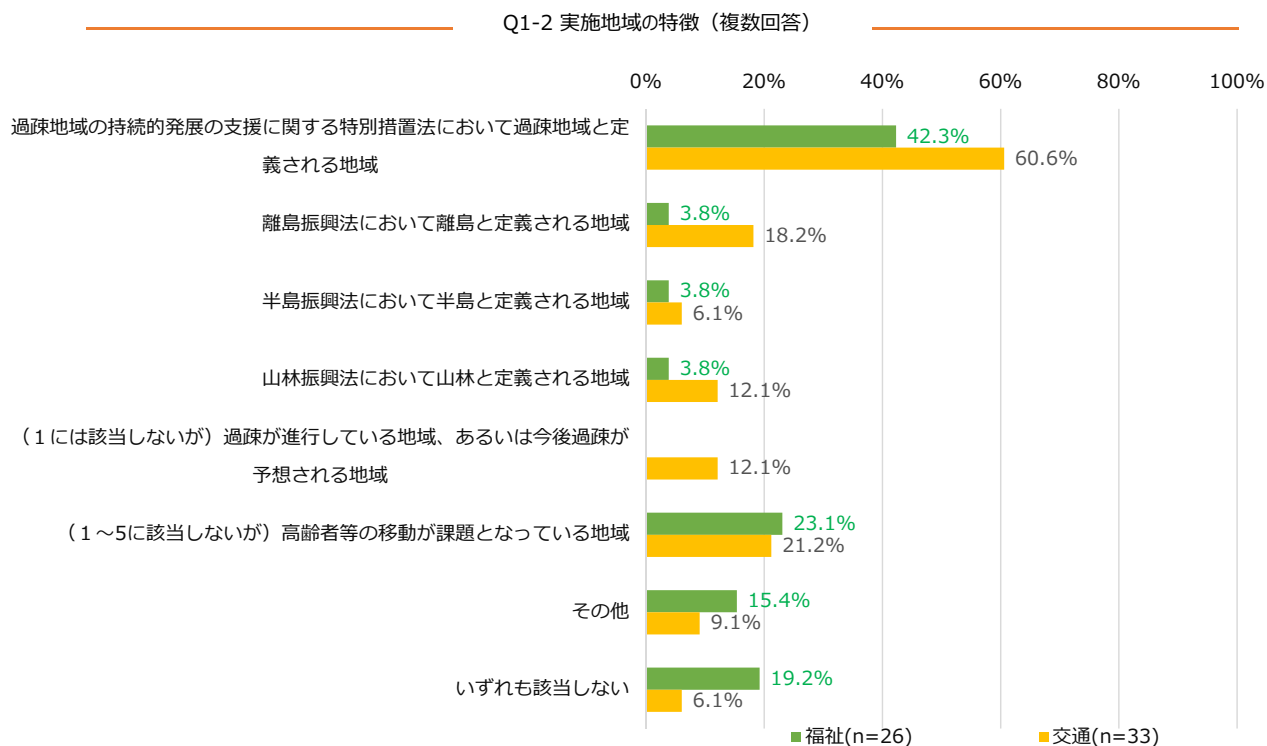
自家用有償旅客運送（白ナンバー）のうち、市町村、NPO等が有償で運送

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等が有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

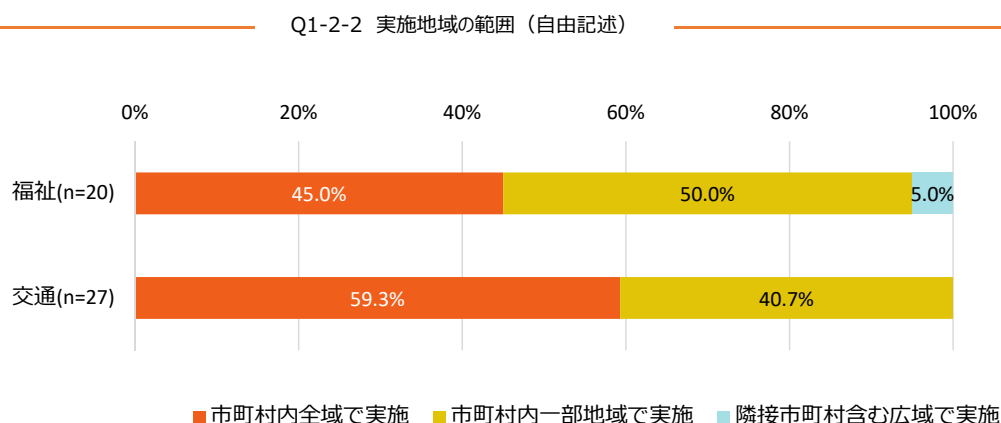


61

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



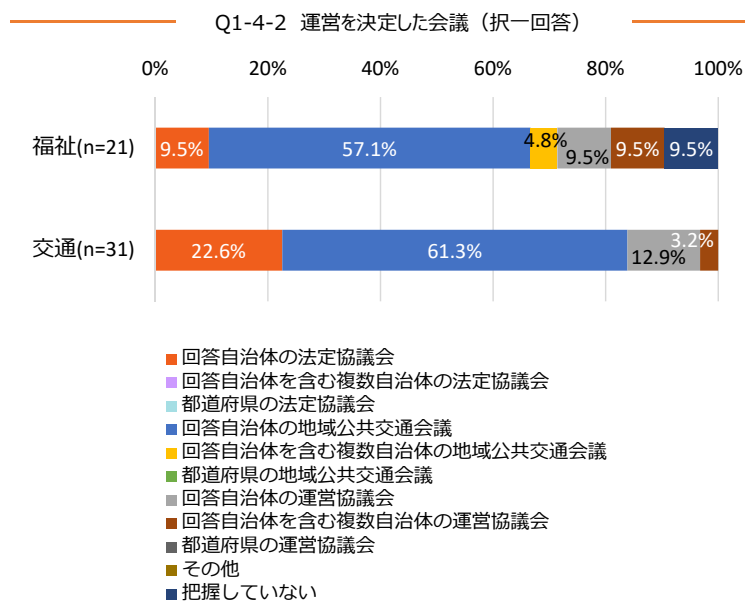
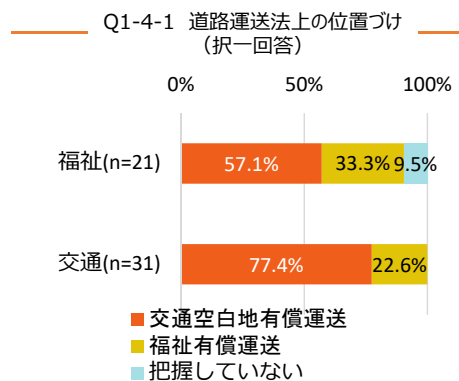
※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
※具体的な実施地域名を元に整理

62

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

(1) 取組の概要

イ. 道路運送法上の位置づけ

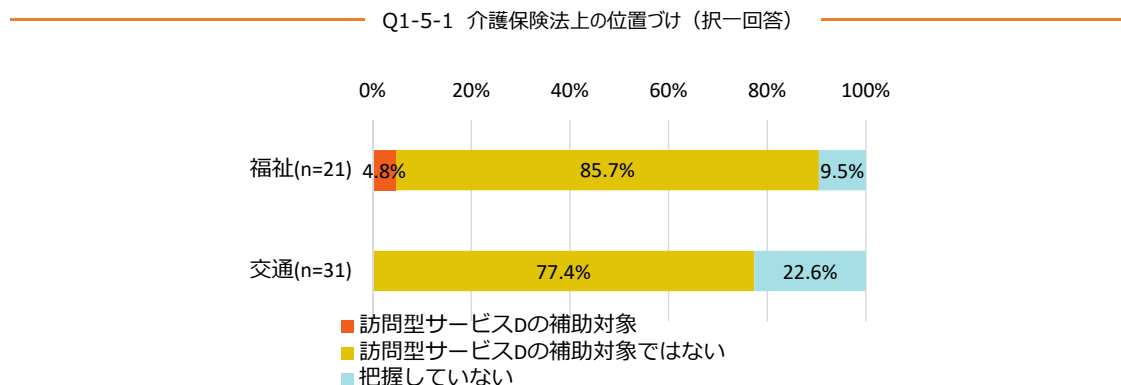


63

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

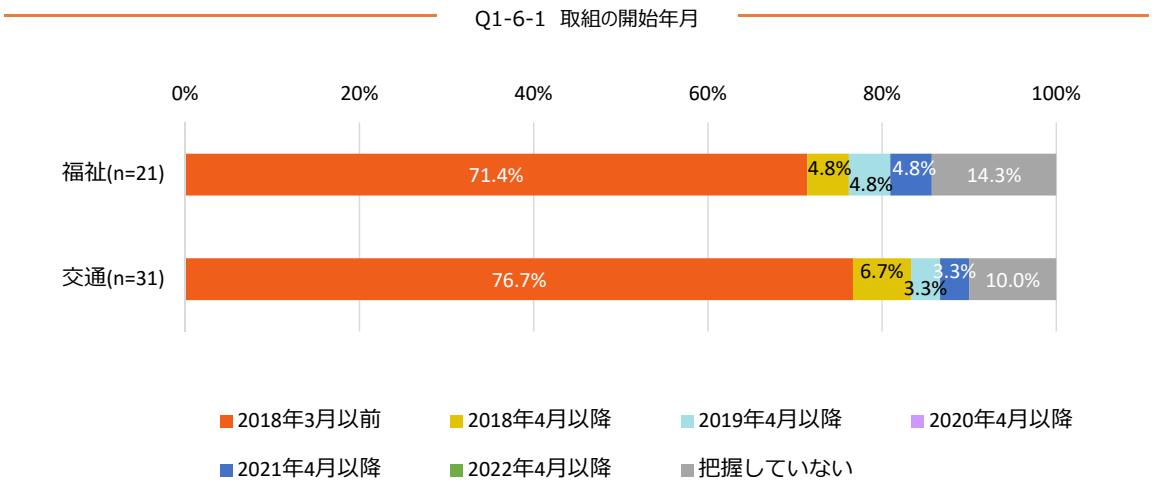
(1) 取組の概要

ウ. 介護保険上の位置づけ



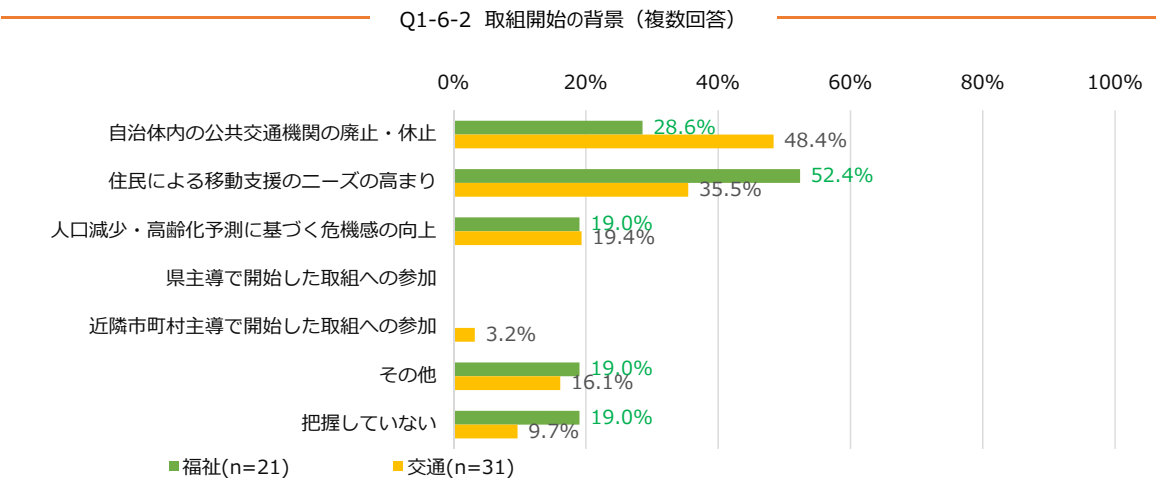
64

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(1) 取組の概要
工. 設立経緯



65

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(1) 取組の概要
工. 設立経緯



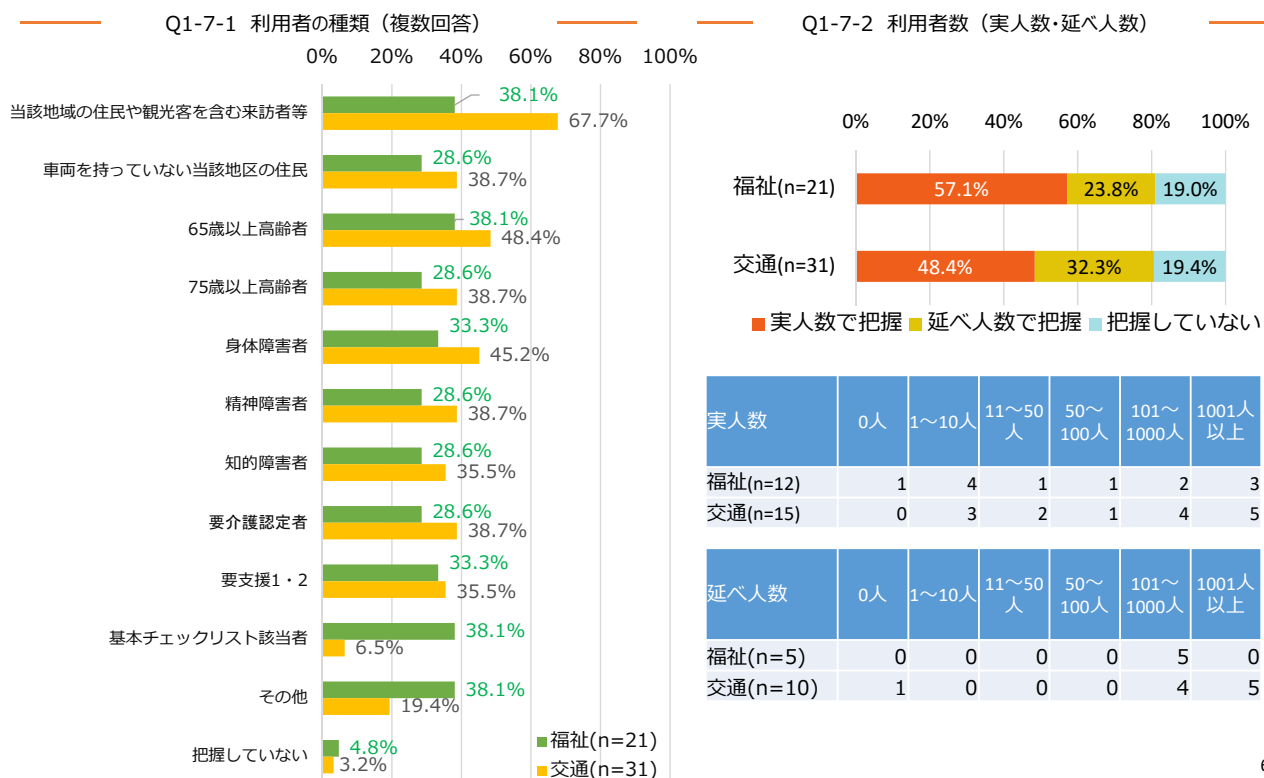
「その他」内容	
福祉	自家用有償旅客運送制度創設時に開始(1件)、在宅福祉の向上(1件)、合併前の各町での取組の継続(1件)、「地域のことは、地域の手で解決していこう」との思いから(1件)
交通	医療再編に伴うもの(1件)、新たなコミュニティ交通導入に伴う実証実験(1件)、「地域のことは、地域の手で解決していこう」との思いから(1件)、交通空白地の解消(1件)

66

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

(1) 取組の概要

オ. 利用者・対象者

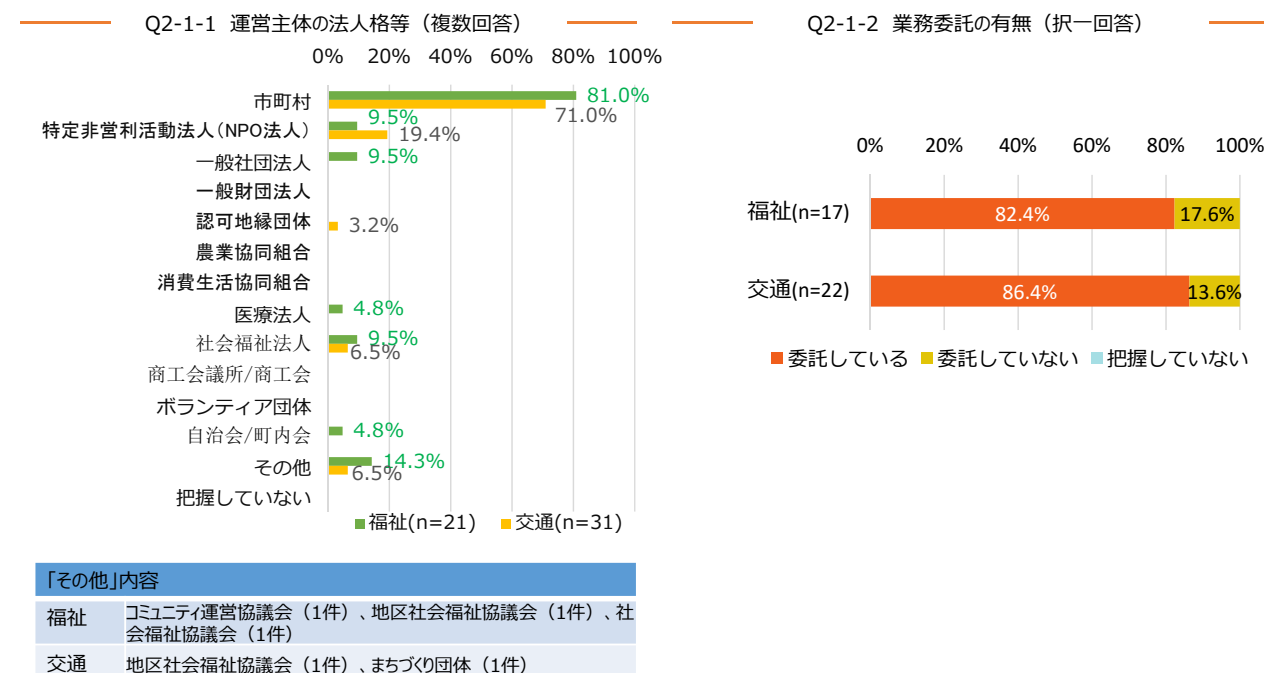


67

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

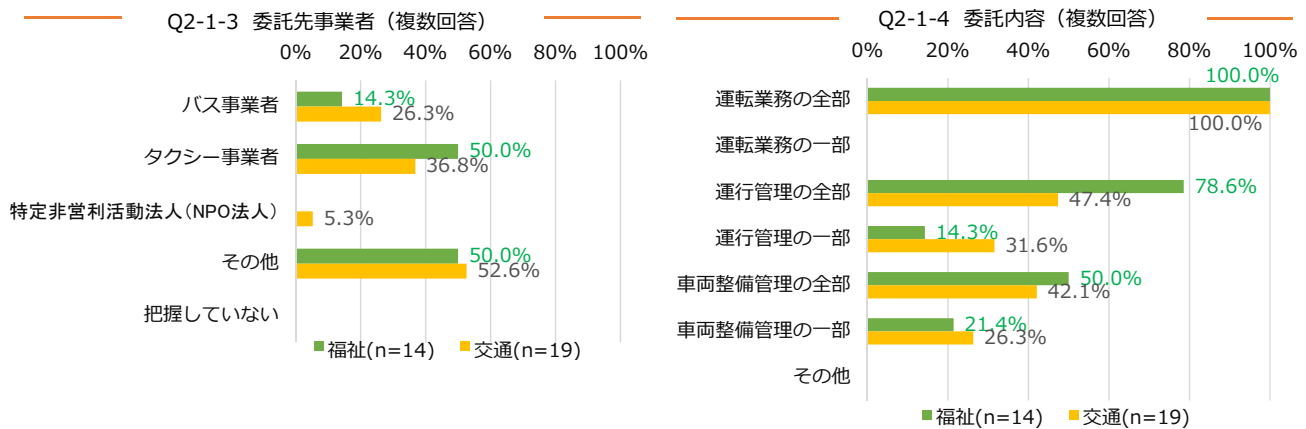
(2) 運営

ア. 運営主体



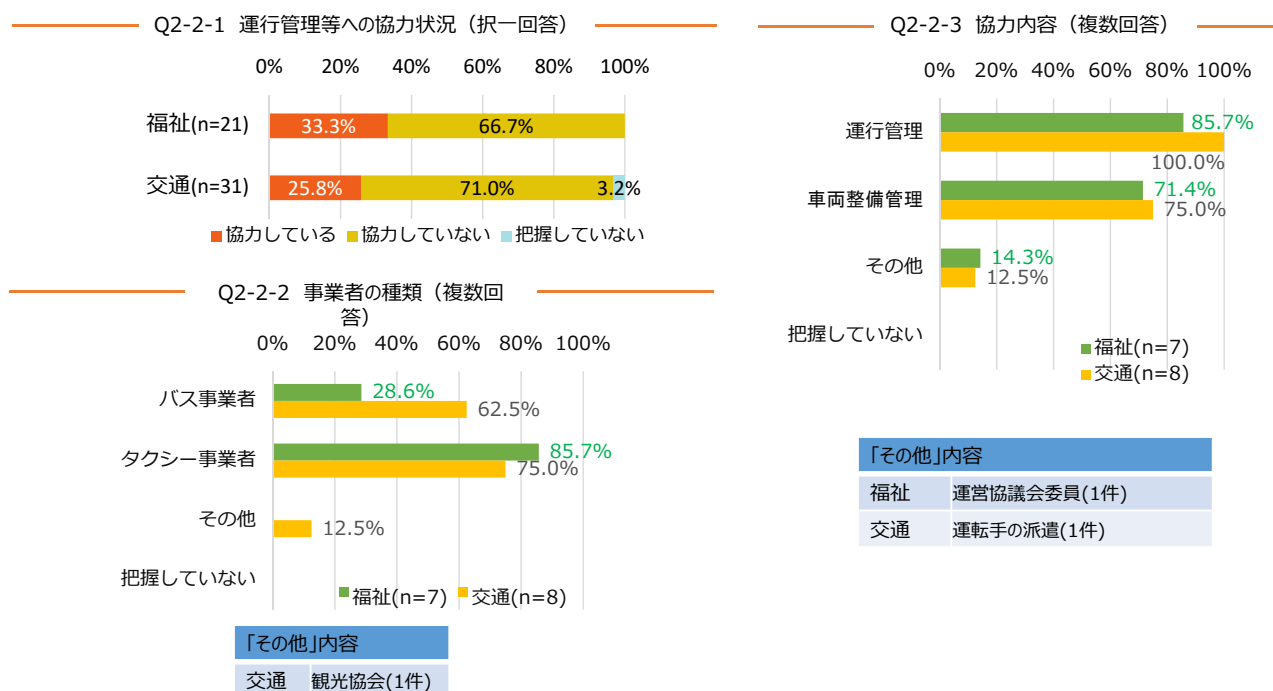
68

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送 (2) 運営 ア. 業務委託



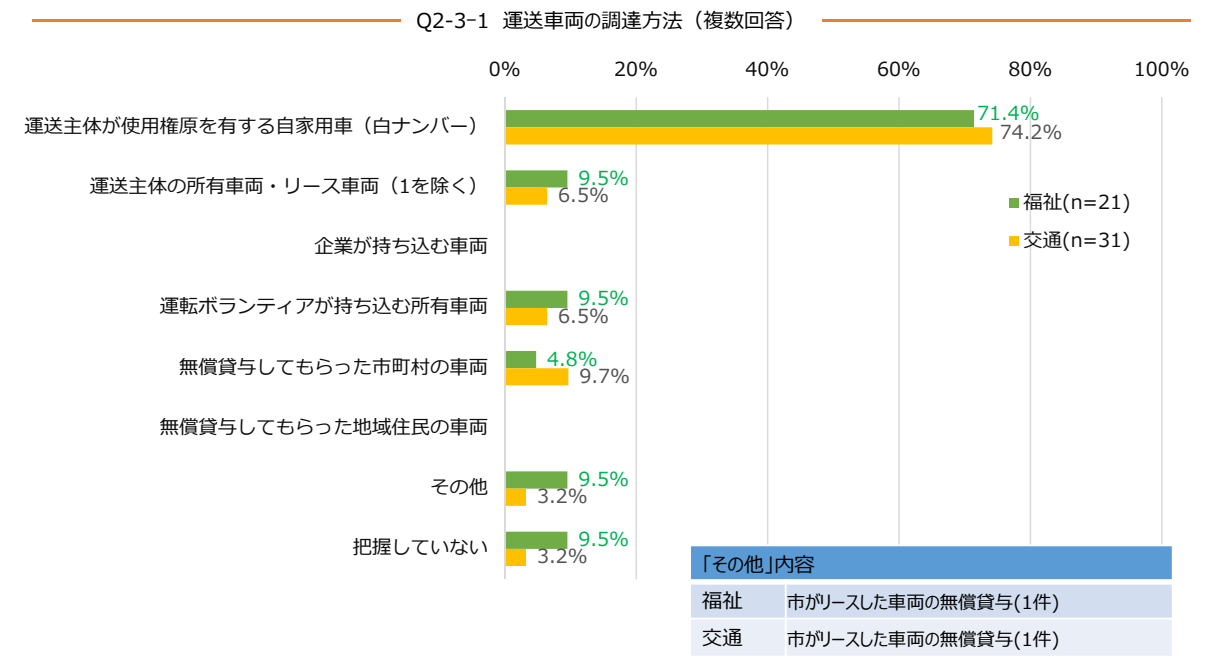
69

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送 (2) 運営 イ. 事業者の協力



70

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(2) 運営
工. 運送車両

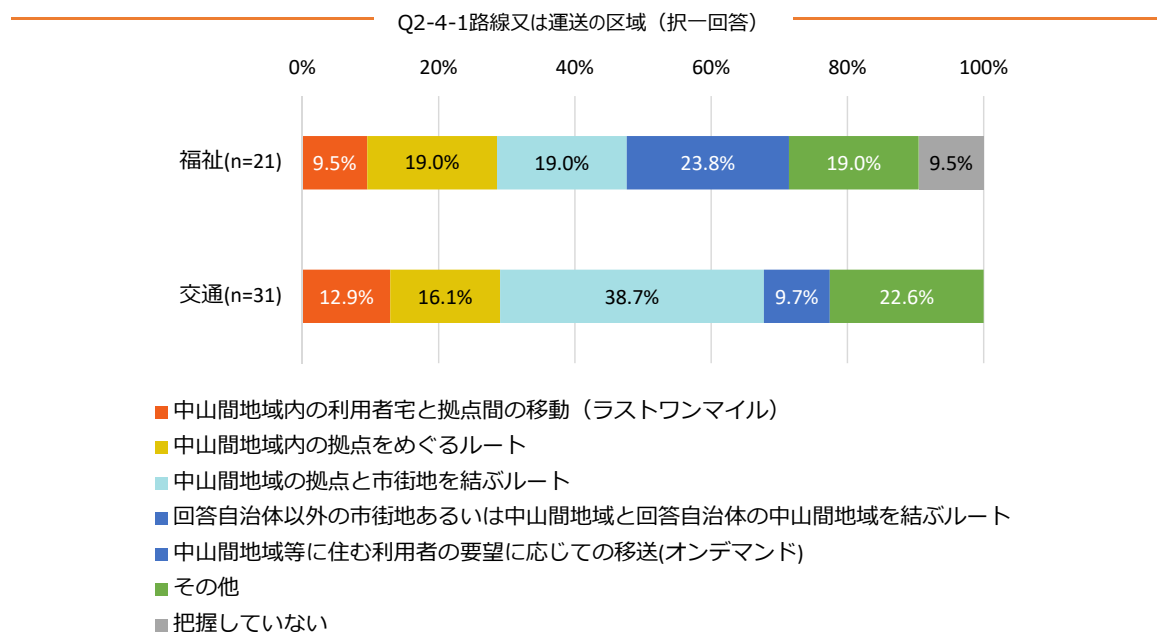


移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(2) 運営
工. 運送車両

Q2-3-2 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

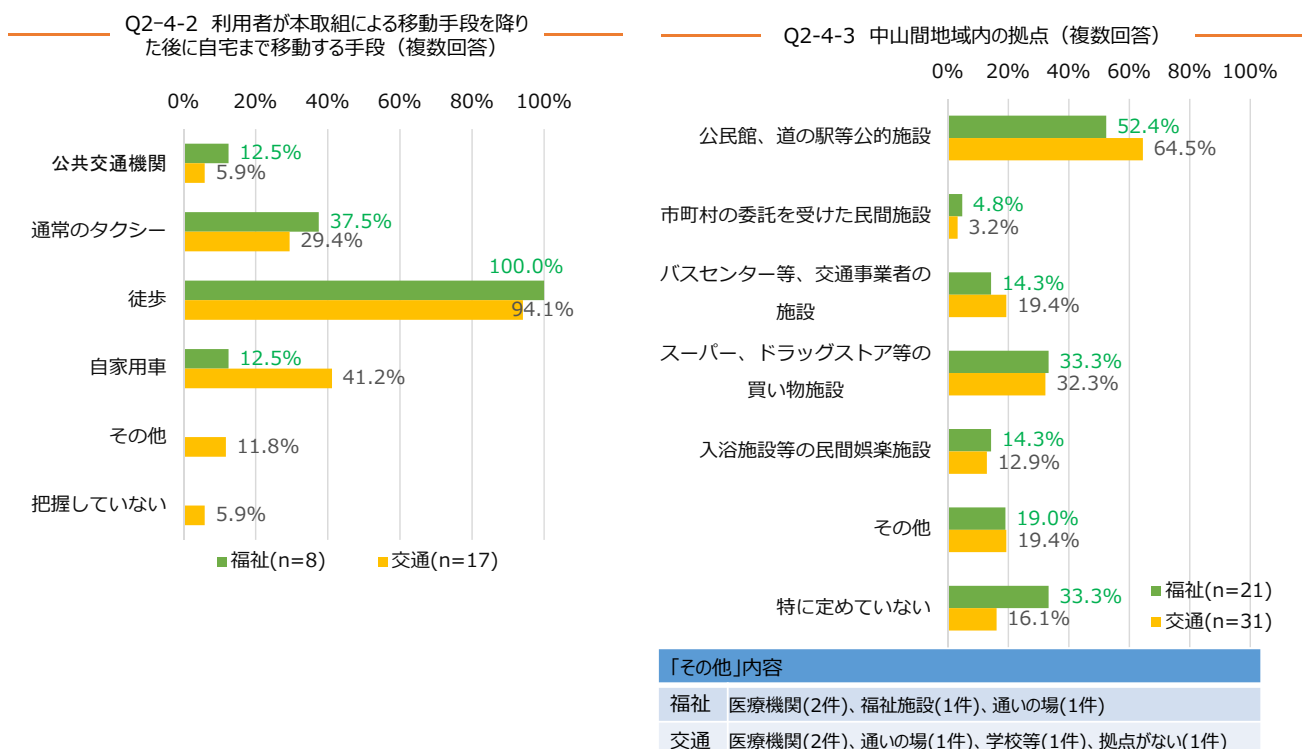
	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=20)	0	3	1	0	5	4	1	1	0	2	0	0	3
交通(n=30)	2	7	2	0	4	5	1	0	0	1	0	0	8

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送 (2) 運営 オ. 運行ルート・範囲



73

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送 (2) 運営 オ. 運行ルート・範囲

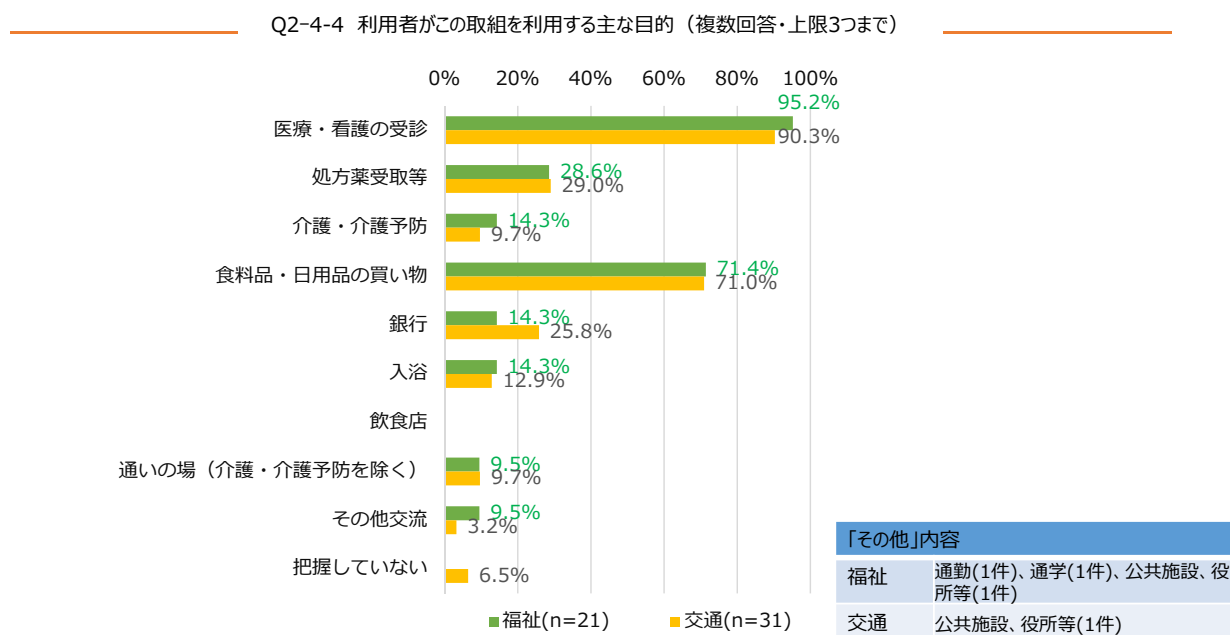


74

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

(2) 運営

オ. 運行ルート・範囲

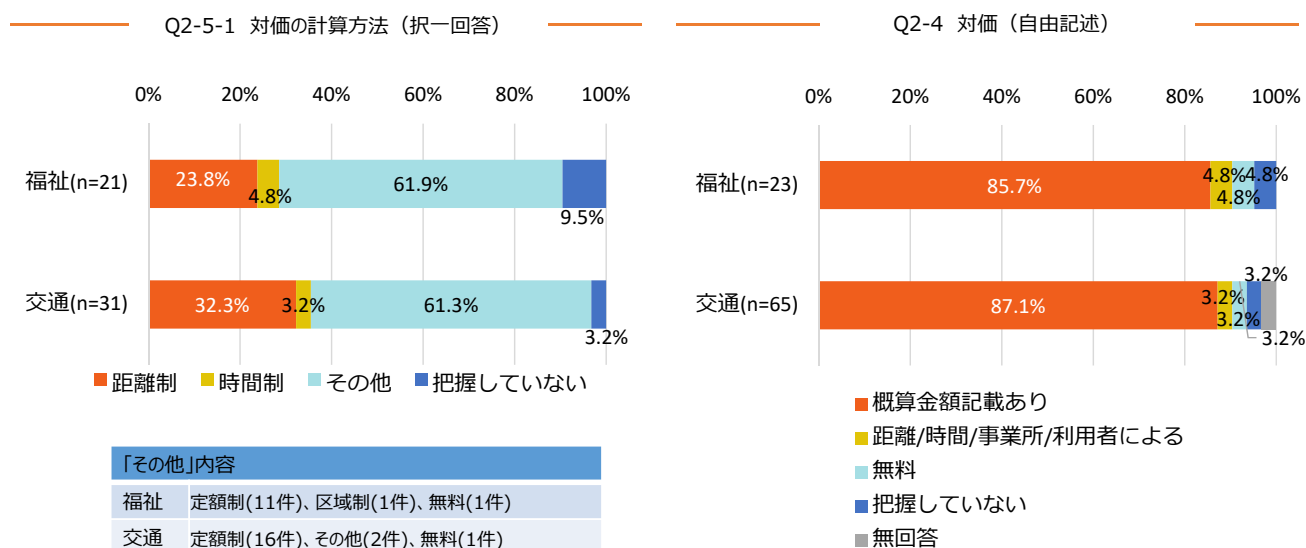


75

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送

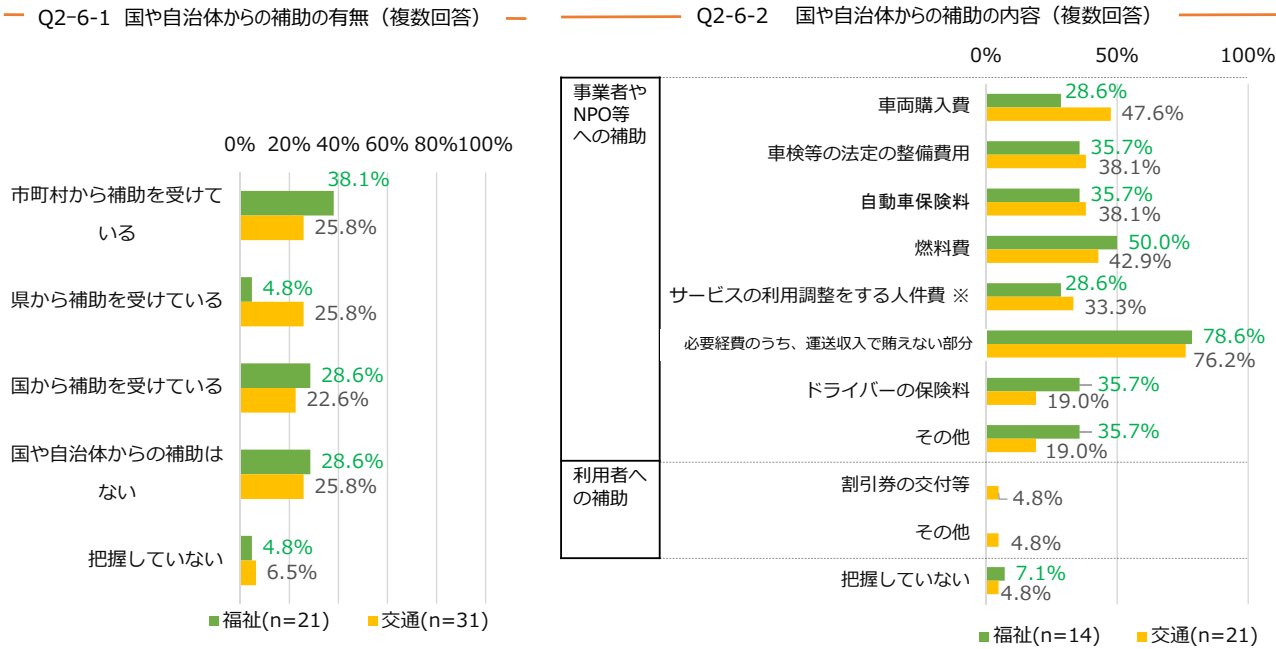
(2) 運営

カ. 運送の対価



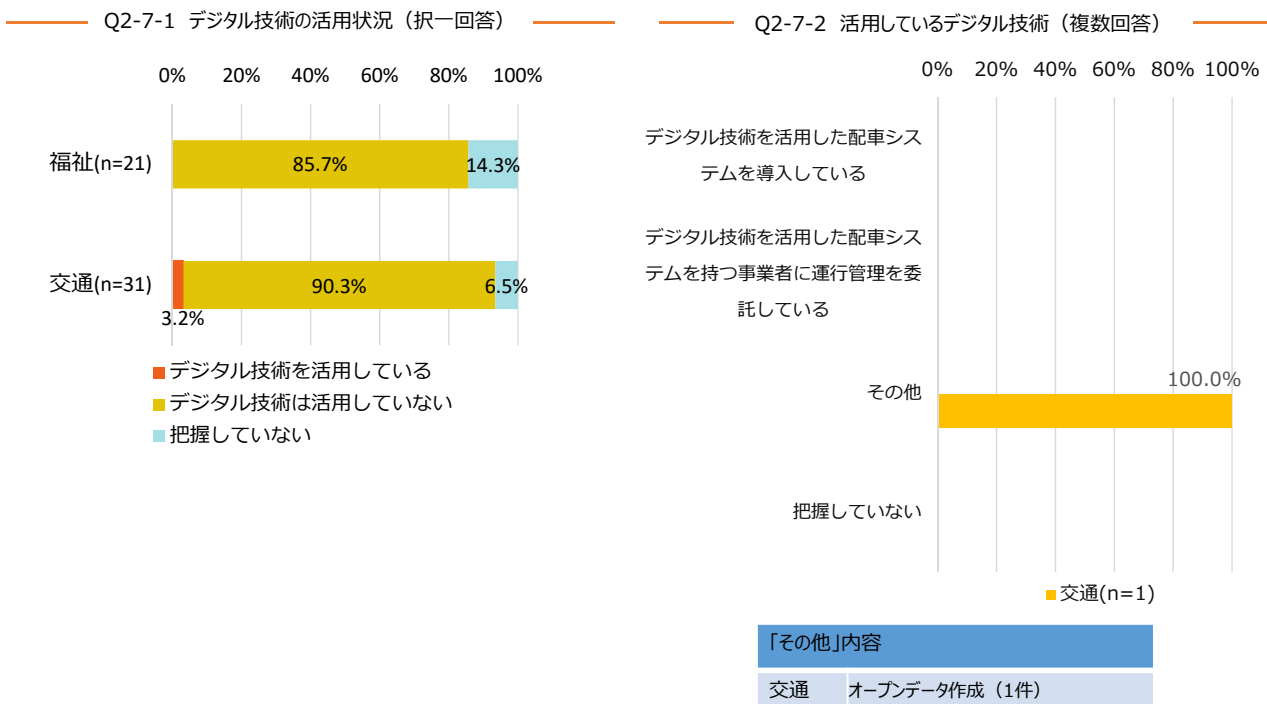
76

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(2) 運営
キ. 運営費用・助成



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

移動支援の取組 7. 市町村、NPO等が有償で運送
(2) 運営
ク. デジタル技術の活用



08

自家用有償旅客運送（白ナンバー）のうち、
訪問介護サービス等と連続して、
又は一体として行う輸送サービス

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等が有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

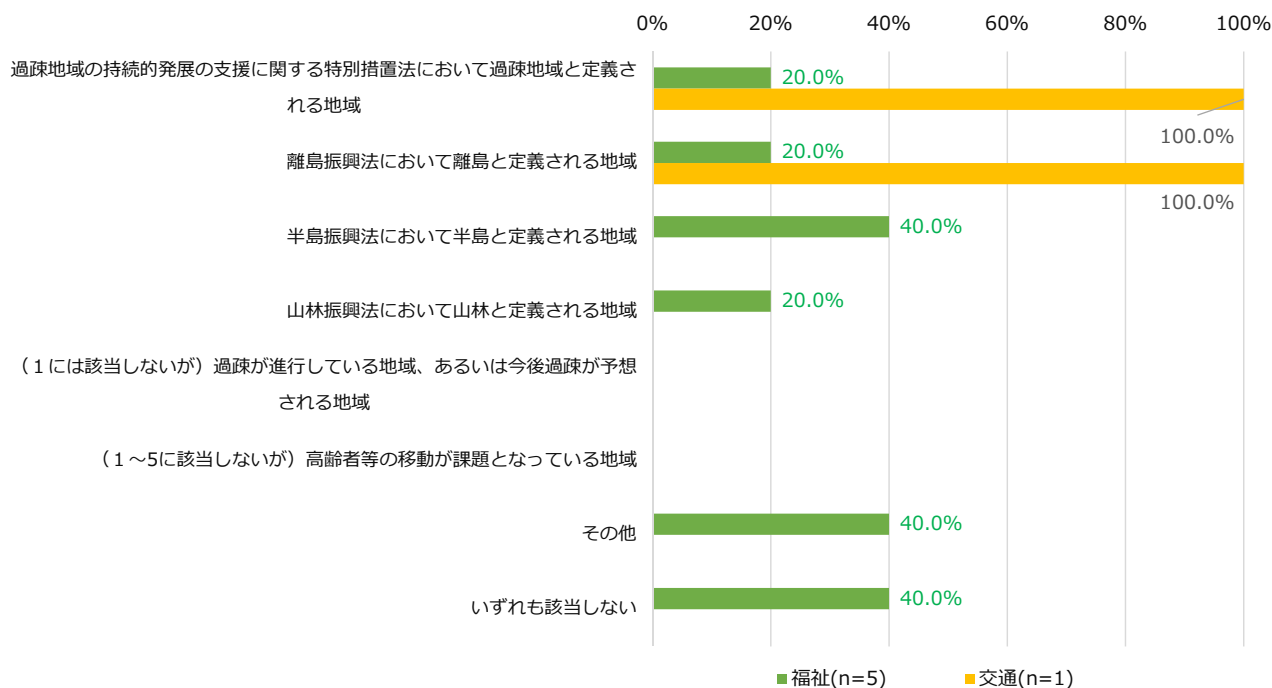
79

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

（１）取組の概要

ア．実施地域の分類

Q1-2 実施地域の特徴（複数回答）

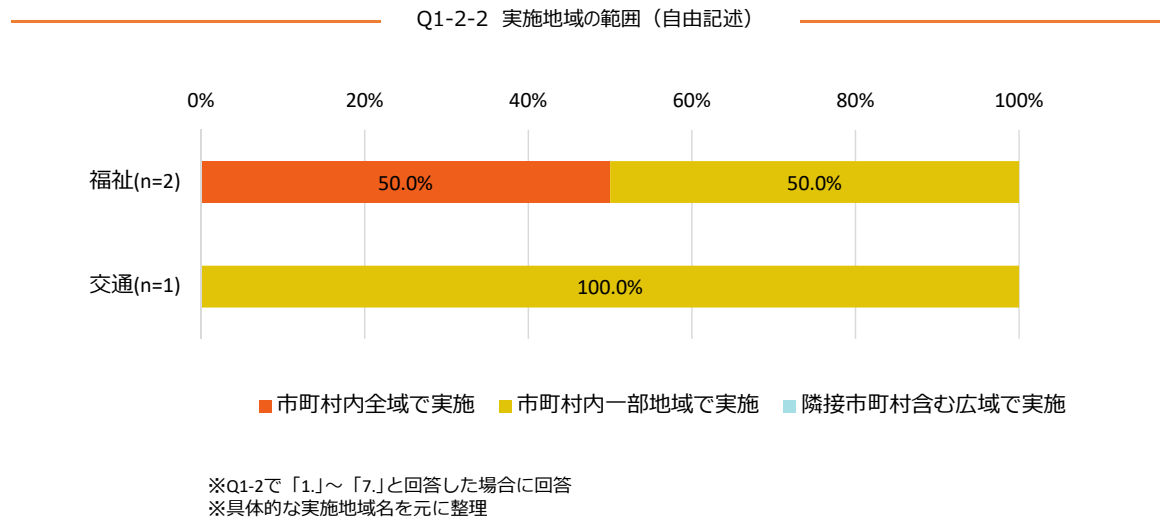


80

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

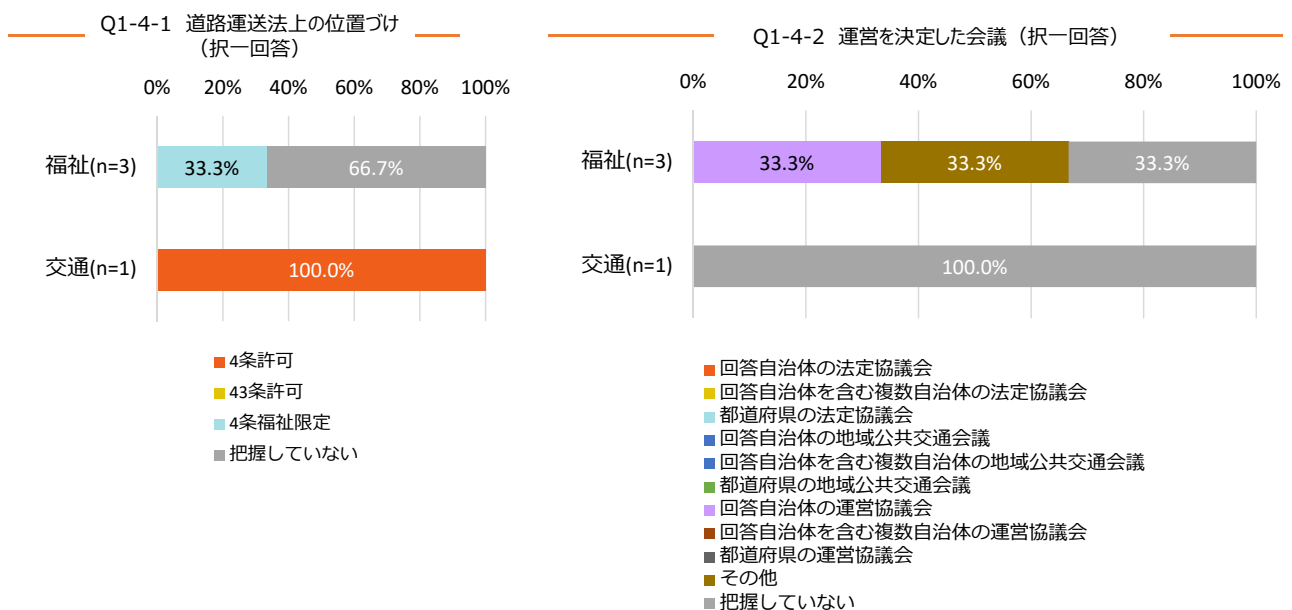


81

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(1) 取組の概要

イ. 道路運送法上の位置づけ

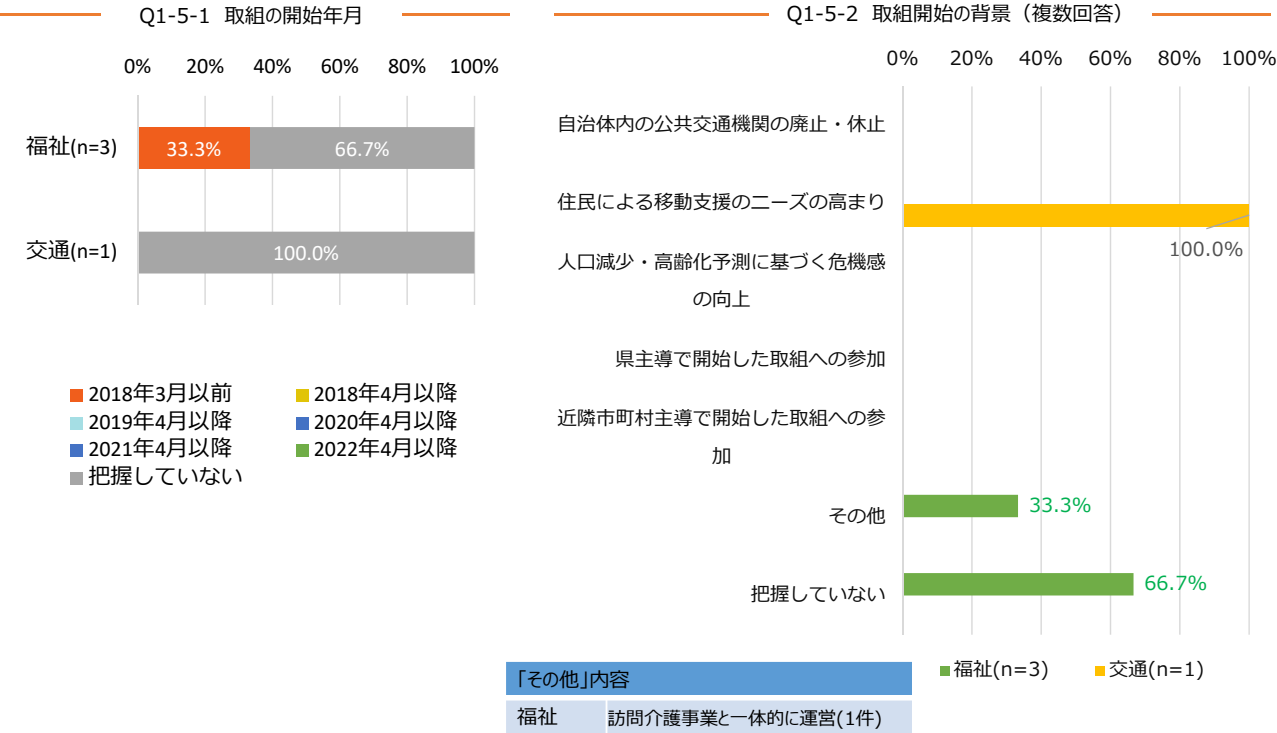


82

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(1) 取組の概要

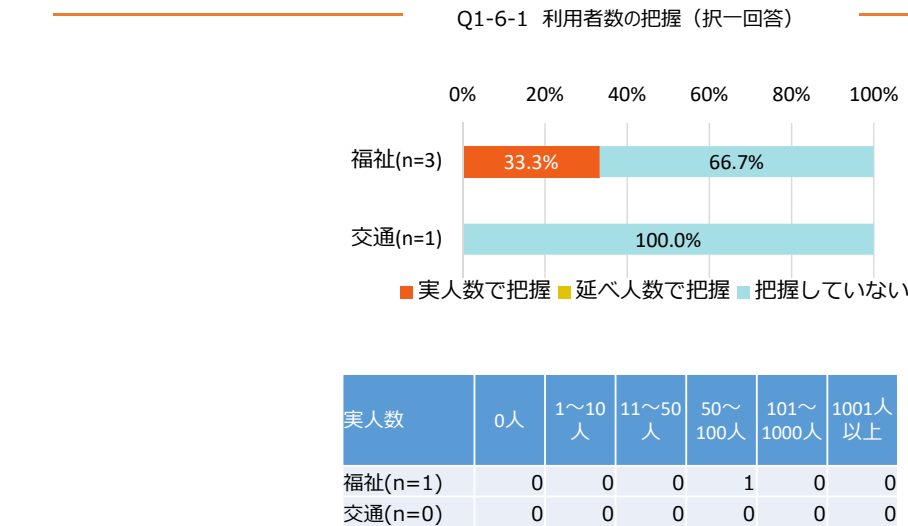
ウ. 設立経緯



移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(1) 取組の概要

エ. 利用者・対象者

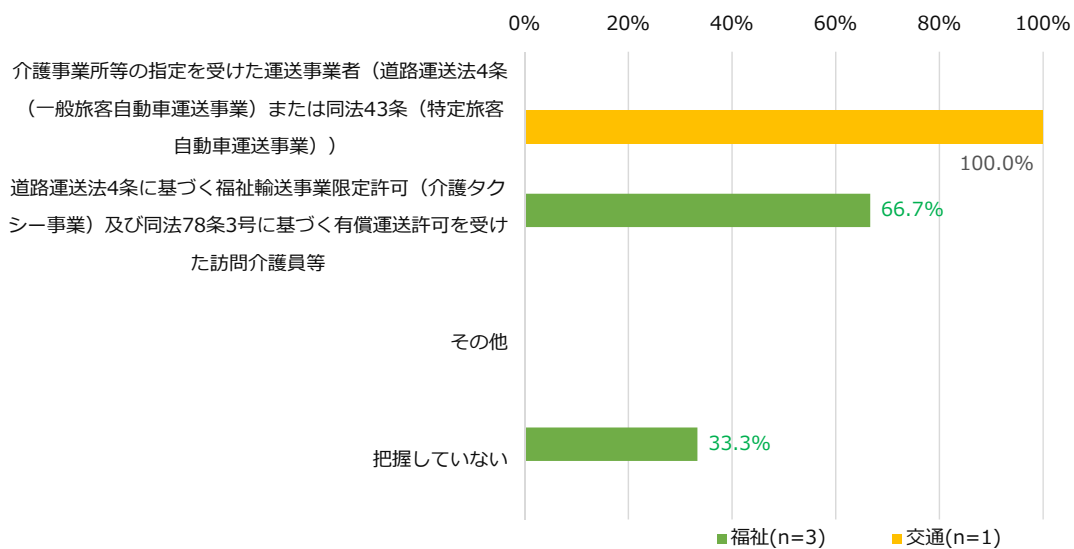


移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

ア. 運営主体

Q2-1-1 運営主体の法人格等（複数回答）



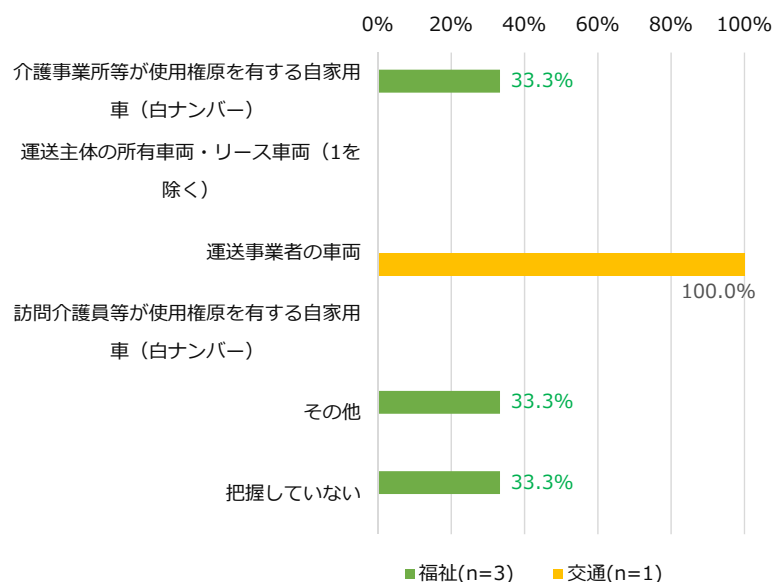
85

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

イ. 運送車両

Q2-2-1 運送車両の調達方法（複数回答）



86

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う
輸送サービス
(2) 運営
エ. 運送車両

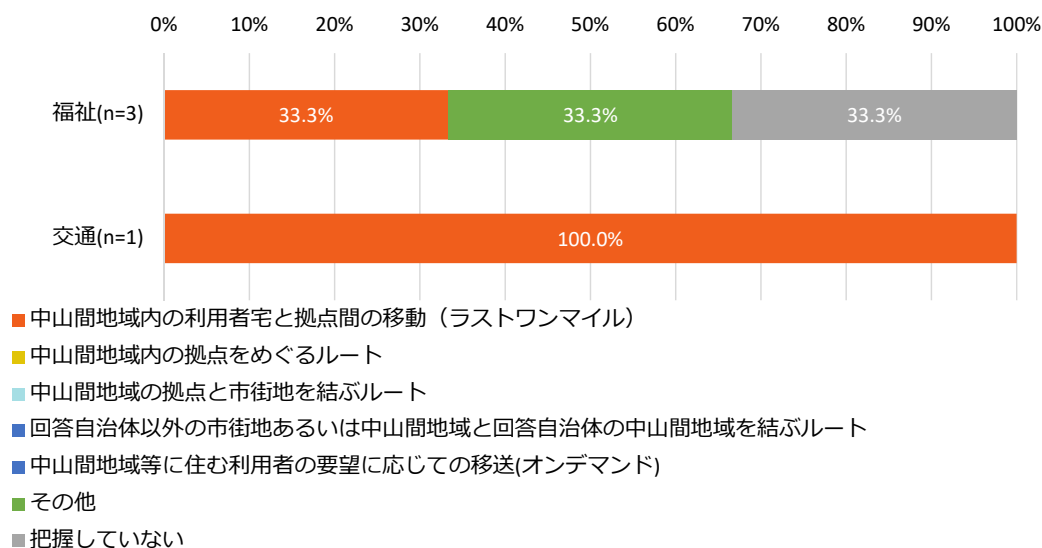
Q2-2-2 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
交通(n=1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

87

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う
輸送サービス
(2) 運営
ウ. 運行ルート・範囲

Q2-3-1 路線又は運送の区域（択一回答）



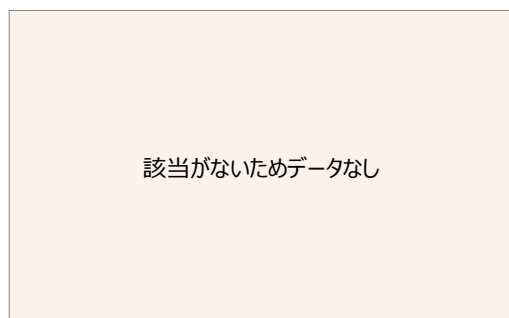
88

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

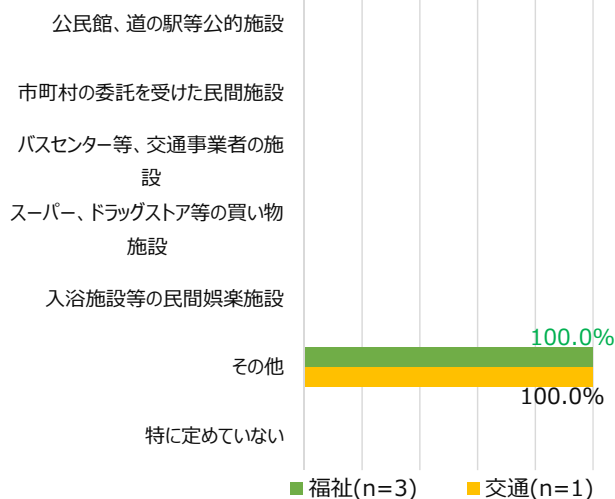
ウ. 運行ルート・範囲

Q2-3-2 利用者が本取組による移動手段を降りた後に自宅まで移動する手段（複数回答）



Q2-3-3 中山間地域内の拠点（複数回答）

0% 20% 40% 60% 80% 100%



「その他」内容

福祉 個別輸送(1件)、把握していない(1件)

交通 医療機関(1件)

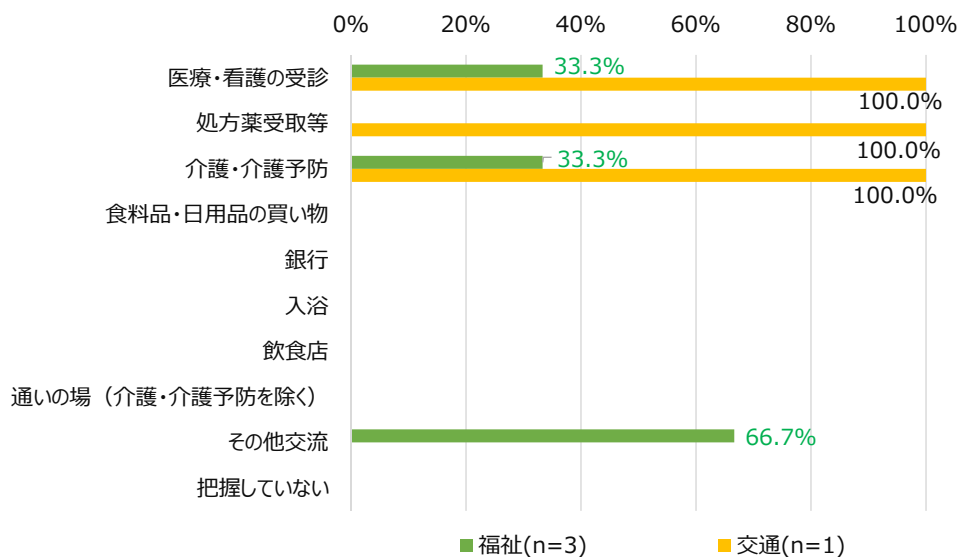
89

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

ウ. 運行ルート・範囲

Q2-3-4 利用者がこの取組を利用する主な目的（複数回答・上限3つまで）



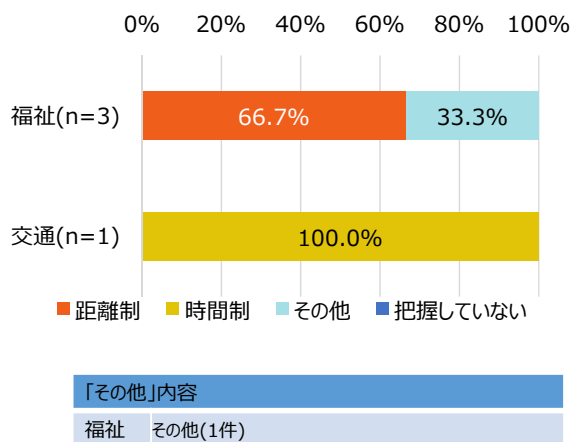
90

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

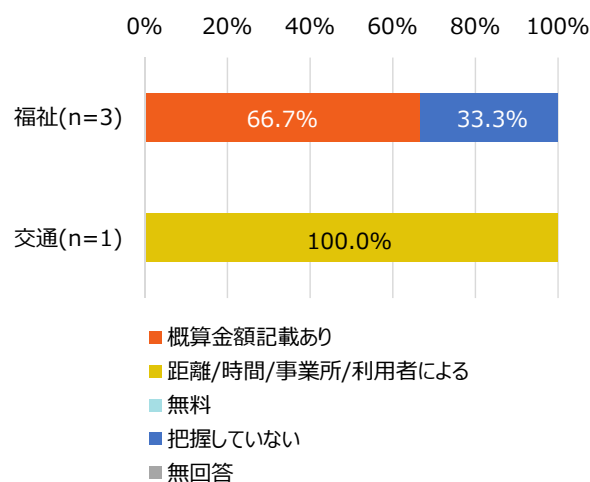
(2) 運営

エ. 運送の対価

Q2-4-1 対価の計算方法（択一回答）



Q2-4-2 対価（自由記述）



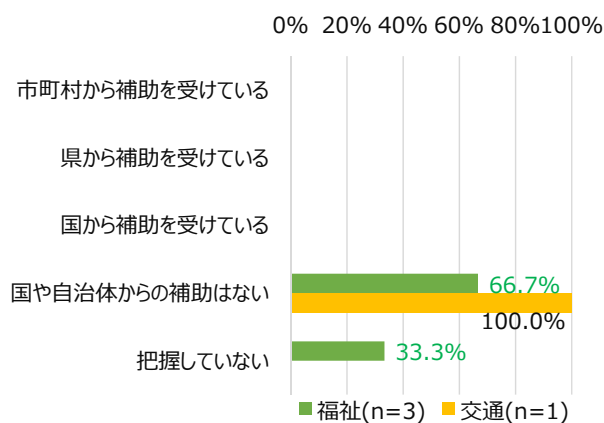
91

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

オ. 運営費用・助成

Q2-5-1 国や自治体からの補助の有無（複数回答）



Q2-5-2 国や自治体からの補助の内容（複数回答）

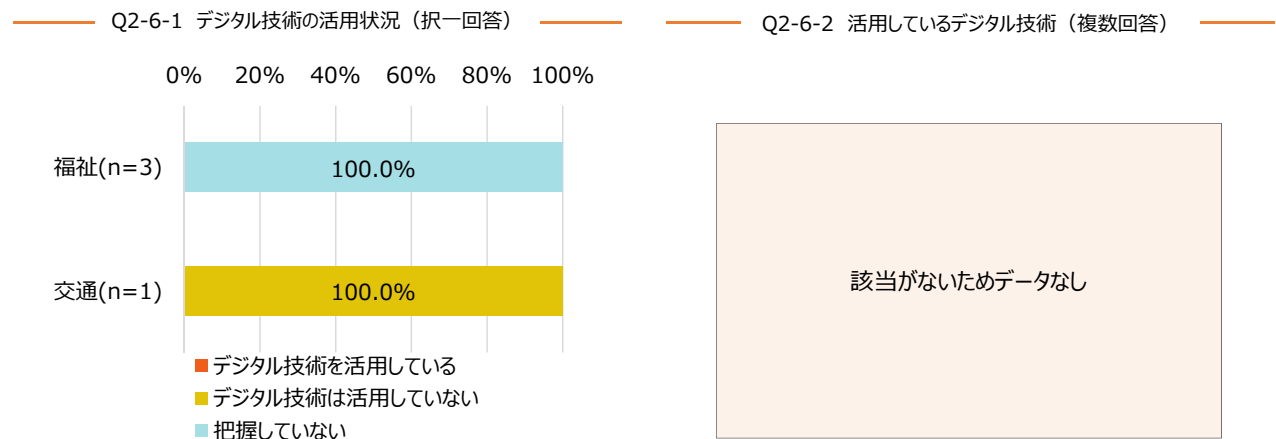


92

移動支援の取組 8. 訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送サービス

(2) 運営

カ. デジタル技術の活用



93

09

自家用車両による無償運送（白ナンバー）のうち、
NPO等が運行する無償運送

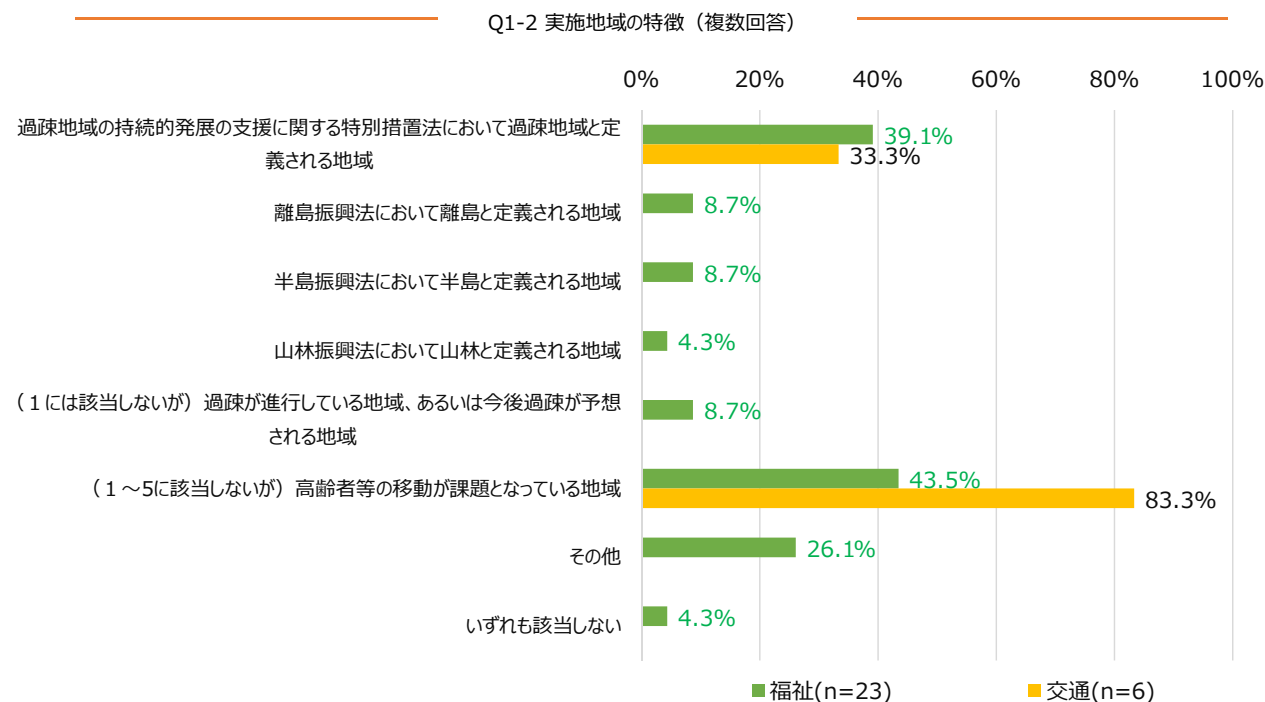
01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

94

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

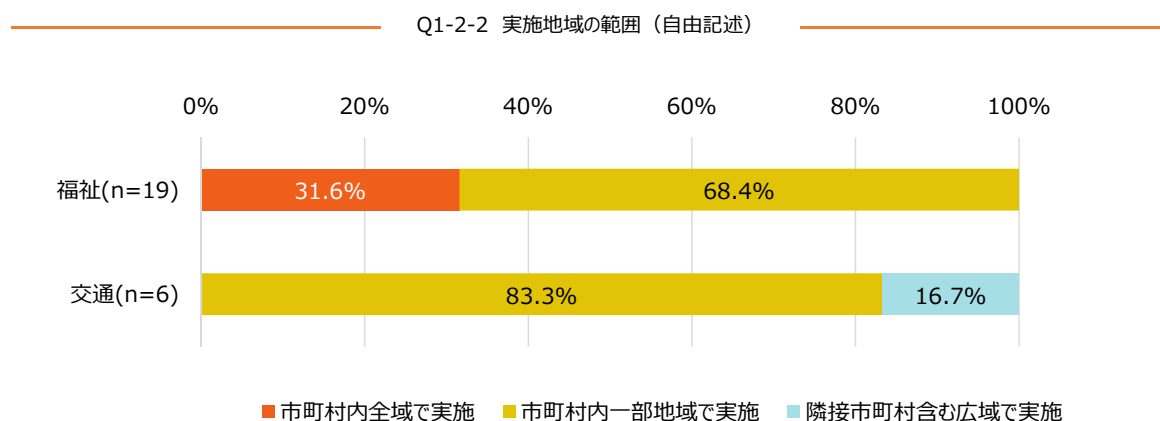


95

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
 ※具体的な実施地域名を元に整理

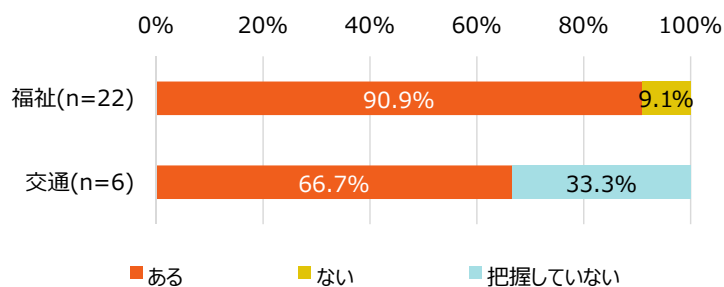
96

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

イ. 取組を支援、あるいは把握している担当課

Q1-3-1 この取組を支援、あるいは把握している担当課の有無（択一回答）



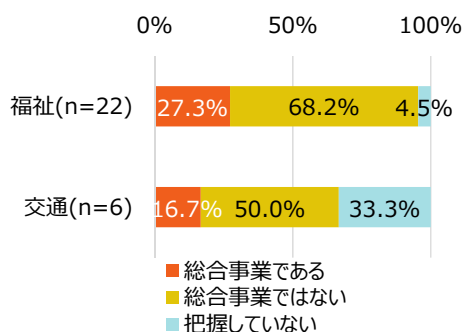
97

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

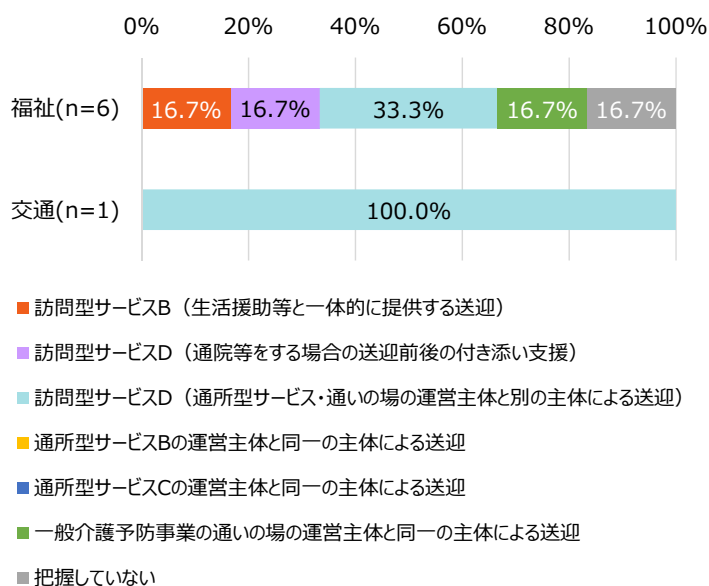
(1) 取組の概要

ウ. 介護保険上の位置づけ

Q1-4-1 総合事業としての実施状況（択一回答）



Q1-4-2 総合事業の種別（択一回答）

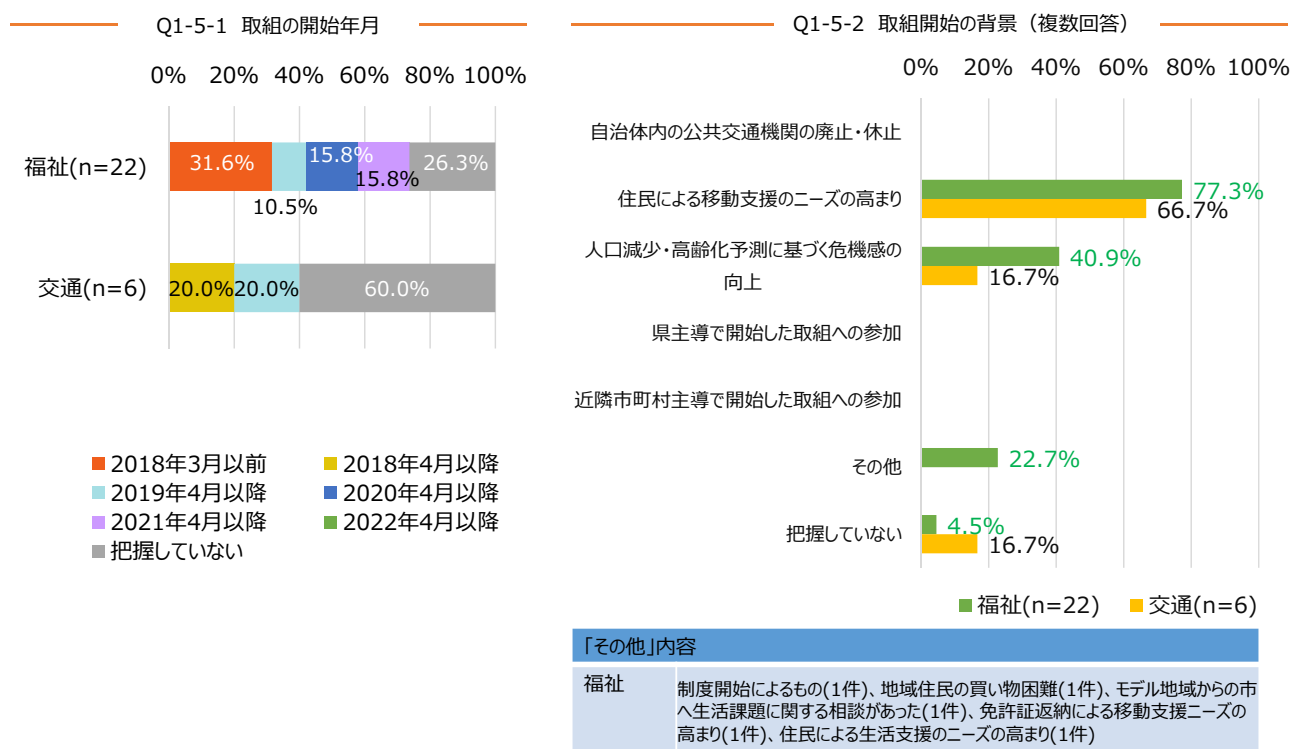


98

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

Ⅰ. 設立経緯

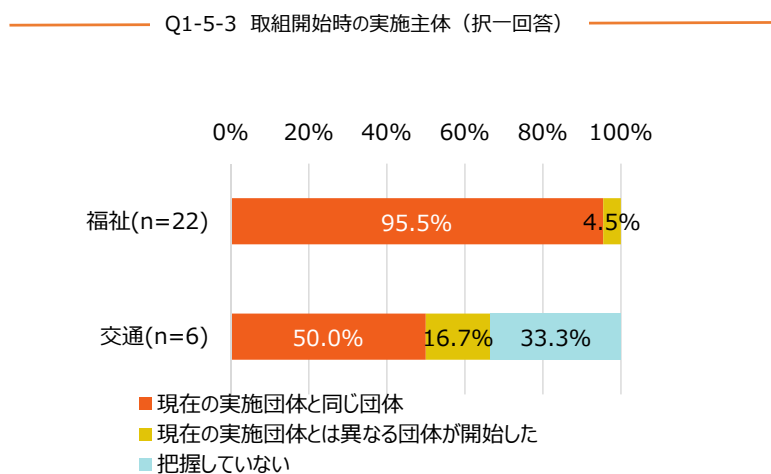


99

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

Ⅰ. 設立経緯

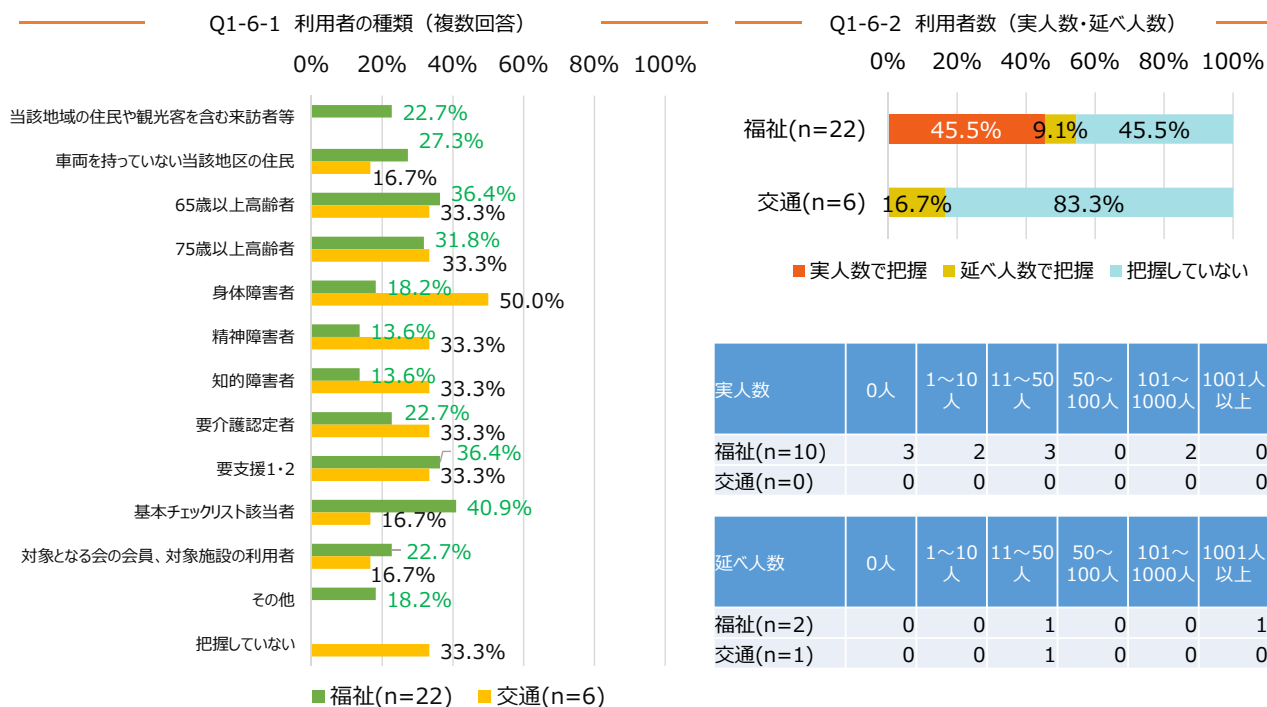


100

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(1) 取組の概要

オ. 利用者・対象者

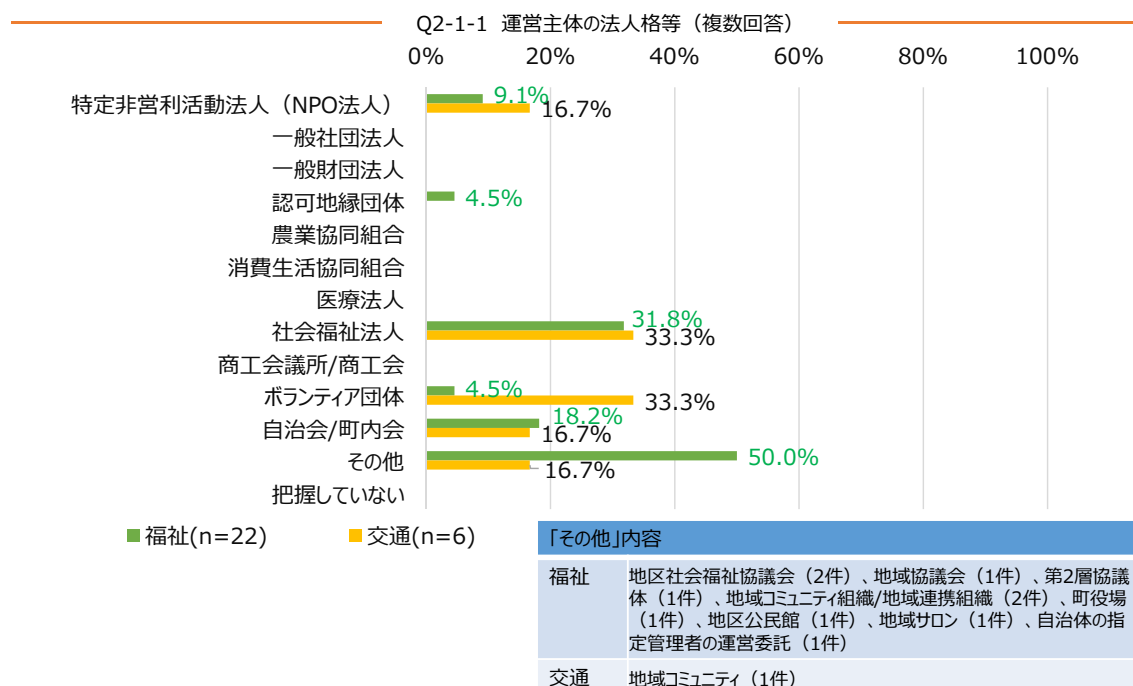


101

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

ア. 運営主体

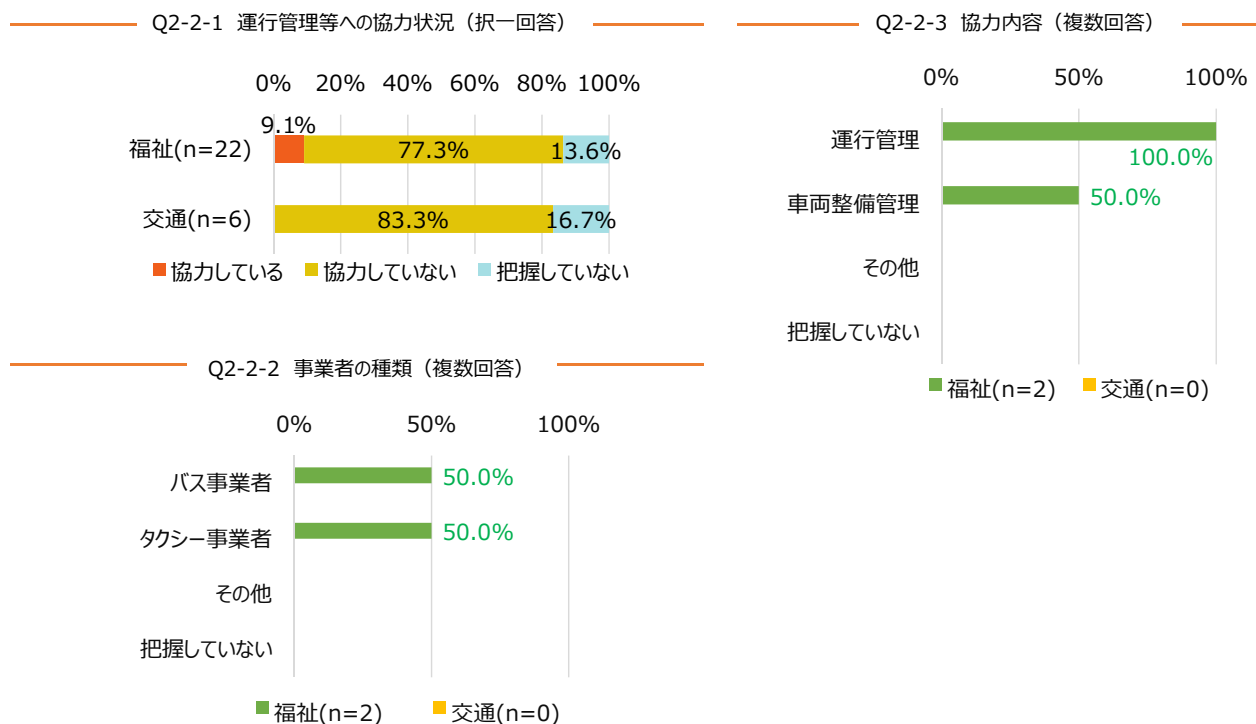


102

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

イ. 事業者の協力

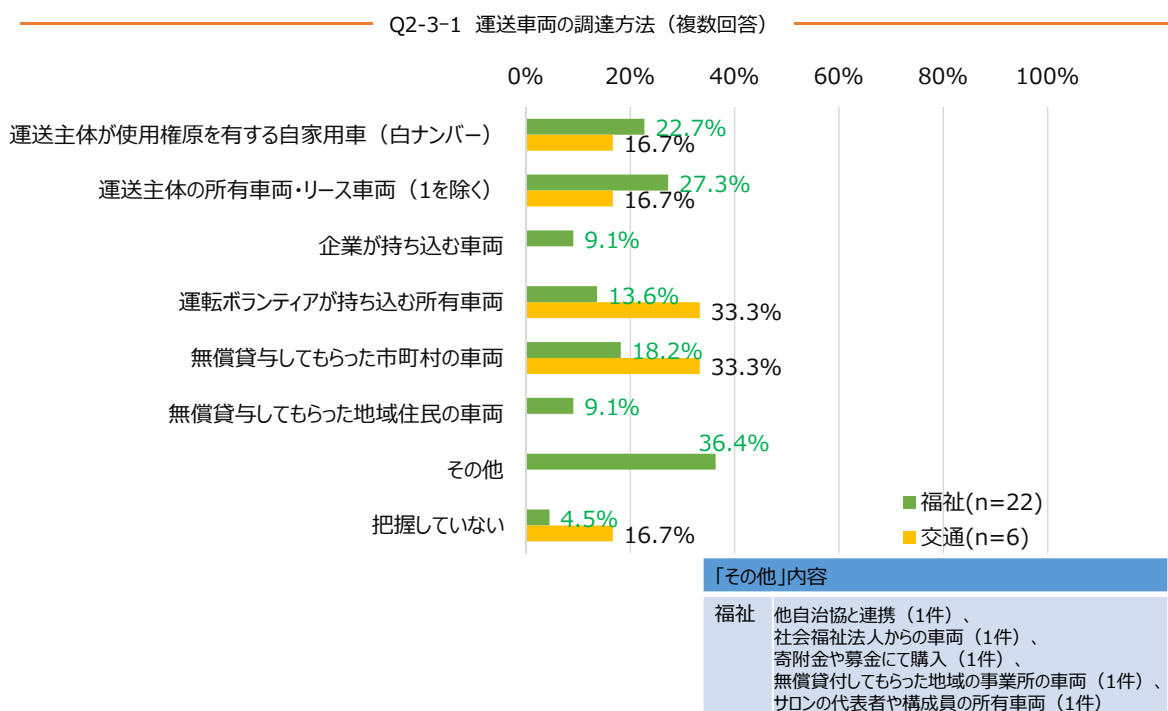


103

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

ウ. 運送車両



104

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送
 (2) 運営
 ウ. 運送車両

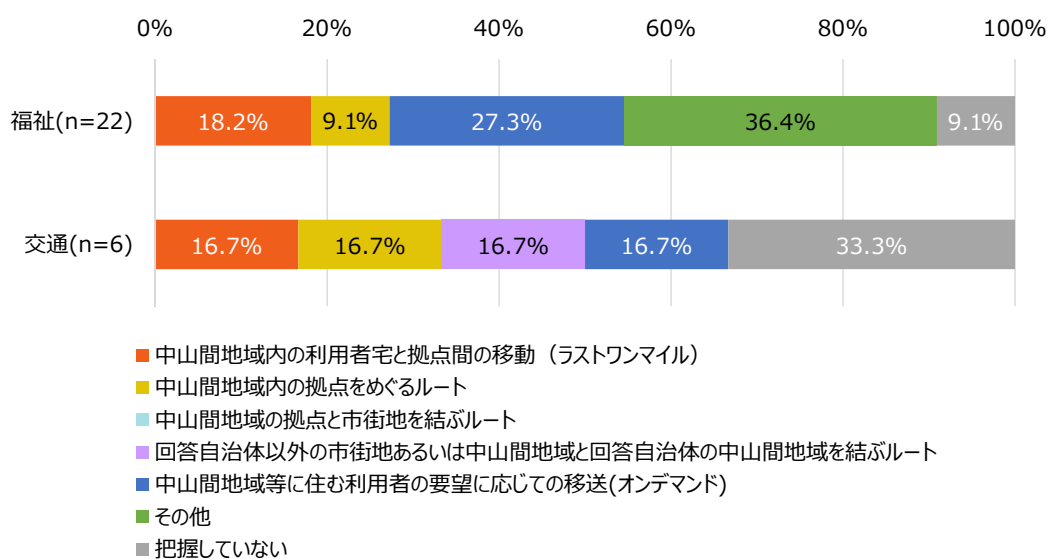
Q2-3-2 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=15)	2	2	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	5
交通(n=4)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1

105

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送
 (2) 運営
 エ. 運行ルート・範囲

Q2-4-1路線又は運送の区域（択一回答）

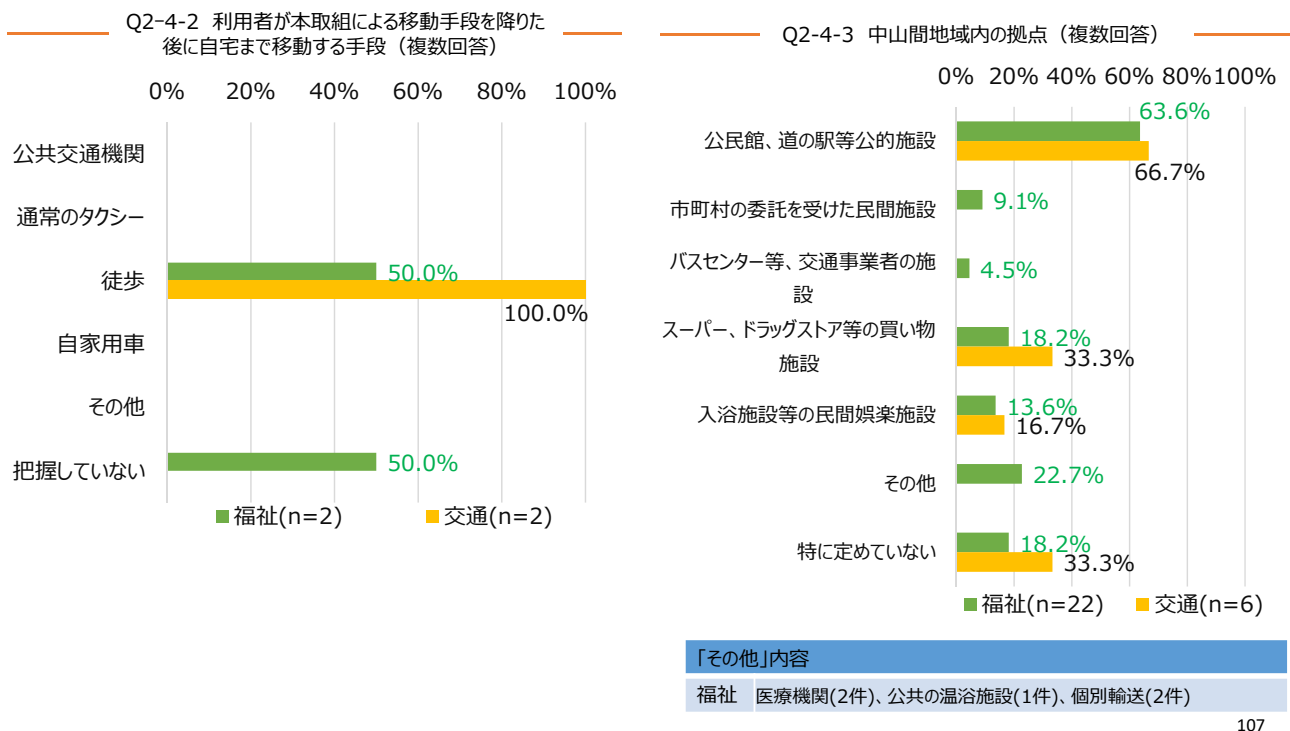


106

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

オ. 運行ルート・範囲

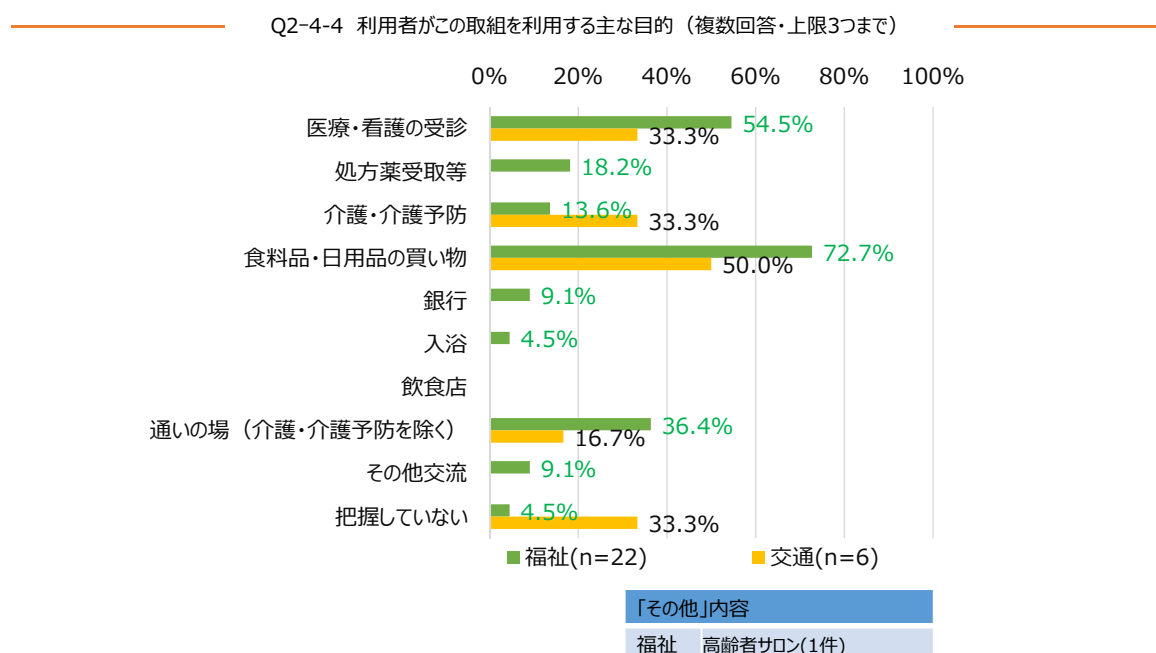


107

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

オ. 運行ルート・範囲

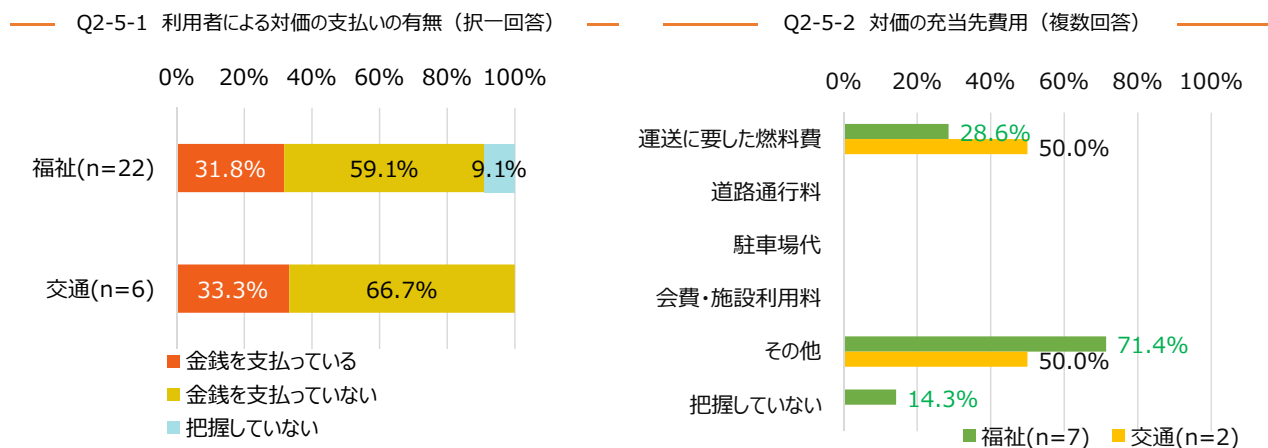


108

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

カ. 利用者から受け取る対価

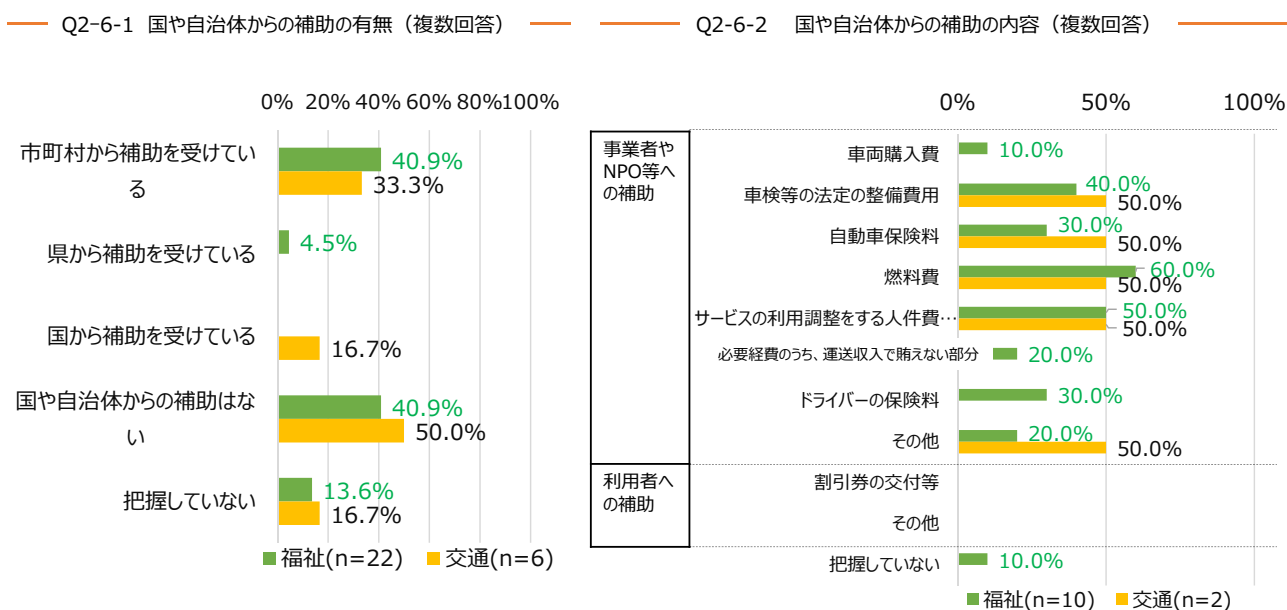


109

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送

(2) 運営

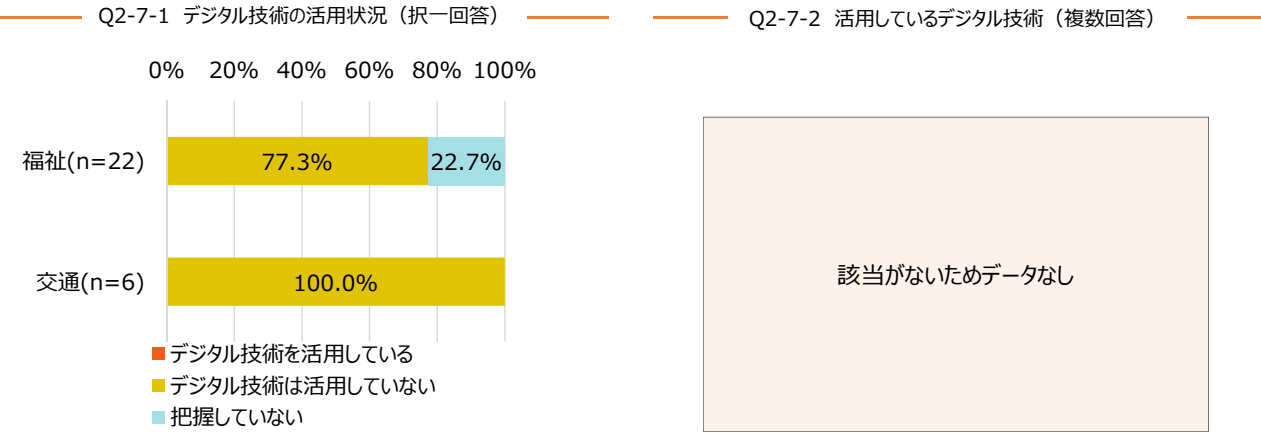
キ. 運営費用・助成



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

110

移動支援の取組 9. NPO等が実施する自家用車両による無償運送 (2) 運営 ク. デジタル技術の活用



10

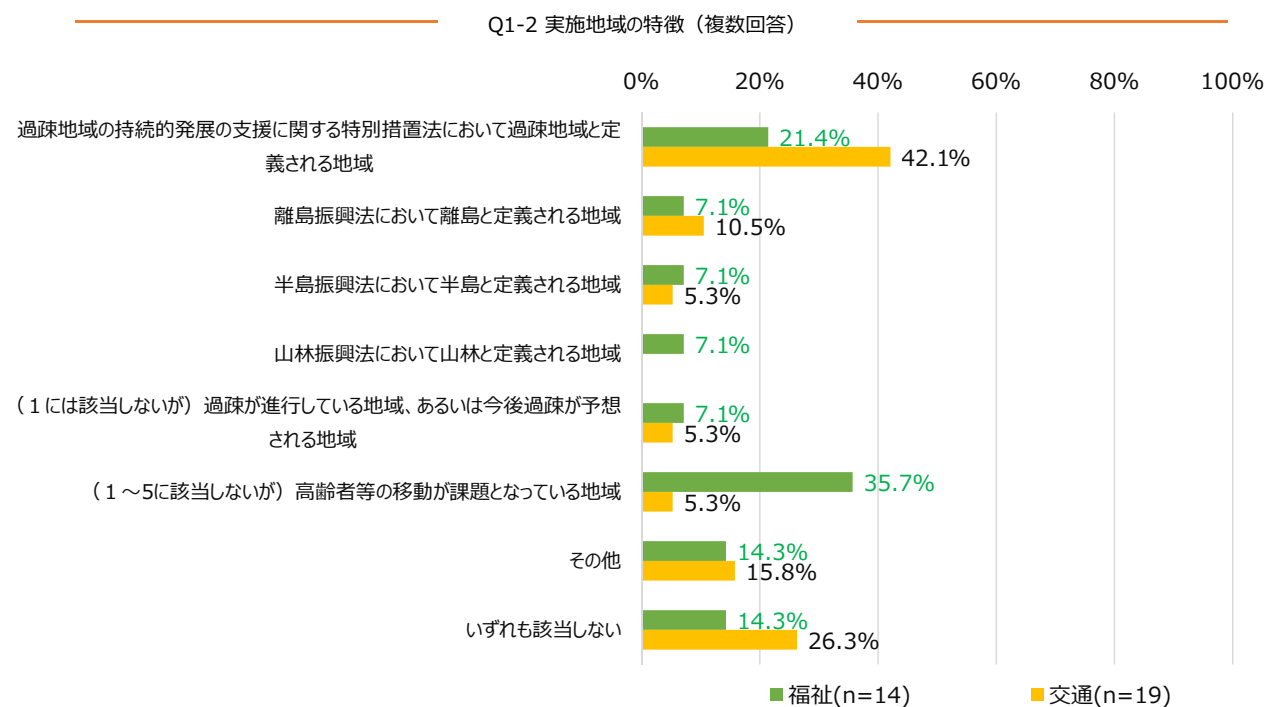
自家用車両による無償運送（白ナンバー）のうち、市町村等が実施

01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等が有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

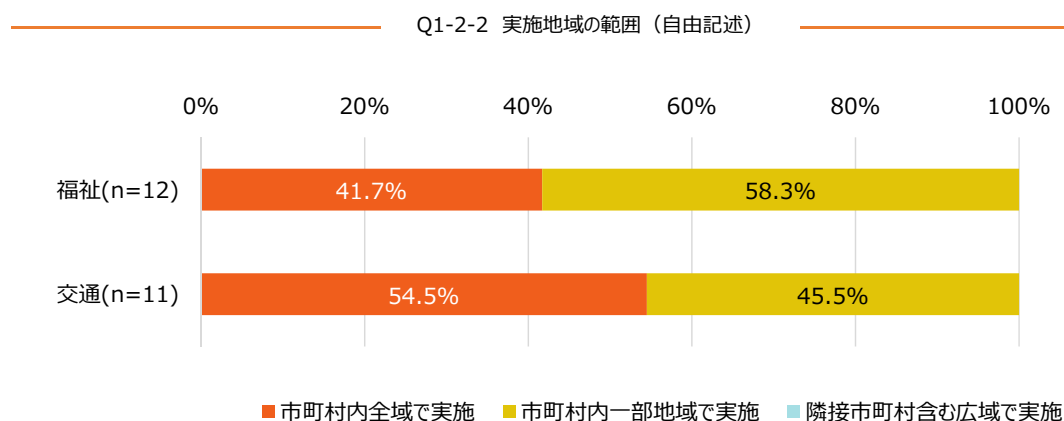


113

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



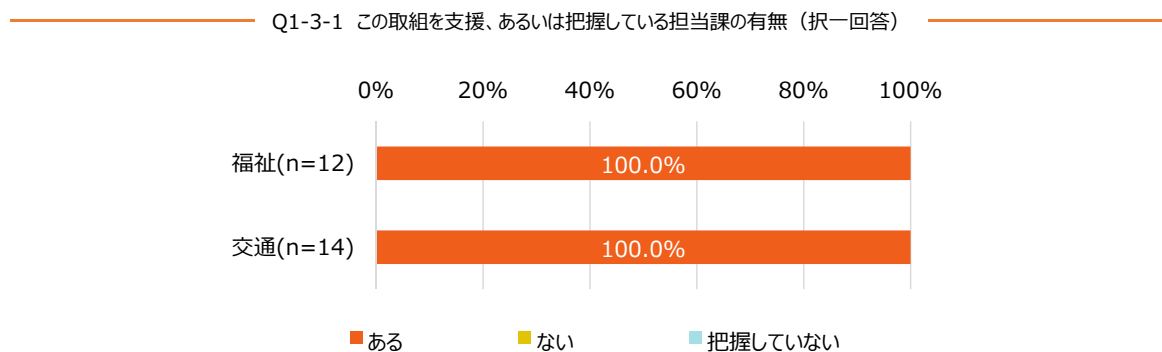
※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
 ※具体的な実施地域名を元に整理

114

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

イ. 主管担当課

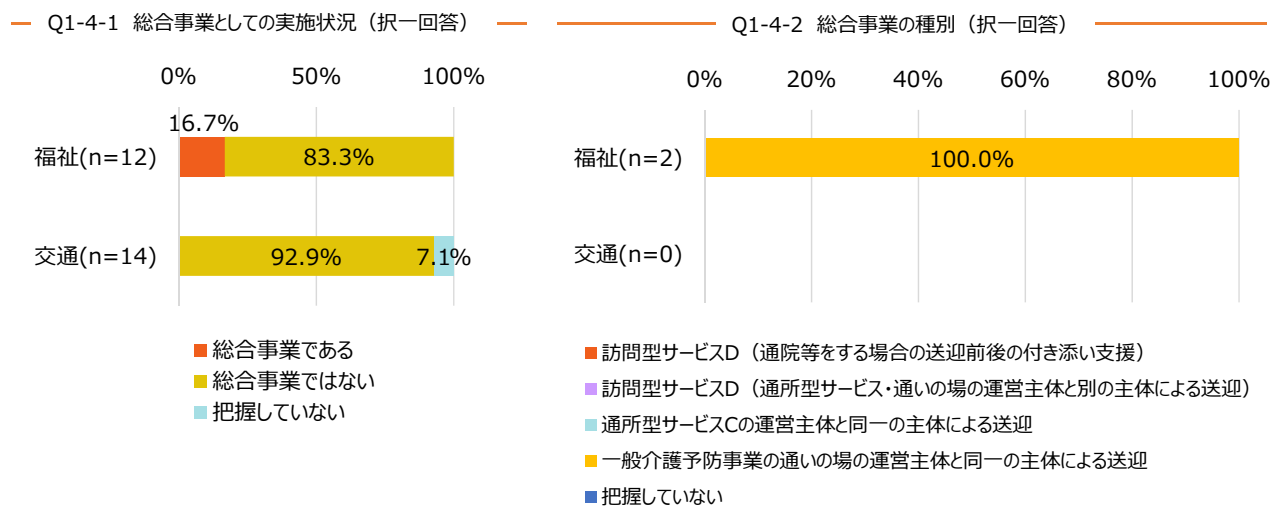


115

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

ウ. 介護保険上の位置づけ

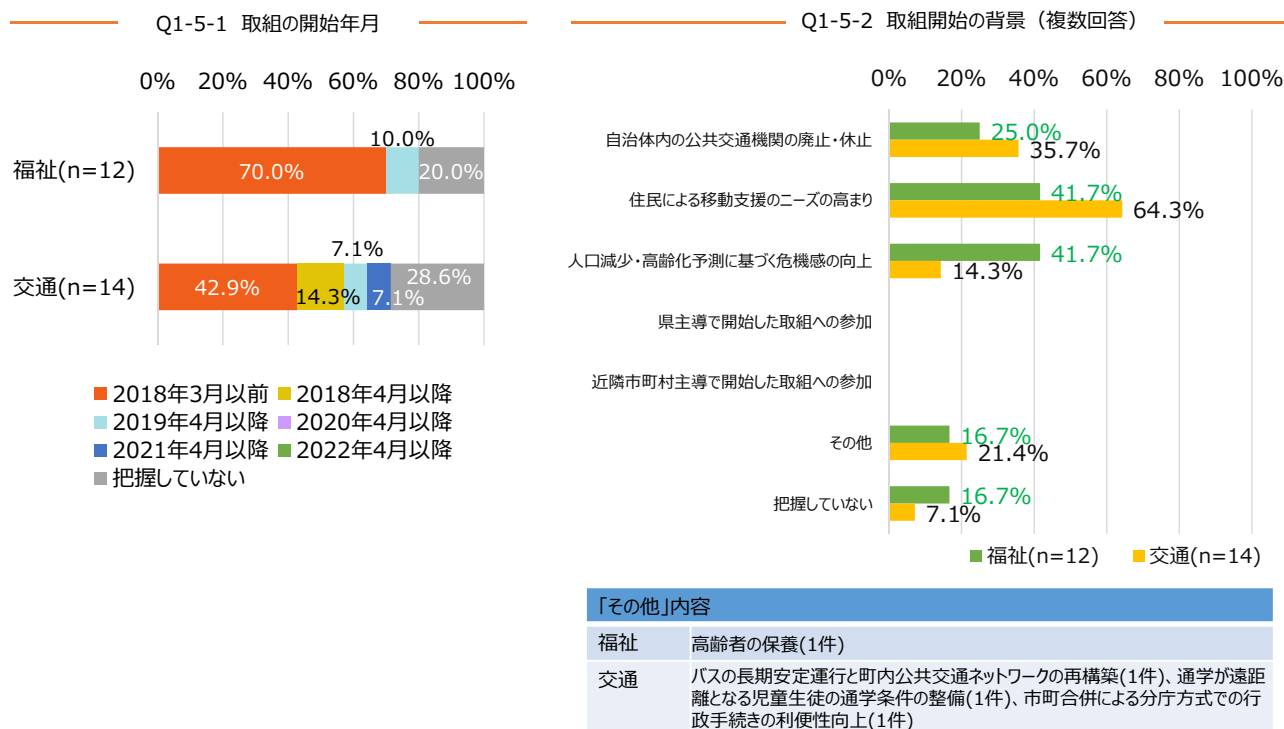


116

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

Ⅰ. 設立経緯

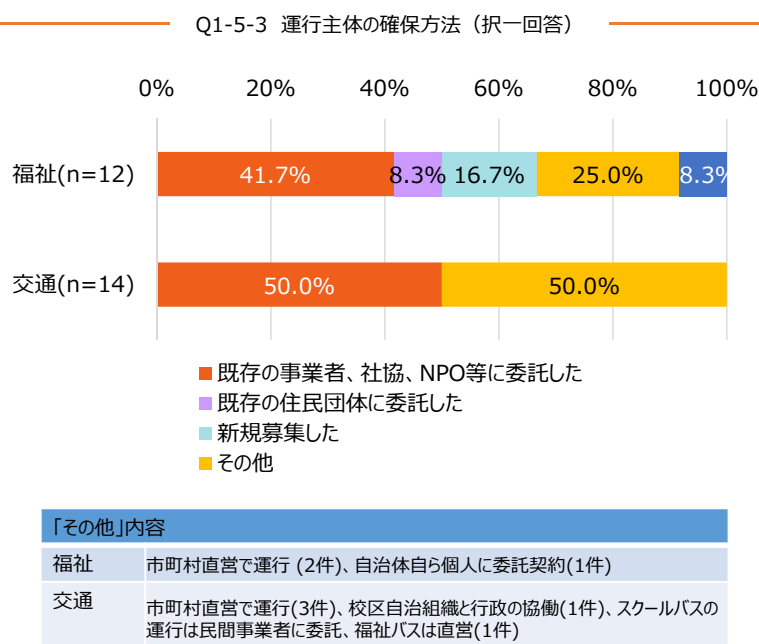


117

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(1) 取組の概要

Ⅰ. 設立経緯



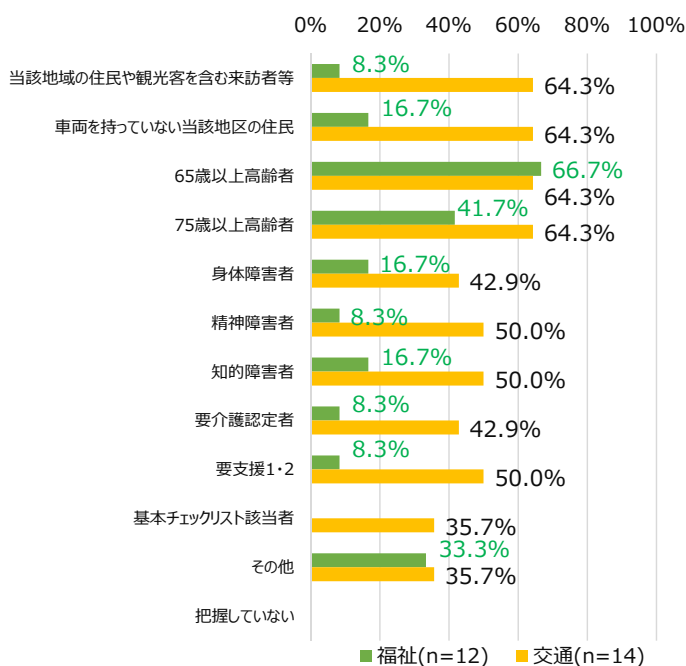
118

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

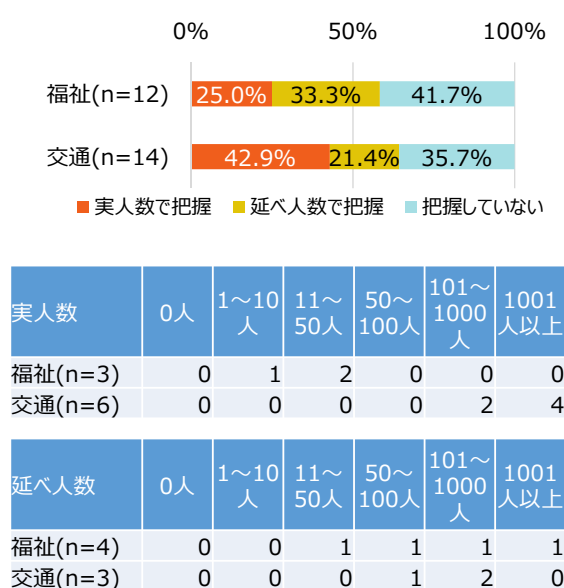
(1) 取組の概要

オ. 利用者・対象者

Q1-6-1 利用者の種類（複数回答）



Q1-6-2 利用者数（実人数・延べ人数）



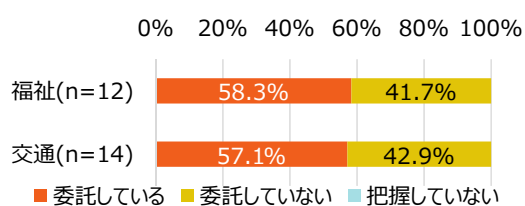
119

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

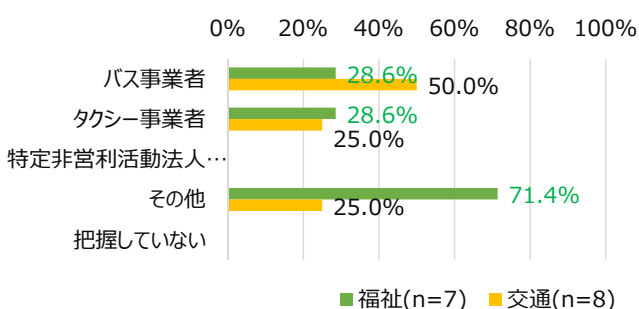
(2) 運営

ア. 業務委託

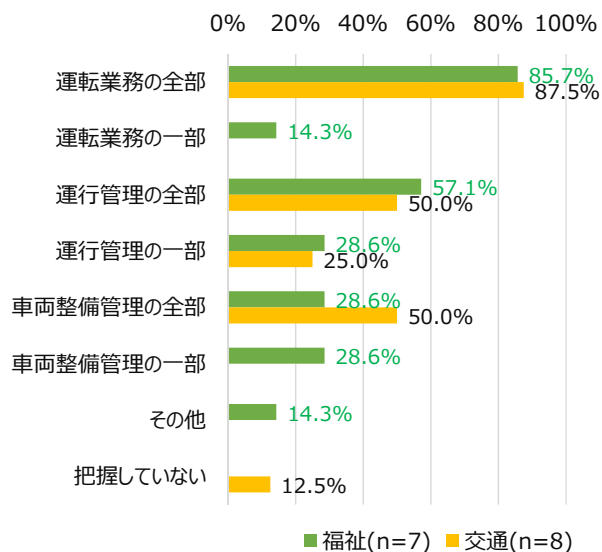
Q2-1-1 業務委託の有無（択一回答）



Q2-1-2 委託先事業者（複数回答）



Q2-1-3 委託内容（複数回答）

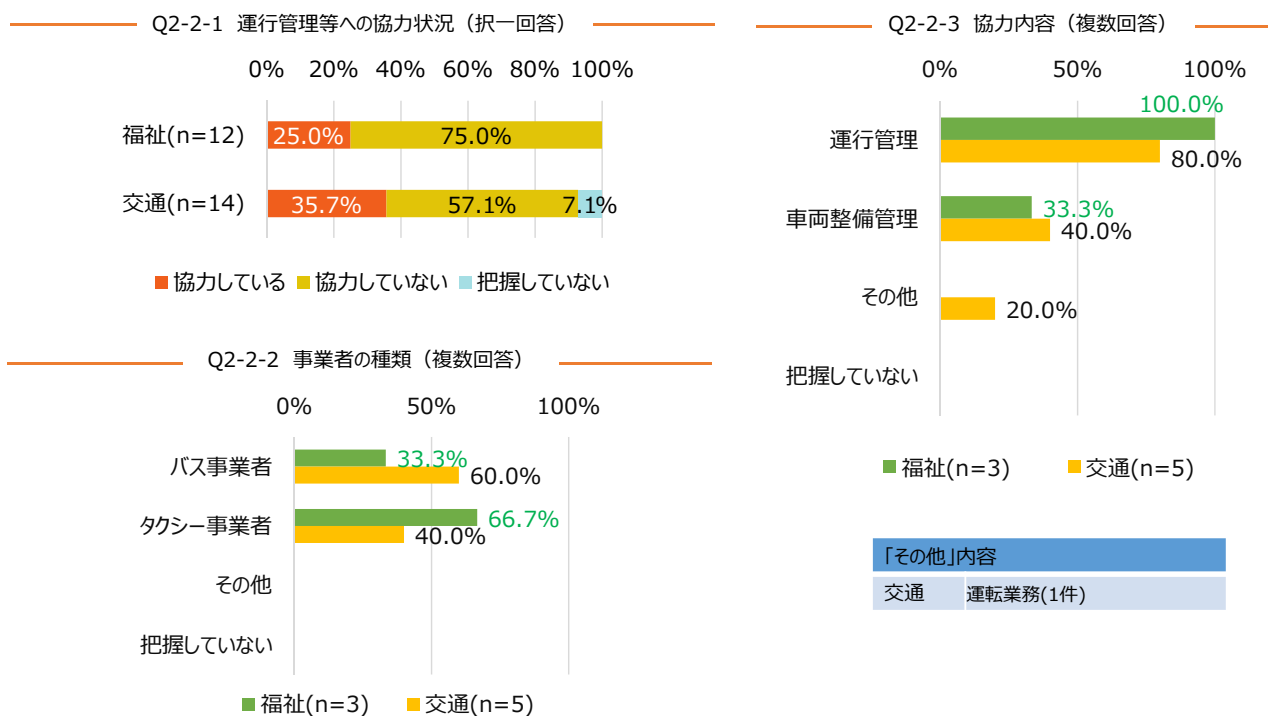


120

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

イ. 事業者の協力

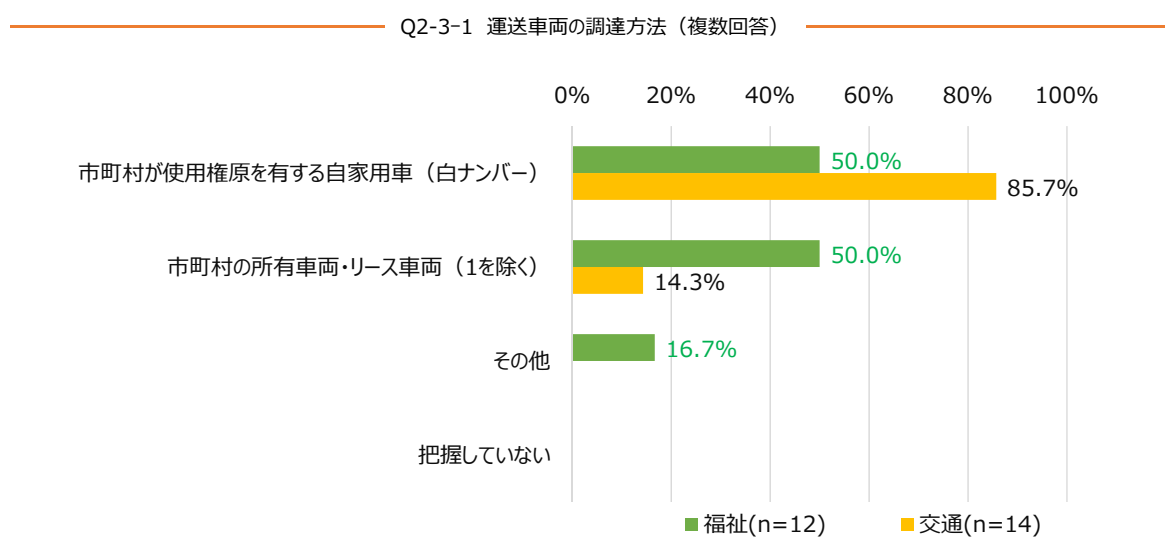


121

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

ウ. 運送車両



122

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送
 (2) 運営
 ウ. 運送車両

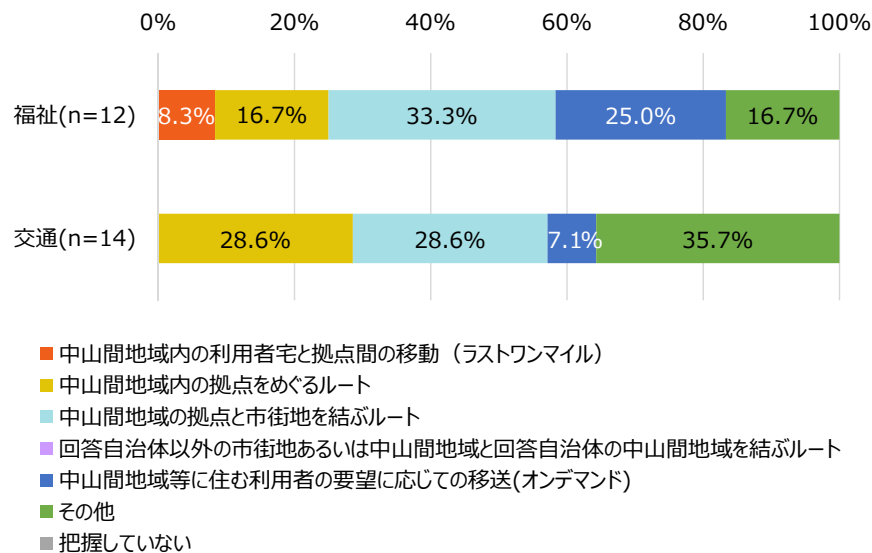
Q2-3-2 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=11)	1	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5
交通(n=11)	0	5	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2

123

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送
 (2) 運営
 エ. 運行ルート・範囲

Q2-4-1路線又は運送の区域（択一回答）

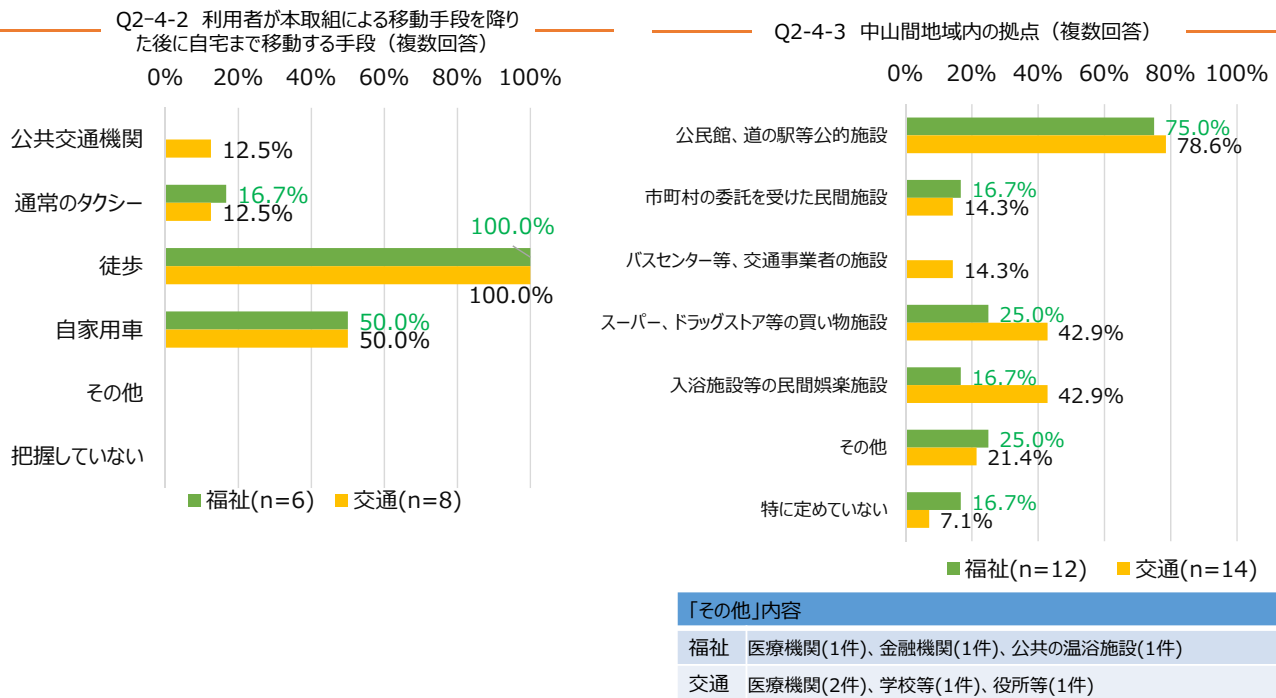


124

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

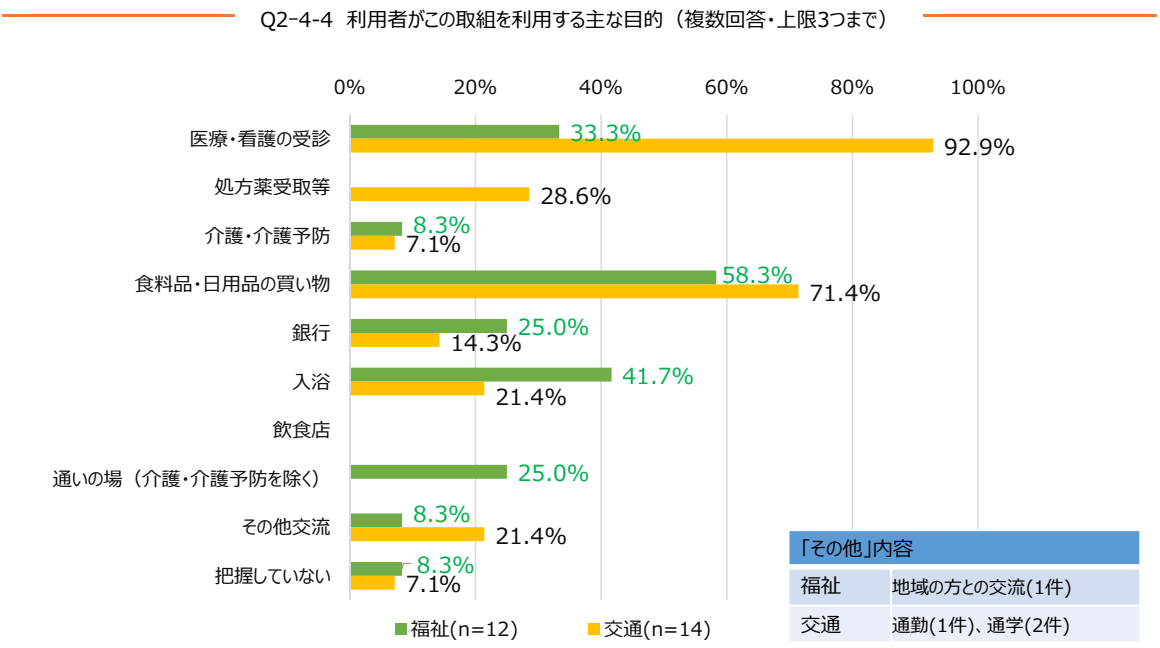
Ⅰ. 運行ルート・範囲



移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

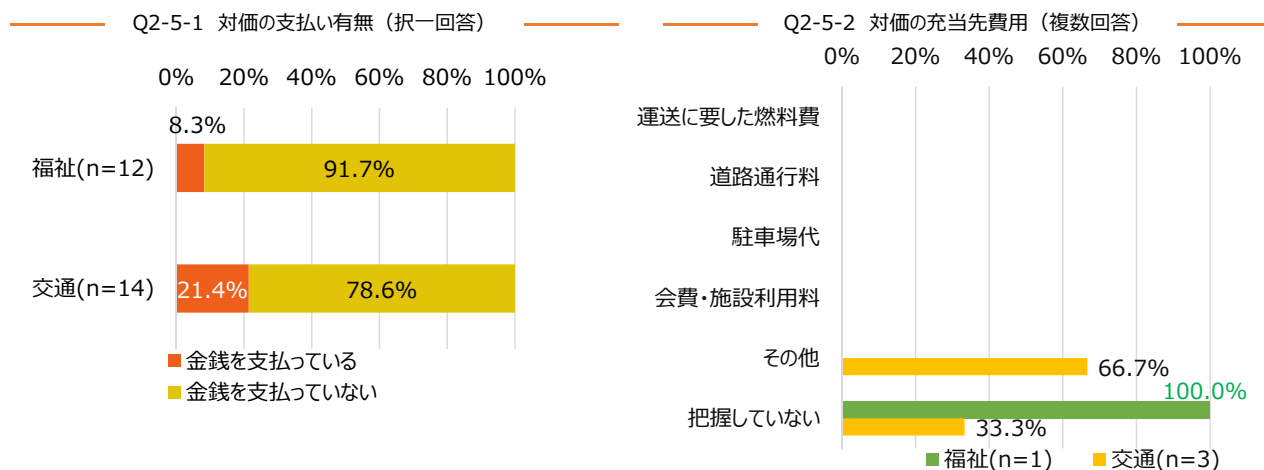
Ⅰ. 運行ルート・範囲



移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

オ. 利用者から受け取る対価

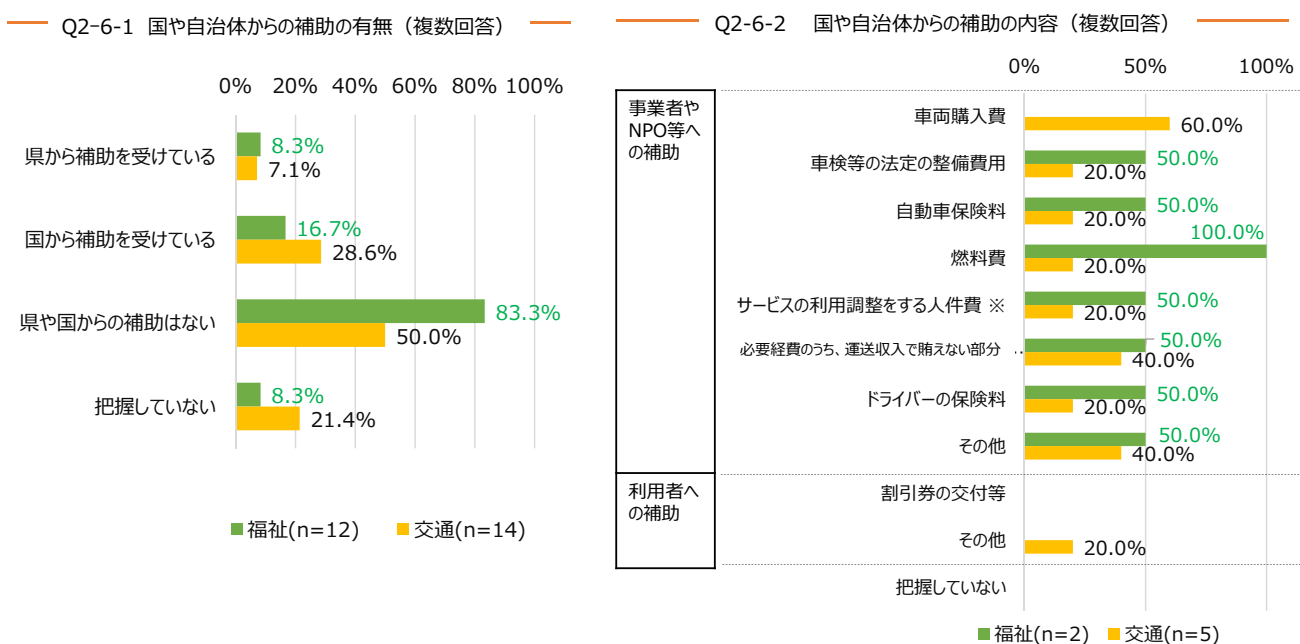


127

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送

(2) 運営

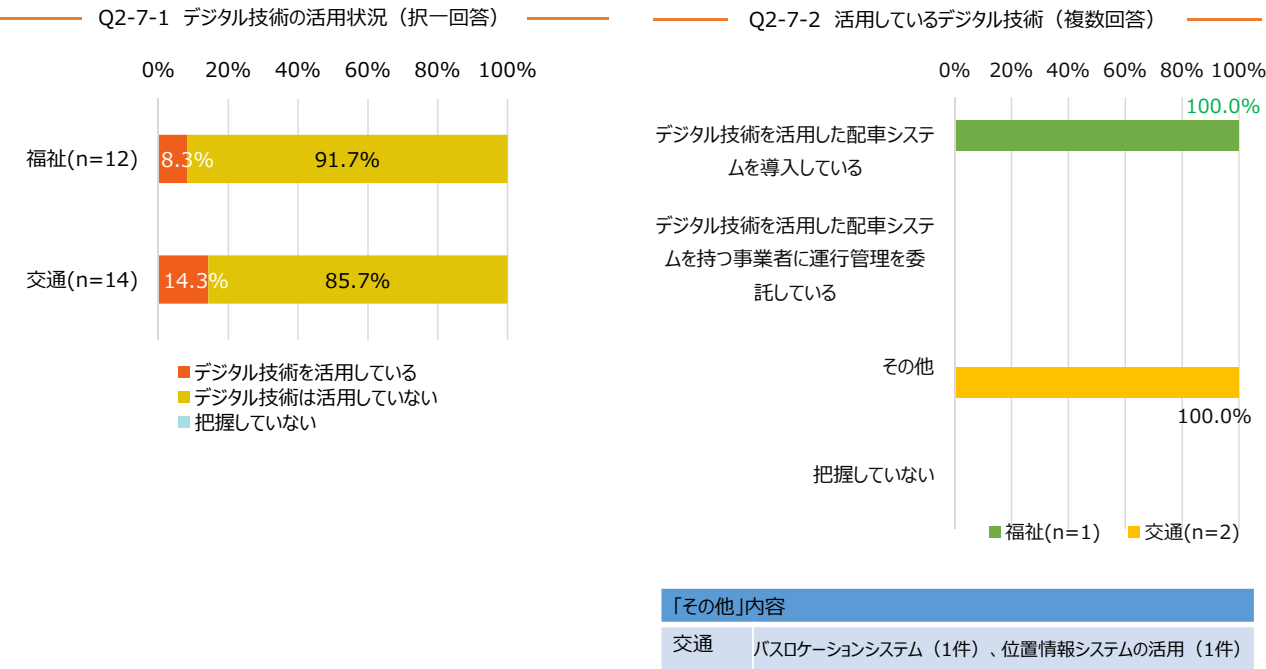
カ. 運営費用・助成



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

128

移動支援の取組 10. 市町村が運行する無償運送 (2) 運営 キ. デジタル技術の活用



11

貨客混載（かけもち）運送

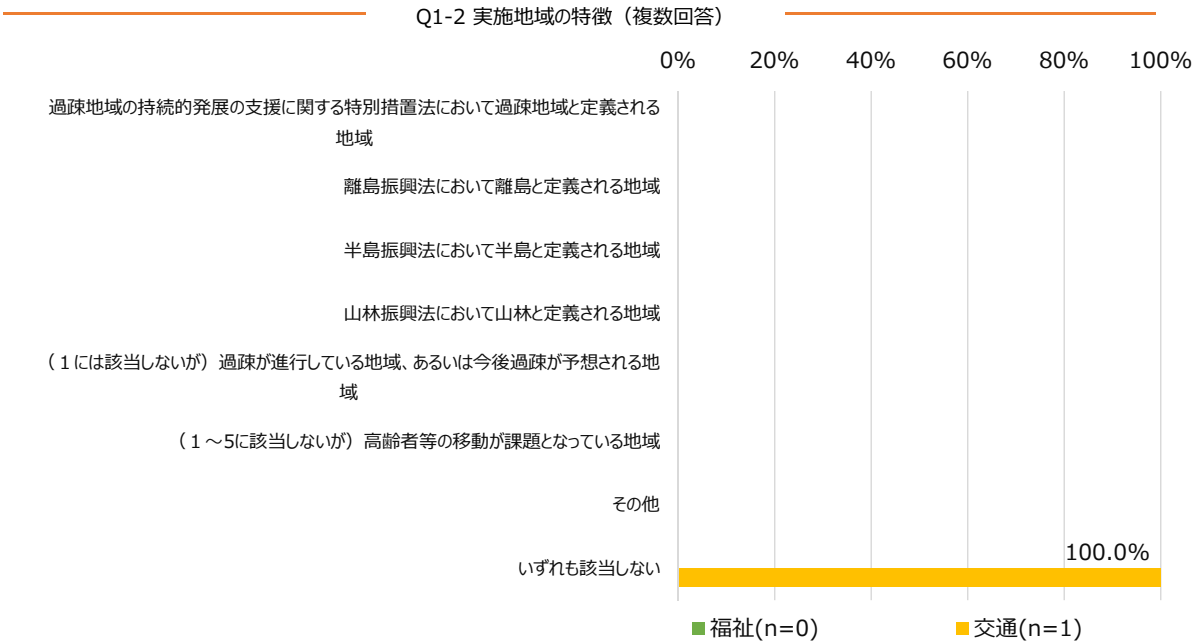
01	路線バス
02	不定期バス
03	デマンドバス・タクシー
04	貸切バス
05	タクシー
06	スクールバス、従業員送迎バスなど
07	市町村、NPO等が有償で運送
08	訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス
09	NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）
10	市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）
11	貨客混載（かけもち）運送
12	その他

移動支援の取組 11. 貨客混載（かけもち）運送

（１）取組の概要

ア. 実施地域の分類

➤ 貨客混載運送の取組を実施していると回答した2市町村については、いずれも実施地域が中山間地域等に該当しないため、貨客混載運送の取組の詳細の集計は掲載しない。



12

その他の取組

01

路線バス

02

不定期バス

03

デマンドバス・タクシー

04

貸切バス

05

タクシー

06

スクールバス、従業員送迎バスなど

07

市町村、NPO等有償で運送

08

訪問介護サービス等と連続、又は一体として行う輸送サービス

09

NPO等が運行する無償運送（福祉バス等）

10

市町村が運行する無償運送（コミュニティバス等）

11

貨客混載（かけもち）運送

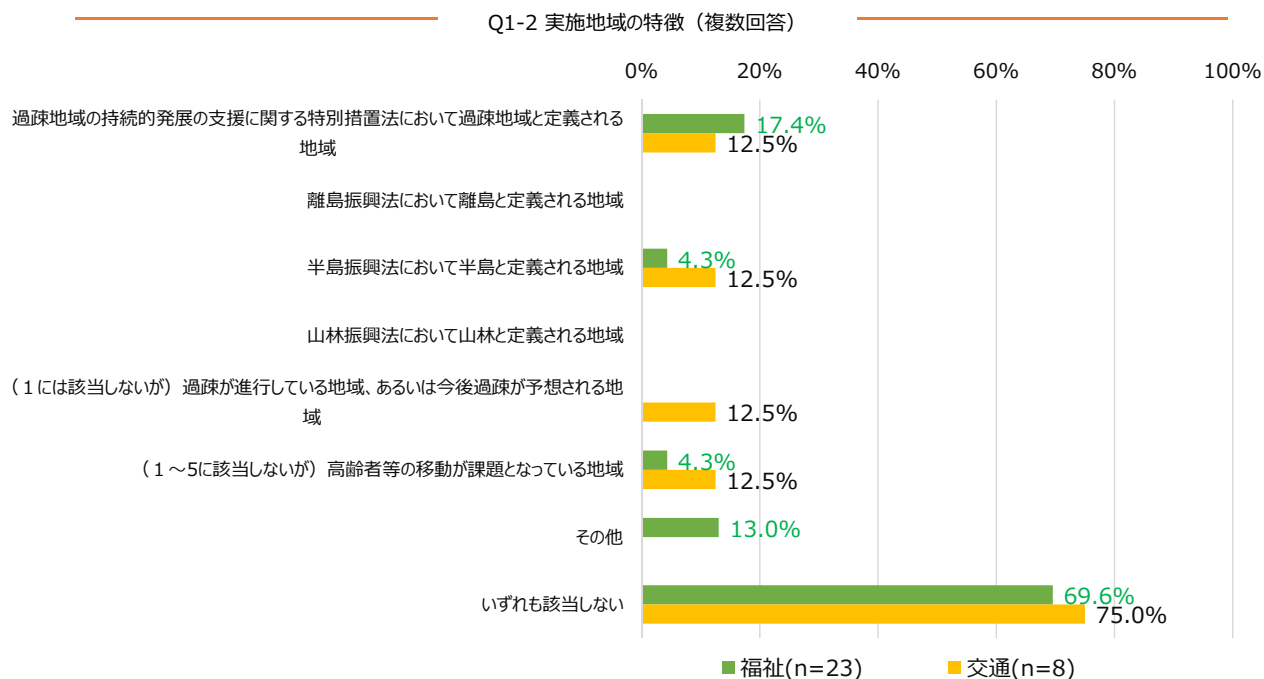
12

その他

移動支援の取組 12. その他の取組

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類

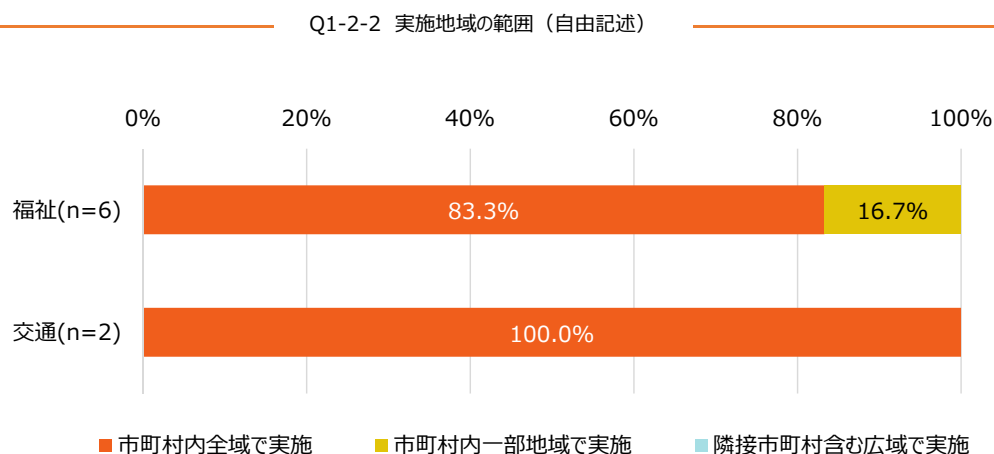


133

移動支援の取組 12. その他の取組

(1) 取組の概要

ア. 実施地域の分類



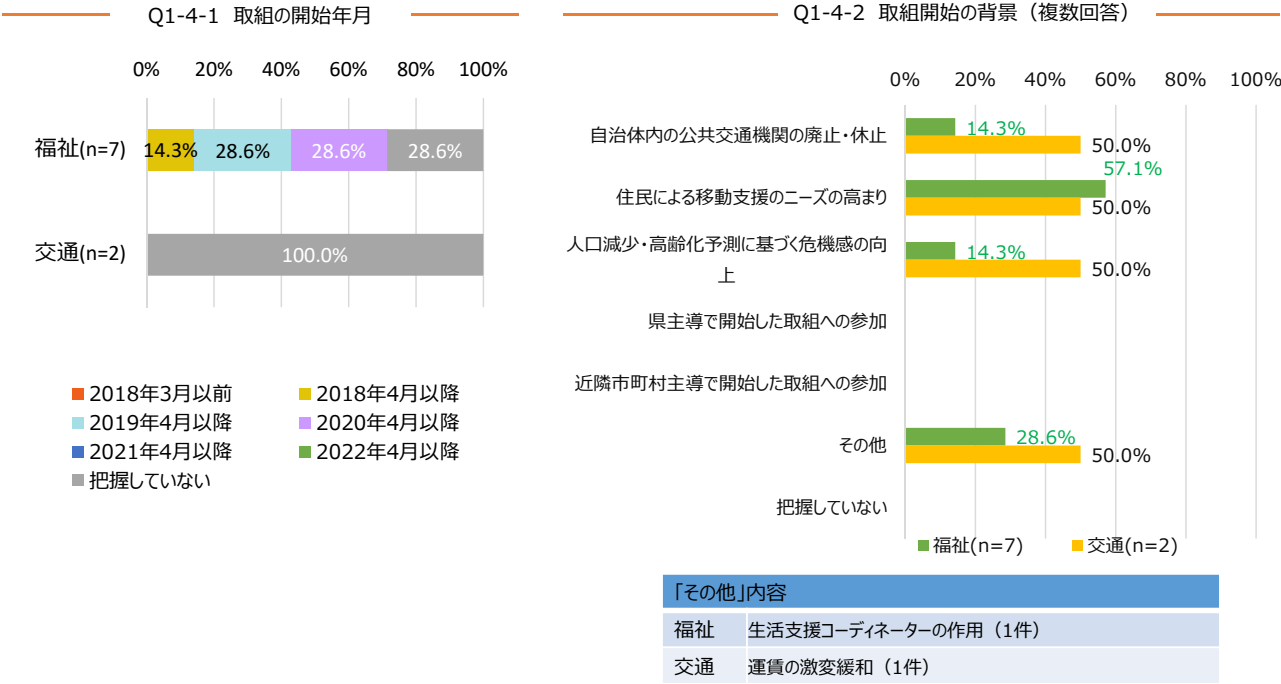
※Q1-2で「1.」～「7.」と回答した場合に回答
 ※具体的な実施地域名を元に整理

134

移動支援の取組 12. その他の取組

(1) 取組の概要

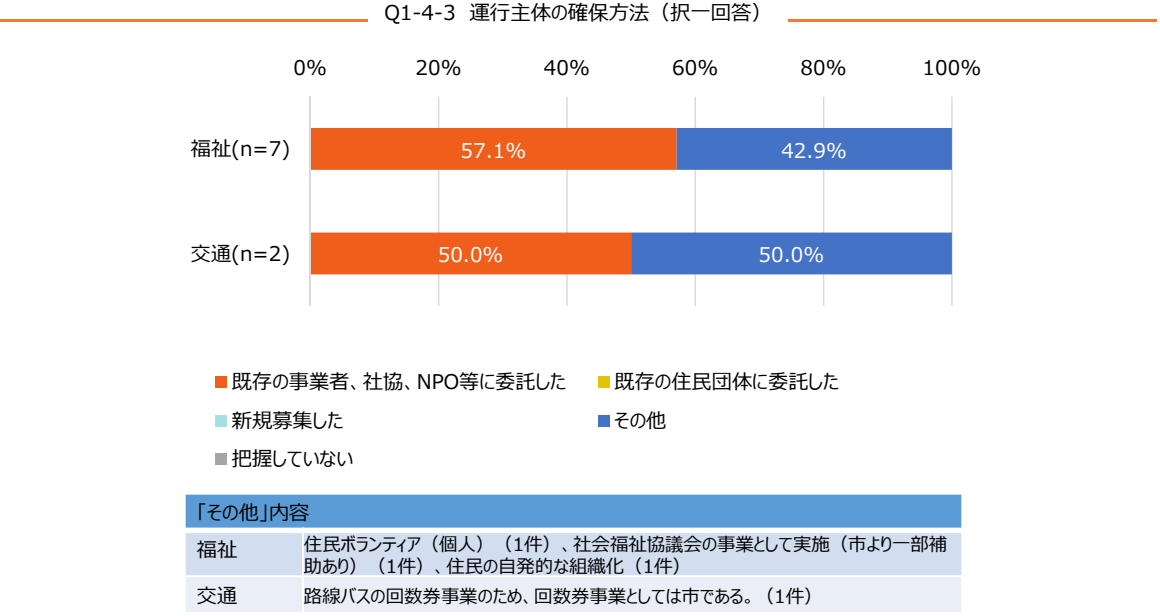
イ. 設立経緯



移動支援の取組 12. その他の取組

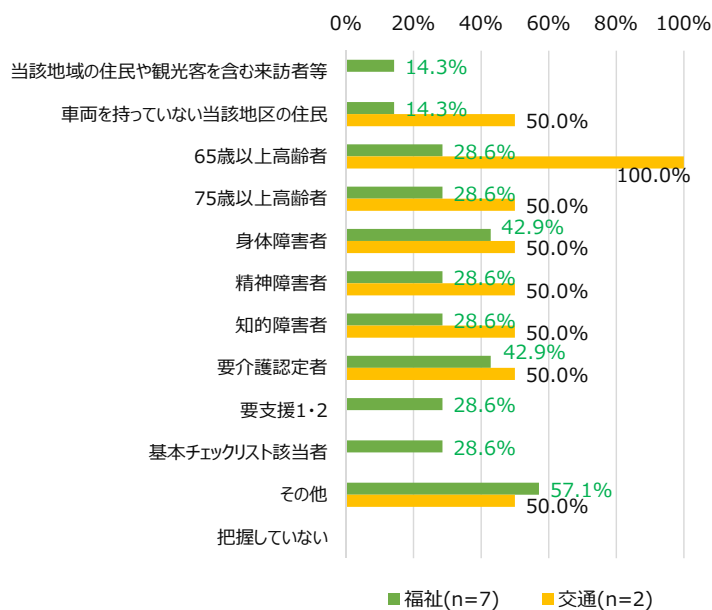
(1) 取組の概要

イ. 設立経緯

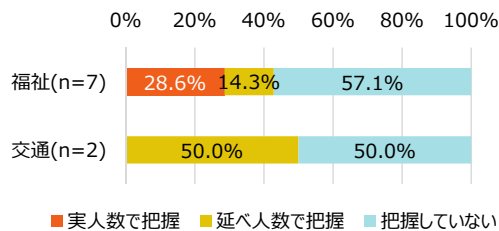


移動支援の取組 12. その他の取組 (1) 取組の概要 ウ. 利用者・対象者

Q1-5-1 利用者の種類（複数回答）



Q1-5-2 利用者数（実人数・延べ人数）

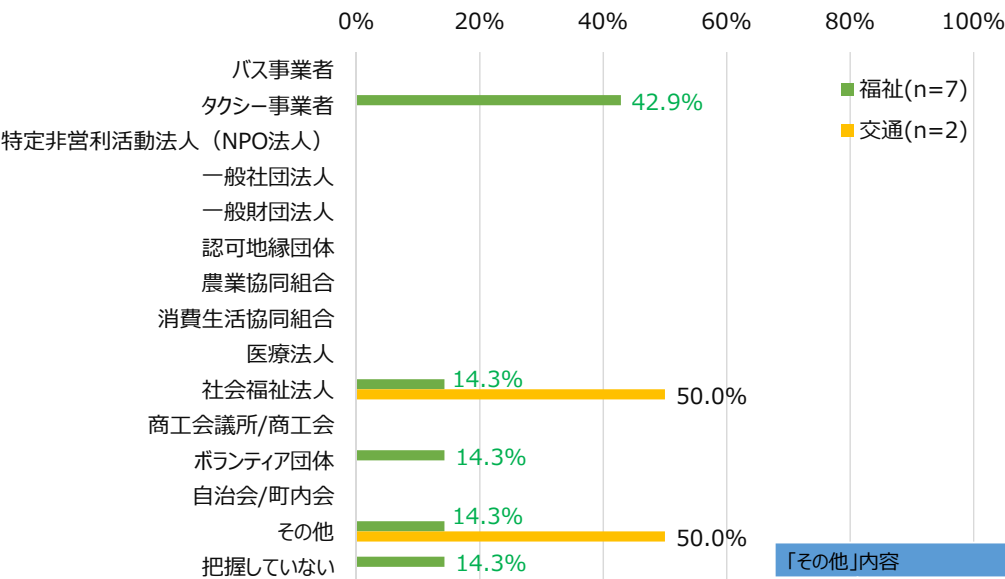


実人数	0人	1～10人	11～50人	50～100人	101～1000人	1001人以上
福祉(n=2)	0	0	1	0	1	0
延べ人数	0人	1～10人	11～50人	50～100人	101～1000人	1001人以上
福祉(n=1)	0	0	0	0	1	0
交通(n=1)	0	0	0	0	1	0

137

移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 ア. 運営主体

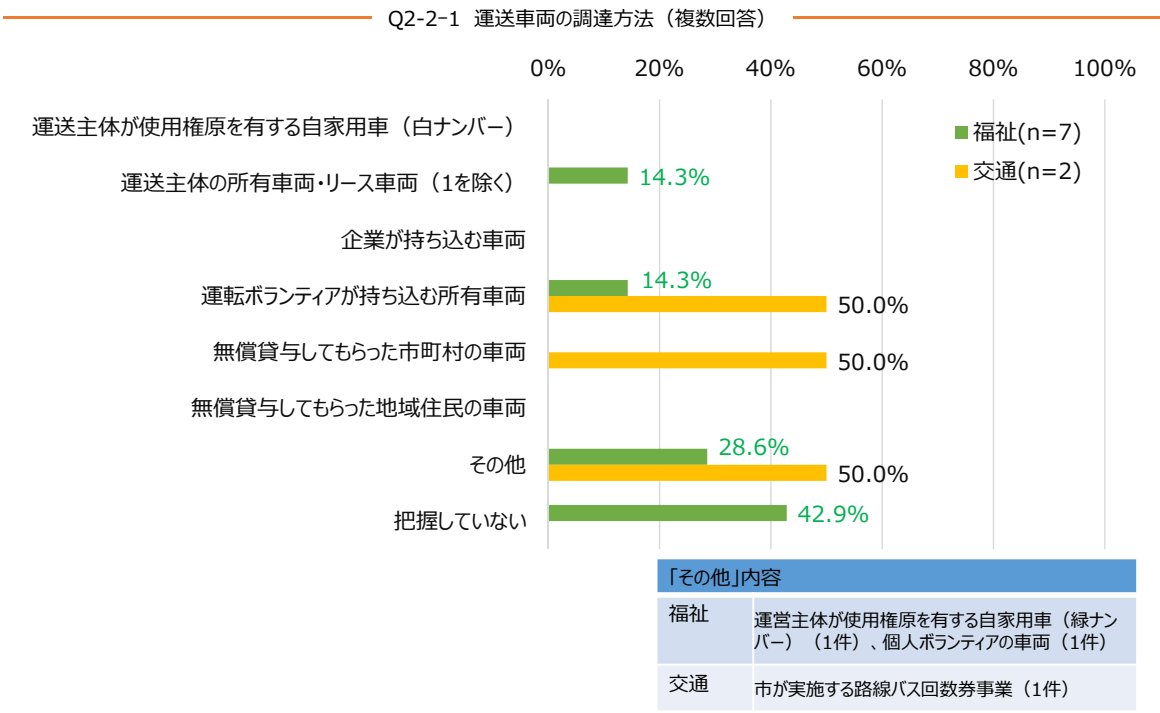
Q2-1-1 運営主体の法人格等（複数回答）



「その他」内容	
福祉	個人ボランティア（1件）
交通	自治体（1件）

138

移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 イ. 運送車両



139

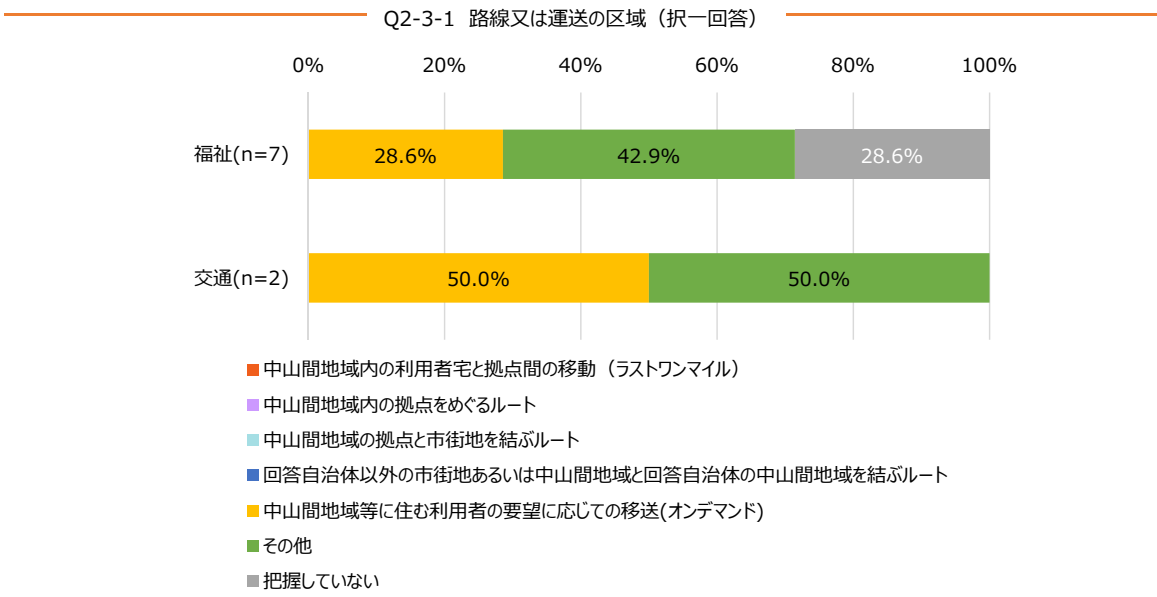
移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 イ. 運送車両

Q2-2-2 定員別車両台数（運行台数）（数値回答）

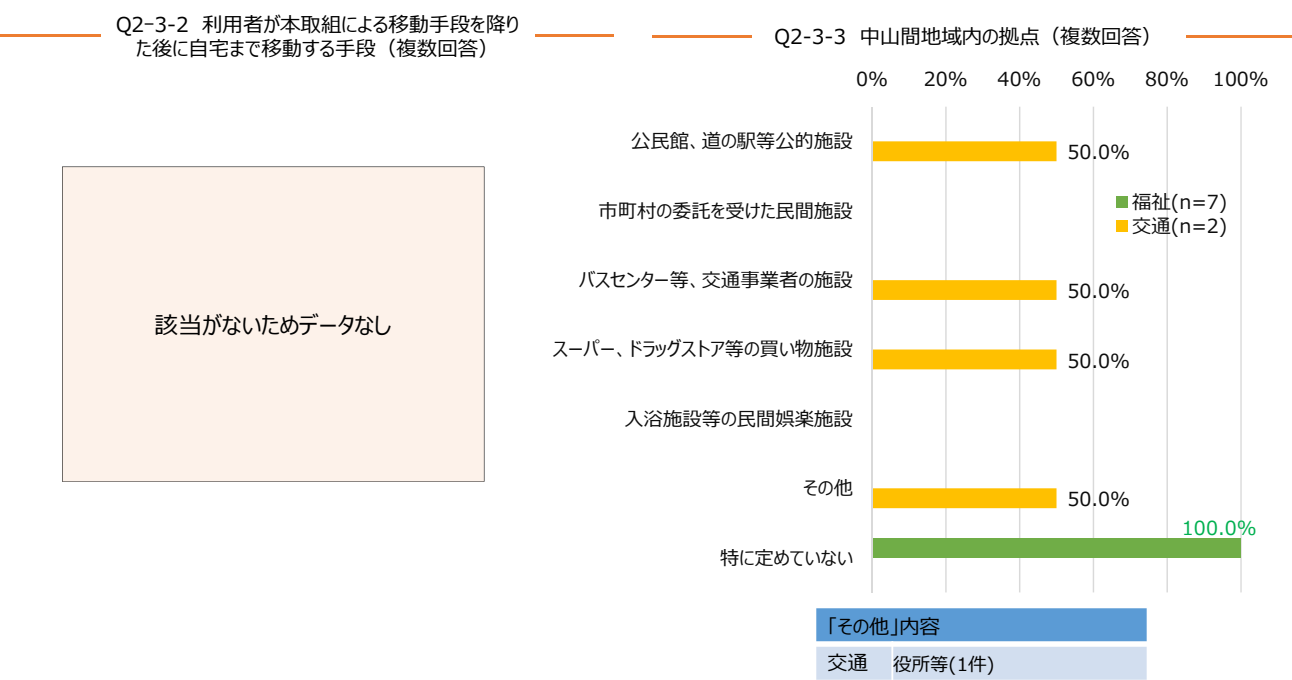
	定員4人以下の車両のみ				定員5人以上10人以下の車両のみ				定員11人以上の車両のみ				その他
	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	1台	2～5台	6～10台	11台以上	
福祉(n=5)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4
交通(n=2)	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0

140

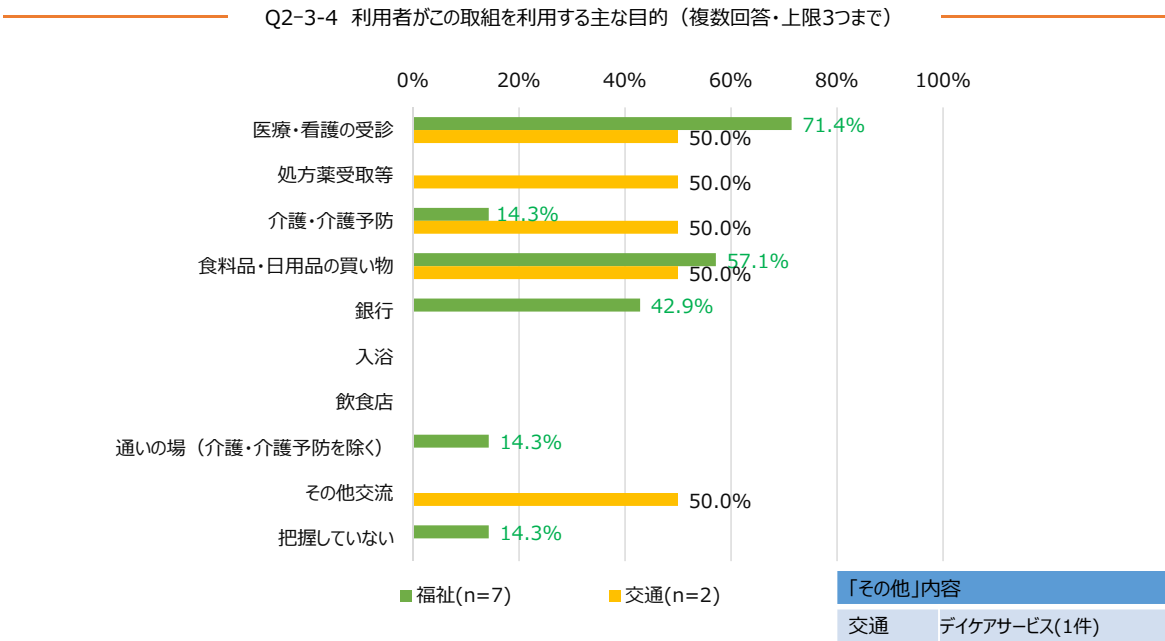
移動支援の取組 12. その他の取組
 (2) 運営
 ウ. 運行ルート・範囲



移動支援の取組 12. その他の取組
 (2) 運営
 ウ. 運行ルート・範囲

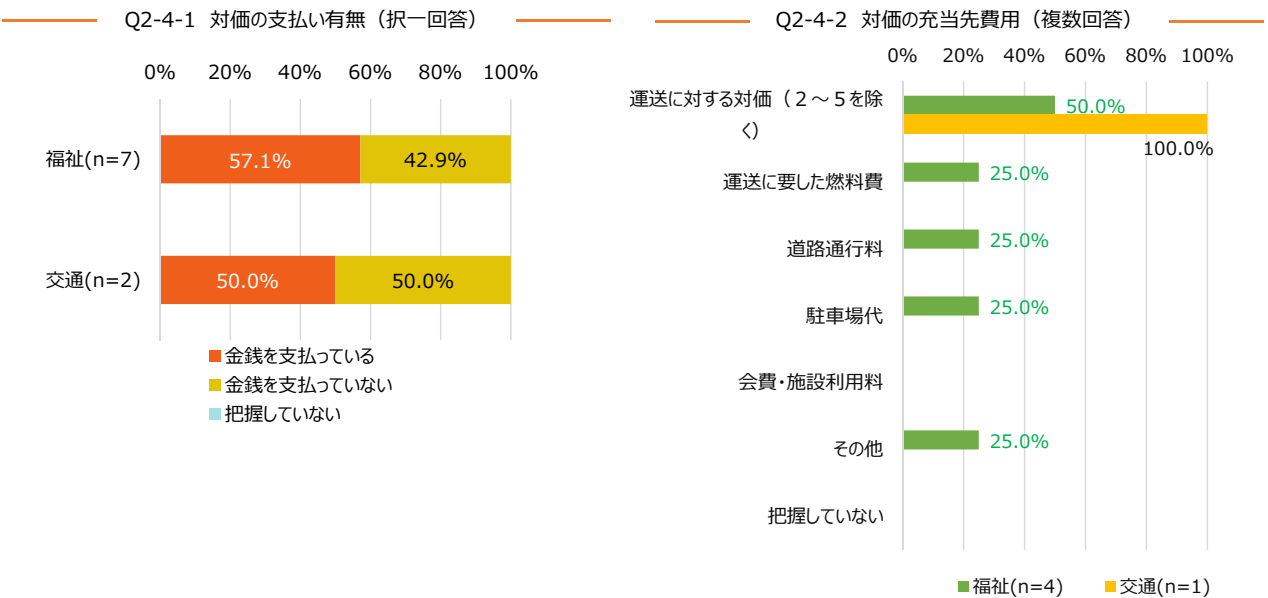


移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 ウ. 運行ルート・範囲



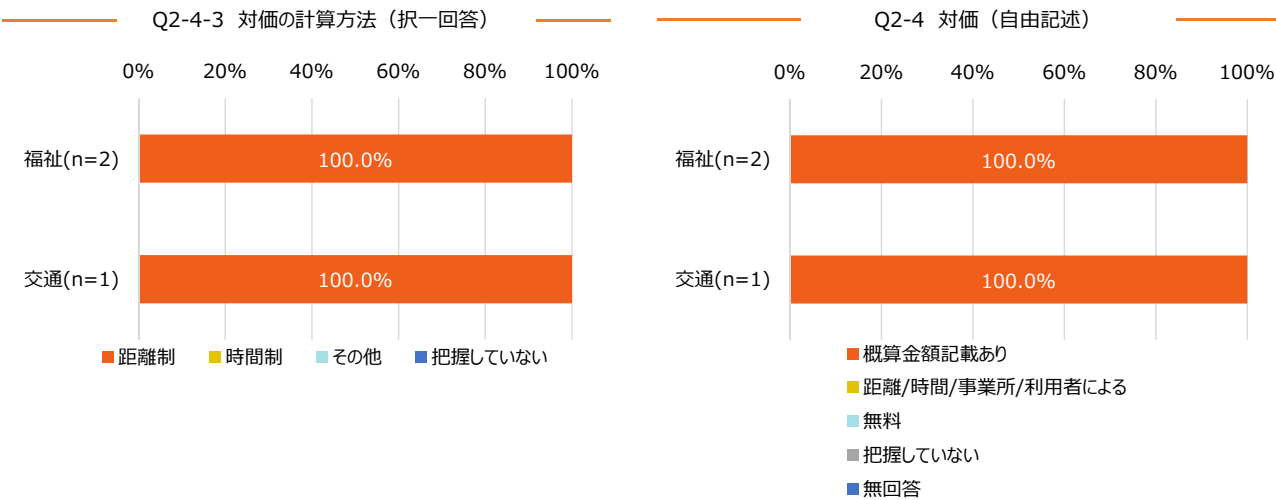
143

移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 エ. 利用者から受け取る対価



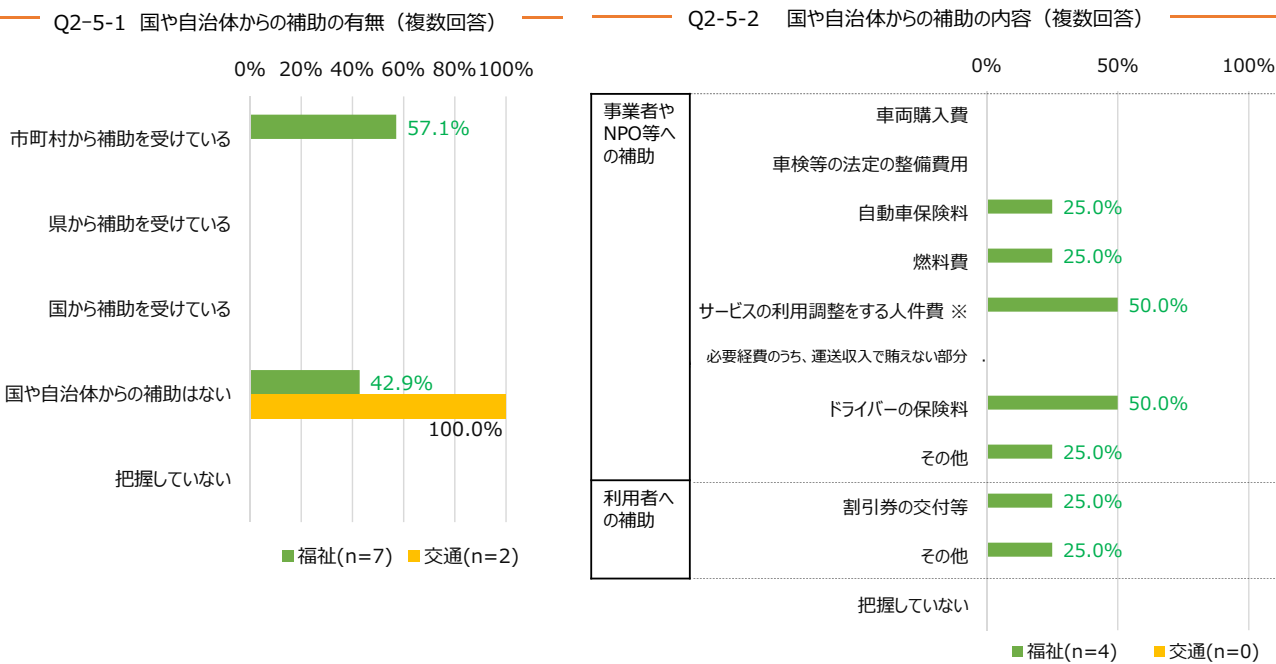
144

移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 工. 利用者から受け取る対価



145

移動支援の取組 12. その他の取組 (2) 運営 オ. 運営費用・助成



※サービス運営に必要な間接経費予約の受付や割り振りなど

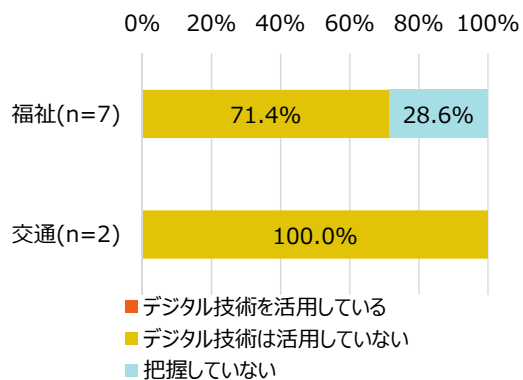
146

移動支援の取組 12. その他の取組

(2) 運営

カ. デジタル技術の活用

Q2-6-1 デジタル技術の活用状況（択一回答）



Q2-6-2 活用しているデジタル技術（複数回答）

